事　業　概　要

令和８年版

東京都中央卸売市場

事　業　概　要　目　次

第１　中央卸売市場の目的等 …… 1
１　中央卸売市場の目的及び役割 …… 1
２　中央卸売市場の経由量 …… 1
３　市場流通のしくみ …… 2
(1) 水産物、青果物、花き …… 2
(2) 食　肉 …… 2
４　市場流通の関係機関及び業者等 …… 3
(1) 農林水産大臣 …… 3
(2) 開　設　者 …… 3
(3) 出　荷　者 …… 3
(4) 市 場 内 業 者 …… 4
(5) 売 買 参 加 者 …… 5
(6) 買　出　人 …… 6
(7) 市場関係団体等 …… 6

第２　中央卸売市場の沿革 …… 7
１　中央卸売市場の沿革 …… 7
(1) 東京都における市場のはじまり …… 7
(2) 中央卸売市場法の制定 …… 7
(3) 東京都中央卸売市場の開設 …… 8
(4) 戦時統制経済下の市場 …… 9
(5) 戦後統制経済下の市場 …… 9
(6) 市場の復興 …… 10
(7) 卸売市場法の制定 …… 10

第３　各 市 場 の 概 要 …… 14
１　市場分布図 …… 14
２　市場別取扱品目一覧 …… 14
３　市 場 一 覧 …… 15
(1) 市場別所在地及び規模 …… 15
(2) 市場別市場関係業者数 …… 16
４　各市場別概要 …… 17
(1) 豊 洲 市 場 …… 17
(2) 食 肉 市 場 …… 23
(3) 大 田 市 場 …… 25
(4) 豊 島 市 場 …… 27
(5) 淀 橋 市 場 …… 28
(6) 足 立 市 場 …… 29
(7) 板 橋 市 場 …… 30
(8) 世田谷市場 …… 32
(9) 北足立市場 …… 33
(10) 多摩ニュータウン市場 …… 34
(11) 葛 西 市 場 …… 35

第４　組　　織 …… **36**
１　機　　構 …… 36
２　分 掌 事 務 …… 37
３　職 員 定 数 …… 41

第５　財　政　状　況 …… **42**
１　中央卸売市場会計 …… 42
(1) 財政状況 …… 42
(2) 令和８年度予算概要 …… 42
(3) 令和８年度中央卸売市場会計予算総括表 …… 45
(4) 令和８年度中央卸売市場会計予算の構成割合 …… 46
２　と 場 会 計 …… 47
(1) と場会計の現状 …… 47
(2) 令和８年度予算概要 …… 47
(3) 令和８年度と場会計予算総括表 …… 48
(4) 令和８年度と場会計予算の構成割合 …… 48

第６　業　務　状　況 …… **49**
１　市場取扱物品の概況 …… 49
(1) 水　産　物 …… 49
(2) 青　果　物 …… 49
(3) 食　　肉 …… 50
(4) 花　　き …… 50
２　令和７年東京都中央卸売市場における取扱状況 …… 52
(1) 水　産　物 …… 52
(2) 青　果　物 …… 52
(3) 食　　肉 …… 52
(4) 花　　き …… 52
３　令和７年東京都地方卸売市場における取扱状況 …… 53
(1) 水　産　物 …… 53
(2) 青　果　物 …… 53
(3) 花　　き …… 53

第７　事務事業の概要 …… **54**
１　東京都中央卸売市場経営計画 …… 54
(1) 東京都中央卸売市場経営計画の概要等 …… 54
(2) 市場経営の基本的な考え方と今後の進め方 …… 55
(3) 市場の活性化に向けた取組 …… 55
(4) 財政見通し …… 56
２　市場業者への経営支援の取組 …… 58
(1) 東京都中央卸売市場経営強靭化推進事業 …… 58
(2) 経営支援策 …… 59
(3) 持続可能な物流の確保に向けた取組支援事業 …… 59
３　豊洲市場関係事業 …… 60
(1) 千客万来施設事業 …… 60
(2) 賑わい創出事業 …… 61
(3) 豊洲市場移転支援 …… 62

4　旧築地市場解体工事 …… 63
5　財産管理事務 …… 65
6　施設維持管理事務 …… 66
7　設備維持管理事務 …… 67
(1) 電気設備 …… 67
(2) 通信設備 …… 68
(3) 給排水設備等 …… 68
(4) 冷蔵庫設備等 …… 69
8　環境整備事務 …… 73
(1) 自動車排気ガス対策 …… 73
(2) 廃棄物処理対策 …… 73
(3) 市場警備 …… 76
(4) 衛生管理 …… 76
(5) 法令等に基づいた環境への対応 …… 76
9　業務指導・監督事務 …… 77
(1) 取引業務の巡回調査 …… 77
(2) 市場内業者の経理及び業務検査 …… 77
(3) 事業報告書概要及び経営調査概要等の作成 …… 77
(4) 現場取引指導業務 …… 77
(5) 業務運営指導事務 …… 78
(6) 取引改善事務 …… 79
10　食の安全・安心確保への取組 …… 80
(1) 安全・品質管理者体制 …… 80
(2) 食品に関する危機管理対応 …… 80
(3) 自主的衛生管理の推進 …… 80
(4) 放射性物質への対応 …… 80
(5) 新型コロナウイルス感染症への対応 …… 80
11　広報・広聴への取組 …… 82
(1) 消費者事業 …… 82
(2) 情報サービス事業 …… 83
12　統計事務 …… 86
13　地方卸売市場事務 …… 86
(1) 地方卸売市場の概要 …… 86
(2) 地方卸売市場の現況 …… 87
(3) 地方卸売市場指導・監督事務 …… 88
14　と畜事業 …… 89
(1) と畜事業の沿革 …… 89
(2) と畜事業の現況 …… 89
(3) 家畜保健衛生対策 …… 89
(4) 放射性物質対策 …… 90
15　附属機関 …… 91
(1) 附属機関等一覧 …… 91
(2) 東京都卸売市場審議会 …… 92
(3) 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会 …… 93

第８　参　考　資　料 …… 95
1　令和７年中央卸売市場取扱実績（水産物） …… 96
2　令和７年中央卸売市場取扱実績（青果物） …… 97
3　令和７年中央卸売市場取扱実績（食　肉） …… 99
4　令和７年中央卸売市場取扱実績（花　き） …… 100
5　令和７年地方卸売市場取扱実績 …… 101
6　中央卸売市場卸売業者別委託手数料率 …… 103
7　中央卸売市場取扱品目別・年次別取扱数量 …… 104
8　中央卸売市場卸売業者受託・買付の数量、金額及び比率 …… 106
9　中央卸売市場取引方法別割合の推移 …… 110
10　中央卸売市場地域別搬出状況 …… 111
11　中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況 …… 112
12　中央卸売市場使用料一覧 …… 114
13　中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧 …… 118
14　令和７年度中央卸売市場業務日誌 …… 119
15　市 場 年 表 …… 120
16　豊洲市場の整備 …… 148
17　市 場 配 置 図 …… 170

第１　中央卸売市場の目的等

１　中央卸売市場の目的及び役割

中央卸売市場は、卸売市場法（昭和46年法律第35号：改正平成30年法律第62号）に基づき農林水産大臣の認定を受けることで中央卸売市場と称することができるものであり、毎日の生活に欠くことのできない水産物・青果物・食肉・花きなどの生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点となっている。

生鮮食料品等は、鮮度が低下しやすいため長期にわたる保存が難しく、その鮮度によって商品の価値が著しく変化する。また、その需要量に変動が少ないにもかかわらず、供給量（生産量）は天候その他の自然条件によって極めて大きく左右されるという商品特性を持っている。

このため、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的として、開設者が、衛生的かつ効率的な施設の建設や、一定の経費負担を行うなど、市場の管理・運営にあたっている。

中央卸売市場の果たしている役割は以下のとおりである。

- **集　　荷**　…　国内外から大量、多種類の品物を集めている。
- **公正な価格形成**　…　せり売及び入札並びに相対取引により公正な価格が形成されている。
- **分　　荷**　…　多数の小売業者等へ迅速に販売し、荷を捌いている。
- **確実な取引の決済**　…　早期支払いの努力義務及び代払制度により確実な代金決済を行っている。
- **流通経費の削減**　…　大量流通により経費が削減される。
- **正確な情報提供**　…　卸売予定数量・販売結果等を公表している。
- **衛生の保持**　…　衛生的な施設の確保と食品衛生法に基づく検査を行っている。

２　中央卸売市場の経由量

生鮮食料品等の全国総流通量に占める全国市場（中央卸売市場・地方卸売市場）、全国総流通量に占める全国中央卸売市場、東京都中央卸売市場それぞれの経由量及び割合は下表のとおりである。

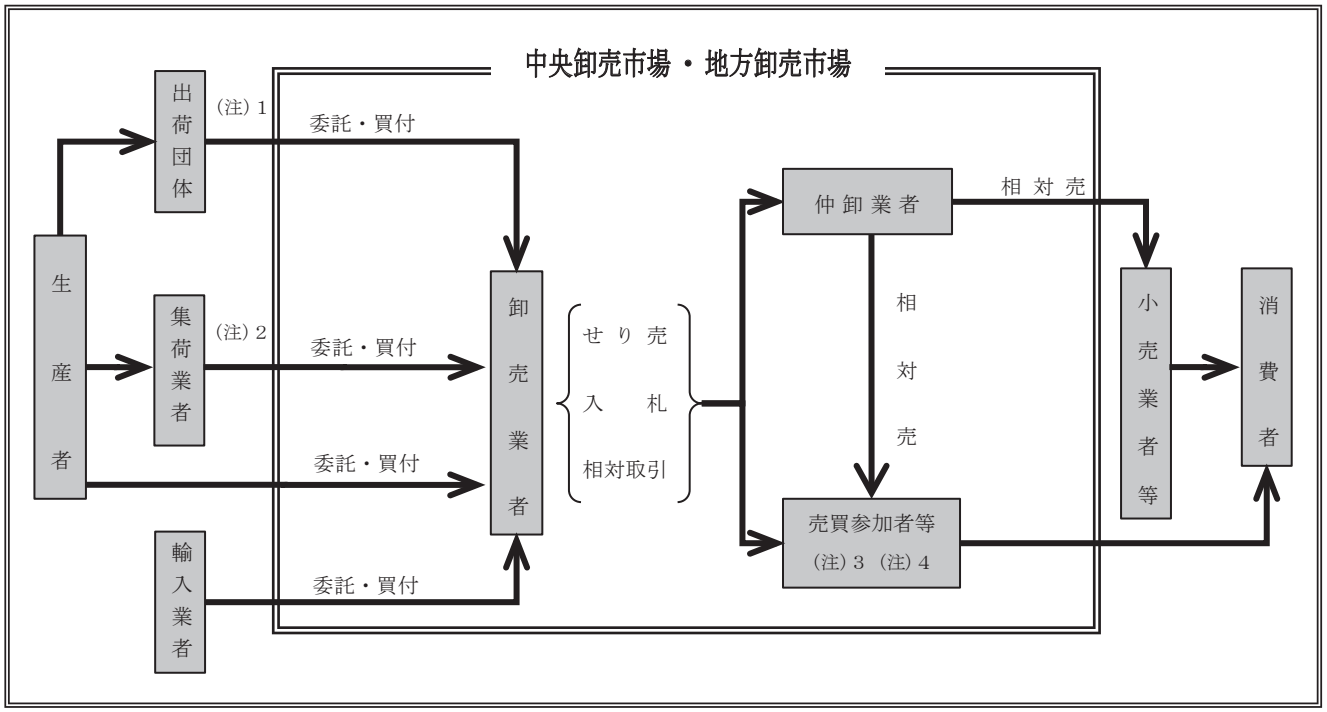
令和４年度データ（単位：千トン（花きは億円）、％）

		全国総流通量 A	全国市場 B	割合 B/A	全国中央卸売市場 C	割合 C/A	東京都中央卸売市場 D	割合 D/A
水産物		4,857	2,096	43.2	1,590	32.7	319	6.6
青果物	野菜	13,573	8,029	59.2	5,111	37.7	1,391	10.2
	果実	7,154	2,437	34.1	1,442	20.2	389	5.4
	計	20,727	10,466	50.5	6,553	31.6	1,810	8.7
食肉	牛	1,301	165	12.7	124	9.5	64	4.9
	豚	2,694	163	6.1	79	2.9	17	0.6
	計	3,995	328	8.2	204	5.1	82	2.1
花き		4,666	3,398	72.8	1,235	26.5	928	19.9

（注）　単位未満を四捨五入してあるので、合計数値と内訳の合計とは一致しない場合がある。
（資料）令和７年９月発行　農林水産省「令和６年度卸売市場データ集」

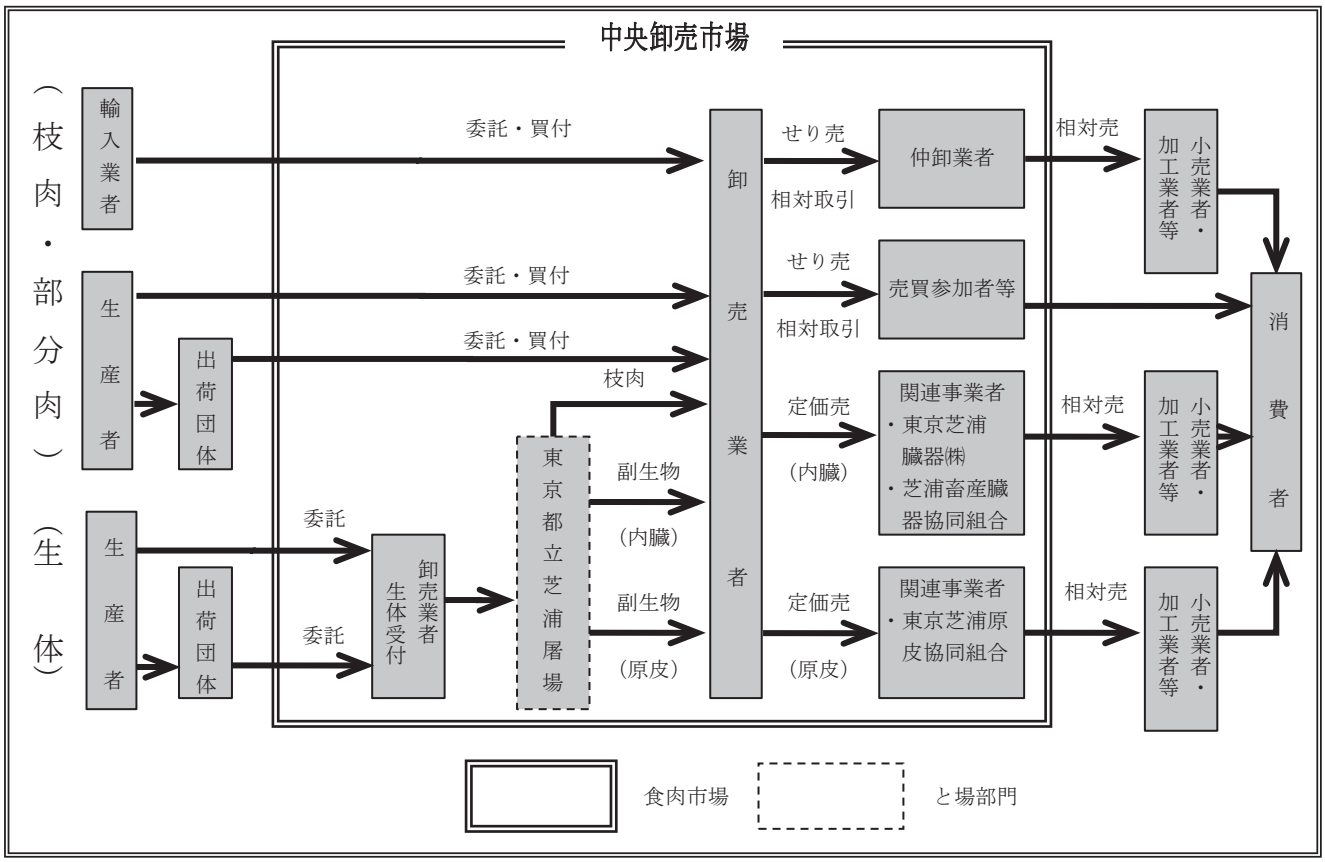
3 市場流通のしくみ

(1) 水産物、青果物、花き



(注) 1　出荷団体とは、農協・漁協・出荷組合等をいう。
2　集荷業者とは、いわゆる「産地仲買人」をいう。
3　「青果」や「花き」の小売業者の多くは、売買参加者の資格を有しており、卸売業者から購入することができる。
4　「水産」で売買参加者の資格を有しているものは、加工業者・量販店等であり、一般の小売商は仲卸業者から購入している。
5　仲卸業者及び売買参加者は、せり売及び入札に参加することができる。

(2) 食　　肉



4　市場流通の関係機関及び業者等

市場流通に関係する機関、業者等は次のとおりである。（数値：令和７年度）

(1)　農林水産大臣

農林水産大臣は**卸売市場法**に基づき、卸売市場の開設・運営に対する権限を有しており、我が国の生鮮食料品等の流通の円滑化を図っている。

農林水産大臣の有する権限は、ア 卸売市場に関する基本方針の制定、イ 中央卸売市場の認定、ウ 開設者に対する検査、指導、措置命令及び助言、エ 開設者に対し中央卸売市場の運営の状況といった事項について報告を義務付け、オ 中央卸売市場整備のための補助などである。

(2)　開設者

東京都中央卸売市場の開設者である東京都は、生鮮食料品等の円滑な供給の確保と都民の消費生活の安定に資することを目的として、**東京都中央卸売市場条例**に基づき、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図っている。

東京都が担っている業務の内容は、ア　業務規程の制定・改廃（注）、イ　業務の指導監督、ウ　市場業者の経営改善、エ　施設使用の許可及び維持管理、オ　施設整備計画の実施、カ　施設の付帯事業の運営、キ　市場内の警備及び衛生の維持、ク　市場情報の提供、ケ　東京都卸売市場審議会及び東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の運営などである。

なお、東京都では、**と畜場法**及び**東京都立芝浦屠場条例**に基づくと場の設置及びと畜解体事業も行っている。

（注）卸売市場法に定められている「業務規程」として、東京都では「東京都中央卸売市場条例」及び「東京都中央卸売市場条例施行規則」を制定している。

(3)　出荷者

出荷者は、市場取引にとって欠くことのできない存在であり、市場関係法令でも間接的にその正当な利益が保護されている。大消費地市場であり、かつ、集散市場としての性格を持つ東京都中央卸売市場にあっては、出荷者の範囲は全国に及んでいる。

出荷者には以下のものがある。

ア　生産者

農家、漁家、漁業会社、食品加工業者など自ら生産する者をいう。

生産者が直接市場に出荷するものとしては、水産物では近海鮮魚類、冷凍魚、塩干加工品、貝類、淡水魚などがあり、全体の約３％と極めて少ない。青果物では、近県で栽培される軟弱野菜が主なもので、全体の約４％、食肉では全体で約17％、花きは主に近県の切花、鉢物等を中心に約41％である。

イ　出荷団体

農業協同組合、漁業協同組合、園芸組合、出荷組合など、生産者が共同して出荷する組織体をいう。青果物は、この形態により出荷されるものが多く、青果物全体の約71％に達する。食肉でも約53％を占める。花きは切花約56％、鉢物約17％であるが、水産物は少なく約４％に留まっている。

ウ　集荷業者

いわゆる産地仲買人と称するもので、生産者から自己の計算によって生産物を買取り、市場に出荷する者をいう。青果物においては、青森県のりんご出荷者などの特定の地域における特定の商品についてわずかに見受けられるにすぎないが、水産物については産地市場の発達とあいまって、全体の約49%が、また、食肉については全体の約28%が、集荷業者によって出荷されている。

エ　輸入業者

広義の集荷業者といえるが、国内の需要を満たすため、水産物、青果物、食肉及び花きなどの生鮮食料品等を輸入し、市場に出荷する者である。

オ　花き流通における共同荷受機関

東京都内の花き卸売業者がいったん共同で荷を受け、積み替え作業を行う経由施設をいう。

これは、東京都内の花き市場の取扱規模は概ね小さかったことから、いったん市場外に設けた共同荷受機関に荷を集め、仕分け・分別を行い各市場に配送することにより、運送費などの経費を削減するために設置されたものである。

現在は、多くの花き地方卸売市場が中央卸売市場に収容されるとともに、取扱規模が大きくなり、また、産地の大型化などにより直接市場に搬入される傾向が強くなったため、共同荷受機関における取扱量は減少している。なお、このような機能を果たしている機関は、都内に２か所（大田区・江東区）存在している。

(4)　市場内業者

ア　卸売業者

卸売業者は、知事による市場施設の使用許可を受けて、出荷者から販売委託された品物や買付集荷した品物を市場内卸売場において仲卸業者や売買参加者等に卸売する者をいう。

卸売業者は、卸売市場において集荷機能という重要な役割を担っている。集荷は、出荷者からの販売委託による「受託集荷」と「買付集荷」の方法により行われている。受託集荷の場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。また、受託集荷においては、卸売業者はその卸売金額に対し予め提示している一定の料率による手数料を収受する。

販売は、取扱物品の特性に応じて、「せり売若しくは入札」又は「相対取引」の方法による。せり売又は入札の方法により卸売を行う物品の種類及び数量又は割合は、市場ごとに取扱品目別取引委員会の意見を聴き知事が定める。

このように、卸売市場において重要な役割を担う卸売業者に対し、開設者は、卸売市場における公正な取引環境を確保するため、取引状況や財務内容について監督・検査を行っている。

また、卸売業者は、インターネットの利用等により売買取引の条件や結果等を公表しなければならない。

イ　仲卸業者

知事による市場施設の使用許可を受けて、卸売業者が行う売買取引に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗・荷捌施設で仕分けし、又は調製して販売する者をいう。仲卸業者は、卸売業者と並んで、市場機構の中心を成すものであり、その主な役割は物品の「評価」及び「分荷」である。

市場におけるせり売は、上場された物品に対して、最も高い金額を提示したものへ販売され

るため、価格は、仲卸業者を中心とする買手側の評価に基づいて決定される。また、相対取引においても一定の相場を形成するなど、評価機能を発揮している。したがって、仲卸業者には、生産や消費の動向を的確に把握し、品質や鮮度を正確に判断し、それらを総合した適切な価格を見定める能力が要求されることになる。

仲卸業者のもう一つの主な役割は分荷機能である。大量かつ多種多様な物品が集中する市場においては、卸売業者が直接、短時間に小売商や飲食業者に販売することは、困難である。仲卸業者は比較的少量で多様な品揃えを必要とする買出人の需要に応えるために、必要な仕分け、調製を行い販売している。

このように、仲卸業者は、自己の評価による売買取引を通して価格を形成し、買出人への分荷を行うという重要な機能を有している。そこで行われる自由な競争により、需要と供給の関係が正しく反映された、適切な価格形成が行われている。

ウ　関連事業者

知事による市場施設の使用許可又は市場事業に係る土地の貸付けを受けて、買出人を中心とする市場利用者を対象に、各種の業務を営む者をいう。業務の種類は多岐にわたるが、流通の一翼を担う「流通補完業務」（運送業・買荷保管業・冷蔵庫業）、市場利用者への便益提供のために「物販・飲食業務」（用品販売業・関連食料品等販売業・その他販売業・飲食業）、「加工・サービス業務」（取扱物品加工業・サービス提供業）がある。

(5)　売買参加者

小売商、加工業者、地方卸売市場業者等のうち、開設者の承認を受けて、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者と同じ立場で参加できるものをいう。売買参加者には仲卸業者と同様の評価機能と分荷機能が求められている。

水産物・食肉関係では、その大半が大口需要者であるが、青果物・花き関係では、小売商である。

このように、水産物・食肉と青果物・花きによって取扱いが異なっている原因としては、青果物・花きにおいては、取引単位及びその価格が比較的小さいために、売買参加者が卸売業者と直接取引を行うことが可能であるのに対して、水産物・食肉では、買出人が処理できる程度に取引単位及び価格を小さくすることが困難であることなどが挙げられる。

なお、売買参加者は、必要に応じて仲卸業者からの仕入れも行っている。

※　市場内業者（卸売業者・仲卸業者・関連事業者は知事の市場施設の使用許可）及び売買参加者（知事の承認）の全市場の業者総数は下表のとおりである。

（令和８年４月１日現在）

	卸売業者数	仲卸業者数	関連事業者数	売買参加者数
水　産	10	510	289	318
青　果	15	313		2,812
食　肉	1	23		142
花　き	7	44		3,679
合　計	33	890	289	6,951

(6)　買出人

仲卸業者から生鮮食料品等を買い受け、その物品を市場外で販売する小売商、地方卸売市場業者、買い受けた物品を原料として食料品その他を生産し販売する加工業者、買い受けた物品を自ら消費する大口消費者（病院、学校、職場の給食等）・飲食業者等をいう。

これらの買出人の数は、全市場で数万人に達するとみられ、その範囲は、都内・周辺各県ばかりでなく、遠く東北・北海道・関西地方にまで達している。

このことは、東京都中央卸売市場が都民へ生鮮食料品等を供給しているばかりでなく、広域的な集散市場として、我が国の生鮮食料品等の流通機構において重要な役割を果たしていることを示している。

(7)　市場関係団体等

ア　市場衛生検査所

東京都保健医療局が設置するもので、**食品衛生法等**に基づく監視指導や試験検査を行い、不良食品の一般流通を未然に防止することによって生鮮食料品等の安全確保に努めている。

イ　関係団体

中央卸売市場には、生鮮食料品等の流通機構に関係する多くの業者が集中しているため、これらの組織する組合又は諸団体がある。

ウ　その他

以上のほか、市場利用者の利便を図る目的で、郵便局や診療所などが置かれている市場もある。

第２　中央卸売市場の沿革

１　中央卸売市場の沿革

(1) 東京都における市場のはじまり

東京都における生鮮食料品市場の歴史は、徳川家康が幕府を開いた慶長８年（1603）前後までさかのぼることができると言われている。

一説によると、徳川家康が江戸城に居を構えた天正18年（1590）に、摂津国西成郡佃村（現在の大阪市西淀川区佃町）の名主、森孫右衛門という者が、その一族９名と漁師30余名を連れて江戸に入り、徳川家の需要に応じるとともに、許しを得て一般庶民にも販売したという。これが住民の増加につれて、次第に大規模になり、後年いわゆる魚河岸と称されるものに発展した。

青果物の市場も、ほぼ同じ頃、数カ所に設けられたというが、魚市場のように特に幕府の許しを得て開業したものではなく、起源のはっきりしているものがない。

これらの市場の運営、取引などについては、幕府はあまり干渉せず、市場業者が自由に行ったため、同業者間の無益な競争、取引の乱れ、不充分な衛生管理など、住民の食生活の安定を害するようなことがしばしば起こったが、市街地の拡大、人口の増加に伴って市場の数も増加し、規模も大きくなっていった。

明治維新による社会情勢、経済事情の急変などがあって、市場が一時衰えたため、東京府は、この対策として明治10年「魚鳥並青物市場及問屋仲買営業例規並税則」を公布した。これは、市場の数と位置を限定するとともに、問屋・仲買業者の数を制限し、また、その組合を結成することを命令し、免許料及び府税を徴収することとしたものである。この例規は、生鮮食料品市場に関する規定としては、過去に例のない整ったものであった。

この例規により開設を許可された市場の数は、水産物４〔日本橋（現、中央区日本橋付近）・新場（現、中央区小舟町付近）・芝金杉（現、港区芝浜松町付近）・千住（現、足立区千住橋戸町付近）〕、青果物16〔神田多町（現、千代田区神田多町）・神田連雀町（現、千代田区須田町付近）・神田須田町（現、千代田区須田町）・神田佐柄木町（現、千代田区須田町付近）・京橋大根河岸（現、中央区八重洲・京橋付近）・両国広小路（現、中央区東日本橋付近）・本所中の郷竹町（現、墨田区東吾妻橋１丁目）・本所千歳町（現、墨田区千歳町）・本所四ツ目（現、墨田区江東橋２丁目）・駒込浅嘉町（現、文京区駒込付近）・千住中組（現、足立区千住橋戸町付近）・青山南町４丁目（現、港区南青山３丁目）・南品川五丁目（現、品川区南品川・青物横町付近）・四谷内藤新宿一丁目（現、新宿区新宿御苑付近）・下谷金杉村原宿町（現、台東区下谷３丁目）・本芝四丁目（現、港区芝付近）〕であり、この後にも数カ所に開設が認められ、中央卸売市場が開設されるまでの間、庶民の食生活の安定に寄与した。

また、この例規は、明治29年「食品市場取締規則」が公布されるとともに廃止され、市場の監督権は、東京府から警視庁に移った。

(2) 中央卸売市場法の制定

中央卸売市場を開設する根拠となる「中央卸売市場法」が制定・公布されたのは大正12年３月である。

最も早く中央卸売市場開設の必要性を唱えたのは日本橋魚市場組合であった。この市場は、東京で最も長い歴史を持った大市場であったが、市場の発展に伴って施設の狭さ、取引の乱れ、同業者の過当競争は極度に達していた。このため、明治44年に組合の決議をもって、東京市に対して、市営による総合市場の開設の請願を行うとともに、貴族院・衆議院及び農商務省に対して、中央卸売市場法制定の請願書を提出した。

国においても大正元年には、市場法の試案を生産調査会に諮問し、慎重に検討を続けていたが、大正３～７年の第１次世界大戦の拡大が、我が国の経済に好景気をもたらす反面、物価の高騰と一般市民の生活難を招き、これが大きな社会問題となったため、政府は「暴利取締令」をもって商人の暴利を抑制しようとした。しかし、社会不安はますます増大し、遂に大正７年末、全国にわたって米騒動が起こった。このため政府は、六大都市をはじめとする各地で公設小売市場を設けて社会不安の緩和に努力したが、この公設小売市場の機能を充分に発揮させるには、その元になる中央卸売市場を開設すべきであるという意見が強くなり、これが直接のきっかけとなってようやく中央卸売市場法が制定・公布された。

(3) 東京都中央卸売市場の開設

大正12年３月に制定・公布された「中央卸売市場法」を受けて、昭和２年に京都市が全国に先駆けて中央卸売市場を開設したのを始め、昭和５年に高知市、昭和６年に大阪市、横浜市、昭和７年に神戸市と次々と開設された。

東京においても直ちに建設計画に着手したが、大正12年９月関東大震災が起こり、日本橋魚市場をはじめ、ほとんど全ての市場が被害を受けたため、この計画は急速に進展した。

まず、在来市場の復旧開業を禁止し、当面の善後策として、魚市場（築地）、江東青果物市場（本所横網）に市設の臨時市場を建設し、在来市場の業者を収容した。これはやがて常設的な市設卸売市場となり、昭和10年に東京市中央卸売市場が開設されるまで継続された。

これと並行して、東京市は本格的な中央卸売市場の建設計画を進め、大正13年に第１次分場計画として本場（築地）及び２分場（神田・江東）の建設を市議会で議決した。

その後、昭和７年の東京市域拡張に伴い、散在していた60余の私設市場を統合収容し、市場機能を充分に発揮させるため、第２次分場計画をたてて、荏原・淀橋・豊島・足立方面にそれぞれ分場を建設することとなり、同年、市議会で議決された。

このようにして、中央卸売市場開設の準備は着々と整い、昭和２年江東分場、昭和３年神田分場、　昭和８年本場が完成し、昭和６年６月本場、昭和９年神田・江東両分場の開設が認可された。しかし、卸売人の単複問題、仲買人を始めようとする諸業者の収容問題などが容易に解決せず、昭和10年２月になって築地本場青果部・鳥卵部・魚類部（淡水魚のみ）、神田分場、江東分場、同年６月に本場魚類部塩干魚、同年11月に本場魚類部鮮魚と、課題の解決した部門から、順次中央卸売市場としての業務を開始した。

その後、第２次分場計画による荏原・豊島・淀橋・足立の４分場が、それぞれ昭和11年６月、昭和12年３月、昭和14年２月、昭和20年２月に業務を開始した。

中央卸売市場の開設が生鮮食料品の流通に及ぼした効果は大きなものがあった。

その第１は、「公正な価格の決定と取引の明朗化」である。これは、中央卸売市場法によって、市場取引にせり売の原則がうち立てられたことによるところが大きい。元来、せり売は青果市場での取引慣行であって、魚市場では全くせり売の経験がなく、取引は全て袖やり、耳やりなどの秘密相対売であった。このため、開場当時は相当の混乱があったが、開設者である東京市の指導監督も、せりの公正に主眼を置いたため、１年足らずの間に、整然とした取引が行われるようになり、他都市の模範となった。

第２は「価格と品質の安定」である。中央卸売市場においては、需要と供給が一箇所に集中するので、価格は自然と調整されて変動が少なくなった。

また、毎日の卸売価格が正確に発表されたので、生産者や出荷者の出荷調整に役立った。さらに各産地から各種の生産物が集まるので、さながら品評会のような状態となり、品種改良や包装の改善・統一を促進することになった。

第３は「保健衛生上の効果」である。中央卸売市場は、従来の私設市場と異なって、施設が完備していた上に、開設者も衛生面に配慮したため、市場内の衛生状態は良好になった。

(4) 戦時統制経済下の市場

市場開設後、日もまだ浅い昭和12年７月、日華事変が勃発した。これをきっかけにして日本経済は統制の時代に入り、中央卸売市場もその役割の重要な一端を担うとともに、機能に大きな影響を受けることとなった。戦時経済下における膨大な戦費の支出は、通貨の膨張を招き、それにつれて物価が上昇して国民の生活は非常に厳しい状況に置かれた。政府は、国民の生活を安定させるためには、物価の安定を図ることが最優先であるとして種々の政策を講じたが、インフレ傾向を抑えることはできなかった。生鮮食料品も例外ではなく、中央卸売市場の卸売価格は、昭和11年から15年までの間に、水産物、青果物などほとんど全ての物品にわたって２倍を超え、特にきゃべつは６倍以上にもなった。

昭和14年９月、政府は国家総動員法を発動し、これに基づいて定められたいわゆる「価格停止令」によって、一般の物資・料金については物価の上昇は避けられたが、生鮮食料品は、その特殊性もあって、加工品を除いて適用を除外されたので、依然として上昇を続けた。このため、翌昭和15年８月、戦時体制下における中央卸売市場に対する統制の第一歩となる「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」が発せられた。その主な内容は、せり制度の改変（定価売・入札売の採用）、卸売人手数料の低減、仲買人の口銭制限、荷主及び買出人に対する奨励金の全廃などで、その一つ一つが全て中央卸売市場の運営に大きな影響を及ぼすものであった。また、同年３月に、生鮮食料品としては初めて、食用うなぎに公定価格が設定されたのを皮切りに、翌年中にはほとんど全ての生鮮食料品の価格が公定され、本格的な統制段階に入った。

公定価格設定の結果、卸売価格は一様に低落したが、これと同時に、中央卸売市場への入荷量の激減、配給経路の著しい混乱、市場外のやみ取引の横行、品質の低下などの現象が生じて、生鮮食料品の流通に大きな変動を与えた。

その後も公定価格は何度か改定されたが、単なる価格の公定が、国民、特に大都市住民の食生活の安定に利するものではないことが明らかになったため、昭和16年、配給統制規則を公布（鮮魚介４月、鮮魚介を除く水産物翌年１月、青果物及びいも類８月、食肉９月）し、完全な配給統制時代に入った。これによって、中央卸売市場本来の機能は事実上停止し、卸売人は配給機関となり、仲買人は全て廃止された。

(5) 戦後統制経済下の市場

第二次世界大戦は、昭和20年８月15日に終戦を迎えた。ほとんど全ての都民は、衣食住、なかでも食の欠乏に悩んだ。戦時中の統制は無視され、やみ市が公然と形成された。政府内でも統制撤廃の考え方が強くなり、同年11月には青果物及び鮮魚介の公定価格と配給統制は完全に撤廃された。ところが、政府の意思に反して、インフレの徴候が現れはじめた。

このため、政府は種々の対策を講じたが、インフレ抑制の効果はなく、遂に翌年２月、食糧緊急措置令と金融緊急措置令を同時に公布して、やみ行為を厳重に取り締まるなど、再び統制経済を敷くこととした。

中央卸売市場は配給機構の中心として活動したが、入荷量は少なく、配給も円滑に行われなかったので、国は市場機構改革委員会を設置し、その答申を参考に鮮魚介、加工水産物、青果及びつけ物それぞれの配給規則を公布して統制を更に強化した。東京都はこれに基づいて、市場内に荷受機関、分荷及び指図機関を設け、集荷・配給を行った。

戦時統制下における荷受機関としては、水産物・青果物ともに、それぞれ単一の統制株式会社があるだけであったが、戦後、統制会社令の失効により普通会社に移行した。さらに独占禁止法や過度経済力集中排除法などが公布されると、これら普通会社に代わって、各市場に１ないし２の新会社（水産６・青果８）が発足した。

また、上記会社のほかにも各種組合なども荷受機関として指定されたため、あわせて水産23、加工水産物15、青果物21、つけ物37の多数にのぼり、それぞれが激しい競争をしたので、どの市場も活気に満ち、せり取引も復活した。しかし、せり取引によって価格は急上昇し、公定価格を上回ったため、これを禁止したところ、今度は入荷量が激減したので、政府は、公定価格の改定、出荷者に対する見返り物資の給付などの対策を講じて集荷に努めた。

昭和23年頃になると食糧事情も好転し始め、公定価格を下回るものさえ現れた。消費者は従来の量中心から、品質を重視し、豊富な品種を要求しはじめた。配給品の拒否という現象も生じて、配給制度は徐々にその存在意義を失っていった。

(6) 市場の復興

統制解除は果実から始まった。果実は戦後再統制の当初から、闇ルートで流通するものの方が圧倒的に多く、一般都民も一種の贅沢品であるとして、あまり関心を払わなかったので、統制はないに等しい状態であった。そこで政府も昭和22年10月に果実の統制を解除した。これによって、価格は相当上昇したが、市場への入荷量も急増した。生産者や市場関係者は、引き続いて他の品物についても解除されることを期待したが、結局、つけ物は昭和23年12月、蔬菜は翌年３月に解除され、水産物については、一部が昭和23年７月に解除されたものの、全面的な解除は昭和25年４月まで待たなければならなかった。

果実の統制が解除された翌年の夏頃から蔬菜の出回りが順調となって、統制の全面解除が間近いことが予想されたため、東京都や市場関係者は市場の復興に着手し、その第一歩として昭和23年10月に東京都中央卸売市場業務規程の全文改正を実施した。

改正の要点は、統制規制における荷受機関を卸売人として復活させたこと、統制中に廃止されていた仲買人制度の復活に備え、仲買人に関する規程を設けたことであり、そのほか、取引などについて、戦後の新たな事態に対応するための改正も行った。これを受けて東京都は、統制が解除された品目ごとに、順次卸売人の業務許可を行った（水産物・蔬菜19社、果実21社）。仲買人制度も、それぞれの品目で卸売人が許可された後、半年以内に復活した。復活当初の仲買人数は、果実 366、蔬菜96、水産物 1,238人であった。

また、これとともに売買参加人制度も復活した。

このようにして、生鮮食料品の統制が全面的に解除された昭和25年頃には、中央卸売市場は完全にその機能を回復し、取扱量も戦前の水準に達していたが、施設面においてはまだ十分に復興したとはいえなかった。各市場とも、戦災によってかなり大きな被害を受けており、荒れ果てた状態であった。加えて、大きな土地と建物を有する市場は進駐軍の注目するところとなり、築地市場は市場全施設の４分の１が接収され、洗濯工場・駐車場などとして使用された。入荷量が極めて少なかった統制時代は、ほとんど支障をきたさなかったが、解除後、入荷量が激増するとともに施設の荒廃と狭隘は重大な問題となってきた。このため東京都は進駐軍等に対して接収解除の陳情を行う一方、昭和21年度から27年度までの７年間に約３億円を投じて復旧に努めた。接収が完全に解除されたのは、昭和30年のことであった。

(7) 卸売市場法の制定

中央卸売市場法は大正12年に制定されて以降、４回にわたり一部改正が行われたが、生鮮食料品等の流通事情の変化、すなわち都市化の進展、消費の高度化・多様化、生産地の大型化、小売業の近代化等が急速に進行し、もはや対応し得なくなったため中央卸売市場に関する制度を改善するとともに、中央卸売市場以外の卸売市場についても統一的な法制を整備すべきであるとの各界からの要請を受けて、あらたに**「卸売市場法」**（法律第35号）が昭和46年４月３日公布され、昭和46年７月１日施行された。

この法改正の主な内容は、次の３点であった。

第１は、卸売市場の整備を計画的に推進するための措置で、農林大臣は**「卸売市場整備基本方針」**及び**「中央卸売市場整備計画」**を定めるものとし、また、都道府県知事はこれらに即して、「都道府県卸売市場整備計画」を定めるものとしたこと、第２は、中央卸売市場の開設及び運営のあり方等につき改正を行ったものであり、特に、売買取引において適正な価格形成と取引能率の向上を図り、流通秩序を保持する等の見地から、せり又は入札売の原則及び委託販売の原則とその例外措置について所要の規定を設けるほか、卸売の相手方の制限、せり人の登録、仲卸業者の業務の規制等について定めたこと、そして第３は、中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が一定規模以上のものを「地方卸売市場」として、その開設及び卸売の業務は条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならないものとしたことである。

ア　中央卸売市場の整備

この卸売市場法の施行に伴い、東京都においても中央卸売市場法に基づく業務規程を廃止し、あらたに卸売市場法に基づく**「東京都中央卸売市場条例」**（条例第144号）が昭和46年12月１日公布され、昭和47年１月１日施行した。また、**「東京都地方卸売市場条例」**（条例第154号）が昭和46年12月27日公布され、昭和47年１月１日施行し、都内の中央卸売市場以外の卸売市場のうち法律に定める一定規模以上の卸売市場についても、地方卸売市場として許可し、業務の指導・監督を行うこととなった。

東京都は、上記卸売市場法の制定以前においても、昭和36年12月に**首都圏整備10か年計画**、また、知事の諮問機関として昭和37年３月に設置された東京都中央卸売市場流通改善対策審議会の答申の趣旨を尊重した**東京都中央卸売市場整備８か年計画**（昭和38年７月）を策定するなど、計画的に整備を行ってきた。

新しい卸売市場法の施行に伴い、東京都中央卸売市場流通改善対策審議会条例を廃止し、新たに**「東京都卸売市場審議会条例」**（条例第155号）が昭和46年12月27日公布され、昭和47年１月１日施行し、卸売市場の整備計画を諮問する機関として東京都卸売市場審議会を発足させた。

東京都は、この東京都卸売市場審議会の答申を受けて、昭和47年11月**「東京都卸売市場整備計画（第１次）」**を策定した。卸売市場整備計画の期間は10か年であるが、５年ごとに計画の見直しを行うこととなった。

その後、東京都卸売市場整備計画は、昭和52年３月に第２次、昭和57年３月に第３次、昭和61年12月に第４次、平成３年11月に第５次、平成８年11月に第６次、平成13年12月に第７次、平成17年11月に第８次、平成24年１月に第９次、平成29年2月に第10次（暫定版）を順次策定し、平成30年５月に第10次の改定を行った。

これらの東京都卸売市場整備計画に基づき、板橋市場（昭和47年２月）、世田谷市場（昭和47年３月）、北足立市場（昭和54年９月）、多摩ニュータウン市場（昭和58年５月）、葛西市場（昭和59年５月）、大田市場（平成元年５月）、豊洲市場（平成30年10月）の各市場を開場した。

さらに東京都卸売市場整備計画に基づき花き市場を開設することとし、北足立市場（昭和63年４月）、大田市場（平成２年９月）、板橋市場（平成５年２月）、葛西市場（平成７年４月）、世田谷市場（平成13年４月）の各市場に併設して花き部を設置した。

食肉については消費地への出荷が生体であることから消費地のと場が取引の中心的役割を果たしてきたため、市場取引の慣習が成熟しておらず、市場化が立ち遅れていた。しかし、昭和38年７月に閣議決定された「生鮮食料品流通改善対策要綱」の「芝浦に食肉市場を開設し食肉取引の改善を図ることを東京都に強く指導する」という方針に基づき、昭和38年８月「食肉市場設置方針」を決定した。この方針に基づき、芝浦屠場の関係業者に食肉市場開設についての協力要請を行い、東京都が半額出資（３億円）する卸売会社の設立と仲買人制度の設置により、昭和41年12月に、従来の都立芝浦屠場から取引部門を分離し、これを食肉市場として業務開始

した。

イ　卸売市場をめぐる環境の変化と法改正

卸売市場法（昭和46年４月法律第35号）は、平成11年７月に改正（法律第109号）され、平成12年４月１日に施行された。

近年、卸売市場を取り巻く環境の変化は著しい。産地の大型化による発言力の高まりなど、川上の変化、消費の多様化や量販店など流通チャネルの多様化と競争激化といった川下の変化の中で、卸・仲卸などの経営の悪化などの状況を踏まえ、中央卸売市場関係業者の経営体質の強化、中央卸売市場における取引方法の改善、中央卸売市場の再編等の推進、地方卸売市場の活性化の４点を中心とした法改正を平成11年７月に行い、卸売市場の新たな展開と活性化を図ったものである。

その後の卸売市場をめぐる環境の変化に鑑み、生産・消費両サイドの期待にこたえられる「安全・安心」で「効率的」な流通システムの転換が図られるよう、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、卸売市場法の一部が改正（法律第96号）され、平成16年６月９日に施行された。

法改正の主な内容は、卸売市場における品質管理の高度化、商物一致規制の緩和、卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和、卸売市場の再編の促進、仲卸業者に対する財務基準の明確化、取引情報公表の充実である。

東京都においても卸売市場法及びこれに関連する政令・省令の改正に伴い、取引規制の緩和、適正な品質管理の推進等の措置を講ずるとともに、市場の環境の改善等の規定を整備することから、東京都中央卸売市場条例の一部改正（平成17年５月１日施行）及び東京都地方卸売市場条例の一部改正（平成17年４月１日施行）を行った。

条例改正の主な内容は、多様な取引形態への対応、市場取引の透明性の確保、卸売業者・仲卸業者に対する規制の緩和、仲卸業者の経営体質の強化、食料品の安全の確保と品質管理の徹底など法の改正に伴うものと、都独自の事項として、関連事業者に関する規定の見直し、市場の大気等の環境改善を図るため、市場業者及び市場利用者の環境改善の努力義務の規定を新設するほか、非登録車両に対する車両の使用禁止等の措置の導入、売買参加者の承認の有効期間の更新制の導入、条例に規定する事項と規則に規定する事項の見直し等である。

なお、卸売業者の委託手数料等の弾力化については、業務規程で卸売手数料を定めなければならないとする規定が平成21年４月１日に廃止されたため、東京都中央卸売市場条例の一部改正（平成21年４月１日施行）により、卸売業者の届出制とした。

これにより、一部の卸売業者から委託販売手数料率の変更の届出があり、卸売業者ごとに異なる手数料率が設定された。

ウ　平成30年卸売市場法の一部改正

食品流通の多様化が進む中、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場について、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含む食品流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進する観点から、平成30年６月22日に卸売市場法の一部が改正（法律第62号）され、令和２年６月21日に施行された。法改正の主な内容は、以下のとおりである。

(ｱ)　目的規定において、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場の認定に関する措置等を講ずることを定めること

(ｲ)　農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めること

(ｳ)　農林水産大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定すること

(ｴ)　第三者販売の禁止、直荷引きの禁止、商物一致等の取引ルールについては、卸売市場ごとに関係者の意見を聴くなど公正な手続を踏み、定めることができること

(ｵ)　国は、食品等の流通の合理化に取り組む中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、その施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができること

エ　令和２年東京都中央卸売市場条例及び東京都地方卸売市場条例の一部改正

平成30年の卸売市場法改正に伴い、東京都においても、改正法に即して東京都中央卸売市場条例及び東京都地方卸売市場条例の一部を改正し、令和２年６月21日に施行した。

東京都中央卸売市場条例改正の主な内容は、以下のとおりである。

(ｱ)　卸売市場の業務の方法

開設者による卸売の数量及び価格等の公表、開設者による指導監督、売買取引の方法及び決済の方法等を規定する。

(ｲ)　取引参加者（卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者）が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

a　改正卸売市場法に定める遵守事項（共通ルール）

公正かつ効率的な取引を行う売買取引の原則、卸売業者による売買取引の条件・結果等の公表及び卸売業者の受託拒否の禁止等を規定する。

b　改正卸売市場法に定める遵守事項以外の遵守事項（その他の取引ルール）

第三者販売、商物分離取引、仲卸業者の直荷引きの規制を廃止するとともに、卸売業者、仲卸業者に対する当該取引の実績報告の義務付け等を規定する。

(ｳ)　その他の事項

a　業務の許可の廃止

仲卸業者、関連事業者の業務の許可を廃止する。

b　都と市場関係者の協議の場の存置

卸売市場の適正かつ健全な運営を確保するため、業務の運営に関し必要な事項を調査審議する東京都中央卸売市場取引業務運営協議会等を存置する。

東京都地方卸売市場条例改正の主な内容は、地方卸売市場の開設の許可、卸売の業務の許可、取引に関する規定等を廃止する一方、開設者に対する市況等に関する報告義務、開設者に対する指導監督、開設者への助成等に関する規定を存置するものである。

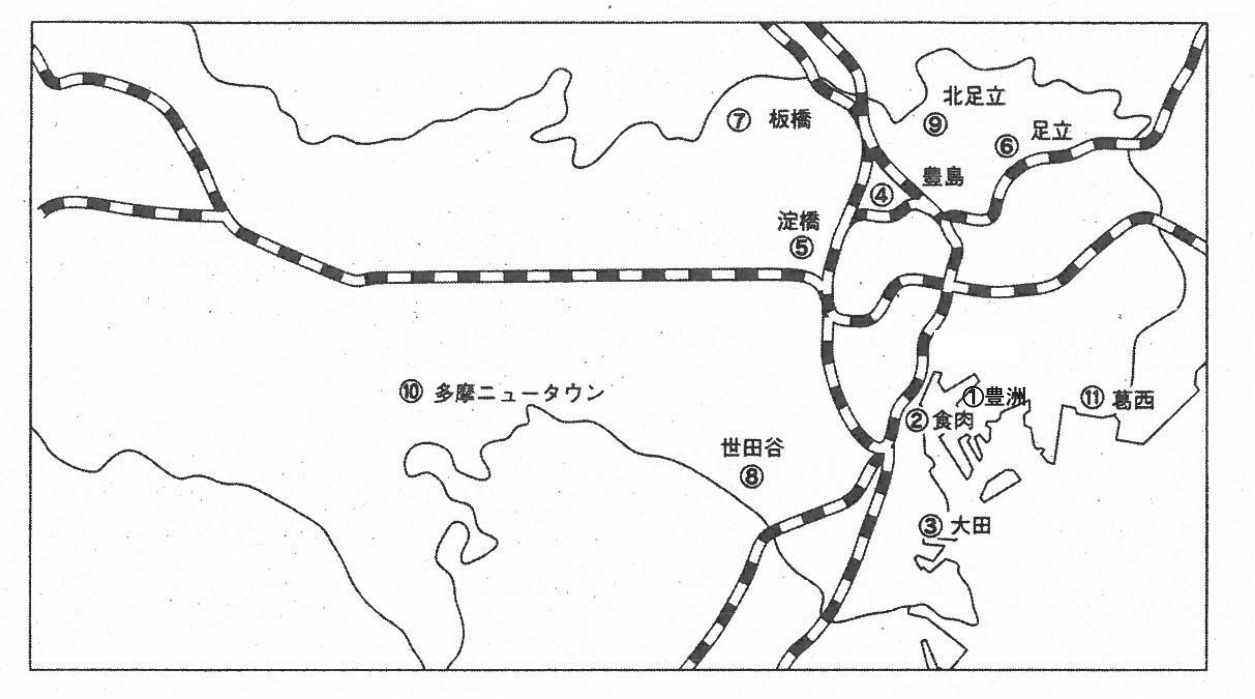
オ　令和８年東京都中央卸売市場条例の一部改正

令和７年６月の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（この改正に伴い、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正された。）及び卸売市場法の改正に伴い、(ｱ)卸売市場で取り扱う指定品目、(ｲ)指定品目のコスト指標及び(ｳ)事業者の努力義務の内容を開設者が公表することについて、卸売市場の業務規程（条例等）に規定することが、卸売市場に係る認定要件に追加された。

卸売市場法の改正を受けて、東京都中央卸売市場条例の一部を改正し、令和８年４月１日に施行した。

第　3　　各　市　場　の　概　要

1　市場分布図



2　市場別取扱品目一覧

（令和８年４月１日現在）

市　場　名	水産	青果	食肉	花き	市　場　名	水産	青果	食肉	花き
① 豊 洲 市 場	○	○			⑥ 足 立 市 場	○			
② 食 肉 市 場			○		⑦ 板 橋 市 場		○		○
③ 大 田 市 場	○	○		○	⑧ 世 田 谷 市 場		○		○
④ 豊 島 市 場		○			⑨ 北 足 立 市 場		○		○
⑤ 淀 橋 市 場		○			⑩ 多摩ＮＴ市場		○		
					⑪ 葛 西 市 場		○		○

東京都中央卸売市場条例に定める市場の取扱品目は以下のとおりである。

水産物：生鮮水産物、海そう及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

青果物：野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品をいう。）並びに知事が別に定めるその他の食料品等

食　肉：肉類及びその加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

花　き：花き及び知事が別に定めるその他の農産物等

3 市 場 一 覧

(1) 市場別所在地及び規模

（令和８年４月１日現在）

名　称	所　在　地	敷地面積（㎡）	建物面積（㎡）	令和７年１日当たり取扱数量	令和７年１日当たり取扱金額（百万円）
豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	354,953	519,514	水産 1,137 t 青果 836 t	水産 1,855 青果 382
食肉市場（と場を含む）	港区港南2-7-19	64,108	94,379 市場 72,049 と場 22,330	食肉 347 t	食肉 621 （副生物を含む）
大田市場	大田区東海3-2-1 ただし、花きは 大田区東海2-2-1	386,426	296,204	水産 12 t 青果 3,623 t 花き 231万本	水産 23 青果 1,366 花き 175
豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5	23,334	20,190	青果 222 t	青果 69
淀橋市場	新宿区 北新宿4-2-1	23,583	39,325	青果 693 t	青果 245
足立市場	足立区 千住橋戸町50	42,675	26,356	水産 35 t	水産 50
板橋市場	板橋区高島平 6-1-5	61,232	51,368	青果 276 t 花き 47万本	青果 86 花き 28
世田谷市場	世田谷区 大蔵1-4-1	41,482	65,302	青果 129 t 花き 66万本	青果 39 花き 42
北足立市場	足立区 入谷6-3-1	61,076	77,823	青果 366 t 花き 46万本	青果 131 花き 27
多摩ニュータウン市場	多摩市永山7-4	57,153 川崎市水道局からの借地323.29㎡含む	19,947	青果 78 t	青果 24
葛西市場	江戸川区 臨海町3-4-1	74,515	59,379	青果 286 t 花き 38万本	青果 85 花き 20
全市場計	11市場	1,190,537	1,269,787	水産 1,184 t 青果 6,508 t 食肉 347 t 花き 428万本	水産 1,927 青果 2,429 食肉 621 （副生物を含む） 花き 293

(注) 1　花きの取扱数量は「切花換算」である。
　　2　数値は単位未満を四捨五入しているので、合計数値と内訳数値の合計とは一致しない場合がある。

(2)　市場別市場関係業者数　　（令和８年４月１日現在）

名　称	卸売業者	仲卸業者	関連事業者				売買参加者
			流通補完業務	物販・飲食業務	加工・サービス業務	合　計	
豊洲市場	水産 7 青果 3	水産 448 青果 94	18	106	19	143	水産 278 青果 492
食肉市場（と場を含む）	食肉 1	食肉 23	0	3	5	8	食肉 142
大田市場	水産 1 青果 4 花き 2	水産 30 青果 157 花き 16	7	65	4	76	水産 13 青果 999 花き 1,346
豊島市場	青果 1	青果 8	0	4	1	5	青果 145
淀橋市場	青果 1	青果 14	0	3	2	5	青果 378
足立市場	水産 2	水産 32	1	19	1	21	水産 27
板橋市場	青果 2 花き 1	青果 10 花き 7	1	5	1	7	青果 178 花き 467
世田谷市場	青果 1 花き 2	青果 6 花き 6	0	6	1	7	青果 181 花き 995
北足立市場	青果 1 花き 1	青果 14 花き 9	0	6	2	8	青果 239 花き 376
多摩ニュータウン市場	青果 1	青果 2	0	0	1	1	青果 23
葛西市場	青果 1 花き 1	青果 8 花き 6	1	6	1	8	青果 177 花き 495
全市場計	水産 10 青果 15 食肉 1 花き 7	水産 510 青果 313 食肉 23 花き 44	28	223	38	289	水産 318 青果 2,812 食肉 142 花き 3,679

(注) 1　流通補完業務とは、買荷保管業・運送業・冷蔵庫業をいう。
　　2　物販・飲食業務とは、用品販売業・関連食料品等販売業・その他販売業・飲食業をいう。
　　3　加工・サービス業務とは、取扱物品加工業・サービス提供業をいう。

4　各　市　場　別　概　要

(1)　豊　洲　市　場

ア　所在地等

〒135-0061
江東区豊洲六丁目６番１号
電　話　（3520）8205（代表）
ＦＡＸ　（3520）8228

イ　業務開始年月日

平成30年10月11日

ウ　取扱品目

水産物・青果物

エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

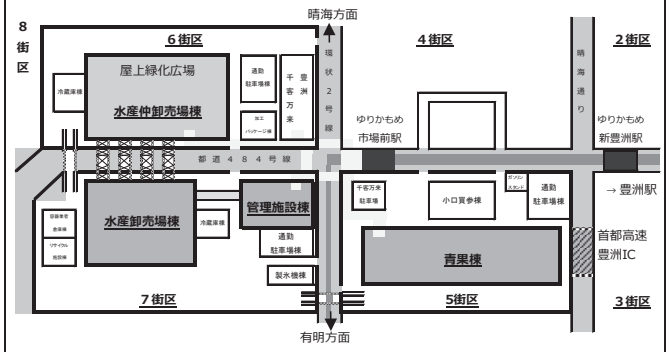
水産物：1,137t
青果物：　836t

オ　概　　況

築地市場から移転した東京都の中央卸売市場では最も新しい水産物・青果物を取り扱う首都圏の基幹市場で、特に水産物については、我が国最大の取扱量を誇っている。

温度を適切に管理できる閉鎖型施設によって、食の安全・安心を確保している。

豊　洲　市　場



●ゆりかもめ市場前駅下車　徒歩１分
●JR新橋駅、都営大江戸線勝どき駅、又は東京メトロ東西線東陽町駅から都営バス「豊洲市場」行き
●東京BRT 豊洲市場前 又は ミチノテラス豊洲（豊洲市場前）下車 徒歩１分

カ　沿　　革（築地市場の開場から豊洲市場の開場まで）

（ア）築地市場の開場

築地市場(注1)の建設は、大正12年９月１日に発生した関東大震災によって、東京市(注2)の市内にあった民営の日本橋魚市場を初め、他の魚市場や青果市場が焼失したため、復興事業の一環として市議会の議決を経て、東京市の中央卸売市場建設計画（第１次）の中で決定された。

この計画に基づき、東京市が、市場用地については国有地（当時の海軍省技術研究所、海軍学校跡地）の買収や、公有水面埋立の権利を取得し、昭和３年３月から埋立工事に着工して以来、３年３か月を費やして各所の埋立及び敷地の整地を完了した（敷地総面積 196,729㎡、うち埋立地16,631.4㎡）。

また、建物等の建設工事は、昭和５年12月から同８年４月にかけて冷蔵庫、製氷工場、仲買人売場、バナナ発酵室、汐留貨物駅からの鉄道引込線（2,710m）(注3)等の工事に着工した。これらの施設は延床面積69,422㎡で、昭和９年８月に完成した。

築地市場の業者は、震災で焼失した日本橋魚市場（現在の中央区日本橋付近）(注4)及び俗に大根河岸といわれた京橋青物市場（現在の中央区八重洲・京橋付近）などに多数いた卸問屋や仲買人を収容することにしたが、卸問屋の合併問題や、中央卸売市場の卸売業者の単複問題（１社か複数社とするかの意見の対立）をめぐって調整に時間を要したため、解決した部から業者収容を行うこととした。昭和９年９月、魚類部(注5)の淡水魚を扱う卸売業者１社、鳥類部及び鳥卵部の卸売業者各１社の計３社の業務許可申請に基づき仮営業を開始し、続いて昭和10年２月、青果部の卸売業者２社の業務許可申請により５社をもって同年２月11日、正式に業務を開始した。

紛糾を続けた魚類部は、昭和10年６月に１社、同年11月に２社と業務許可申請があり、これによって所定の卸売業者全部の収容を行った。また、仲卸業者（魚類部 1,379人、青果部 247人、漬物・その他46人）及び関連事業者(注6)487人についても、卸売業者と並行して日本橋魚市場、京橋青物市場等の問屋、仲買人その他の関係者等の中から収容を行った。

以上のような業者収容の経緯を経て、水産物、青果物、つけ物及び鳥卵等を取り扱う総合市

場として本格的な取引を開始した。

しかし、昭和12年７月、日華事変が起き、これをきっかけに統制経済に突入し、昭和16年10月仲買人制度を廃止して市場が配給機関に変わるなど、市場機能が大きく変化した。このため、開場以後、昭和16年まで順調に増加していた入荷量が激減し、終戦の昭和20年には、開場時に比べ、水産物は約５分の１に、青果物は約半分程度に落ち込んだ。

（注１） 築地市場施設の名称を、開設当初から昭和46年12月末日までは「本場」と称した。なお、開設者である東京都の組織は、昭和46年６月17日付で機構改革を行い、全市場の統括的機能を持つ中央卸売市場と事業所機能を担当する築地市場に分離した。

（注２） 昭和18年７月１日、都制の施行により東京市は東京都となった。

（注３） 昭和62年１月31日に廃線となった。

（注４） 日本橋魚市場は、大正12年９月17日、大震災によって焼失した施設の復旧が禁止されたため、魚市場組合が芝浦埋立地 6,600㎡余を借受け、テント張りの市場を急造し営業を開始し、その後同年12月１日から東京市が築地（築地市場敷地の一部）に設置した「臨時市設魚市場」に移転し、中央卸売市場が開場するまで、同地で営業を行った。

（注５） 取扱品目の区分は、昭和24年２月から生鮮水産物、加工水産物、青果部、漬物部及び鳥卵部の５部となり、さらに現行の卸売市場法（昭和46年法律第35号）の施行によって、市場条例が全面改正され、昭和47年１月１日から卸売業者の品目拡大を図る目的により水産物部及び青果部の２部に統合された。ただし、築地市場においては規則で定める期間は、「加工水産物部、漬物部及び鳥卵部」の３部の卸売業者は、そのままの部の区分に属することとした。なお、平成９年３月の条例改正により、加工水産物部は廃止された。

（注６） 卸売業者及び仲卸業者の名称は、昭和46年７月の卸売市場法の施行までは「卸売人」、「仲買人」と称した。また関連事業者の名称は、昭和46年12月までは「付属営業人」と、昭和56年３月までは「市場サービス業者」と称した。

（イ）築地市場の復興

終戦後は、取扱量が徐々に増加し、昭和22年10月の果実から昭和25年３月のにしん、いわし等大衆魚を最後に、全品目が統制撤廃となり、これと並行して各部に仲買人制度が復活し、市場機能が回復したことから、昭和25年には開場当時を超える取扱量となった。

統制撤廃後の卸売業者は、統制時代の荷受機関を市場の卸売業者として許可したため、卸売業者が多数となり、特に水産関係の卸売業者は、集荷競争が熾烈化し、経営悪化や仕切金の決済を渋滞させるものも生じてきた。

このため昭和26年１月、卸売業者の整備方針を定め、昭和30年11月までに、19社を現行の７社に整理・統合した。また、青果関係については、水産関係の卸売業者の場合と異なり、自主的な合同又は廃止により、４社に整理・統合された（平成14年に統合があり現在は３社）。

仲卸業者については、昭和38年７月、消費者価格の上昇傾向の中で生鮮食料品の値上がりが著しいことから、「生鮮食料品流通改善対策要綱」が閣議で決定され、同要綱に定められた諸施策の実施が求められたため、その一つとして経営規模の拡大と業務の合理化を図り、流通経費の節減に寄与させるため、合併による法人化等を推進した。

（ウ）築地市場の施設整備

昭和30年になると、取扱量は開場当時に比べ、水産物が 2.1倍、青果物及びその他が 1.2倍になり水産物が飛躍的な増加を示したが、取扱量の増大と生鮮食料品の輸送用トラック及び買出車両等の増加により、狭隘の度を一層増し、市場施設の整備が緊急課題となった。

また、昭和30年３月には、進駐軍に接収されていた広大な施設（築地市場全施設の約４分の１）が全て返還されたことから、施設配置の変更を含めた整備事業に着手することができるようになった。

昭和31年から昭和36年にかけて、水産・青果両部の本館３階事務所の増築を始め、関連事業者営業所、運送荷扱所、たこ加工場、買荷保管所等を建設・整備した。

昭和37年から昭和39年にかけて、移転した買荷保管所跡地に、水産物部仲卸売場（ 488店舗 10,180㎡・屋上は 500台収容の駐車場）の増築、青果部別館事務所（延 1,998㎡ ４階建て）を建設・整備した。

以上のように施設整備を実施したことによって、当面の施設不足の解消を図るとともにモータリゼーションに対応した施設配置が一部実現した。

また、この頃になると、冷凍水産物の入荷が大幅に増加して、市場の貯・冷蔵能力（収容能力）や鮮度保持に必要な氷の生産能力が、都有の冷蔵庫だけでは対処できなくなったため、卸売業者及び仲卸組合に、場内の都有地に民有冷蔵庫の建設を許可した。その結果、卸売業者関係５棟及び仲卸組合１棟の冷蔵庫がそれぞれ建設され、低温流通の先べんをつけた。

昭和40年代は、入荷量及び買出車両の増加対策として、卸売場の立体化と拡張（１階売場・２階せり場・屋上駐車場）、取引の合理化を図るための機械化（入荷量表示装置・せり値表示装置・特高受電所増設等）、低温流通対策の定温倉庫及び卸売場、旧海軍経理学校跡地（拡張用地）の整備と卸売場建設、老朽化した諸施設の改良・改修（水産仲卸売場・都冷蔵庫・汚水排水管路）、厚生会館の建設など、市場施設・設備の整備拡充が図られた。

昭和50年代は、青果部仲卸売場の建て替えによる立体化（１階店舗・中２階事務室・屋上駐車場）を始め、水産物部の立体駐車場（８階９層延23,312㎡ 875台収容）、低温卸売場（延 4,583㎡）、塩干物冷蔵庫（延 1,781㎡ 収容能力1,000t）、水産物卸売場立体化（延 4,017㎡）、第二低温卸売場事務所（延 3,035㎡）、都冷蔵庫（能力 冷蔵2,633t・製氷 30t／日・貯氷 60t）、その他の新設、増設、改修などが行われた。

（エ）築地市場の再整備

昭和60年代に入って、施設の老朽化・過密化が著しくなったため、築地市場再整備推進委員会（市場長の諮問機関）の答申に基づき、昭和63年に基本計画、平成２年に基本設計を策定し、再整備事業を推進していくこととなった。

工事は、正門仮設駐車場の建設から始まり、築地川本川仮設搬出入路、仮設卸売場Ａ・Ｂ・Ｃ棟、仮設関連営業所と順次進み、また、築地川東支川を埋め立てて市場用地として確保した。そして、平成７年12月には、最初の本格工事である「勝どき門駐車場」が完成した。

しかし、平成８年４月、東京都卸売市場審議会から、「工期の短縮及び建設コストの縮減等の視点から、現行基本計画の見直しを行う必要がある」との東京都卸売市場整備基本方針が答申され、この答申を踏まえて、平成８年11月、東京都卸売市場整備計画（第６次）が策定され、この中で築地市場については「健全な財政計画に基づき、①工期の短縮、②建設コストの縮減を図り、③基幹市場としての機能を維持していくため、流通環境の変化に対応したより効率的で使いやすい市場とする視点から見直しを行う」こととした。

業界からは臨海部への移転可能性の検討を求める要望書が提出されるなど、移転整備への機運が高まる中、平成11年２月から再開されていた築地市場再整備推進協議会において「現在地再整備」、「移転整備」についてあらゆる角度から比較検討した結果、同11月、「現在地再整備」の困難性が確認され、「移転整備へと方向転換すべき」との「検討のとりまとめ」をした。

（オ）豊洲市場の建設

平成13年４月18日開催の第55回東京都卸売市場審議会「答申」の中で、築地市場の整備計画については、「早急に豊洲地区を候補地として移転整備に向けた検討を進めるべきである。

さらに、移転するまでの間、現在地の市場の機能を維持し、流通の変化に対応するための整備が必要である。」とされた。

平成13年７月開催の築地市場再整備推進協議会において、①移転までの築地市場整備方法の進め方、②新市場の基本計画づくりの手法と手順(案)を説明し、了承されるとともに、同月には築地市場の豊洲移転に関する東京都と東京ガス(豊洲地区の地権者)との基本合意がなされた。

平成13年12月の東京都卸売市場整備計画（第７次）において、築地市場の豊洲地区移転を決定し、平成15年５月に策定した「豊洲新市場基本構想」を踏まえ、平成16年７月に「豊洲新市場基本計画」を策定した。

平成17年３月には、農林水産大臣が定める中央卸売市場整備計画において、新市場を豊洲地区に整備し、それに伴い築地市場を廃止することが明記された。

平成17年４月に東京都卸売市場審議会より答申された東京都卸売市場整備基本方針を踏まえ、平成17年11月に策定した東京都卸売市場整備計画（第８次）において、豊洲新市場を新たに位置づけ、平成24年度開場を目途に整備することとした。

平成18年10月には、業界との間で「豊洲新市場基本設計相当」を取りまとめ、同年12月に、ＰＦＩ導入の基本的な方針を定めた「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び都が求めるサービス水準を示した「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書（案）」を公表した。また、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続きとして、同年10月に調査計画書を提出し、平成19年１月に環境影響評価書案を提出した。

平成19年３月には、各業界団体からの新たな要望への対応、地域冷暖房方式の導入の可否の検討及び手厚い土壌対策を講じる必要から、豊洲新市場整備事業に係るＰＦＩスケジュールの延期を公表した。

平成19年５月に、生鮮食料品を扱う豊洲新市場において、食の安全・安心を確保する観点から、土壌汚染対策等について専門家による検証・提言を行う目的で「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」を開催（平成20年７月まで９回開催）し、同年８月には、外部の学識経験者により、豊洲新市場予定地において行う土壌汚染対策工事を含む土木工事の技術工法等の評価・検証を行うことを目的に「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」を開催（平成26年11月まで18回開催）した。

平成21年２月には、専門家会議・技術会議の提言を受けて、生鮮食料品を扱う市場として食の安全・安心を高いレベルで確保し、50年先まで見据えた新たな首都圏の基幹市場として豊洲新市場を整備するため、豊洲新市場整備方針を定め、平成26年12月に開場をすることとした。

平成21年５月には、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続きとして調査計画書（再実施）を提出した。

平成22年２月には、整備手法をＰＦＩ方式から直営方式に見直すこととし、「豊洲新市場整備等事業実施方針」の取消しを公表した。

平成22年８月には、現地で行った汚染物質処理に関する実験の結果を技術会議で検証し、都が実施する土壌汚染対策の有効性を確認した。

平成22年11月には、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書案（再実施）を提出した。

平成23年３月には、豊洲新市場建設工事の設計に着手した（①基本設計：平成23年３月契約締結、②実施設計：平成23年10月契約締結）。また、豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の一部負担及び用地の取得について、東京ガス株式会社と合意し、土地売買契約を締結した。さらに、同月に策定された国の第９次中央卸売市場整備計画において、第８次に引き続き、豊洲新市場は新設市場として位置づけられた。

平成23年４月には、全ての用地の取得を完了した。

平成23年５月に東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針では「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」ことが明記された。

平成23年７月には、東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として環境影響評価書を提出した。

平成23年８月には、都市計画法に基づき、都市計画市場として位置等が決定、告示されるとともに、東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書が告示、縦覧された。さらに、同月には、土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結した。

平成24年１月に策定した東京都卸売市場整備計画（第９次）では、東京都卸売市場整備基本方針を踏まえ、「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記した。

平成24年７月には、豊洲新市場用地の土壌汚染対策工事の進捗状況や地下水管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行うため、「土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会」を設置し、同月第１回協議会を開催した。

平成 24 年 11 月には、第 14 回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について市場業界と合意した。

平成25年１月には、処理土量の増加や想定外の地下障害物などへの対応が必要となったことから、土壌汚染対策工事の工期（最大１年間）を延伸するとともに、これまで平成26年度中としてきた市場施設の竣工時期を１年延伸し、平成27年度とすることを公表した。

豊洲市場の建設工事については、平成25年11月に管理施設棟、平成26年２月に青果棟、水産仲卸売場棟及び水産卸売場棟の建設工事の契約を締結した。

また、平成25年12月の第16回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議において７街区、平成26年２月の第17回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議において５街区全域及び６街区西側のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策の完了を確認したことを受け、平成26年２月に建設工事に着手した。

その後、平成23年8月から進めてきた土壌汚染対策工事については、平成26年10月末に土壌及び地下水の汚染対策がすべて終了し、翌11月の技術会議において完了の確認を受けた。

土壌汚染対策工事の完了確認後、平成26年11月から、豊洲市場用地におけるリスク管理の一環として地下水のモニタリングを実施してきた。

平成27年6月には、開場後の地下水位の管理や地下水質の監視を目的とした「地下水管理システム」の整備工事に着手した。

平成26年12月には、第16回新市場建設協議会を開催し、市場業界と合意を得たことから、開場時期を平成28年11月上旬とした。その後、平成27年7月の第17回新市場建設協議会において、開場日を平成28年11月7日とすることで合意し、新市場の名称を「東京都中央卸売市場豊洲市場」と公表した。

豊洲市場の建設工事については、平成28年5月末に水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事が完了した。

その後、平成28年8月、同年11月７日に予定していた築地市場の豊洲市場への移転については延期とすることとした。

（カ）豊洲市場への移転延期以降の動き

平成28年９月には、第18回新市場建設協議会を開催し、豊洲市場への移転延期について、築地市場業界へ報告を行った。

同月、豊洲市場の建物下に盛土がないことについて、知事が会見で報告を行い、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」が設置されるとともに、「市場問題プロジェクトチーム」が設置された。

また、同月、地下水モニタリング（第８回）結果を公表した（５街区の３か所で地下水基準を超過）。

さらに、同月、「豊洲市場の地下空間設置と盛土がなされなかったことに関する自己検証報告書」を公表し、同年11月には「第二次自己検証報告書」を公表した。

また、同月、豊洲市場への移転に向けたロードマップを公表し、豊洲市場への移転の課題と行政手続きのステップ、それに係る時期を明らかにした。

平成29年１月には、第４回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、第９回地下水のモニタリング結果（暫定値）（201か所中72か所で基準値超過、最大79倍のベンゼンを検出）を公表するとともに専門家会議が再調査を行うこととした。

同月、「豊洲市場への移転延期に伴う補償スキーム策定」を公表し、移転延期の状況において、市場業者等に生じている具体的な損失に対し、当面の間、必要な補償を実施することとした。

同年２月には、東京都卸売市場整備計画（第10次）を策定。豊洲市場に係る取扱量見込み等を含まず、必要に応じて、適宜、改定を行う暫定計画とした。

同年３月、第５回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、再調査の結果を公表し、第９回地下水モニタリング結果は妥当と判断され、モニタリング結果は暫定値から正式な値とすることとされた。

同年４月には、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」や「市場問題プロジェクトチーム」における検証の成果を集約した上で、残された諸課題を総点検し、ロードマップにおける知事の「総合的な判断」の材料を整えるための庁内検討組織として、「市場のあり方戦略本部」が設置された。同月、第19回「新市場建設協議会」を開催し、移転延期後の状況について築地市場業界へ報告を行った。

同年６月の第６回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、豊洲市場の地下ピット等における「今後の対応策」がとりまとめられ、また、同月「市場問題プロジェクトチーム」が第一次報告書を知事に提出した。

その後、同月、市場移転問題に関する「基本方針」を公表し、これを受けて「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、基本方針を踏まえて推進すべき事項の整理を行った。

同月、知事が築地市場業界団体代表に対して基本方針の説明を行い、翌７月、知事が農林水産大臣に対して基本方針の説明を行った。

同月、「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、関係各局における課題や進捗状況等を報告し、さらに同月、第20回「新市場建設協議会」を開催し、市場移転に関する取組状況及び今後の進め方について築地市場業界へ報告を行った。

同年８月、環境影響評価書の変更届（土壌汚染対策計画の変更等）を提出し、東京都環境影響評価審議会において受理報告が行われた。

同月、「市場問題プロジェクトチーム」が第二次報告書を知事に提出した。

同年９月、平成29年第２回都議会臨時会にて、豊洲市場への移転等に必要な経費を計上した中央卸売市場会計の補正予算が可決され、同月、第21回「新市場建設協議会」を開催し、環境影響評価手続き及び補正予算について築地市場業界へ報告を行った。

同年10月から12月にかけて、専門家会議の提言に基づく追加対策工事の契約を締結した。

同年11月、第22回「新市場建設協議会」を開催し、豊洲市場の開場時期を平成30年10月中旬とすることで築地市場業界と合意した。

同年12月、「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、同年７月の関係局長会議で取りまとめた取組の進捗状況等について報告を行った。

同月、第23回「新市場建設協議会」を開催し、豊洲市場の開場日を平成30年10月11日とすることで築地市場業界と合意した。

平成30年２月、第24回「新市場建設協議会」を開催し、豊洲市場の開場に向けた取組について築地市場業界へ報告を行った。

同年6月から7月にかけて、すべての追加対策工事が竣工した。

同年7月、専門家会議から、東京都が実施した追加対策により、将来リスクを踏まえた安全性が確保されたことを確認するとともに、今後は、東京都による管理（案）の内容（設備の維持管理等、空気や地下水の測定など）を確実に実施していくことが重要であるとの評価をいただいた。

同月、「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について報告するとともに、現状の検証、必要な対策、そして確認という一連のステップを経て、「安全・安心な市場」として開場する条件が整ったことから、「豊洲市場は安全であり、安心してご利用いただける」旨を、知事より表明した。

同年8月、農林水産大臣に対し、豊洲市場の認可を申請し、同年9月に認可を受けた。

（キ）豊洲市場の開場

築地市場が平成30年10月６日をもって昭和10年の開場から83年にわたる営業を終了し、平成30年10月７日から10月10日までの４日間の引越し期間を経て、同年10月11日に豊洲市場が開場した。

(2) 食 肉 市 場

ア 所在地

〒108-0075
港区港南二丁目７番19号
電　話　（5479）0651
ＦＡＸ　（3474）8567

イ 業務開始年月日

昭和41年12月19日（市場）
昭和11年12月１日（と場）

ウ 取扱品目

食肉

エ 取扱数量（令和７年１日当たり）

食肉：347t

オ と畜頭数（令和７年１日当たり）

大動物（牛）：　377頭
小動物（豚）：　929頭

食　肉　市　場



カ 概　　況

東京都中央卸売市場で唯一食肉を取り扱う市場で、と場を併設している。

全国の建値市場としての機能を有している。

キ 沿　　革

東京都におけると場の歴史は、慶応３年に横浜の住人中川屋嘉兵衛が現在の芝白金に、当時高輪にあった英国公使館の需要にこたえるためにと場を造ったのがその始まりとされている。

その後、欧米文化の流入に伴い食肉は普及し始め、明治２年には築地に公営と場が開かれ、私営のと場も各所に開かれた。しかし明治８年に牛疫が流行し不正取引が横行したため、と場は警視庁の管轄となった。

これらのと場は衛生的にも不備な点が多く、また、流通過程が不明朗で価格も不安定であったため、昭和に入ると、東京市では芝浦に市営によるとと場と家畜市場の建設に着手し、昭和11年12月に業務を開始した。

第二次世界大戦への突入により、食肉に対しても配給統制規則が制定され、生畜取引の中止、と畜数の激減など多大な影響を受けた。

昭和24年食肉に対する統制が一切解除され、同28年にはと場法はと畜場法に改正施行され、芝浦と場には、枝肉取引所が設置された。

その後、食生活の洋風化が進むにつれて肉類の消費も増大した。特にハム、ソーセージなど食肉加工品の増加は著しく、枝肉取引も盛んになり、と場は取引市場として重要な意義を持つようになった。しかし、ここでの取引はいわゆる「そでの下取引」であったため、生産者や消費者から改善・合理化が強く要求され、大きな社会問題として取り上げられていた。

昭和38年、国は「生鮮食料品流通改善対策要綱」を閣議決定し、その中で都に対し食肉市場の開設を強く指導していくこととした。これに対して都では、昭和41年３月、食肉市場開設に伴う東京都中央卸売市場業務規程の一部改正を都議会で可決、同年11月農林大臣より開設の認可を得

て、翌12月より業務を開始した。これにより、取引は全て中央卸売市場法と東京都中央卸売市場業務規程の定めに基づき公正・明朗に行われるようになった。

そして、昭和47年、食肉市場総合ビルが完成し、大動物卸売場、急速冷却室・冷蔵庫が整備されて、大動物冷と体取引は同48年５月より実施された。芝浦と場について、都は昭和50年８月、と畜解体業務の作業体制を改善するため、(財)東京都芝浦食肉事業公社を設立し、同年11月よりと畜解体作業の一部を委託してきたが、昭和55年８月１日からは都の全面直営により行っている。

また、昭和56年10月１日、部分肉流通の進展に対処するため、食肉市場の一部として部分肉販売場を設置し業務を開始した。その後、昭和58年３月には隣接の㈱東京都食肉供給公社の冷蔵庫及び借地権を買収し、同年４月から食肉市場分場として業務を開始した（昭和62年３月には、同用地は東京都部分肉センター㈱に売却）。

と場の施設は、建設後50数年を経過して老朽化し、設備も時代のニーズにこたえられなくなったので、昭和58年度より抜本的整備を行うこととした。昭和58年10月、と場施設のうち、第一期分大動物棟の建設工事に着手し、昭和60年３月に完成した。これに引き続き第二期工事（小動物施設２ライン分）が昭和62年10月に完成し、昭和63年度から炭酸ガス麻酔によると畜方式を採用する第三期工事（小動物施設１ライン分）に着手し、平成３年３月に完成した。

平成３年度には食肉市場施設整備基本計画が策定され、この計画に基づき施設整備を行うこととなり、汚水処理能力を3,000㎥から 4,100㎥に強化するため、平成７年度より汚水処理施設建設工事に着手し、平成10年10月に完成した。

また、平成７年４月より小動物と畜設備改修工事（Ｂラインガス化工事）に着手し、平成８年５月に完成、平成９年10月に着手したＡラインガス化工事についても平成11年４月に完成した。

平成８年に腸管出血性大腸菌Ｏ１５７による大規模な食中毒が日本各地で発生した。Ｏ１５７は牛の腸管内容物から多く検出される菌であり、と畜場法が改正されたことを受け、と畜場の施設・整備、作業手順等について、衛生確保に向けて全面改革を図った。

平成13年９月には国内で初めての牛海綿状脳症（ＢＳＥ）感染牛が確認され、と畜場法の改正、ＢＳＥ特別措置法の制定により、全てのと畜牛についてＢＳＥスクリーニング検査と特定危険部位の除去が実施されることとなった。このことを受け、ＢＳＥ対策に必要な施設整備として、と畜解体作業において必要となる脊髄吸引装置及び硬膜除去装置を設置し、除去した特定危険部位や水処理センターから発生する汚泥は、産業廃棄物として焼却処分する等確実な対応を行っている。

市場整備については、財政状況及び新たな衛生基準や流通環境の変化への対応という観点から計画の見直しを行い、平成11年１月に北側棟（第１期）建設工事に着手し、平成13年12月に完成、平成14年３月から食肉市場センタービルとして業務を開始した。これに伴い平成15年３月に部分肉を取り扱っていた食肉市場分場を廃止し、この機能を同年４月に同センタービルに収容した（部分肉販売は平成24年３月で終了）。

平成16年６月には、東京市場に対する産地や業界からの牛と畜頭数増頭の要望にこたえるため、大動物Ｃライン整備工事に着手し、平成17年３月に完成した。Ｃラインの増設により、大動物１日450頭、年間10万頭の処理体制が整った。

平成17年５月に内閣府食品安全委員会からの答申に基づくＢＳＥ対策として、厚生労働省から各都道府県にはピッシング(注)の中止が指示された。これを受け、大動物棟のと室改修工事を行い、平成21年４月にピッシングを廃止した。また、仲卸業者等の部分肉加工施設を収容している市場棟の１階についても、食の安全・安心の一層の確保を図るため、老朽化対策及び衛生対策工事を、平成19年６月に着手し、平成24年３月に完了した。

一方、平成23年３月の福島原発事故により、同年７月には東京市場でも牛肉から基準値を超える放射能セシウムが検出され、業界による自主検査を経て、同年12月からは芝浦食肉衛生検査所と共同で行政による全頭検査を実施し、流通の安定化を図っている。（令和２年３月全頭検査終了）

平成25年７月には、ＢＳＥ特別措置法の改正により検査対象が48か月超となったため、都も平成13年から継続してきた全頭検査を見直すこととした。なお、同年４月に30か月齢以下の牛の特定危険部位の利用が一部規制緩和されたが、場内での扱いは従前のとおり全て廃棄処分としている。

（注）ピッシング：と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入して、脊髄神経組織を破壊する作業

(3) 大　田　市　場

ア　所在地

〒143-0001
大田区東海三丁目２番１号
電　話　（3790）8301
ＦＡＸ　（3790）6541

イ　業務開始年月日

平成元年５月６日（青果）
平成元年９月18日（水産）
平成２年９月８日（花き）

ウ　取扱品目

水産物・青果物・花き

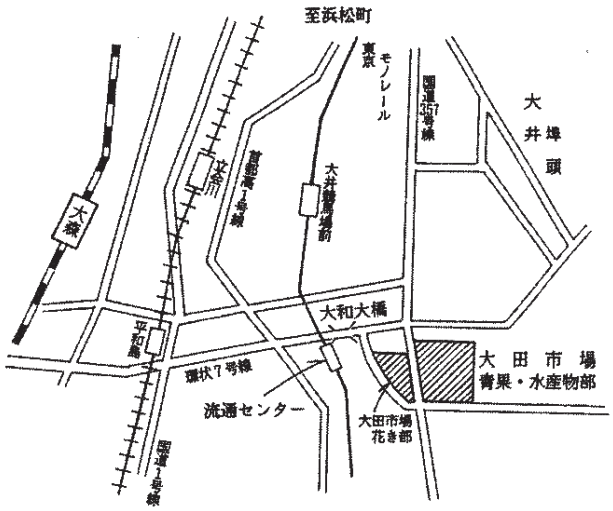
エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

水産：　12ｔ
青果：3,623ｔ
花き：231万本（切花換算）

オ　概　　況

水産物・青果物・花きを取り扱う総合市場であり、特に青果物及び花きについては水産物における豊洲市場と同様、施設規模及び取扱量ともに我が国最大である。

大　田　市　場



●JR品川駅より都バス、又は、JR大森駅・京浜急行平和島駅・東京モノレール流通センター駅より京急バス　いずれも「大田市場」行
●東京モノレール流通センター駅下車　徒歩20分
●JR大森駅・京浜急行平和島駅・東京モノレール流通センター駅より京急バス「京浜島」行
「城南島」行　京浜大橋下車　徒歩１分

カ　沿　　革

東京都では、既存市場の狭隘化の解消、配置の適正化のため、昭和30年代から新市場の建設について計画し、長期にわたり調査・検討してきた。

昭和57年３月に策定した東京都卸売市場整備計画（第３次）において、大井市場（仮称　昭和62年４月「大田市場」に名称決定）は、城南地域の地元市場として整備するとともに、都心部に立地する築地・神田両市場の過密化を解消し、今後の都における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、青果物、水産物及び花きを取り扱う総合市場とする方針を決定した。

このうち、青果部は神田市場、荏原市場及び同蒲田分場を移転統合し、水産物部は、大森市場を移転収容するほか地域市場として整備することとなった。このため、東京都は、昭和57年10月、建設計画の円滑な推進を図るため、都と市場関係業界との協議機関として「大井市場検討委員会」（のちに「大田市場検討委員会」と改称）を設置した。花き部は城南地域にある９つの花き民営地方卸売市場を統合して建設することとした。

昭和58年４月、東京都首脳部会議において、新市場の建設計画を決定し、取扱規模は、青果部3,000t／日、水産物部300t／日、花き部 125万本／日（平成３年11月、東京都卸売市場整備計画（第５次）で 245万１千本／日に変更）を目標とした。その後、青果・水産施設については昭和

58年度に基本設計・地質調査、昭和60年度に実施設計・地盤改良工事着手、昭和61年度に地盤改良工事完了・建設工事着手、昭和63年度末に建設工事が竣工した。花き施設については、昭和62年度に基本・実施設計を行い、昭和63年度に建設工事に着手し、平成元年度末に竣工した。

施設竣工に伴い、青果部は平成元年５月６日に業務を開始し、水産物部は大森市場を移転収容するとともに、築地市場業界からの出店により機能を拡充し、同年９月18日に業務を開始した。花き部については平成２年９月８日に業務を開始した。

花き部は、日本で初めて機械によるせりを導入するとともに、地下階の鮮度及び品質保持のための定温倉庫と１階の卸売場間の搬入・搬出を行う自動搬送設備（レール全長708.03m）を設置した。その後、増大する入荷量に対処するため、自動仕分け装置（４段12列）を設置し、平成11年12月から使用開始した。

また、買出人及び売買参加者の駐車スペースを確保しつつ、荷捌場、商品置場、台車置場、事務室など不足しているスペースを確保するため、南側駐車場及び場内周回道路の一部の上に「東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則」に基づき、市場としては初めて事業用借地権を設定して、既存の花き棟に隣接した地上４階の花き部商品保管施設（通称：ＦＡＪ棟）を建設し、平成15年８月から使用開始した。

平成16年３月には、花き部北側用地に事業用借地権を設定して地上２階建の花き部北側荷捌施設を建設し、荷置場や駐車場など不足する施設を整備した。

平成28年12月には、流通環境の変化に対応するため、花き部北西側市場用地及び場内周回道路の一部の上に事業用借地権を設定して地上３階建の花き部定温荷捌・駐車場施設（通称：ＯＴＡ花ステーション）が完成した。

青果部においても、流通環境の変化に対応するために、大型ウィング車に対応可能な最高梁下約７ｍの大屋根付きの積込場（第１から第４までの４カ所）を整備し、平成21年10月に完成した。平成23年４月には、品質管理の高度化及び物流の効率化を図るため、青果棟北側に事業用借地権を設定して建設した、地上２階建て屋上駐車場の北口立体荷捌場（通称：大田ロジスティクスセンター）が使用開始となった。また、平成25年４月から、建替工事が完了した青果部第４荷捌場の使用を開始した。

平成28年10月には、加工・パッケージなどの多様なニーズに応えていくため、東京都卸売市場整備計画（第10次）に基づき第３荷捌場の建替工事に着手し、平成31年３月に加工・荷捌棟が完成、令和元年６月１日から運用を開始した。

令和６年度からは、場内の狭隘化が進む大田市場において、物流効率化やＤＸの推進に向けた対応として、場内におけるＷｉ－Ｆｉ環境整備に着手しており、業界とともに取組を進めている。令和７年度から、都と市場関係者で構成する「大田市場最適化検討委員会」を設置し、場内の狭隘化・混雑化へのさらなる対応に向けた検討を開始している。

(4) 豊　島　市　場

ア　所在地

〒170-0002
豊島区巣鴨五丁目１番５号
電　話　（3918）0301～2
ＦＡＸ　（3918）0160

イ　業務開始年月日

昭和12年３月25日

ウ　取扱品目

青果物

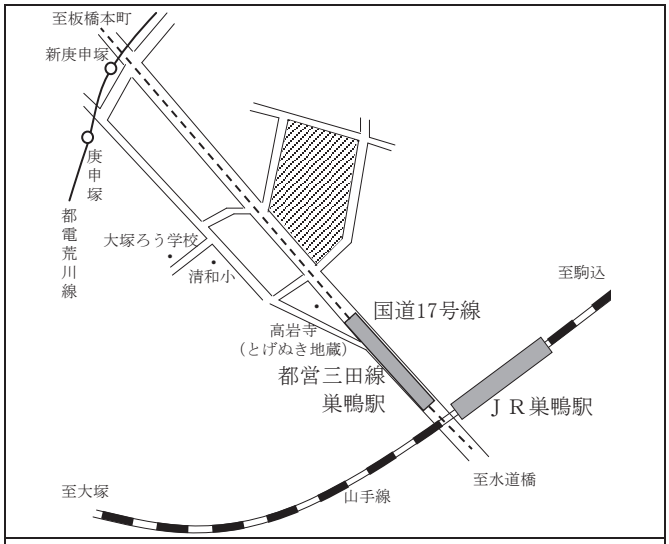
エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

青果物：　222ｔ

オ　概　　況

豊島区・北区・板橋区・文京区等の城北地域を中心に青果物を供給している市場である。

豊　島　市　場



●JR巣鴨駅下車　徒歩10分
●都営三田線巣鴨駅下車　徒歩10分

カ　沿　　革

豊島市場の前身である駒込青果市場の起源は、元亀、天正（西暦1570～1591年）の頃、駒込付近の農民が江戸へ青物をかつぎ売りの途次、駒込天栄寺の境内の「さいかち」の大樹の下に憩い、分荷したのが始まりで、都内最古の市場であると伝えられている。江戸時代には、神田及び千住の両市場とともに青物の三大市場の一つで幕府の御用市場であった。

大正12年３月、中央卸売市場法の公布とともに、東京市においても同法により中央卸売市場の建設計画に着手し、第一次計画として本場（築地）・神田分場及び江東分場を建設し、昭和10年にそれぞれ開場した。

豊島分場の建設は、第二次分場建設計画によるもので、昭和10年３月７日分場設置の認可とともに分場用地（15,988㎡）を買収し、昭和12年３月25日に開場した。その間、卸売人の収容に当たっては、卸売人の単一制と複数制とが対立して、容易に意見の一致を見なかったが、最終的に本郷、豊島、板橋、王子、小石川方面の10私設市場37名の問屋をもって、単一卸売人豊島青果株式会社（資本金 280万円）が設立され、同日から卸売業務を開始した。

以上のように、豊島分場は建設されたが、その後、生産者及び買出人の利便と配給の円滑化を図るため、板橋、王子地区に配給所を設置し、昭和12年７月15日から開場した。

昭和37年12月１日から豊島分場を豊島市場に、板橋、王子配給所を板橋分場、王子分場と名称を変更した。昭和47年２月板橋市場の開設に伴い、両分場は廃止された。

昭和40年代に入って入場車両も多くなり、また、施設の老朽化、狭隘化が深刻になったため、卸売場の立体化工事を行い、昭和46年度には屋上駐車場が完成した。平成９年度から10年度にわたっては、安全性の強化と利便性の向上を図るため、卸売場の耐震補強工事及び老朽化した仲卸店舗の改築を行った。

また、品質管理の高度化、予冷品流通の拡大に対応するため、昭和61年度に低温倉庫、昭和62年度及び平成12年度に低温卸売場の整備を行った。

市場前面の国道17号線拡幅工事の影響で、平成14年度に514㎡、15年度に453㎡の市場用地が削減されたことから、市場機能維持に支障がないよう効率的な施設を配置することとした。これを受け、平成16年度には、場内の事務所棟を４号館に集約し、翌17年度には３号館を撤去し、その周辺跡地に荷捌場等を整備した。

(5) 淀　橋　市　場

ア　所在地

〒169-0074
新宿区北新宿四丁目２番１号
電　話　（3363）1428～9
ＦＡＸ　（3362）6719

イ　業務開始年月日

昭和14年２月16日

ウ　取扱品目

青果物

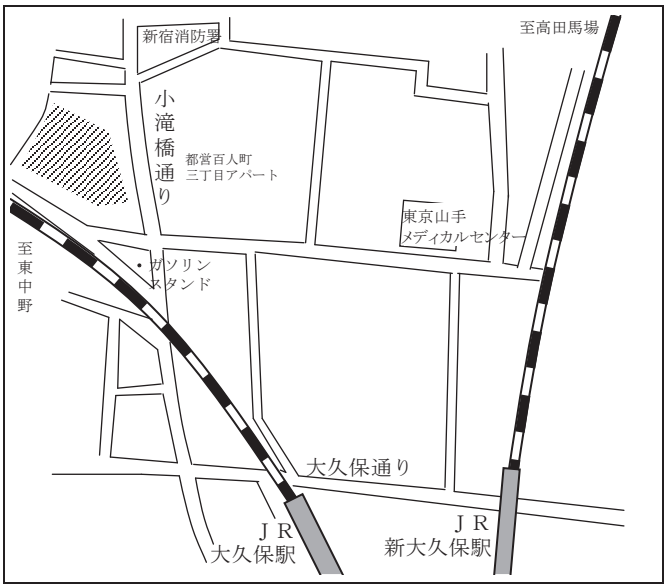
エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

青果物：693ｔ

オ　概　　況

新宿副都心に隣接し、供給圏は新宿区・中野区・杉並区の城西地域が中心で、青果物では大田市場・豊洲市場に次ぐ取扱量である。

淀　橋　市　場



●JR大久保駅下車　徒歩６分
●JR新大久保駅下車　徒歩12分

カ　沿　　革

大正12年３月、中央卸売市場法の公布とともに、大正13年３月、東京市においても同法により中央卸売市場の建設計画に着手し、第１次分場計画として本場（築地）、神田分場及び江東分場を建設し、昭和10年にそれぞれ開場した。

また、昭和７年７月には、各地に散在している私設卸売市場を統合収容するため、第２次分場計画（足立、荏原、豊島及び淀橋分場）を策定した。

この第２次分場計画に基づき、昭和13年９月市場用地13,200㎡、建物面積3,702.6 ㎡の淀橋分場が完成し、翌昭和14年２月、四谷・淀橋・中野・杉並・練馬・渋谷・世田谷方面に散在していた13の私設青果市場（東洋青果市場㈱を中心とする問屋業者26人）を収容して業務を開始した。

また、分場を補完するための配給所として、昭和14年５月に松原、杉並両配給所、昭和21年６月には練馬配給所がそれぞれ業務を開始した。戦後、経済の復興に伴い青果物については、昭和24年４月、青果物の統制が全面解除され、再び中央卸売市場法に基づく市場としての本来の機能を発揮することとなった。昭和30年代後半からの高度経済成長政策を機に、人口の都市集中化が進み、生鮮食料品の需給量が急速に増大した。とりわけ都の西部地域の人口増は著しく、淀橋市場（昭和37年12月、分場が市場に、配給所が分場にそれぞれ改称）はその立地条件から生鮮食料品の都民への供給源として年々取扱量が増加し、市場の狭隘度は買出人車両の増加によりますます深刻なものとなった。

このことから、正常な物的流通の確保及び市場機能の保持回復を図るため市場整備計画を策定し、昭和48年度を初年度とする３か年を目途に卸売場及び駐車場の立体化建設工事に着手し、昭和52年３月15日完成した。さらに駐車場不足を解消するため２階部分の屋上を駐車場として使用できるよう工事を行い、昭和56年３月31日完成した。この頃になると、入荷量増大と需要拡大の速度が激しくなり、地方転送や量販店取引も増加し、市場取引の内容にも変化が生じてきた。取引のピーク時には市場の内外に買出人車両があふれる状態になってきたことから、昭和60年11月に２階屋上駐車場の上に、３階屋上駐車場（約 7,970㎡）を更に増築し駐車場の増設を行った。

しかし、近年における大量・広域輸送の進展により産地からの搬入車両が大型化するとともに、都市化の進展による周辺道路の交通量の増大等から、市場内及び周辺道路の交通混雑が更に深刻化し、市場機能だけでなく騒音と交通障害により周辺住民、一般通行車両及び通行人にも多大な影響を与えている。

都は近隣住民や環境に配慮する観点から、周辺道路に滞留している搬入車両を場内に取り込むために、大型車両が２階卸売場へ上がるスロープの建設を主体とした施設整備を実施し、平成13年３月31日に完成した。それに併せて市場内の円滑な動線確保と卸売場、駐車場等の配置の見直しを行った。

分場に関しては、練馬分場が、平成13年11月に民間活力を導入し中央卸売市場から地方卸売市場となり、さらに、平成15年４月に老朽化した杉並分場を統合した。

松原分場については、平成19年度末に同分場を廃止し、平成20年７月に世田谷市場に統合することで分場整備を完了した。

東京都卸売市場整備計画（第８次）において、「狭隘な市場の効率的な活用を図るため、場内動線や仲卸業者売場等の配置を抜本的に見直し、必要な施設整備を行う」こととし、平成18年度には基本計画を策定し、リニューアル事業の実施に取り組んだ。平成22年5月に西側スロープを解体し、平成23年8月からその跡地に新仲卸業者売場棟建築に着手し、平成24年10月末に竣工した。第９次整備計画においても同事業を継続し、平成25年9月末に旧仲卸業者売場棟解体を終え、跡地を待機駐車場として整備し、市場機能を高めている。

また、第１０次整備計画では、「狭隘な市場の更なる効率的な活用を図るとともに、実需者ニーズに配慮した施設整備を検討する」こととした。令和３年度に策定した「東京都中央卸売市場経営計画」においては、「老朽化への対応及び実需者ニーズへの対応を見据え、拡張整備事業（卸売場拡張及び総合事務所棟建替等）を着実に実施」していくこととしており、令和４年度には基本設計、令和５年度には実施設計を行った。令和７年12月には、北側空地において事業用定期借地権を設定して卸売会社が整備した自動立体冷蔵倉庫の供用を開始するとともに、無人搬送機を導入した。

(6) 足　立　市　場

ア　所在地

〒120-0038
足立区千住橋戸町50番地
電　話　（3882）4301～2
ＦＡＸ　（3882）4303

イ　業務開始年月日

昭和20年２月11日

ウ　取扱品目

水産物

エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

水産物：　35ｔ

オ　概　　況

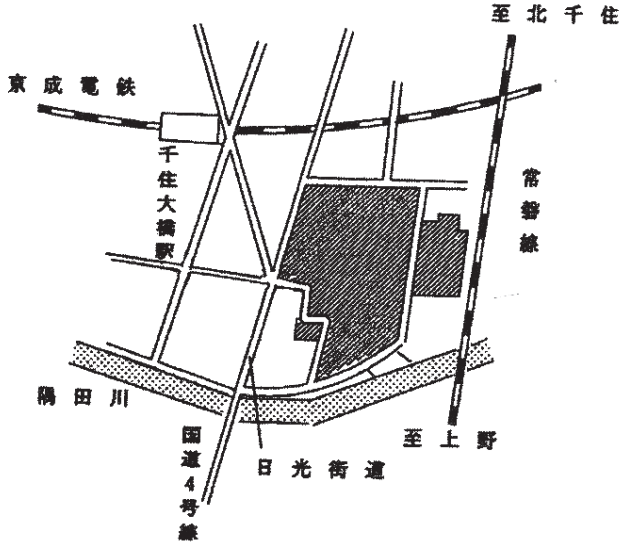
かつての総合市場から水産物市場に変わり、城北地域の拠点市場として需要にこたえている。

カ　沿　　革

当市場は、川魚・青物・米穀を中心に天正年間に始まったと言われており、当時から奥州・常陸に通じる街道の要衝に当たっていたため、文禄３年頃千住大橋架橋とともに目ざましく発展した。

この千住市場のあった現在の河原町一帯は、当時商業の中心地であり、享保年間には、神田及び駒込と並び江戸３大青物市場の一つに数えられ幕府の御用市場となった。

足　立　市　場



● 京成本線　千住大橋駅下車　徒歩３分
● JR常磐線・東武スカイツリーライン・つくばエクスプレス・東京メトロ千代田線・日比谷線
北千住駅下車　徒歩１５分　又は
コミュニティーバス「はるかぜ」　５分

大正12年３月、中央卸売市場法の公布とともに、大正13年３月、東京市においても同法により中央卸売市場の建設計画に着手し、第１次分場計画として本場（築地）、神田分場及び江東分場を建設し、昭和10年にそれぞれ開場した。また、昭和７年７月には、各地に散在している私設卸売市場を統合収容するため、第２次分場計画（足立、荏原、豊島及び淀橋分場）を策定した。

昭和17年、現在地に28,433㎡を買収、同17年３月に着工し、同20年２月11日に完成した。当時、千住河原町にあった青果市場荷受組合と西新井村本木町にあった北魚市場をそれぞれ収容し、総合市場として中央卸売市場足立市場が発足したが、昭和20年４月13日、開場後わずか62日目に戦災に遭い、施設が全焼したために木造での営業を余儀なくされた。

戦後は、市場整備のための用地買収が次々と行われ、昭和43年から新しい施設の建設が始まったが、取扱量の増加に伴い狭隘化が著しくなったため、青果部門を、昭和54年９月17日、足立区入谷（北足立市場）に分離・移転させ、水産物市場として改めて発足することとなった。

その後、市場機能の充実を図るため、昭和58年の卸売場を始め、買荷保管所、関連事業者棟、冷蔵庫棟などの各種施設の建設を行ってきたほか、隅田川沿いゴミ処理施設、倉庫等を新たに建て直した。

平成10年度には、立体駐車場を始め仲卸業者事務所、関連事業者店舗等の建設を行う一方、旧青果棟を解体し、平成12年度には魚類新館耐震補強工事を行った。

また、大物卸売場及び塩干卸売場の一部について、都が床面改修を行い、卸売業者が上屋及び空調設備を整備する方法等により、それぞれ平成14年度、19年度に低温卸売場として整備した。

平成22年度は、本館の南側に乗用兼車椅子用の外付けエレベータを設置した。

平成24年４月１日からは既存卸売業者間において事業統合を行い、３社体制から２社体制となった。

令和５年度は「足立市場仲卸売場衛生対策方針・基本計画」を策定し、衛生対策の取組を推進している。

令和７年度には鮮魚卸売場の閉鎖化改修が完了し、低温管理による品質・衛生水準の向上が図られた。

(7) 板　橋　市　場

ア　所在地

〒175-0082
板橋区高島平六丁目１番５号
電　話　（3938）0171~2
ＦＡＸ　（3938）0173

イ　業務開始年月日

昭和47年２月28日（青果）
平成５年２月24日（花き）

ウ　取扱品目

青果物・花き

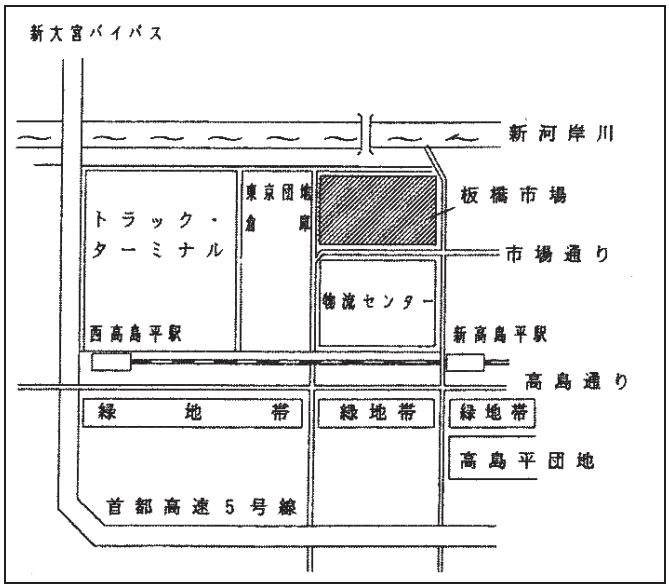
エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

青果物：　276ｔ
花　き：　47万本（切花換算）

オ　概　　況

板橋市場は、周辺区部消費人口の増加と既設市場の過密化に対処し、生鮮食料品の円滑な流通を確保するため、豊島市場の板橋、王子の２分場の整理統合を軸として計画されたもので、世田谷市場とともに周辺区部の市場網整備の第一段階として建設されたものである。

板　橋　市　場



●都営三田線新高島平駅下車　徒歩５分

カ　沿　　革

都区部、特に周辺部の人口の増加が著しく、同地域への供給量の増大が必要となり、また、運搬車両の増加に対応する必要も生じてきたため、昭和38年東京都中央卸売市場施設整備８カ年計画を策定し周辺区部に新市場を建設することとした。

開場当時は、日量取扱高400t、将来は600tを予定し、建設省を中心とした流通センター計画により設置された「東京北部流通センター」内に昭和41年より用地買収に着手、以来６か年の歳月を経過して同47年１月、施設が完成した。これに伴い、豊島市場にあった板橋分場及び王子分場を廃止して、板橋市場に統合するとともに、豊島市場過密緩和のため、卸売業者を始め、各種団体の一部をそれぞれ入場させ、昭和47年２月28日に開場した。

開場以来、市場は活発な取引が行われ、入荷量、売買参加者ともども増加して、昭和53年中の平均日量取扱高は当初予定の600tを超え610tに達した。取扱量の伸長はなおも順調であったことから、東京都卸売市場整備計画（第３次）では昭和65年度（平成２年度）の日量取扱高目標を765tとし、狭隘になった卸売場を増設（3,460.3㎡）することとなり、昭和57年度の基本・実施設計を経て、昭和58年７月に着工し、昭和59年２月に完成した。

また、板橋市場には、加工食料品を取り扱う関連事業者が皆無であったため、関連事業者棟（508㎡）を建設し、加工食料品を取り扱う関連事業者５名を新規に募集して、昭和62年12月１日から、この営業を開始した。その後、近年の低温流通の進展及び高品質の野菜等への消費者ニーズに対処するため、平成元年３月に低温卸売場を、平成２年６月には低温倉庫を設置した。

平成10年３月には、流通環境の変化に対応するため、青果部仲卸業者荷捌場を建設し、平成14年３月には低温倉庫を設置した。一方、花き部は、東京都卸売市場整備計画（第３次）に基づき、周辺の花き地方卸売市場８市場を統合し、計画取扱量（平成12年度目標）1,444千本／日として開設した。施設の建設は平成２年11月に着工、平成５年１月に完成し、同年２月24日、北足立市場、大田市場に続く都内三番目の花き中央卸売市場として業務を開始した。開場時、卸売業者は㈱東日本花きと㈱板橋花きの２社であったが、平成13年１月に両社が合併し、新会社「㈱東日本板橋花き」となっている。

令和３年度に策定した「東京都中央卸売市場経営計画」においては、「施設の再整備を視野に入れ、集荷・分荷機能や転配送機能、加工機能など物流拠点としての機能を維持強化」していくこととしており、業界関係者との協議を行い、令和５年度には「板橋市場の機能強化に向けた基本構想」を、令和６年度には「板橋市場機能強化事業に係る基本計画」を、令和７年度には基本設計を策定し、品質管理の向上や加工・パッケージ機能の充実など、広域的な物流拠点としての機能強化に向けた取組を推進している。

(8) 世 田 谷 市 場

ア 所在地

〒157-0074
世田谷区大蔵一丁目４番１号
電　話　（3417）0131～2
ＦＡＸ　（3417）0156

イ 業務開始年月日

昭和47年３月27日（青果）
平成13年４月14日（花き）

ウ 取扱品目

青果物・花き

エ 取扱数量（令和７年１日当たり）

青果物：　129ｔ
花　き：　66万本（切花換算）

オ 概　　況

世田谷市場は、周辺区部消費人口の増加と既設市場の過密に対処して生鮮食料品の流通の円滑化を図るため、旧荏原市場の世田谷・調布・玉川３分場の整備統合を軸として計画されたもので、板橋市場とともに周辺区部の市場網整備の第一段階として建設された市場である。

カ 沿　　革

昭和38年に策定した東京都中央卸売市場整備８か年計画において、小分場については、市場機能を強化するため、これを統合して数箇所の新市場を設置する方針がたてられた。

この方針による市場整備の一つとして、旧荏原市場にあった世田谷・調布・玉川の３分場を整理統合して、新市場を設置することを計画し、世田谷区内で立地条件の良い環状８号線沿いの砧公園隣接地に建設することとした。

旧玉川瀬田町、旧大蔵町地内に昭和43年から45年にかけて市場用地として42,021㎡を買収取得。市場施設は、土地の効率的利用のため、売場と管理棟が直結した円筒型地下１階地上６階建の総合ビルとし、昭和45年１月30日着工、昭和47年２月28日に完成した。

また、昭和59年に、低温流通の発達に伴う市場の対応策として、卸売場の一部に可動式低温設備を設置、昭和62年12月に、市場の活性化と買出人の品揃えの充実、仕入れの簡素化を図るため、加工食料品（乳製品類・畜肉加工品類及び乾物類・海藻加工品類・加工水産品類）を扱う店舗を設置した（現在なし）。平成２年には、低温流通の伸展及び高品質野菜等への消費者ニーズに対処するため、低温倉庫を建設した。

その後、平成３年11月の東京都卸売市場整備計画（第５次）において、市場内に花き部を併設することを決定し、平成９年９月再整備工事計画案（工事期間平成10年３月～14年３月）が合意成立した。まず、再整備の一環としての青果部立体駐車場（１階と２階と屋上で323台）は、平成10年３月工事着工、平成10年12月に完成した。また、南棟新館（地上８階）は平成11年５月工事着工、平成13年３月に完成し、平成13年４月14日に花き部の業務を開始した。

この花き市場は、東京都中央卸売市場では５番目の花き市場で、100インチ映像セリ機（セリ機械８レーン、買参人席500余席）を導入している。

平成13年度には、既存棟の耐震補強・改修工事、既存棟４～６階部分撤去工事、開放通路新設

世　田　谷　市　場



●東急田園都市線用賀駅下車
　東急バス「美術館」行
　「美術館」下車　徒歩１分
●小田急線成城学園前駅下車
　東急バス「渋谷駅」行
　「砧町」下車　徒歩７分
●小田急線千歳船橋駅下車
　東急バス「田園調布駅」行
　「美術館入口」下車　徒歩３分

工事、外構工事等を行った。再整備工事に併せて、雨水の再利用装置等の設備を備え、周辺環境や省エネルギー・省資源に配慮した。

平成20年７月には、東京都卸売市場整備計画（第８次（平成18年11月一部変更））に基づき、淀橋市場松原分場を統合し、平成22年３月に青果部卸売場面積の概ね７割の低温化整備を行った。

平成25年度には、第９次東京都卸売市場整備計画（平成24年１月）に基づく、花き部仲卸業者売場前定温荷捌場の整備（平成26年3月完了）が行われ、花の品質管理の高度化に加え、物流機能の強化が図られた。

(9) 北 足 立 市 場

ア 所在地

〒121-0836
足立区入谷六丁目３番１号
電　話　（3857）7181～2
ＦＡＸ　（3857）7183

イ 業務開始年月日

昭和54年９月17日（青果）
昭和63年４月25日（花き）

ウ 取扱品目

青果物・花き

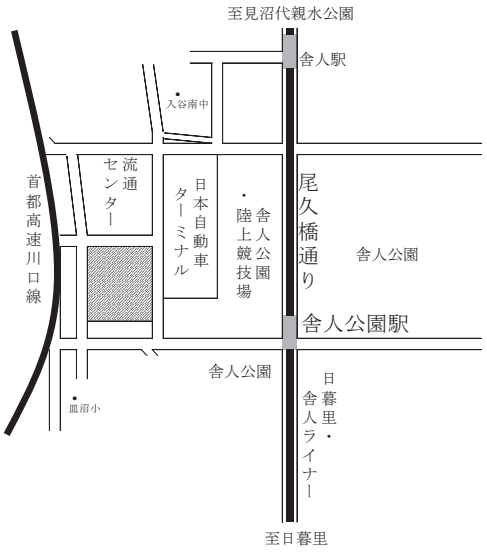
エ 取扱数量（令和７年１日当たり）

青果物：　366ｔ
花　き：　46万本（切花換算）

オ 概　　況

北足立市場は、足立市場の過密を緩和し、青果物流通の円滑化を図るため、足立市場の青果部を移転し、足立区とその周辺区部を供給対象に開設した市場である。

北 足 立 市 場



●JR日暮里駅から都営「日暮里・舎人ライナー」
　舎人公園駅下車　徒歩10分
●東武伊勢崎線竹ノ塚駅下車
　東武バス「入谷循環」入谷新道下車　徒歩７分

また、昭和63年４月には、東京都中央卸売市場で初めての花き部を開設した。

カ 沿　　革

昭和44年３月、北部流通業務団地の都市計画事業計画が決定され、卸売市場用地として約６万㎡が示された。

昭和47年11月、東京都卸売市場審議会の答申に基づく東京都卸売市場整備計画（第１次）において、生鮮食料品の円滑な流通を図るために、足立市場を水産市場として、新設の北足立市場は青果市場として整備することになった。

この計画に基づき、昭和48年から昭和50年にかけて用地を買収し、昭和53年３月に着工した。昭和54年６月に施設が完成して、同年９月17日開場するに至った（足立市場青果部当時の沿革は「足立市場」の項を参照のこと）。

また、花き部は、東京都卸売市場整備計画（第２次・第３次）に基づき、周辺の花き地方卸売市場５市場を統合して開設した。施設の建設は、昭和61年８月に着工し、昭和63年３月に完成、同年４月25日に開場したものである。

当市場は、道路交通の利便性が高く、物流面において優位性のある北部流通業務団地に立地している。立地特性による通勤車両の増加、取扱量の増大及び買出車両の大型化により駐車場が不足し狭隘になったため、平成５年９月に立体駐車場の建設に着工し、第１期工事が平成７年６月に、第２期工事が平成９年３月に完了した。平成10年度には、変化する流通環境に対応するため、

青果部荷捌場を３棟整備するとともに、平成11年度には、仲卸業者用の低温倉庫を整備した。

平成16年度には、場内環境対策の一環として、電動小型特殊車両用の大規模な充電施設を整備した。続いて、平成22年度には太陽光発電設備（容量200ＫＷ）を整備した。

平成23年度には、調理設備を有する消費者事業用会議室を整備し、積極的に食育事業、花育事業に取り組むとともに、平成25年度には、足立区民の健康増進を目的とする、野菜の食べやすい環境づくりに向けた「あだちベジタベライフ」の事業に協力する覚書を、足立区、北足立市場協会、東京都の三者で締結した。

(10)　多摩ニュータウン市場

ア　所在地

〒206-0025
多摩市永山七丁目４番地
電　話　042（375）9211～2
ＦＡＸ　042（375）9213

イ　業務開始年月日

昭和58年５月26日

ウ　取扱品目

青果物

エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

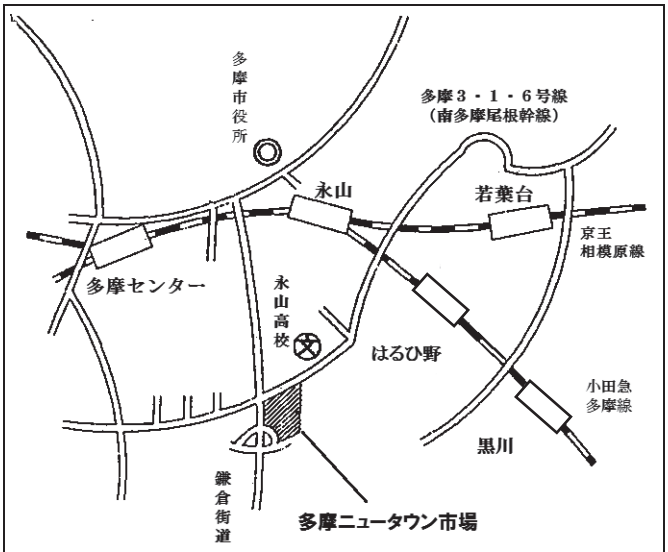
青果物：　78ｔ

オ　概　　況

多摩ニュータウン市場は、多摩市の主要道路である鎌倉街道と南多摩尾根幹線の結節点に位置し、多摩市、町田市、稲城市、日野市及び八王子並びに府中市の一部を供給圏として青果物を供給している。

多摩地区の青果地方卸売市場と当市場を合わせて31万ｔ弱の青果物を供給している。

多摩ニュータウン市場



●京王線・小田急線永山駅下車
京王バス「京王多摩車庫前」行、または神奈川中央交通バス「鶴川駅」行
京王多摩車庫前下車　徒歩３分

当市場周辺には、配送センター、リサイクル資源センターなど、流通関連施設が設けられている。

カ　沿　　革

昭和47年農林省告示により東京都全域が中央卸売市場指定区域（開設区域）となった。これ以前は東京都の中央卸売市場の開設区域は特別区内に限られており、多摩地域については、民間の地方卸売市場が生鮮食料品の流通を担っていた。

昭和47年11月、東京都卸売市場整備計画（第１次）が策定され、「三多摩地区については、今後の人口動態、道路整備に合わせ、周辺区部同様消費人口70～100万人を対象とする市場を新たに４か所配置」し、ここへ周辺の地方卸売市場を整理統合することとなった。

昭和49年４月、東京都は、市場建設用地の位置及び面積につき、現都市再生機構と合意し、多摩都市計画決定を経て、昭和50年３月に当該用地を同機構から買収した。

昭和56年１月に、多摩都市計画の位置表示、区域及び面積を変更し、同年５月に市場の建設が始まった。市場建設は昭和58年３月に竣工し、同年５月に多摩ニュータウン市場として開場した。

(11) 葛　西　市　場

ア　所在地

〒134-0086
江戸川区臨海町三丁目４番１号
電　話　（3878）2000～2
ＦＡＸ　（3878）2003

イ　業務開始年月日

昭和59年５月７日（青果）
平成７年４月14日（花き）

ウ　取扱品目

青果物・花き

エ　取扱数量（令和７年１日当たり）

青果物：　286ｔ
花　き：　38万本（切花換算）

オ　概　　況

葛西市場は江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区等の区部東部地域を供給対象に、青果物及び花きを取り扱う市場である。

当市場は、東部流通業務団地（50ha）の中に位置し周辺にはトラックターミナル、倉庫団地などの流通業務施設が設けられており、都の11中央卸売市場の中では、３番目に広い市場である。

カ　沿　　革

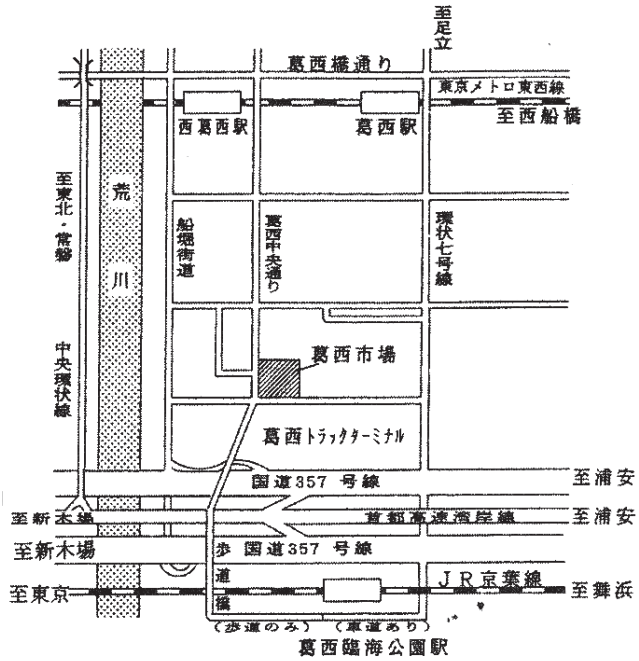
昭和47年11月の東京都卸売市場整備計画（第１次）では、市場機能を十分に果たし得ない分場を整理統合して新市場を建設することとし、江東市場の３分場（葛飾・小松川・小岩）を廃止・統合して新市場を建設することとされた。

その後、昭和52年３月の東京都卸売市場整備計画（第２次）において、産地の大型化、既設市場の過密解消対策として、３分場に加えて江東市場も廃止し、新市場に収容することとなった。

青果部は、昭和57年９月に建設工事に着手、昭和59年３月に竣工し、同年５月７日に業務を開始した。平成18年度には、卸売業者が事業用借地権により、定温荷捌場を建設した。また、平成19年度には、卸売場の大規模な定温化を行った。

花き部は、平成５年１月に花き棟建設工事に着手、平成７年３月に完成し、花き流通の合理化、近代化を図るため、既存の４つの花き地方卸売市場（両国生花、亀戸生花、江戸川生花、江戸川園芸）を収容する形で平成７年４月14日に業務を開始した。これにより葛西市場は北足立市場、大田市場、板橋市場に次ぐ４番目の花き中央卸売市場となった。平成15年11月には、効率的な荷捌きをするため、駐車場を荷捌場として用途変更し、より使いやすい市場とした。

葛　西　市　場

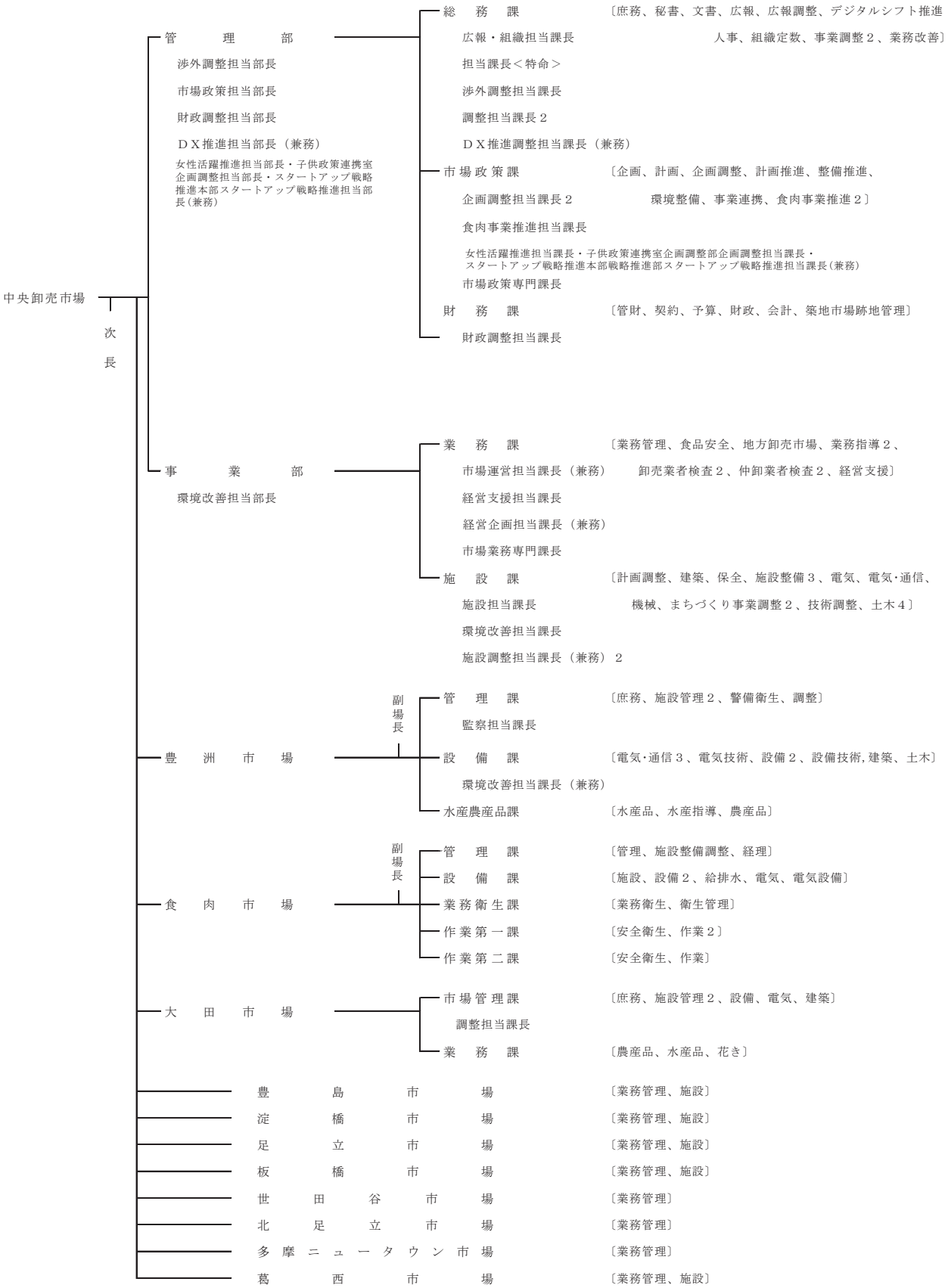


●東京メトロ東西線西葛西駅下車
　都バス「葛西臨海公園駅」行
　中央卸売市場葛西市場下車　徒歩１分
●東京メトロ東西線葛西駅下車
　都バス「臨海車庫」行
　葛西トラックターミナル下車　徒歩３分
●JR京葉線葛西臨海公園駅下車
　都バス「西葛西駅」行
　葛西トラックターミナル下車　徒歩３分

第　4　　組　　織

1　機　　構

（令和８年８月１日現在）



（注）　副場長は、管理課長を兼務

２　分　掌　事　務

（令和８年８月１日現在）

部	課	分　　掌　　事　　務
管　理　部	総　務　課	1　中央卸売市場の組織及び定数に関すること。 2　中央卸売市場所属職員の人事及び給与に関すること。 3　中央卸売市場所属職員の福利厚生に関すること。 4　中央卸売市場事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5　中央卸売市場の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6　中央卸売市場の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7　中央卸売市場の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 8　行政処分に係る聴聞及び審査会に関すること。 9　卸売市場関係団体との連絡調整に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 10　中央卸売市場事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 11　中央卸売市場事務事業の広報及び広聴に関すること。 12　生鮮食料品等流通実態普及事業の総合調整に関すること。 13　中央卸売市場内の整理及び取締りに係る連絡調整に関すること。 14　豊洲市場との連絡調整に関すること。 15　中央卸売市場内他の部及び課に属しないこと。
	市場政策課	1　中央卸売市場事務事業の企画及び総合調整に関すること。 2　市場施策の調査研究に関すること。 3　中央卸売市場及び芝浦屠場並びに地方卸売市場の経営計画に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 4　中央卸売市場事務事業の進行管理に関すること。 5　中央卸売市場事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 6　東京都卸売市場審議会に関すること。 7　中央卸売市場及び芝浦屠場の施設の整備に係る計画及び調整に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 8　中央卸売市場内の衛生に係る連絡調整に関すること。
	財　務　課	1　中央卸売市場の予算に関すること。 2　中央卸売市場の財政計画及び資金計画に関すること。 3　中央卸売市場の決算及び会計に関すること。 4　使用料、手数料その他歳入の調定及び徴収並びに保証金に関すること。 5　中央卸売市場の契約に関すること。 6　中央卸売市場の土地、建物その他設備の管理及び使用許可の総合調整に関すること。 7　中央卸売市場関係従事者の福利厚生の連絡調整に関すること。 8　中央卸売市場施設の公開に関すること。 9　築地市場跡地利用に係る計画及び調整に関すること。 10　築地市場跡地管理に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
事業部	業務課	1　中央卸売市場関係業務に係る計画及び総合調整に関すること。 2　中央卸売市場取引業務運営協議会に関すること。 3　中央卸売市場関係業務の調査及び指導監督に関すること。 4　中央卸売市場卸売物品の日報の発行に関すること。 5　生鮮食料品等の安全及び表示の適正化に係る連絡調整に関すること。 6　生鮮食料品等の市況に関すること。 7　各種統計資料の作成に関すること。 8　業務系システムの管理及び運営に関すること。 9　中央卸売市場取扱物品の取引の連絡調整に関すること。 10　卸売市場関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 11　地方卸売市場に関すること（他の部に属するものを除く。）。 12　中央卸売市場取引業務の巡回調査及び改善指導に関すること。 13　中央卸売市場関係業者の検査、改善指導及び経営等支援に関すること。 14　中央卸売市場関係業者の移転支援に係る調整及び支援の実施に関すること。 15　部内他の課に属しないこと。
	施設課	1　土地、建物その他の施設及び設備の工事の設計及び施行に関すること。 2　保全計画に基づく土地、建物その他の施設及び設備の維持に関すること。 3　築地市場跡地利用に係る土地、建物その他の施設の工事の設計及び施行に関すること。
豊洲市場	管理課	1　市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2　市場の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3　市場の予算、決算及び会計に関すること。 4　市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5　土地、建物その他設備の管理及び使用許可に関すること。 6　岸壁さん橋設備の管理及び使用許可に関すること。 7　使用料、手数料その他歳入の調定及び徴収に関すること。 8　サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 9　市場内他の課に属しないこと。
	設備課	1　土地、建物その他の施設及び設備の工事の設計及び施行に関すること。 2　電気、電話、給水、排水等の設備の維持管理及び使用許可に関すること。
	水産 農産品課	1　取扱物品の取引に関すること。 2　関係業務の調査及び指導監督に関すること。 3　関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4　公正な取引の確保に関すること。 5　関係通過物の調査確認に関すること。 6　水産物及び青果物の市況に関すること。 7　卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8　生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
食肉市場	管　理　課	1　市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2　市場の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3　市場及び屠場会計の予算、決算及び会計に関すること。 4　市場及び芝浦屠場の整理、取締り及び衛生に関すること（他の課に属するものを除く。）。 5　市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の管理及び使用許可に関すること。 6　市場及び芝浦屠場の使用料、手数料その他歳入の調定並びに徴収に関すること。 7　サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 8　市場内他の課に属しないこと。
	設　備　課	1　市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の維持に関すること。 2　市場及び芝浦屠場の冷蔵庫、電気、電話、給水及び排水の設備の維持管理並びに使用許可に関すること。
	業務衛生課	1　取扱物品の取引に関すること。 2　関係業務の調査及び指導監督に関すること。 3　関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4　公正な取引の確保に関すること。 5　関係通過物の調査確認に関すること。 6　畜産物の市況に関すること。 7　卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8　市場所属職員への衛生知識の普及啓発に関すること。 9　市場及び芝浦屠場に係る衛生対策の企画、調整及び推進に関すること。 10　市場及び芝浦屠場における畜産物の食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。 11　大動物及び小動物の伝染病予防対策の調整に関すること。
	作業第一課	1　大動物のと畜解体業務に関すること。 2　大動物の伝染病予防及び治療に関すること。 3　と畜の衛生保持に関すること。
	作業第二課	1　小動物のと畜解体業務に関すること。 2　小動物の伝染病予防及び治療に関すること。

部	課	分　　掌　　事　　務
大田市場	市場管理課	1　市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2　市場の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3　市場の予算、決算及び会計に関すること。 4　市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5　土地、建物その他の設備の維持、管理及び使用許可に関すること。 6　使用料、手数料その他の歳入の調定及び徴収に関すること。 7　サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 8　市場内他の課に属しないこと。
	業務課	1　取扱物品の取引に関すること。 2　関係業務の調査及び指導監督に関すること。 3　関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4　公正な取引の確保に関すること。 5　関係通過物の調査確認に関すること。 6　水産物、青果物及び花きの市況に関すること。 7　卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8　生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。
豊島市場 淀橋市場 足立市場 板橋市場 世田谷市場 北足立市場 多摩ニュータウン市場 葛西市場		1　市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2　市場の公文書類の収受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3　市場の予算、決算及び会計に関すること。 4　市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5　土地、建物その他の設備の維持、管理及び使用許可に関すること。 6　使用料、手数料その他の歳入の調定及び徴収に関すること。 7　サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 8　取扱物品の取引に関すること。 9　関係業務の調査及び指導監督に関すること。 10　関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 11　公正な取引の確保に関すること。 12　関係通過物の調査確認に関すること。 13　生鮮食料品等の市況に関すること。 14　卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 15　生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。

3 職 員 定 数

（令和８年８月１日現在）

所属＼職種	管理職			一般職員				合計
	事務	技術	計	事務	技術	技能労務	計	
管理部	9		9	55			55	64
総務課	5		5	21			21	26
市場政策課	3		3	16			16	19
財務課	1		1	18			18	19
事業部	4	1	5	26	24		50	55
業務課	4		4	23	1		24	28
施設課		1	1	3	23		26	27
豊洲市場	3	1	4	28	26		54	58
管理課	2		2	15			15	17
設備課		1	1		23		23	24
水産農産品課	1		1	13	3		16	17
食肉市場	2	4	6	21	21	249	291	297
管理課	2		2	11			11	13
設備課		1	1		16	2	18	19
業務衛生課		1	1	4	2		6	7
作業第一課		1	1	2	2	159	163	164
作業第二課		1	1	4	1	88	93	94
大田市場	3		3	19	8		27	30
市場管理課	2		2	9	8		17	19
業務課	1		1	10			10	11
豊島市場	1		1	5	1		6	7
淀橋市場	1		1	6	1	6	13	14
足立市場	1		1	4	2		6	7
板橋市場	1		1	6	1		7	8
世田谷市場	1		1	5	1		6	7
北足立市場	1		1	6	1		7	8
多摩ニュータウン市場	1		1	4			4	5
葛西市場	1		1	6	1		7	8
合計	29	6	35	191	87	255	533	568
職層別	理事 2 参事 11 副参事 37			課長代理 106				

※ 職層別欄の数は現員である。

第　５　　財　政　状　況

１　中央卸売市場会計

(1)　財政状況

市場事業は、地方公営企業法の財務規定等の一部適用事業として、独立採算を原則に運営している。

市場会計は、昭和47年度から平成元年度まで経常損益での赤字が続き、昭和63年度の旧神田市場等の跡地売却に伴う受取利息の増加により、平成２年度から平成６年度まで黒字となったが、営業費用の増加と受取利息の低下などにより、平成７年度に再び赤字となり、それ以後、赤字幅が拡大した。

このため、今後の施設整備財源を確保し、市場財政の健全化を図るため、経費節減等事業の効率的運営を徹底するとともに、平成12年４月に16％（12年度８％、13年度14％、14年度16％の段階的実施）の使用料改定を行い、平成19年度に企業債繰上償還による支払利息の圧縮を行った。こうした取組により、平成12年度から平成27年度にかけて黒字で推移してきたが、平成28年度以降は、豊洲市場への移転準備経費の増加や豊洲市場の減価償却費等の影響などにより、赤字となっている。

こうした状況の中、中央卸売市場が都民に生鮮品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしての役割を、将来にわたって果たすことができるよう、今後の市場経営のビジョンを示すものとして、令和３年３月に東京都中央卸売市場経営指針を策定した。また、令和４年３月に、指針で掲げた「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、令和４年度から令和８年度までの５年間を計画期間とし、都が取り組む施策と財政計画を示す中期経営計画である、東京都中央卸売市場経営計画を策定したところであり、本計画においては、遅くとも2040年代の経常収支の黒字化を目指すこととしている。令和６年度からは、市場会計の置かれている状況や東京都の経営改善の取組等を分かりやすく発信することを目的に、毎年「東京都中央卸売市場会計　経営レポート」を作成している。本レポートも活用して業界との意見交換を行っており、課題認識の共有、理解及び協力を得ながら、取組を進めている。

(2)　令和８年度予算概要

中央卸売市場は、生鮮品等流通における輸送力不足や人材確保の困難等に加えて、激甚化する風水害への備えなど、卸売市場を取り巻く環境が大きく変化する中にあっても、都民の日常生活に不可欠な生鮮品等の円滑な流通と安定した供給を確保するため、重要な役割を担っている。このため、各市場の現場における日々の課題解決と、東京都中央卸売市場経営計画の着実な推進を図るため、令和８年度予算においても限られた財源を重点的、効率的に配分して市場の抱える重要課題に対応できるものとした。

支出予算の総額は、２千227億６千８百万円で、令和７年度に比べ22.4％、金額で 407億４千５百万円の増加となっている。

収益的収入と資本的収入の合計額は、237億９千２百万円となっており、収入と支出の差し引きでは １千989億７千６百万円となっている。

ア　収益的収支

収入としては、営業収益が 174億９百万余円で、内訳は、売上高割使用料が 40億３千４百万余円、施設使用料が 90億２千７百万余円となっている。

営業外収益は、60億９千９百万余円で、内訳は、一般会計補助金が 31億７千１百万円、受取利息等が 29億２千８百万余円、となっている。

これら営業収益及び営業外収益を合わせた収益的収入の合計は、235億９百万円である。

支出については、市場事業費の総額が 786億６千２百万円で、そのうち、営業費用が 355億９千７百万余円である。

営業費用のうち、人件費及び一般管理等に要する経費である管理費が 208億３千６百万余円、業務の指導・監督及び生鮮食料品の統計資料作成等の経費である業務費については、５億５千８百万余円である。

減価償却費、資産減耗費は、固定資産の減価償却及び除却損等を計上し、142億３百万余円である。

営業外費用は、15億２千９百万余円であり、このうち、生鮮食料品の流通の安定及び消費者への食生活情報の提供等に要する経費である生鮮食料品流通対策費が、13億８千５百万余円となっている。

支払利息及企業債取扱諸費は、３千４百万余円で、その他、繰延勘定償却、消費税及地方消費税、雑支出を計上した。また、特別損失を 415億３千３百万余円計上している。

収益的支出のうち、今年度予算で計上した主な事業は以下のとおりである。

事業名	事　　業　　内　　容
経営強靭化推進事業	エネルギー価格や原材料価格の上昇等による物価高騰の継続に加え、市場取引を支える人材の不足や気候変動の影響等、現下の環境変化に対し、市場業者が的確に対応し事業の成長や発展につなげていくため、市場業者による暑さ対策や、新たな販路開拓や業務効率化に向けたＤＸの活用等の意欲ある取組を後押しする。
大田市場における場内物流効率化の推進	大田市場における荷や車両の滞留対策として、車両の入退場情報を管理するシステムの構築や、場内の通信環境の整備など、デジタル基盤を強化することにより場内物流の効率化を推進する。
持続可能な物流の確保に向けた取組支援事業	市場の持続可能な物流を確保するため、市場業者向けに専門家による情報発信等を行うとともに、各市場における荷待ち時間の実態調査を実施する。
再生可能エネルギーマネジメント事業	全市場の電力調達の再生可能エネルギー割合を一層引上げていくため、太陽光発電設備の更なる導入や市場の特性を踏まえた電力のエネルギーマネジメントに着手するなど、環境に配慮した取組を推進する。
市場用地等の利活用に向けた取組	持続可能な市場経営の実現に向け、場内施設の利活用を広く検討するとともに、遊休施設等の更なる効率的・効果的な活用のあり方についても調査検討等を行う。
次期経営計画策定に向けた取組	令和３年度に策定した「経営計画」が計画期間の最終年度を迎えることから、厳しさを増す環境や深化・先鋭化する課題に着実に対応し、生鮮食料品等の安定供給の役割を将来にわたり果たしていくため、必要な施策と財政計画を示す中期計画として、次期経営計画を策定する。

豊洲市場における水産物流通等ＤＸ実証事業	物流全体で深刻化する人手不足等をはじめとした生鮮品等流通全般の課題解決に繋げるため、業界と連携し、市場内の商品管理や取引業務等へのＤＸ導入を推進することにより、業務効率化や従業員の働き方改革に寄与する市場ＤＸモデルを構築する。

イ　資本的収支

収入は、国庫補助金収入が２億８千３百万円となっている。

支出は、市場施設の整備等に要する経費であり、総額は　１千441億６百万円である。

このうち、建設改良費は　61億３千７百万余円であり、内訳は施設拡張費が　７億７千６百万余円、施設改良費が　53億４百万余円、工器具・備品等の購入に充てる資産購入費が　５千５百万余円である。

資本的支出のうち、今年度予算で計上した市場別の主な施設整備内容は以下のとおりである。

市場名	内　　容
豊　洲　市　場	６街区壁面緑化改修工事
食　肉　市　場	市場棟南側急冷冷蔵庫冷凍設備改修工事
大　田　市　場	青果棟・水産棟オーバーヘッドドア改修工事
豊　島　市　場	荷捌き場梁補修工事
淀　橋　市　場	淀橋市場拡張整備事業新総合事務所棟（仮称）整備工事
足　立　市　場	足立市場衛生対策仲卸売場棟増築工事
板　橋　市　場	板橋市場機能強化事業実施設計
世田谷市場	監視カメラ増設・改修工事
北足立市場	青果棟外壁等改修工事
多摩ニュータウン市場	中水設備更新工事
葛　西　市　場	管理棟火災報知設備更新工事

その他、企業債償還金が　809億５千万円、投資が570億９百万円、国庫補助金返納金が　９百万余円である。

(3)　令和８年度中央卸売市場会計予算総括表

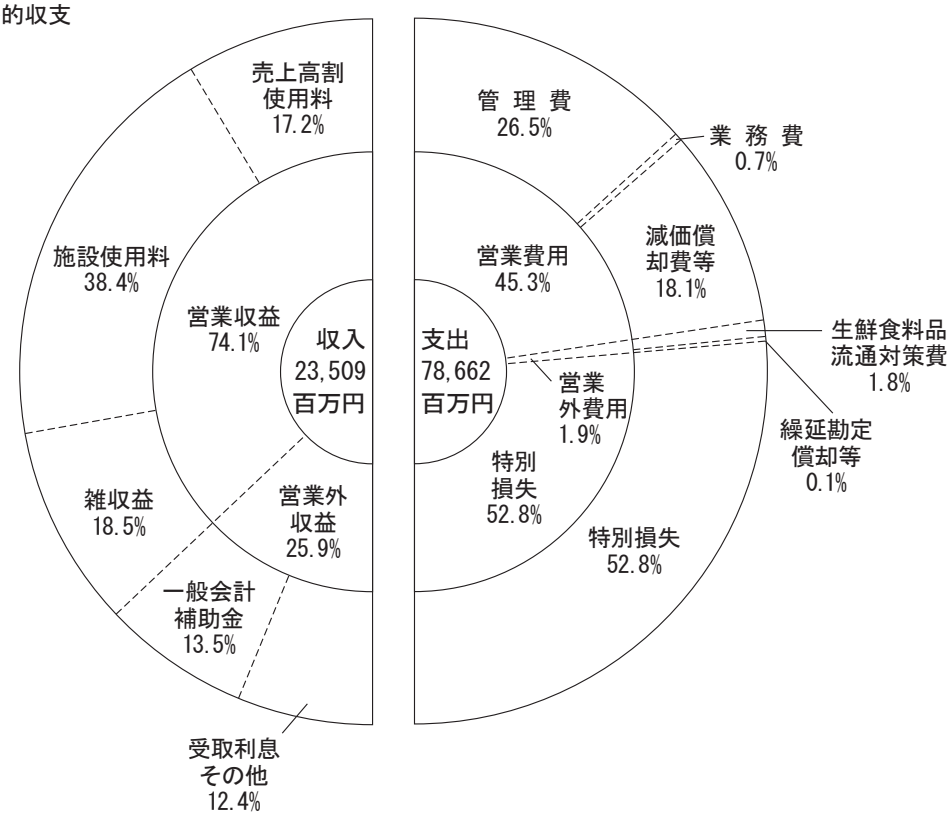
（単位：千円）

科目				令和８年度 当初予定額	令和７年度 当初予定額	増（△）減
収益的収支	収入	営業収益	売上高割使用料	4,034,119	3,881,310	152,809
			施設使用料	9,027,881	9,036,690	△ 8,809
			雑収益	4,347,080	4,182,975	164,105
			計	17,409,080	17,100,975	308,105
		営業外収益	一般会計補助金	3,171,000	3,234,000	△ 63,000
			受取利息その他	2,928,920	1,934,004	994,916
			計	6,099,920	5,168,004	931,916
		特別利益		0	467,021	△ 467,021
		合計		23,509,000	22,736,000	773,000
	支出	営業費用	管理費	20,836,708	19,767,326	1,069,382
			業務費	558,042	187,830	370,212
			減価償却費等	14,203,055	13,894,967	308,088
			計	35,597,805	33,850,123	1,747,682
		営業外費用	生鮮食料品流通対策費	1,385,576	1,731,561	△ 345,985
			支払利息及企業債取扱諸費	34,298	318,985	△ 284,687
			繰延勘定償却等	109,917	1,623,312	△ 1,513,395
			計	1,529,791	3,673,858	△ 2,144,067
		予備費		1,000	1,000	0
		特別損失		41,533,404	5,184,019	36,349,385
		合計		78,662,000	42,709,000	35,953,000
	収支差引額			△ 55,153,000	△ 19,973,000	△ 35,180,000
資本的収支	収入	企業債		0	0	0
		一般会計出資金		0	0	0
		国庫補助金		283,000	42,000	241,000
		その他資本収入		0	305,000	△ 305,000
		計		283,000	347,000	△ 64,000
	支出	建設改良費		6,137,457	6,229,457	△ 92,000
		企業債償還金		80,950,000	133,066,000	△ 52,116,000
		投資		57,009,000	9,000	57,000,000
		国庫補助金返納金等		9,543	9,543	0
		計		144,106,000	139,314,000	4,792,000
	収支差引額			△ 143,823,000	△ 138,967,000	△ 4,856,000

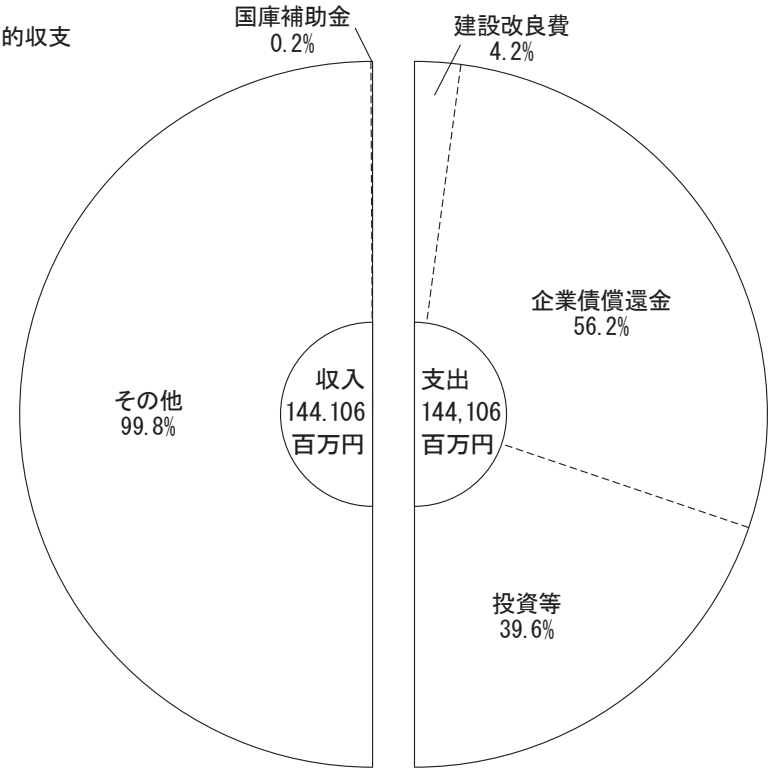
(注)資本的収入が、資本的支出に対し不足する額は、〔損益勘定留保資金その他〕をもって補てんする。

(4)　令和８年度中央卸売市場会計予算の構成割合

ア　収益的収支



イ　資本的収支



２　と　　場　　会　　計

(1)　と場会計の現状

と場における経常的経費の主なものは、と畜解体作業及びと場施設の維持管理に係る経費であり、財源としては、と畜使用料が主たる収入となっている。

また、施設整備については、と場施設の拡張、改良が主なものであり、その財源としては都債、一般会計繰入金等となっている。

(2)　令和８年度予算概要

と場会計は、芝浦と場の維持管理費及びと畜解体業務に係る経費を計上しており、予算の総額は、令和７年度に比べて　５億２千２百万円増の　77億９千１百万円となっている。

と場施設整備の主なものとしては、衛生等改善工事がある。

ア　歳　　入

と畜使用料及びと場手数料、一般会計繰入金、都債等で、歳入の合計額は　77億９千１百万円で、令和７年度に比べて　５億２千２百万円の増となっている。

イ　歳　　出

と場の管理・運営及び施設整備等に要する経費で、管理費、運営費、施設整備費等を合わせた歳出の合計額は　77億９千１百万円で、令和７年度に比べて7.2%、金額で　５億２千２百万円の増となっている。

内訳は、と畜事業に従事する職員の給料等である管理費が　20億５千６百万余円、と場の維持管理及びと畜解体作業に要する経費である運営費が　35億８千３百万余円、大動物棟、小動物棟、水処理センター等の整備に係る経費である施設整備費が　17億３千９百万余円となっている。

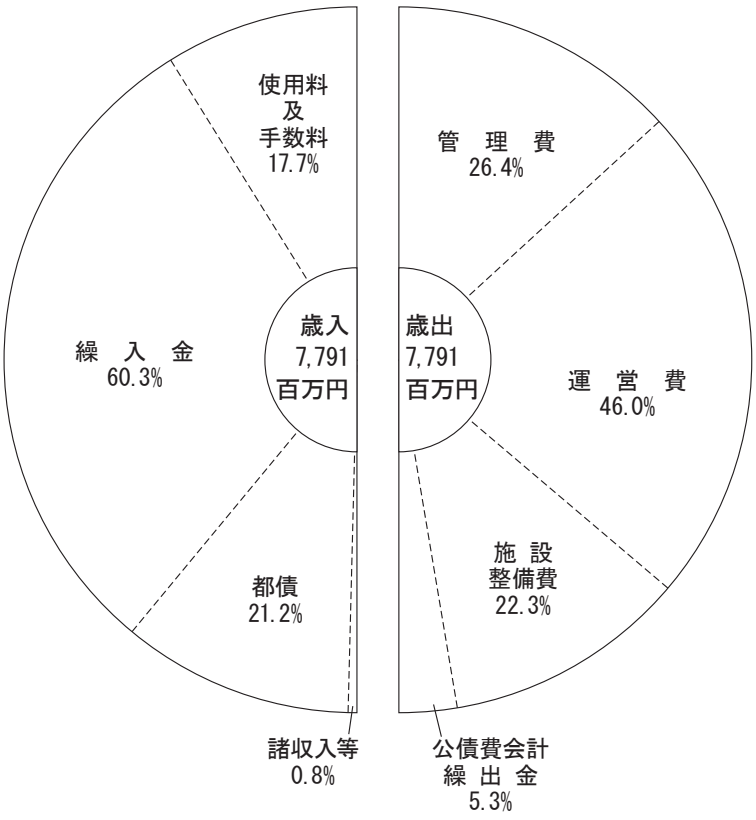
公債費会計繰出金　４億１千２百万余円は、都債の元金及び利子の償還金に充てるものである。

(3)　令和８年度と場会計予算総括表

（単位：千円）

科目			令和８年度 当初予算額	令和７年度 当初予算額	増（△）減
歳入	使用料及手数料		1,381,497	1,362,433	19,064
	繰入金		4,702,000	4,432,000	270,000
	諸収入		59,502	58,566	936
	都債		1,648,000	1,416,000	232,000
	繰越金		1	1	0
	合計		7,791,000	7,269,000	522,000
歳出	と場事業費	管理費	2,056,211	1,989,209	67,002
		運営費	3,583,090	3,437,889	145,201
		施設整備費	1,739,396	1,441,674	297,722
		公債費会計繰出金	412,303	400,228	12,075
	合計		7,791,000	7,269,000	522,000

(4)　令和８年度と場会計予算の構成割合



第　6　　業　務　状　況

1　市場取扱物品の概況

(1) 水　産　物

戦後の昭和21年から昭和40年代の前半にかけて、東京都中央卸売市場の取扱数量は、国内漁業生産量や都内人口の増加にともない、増加の一途をたどってきた。昭和44年以降は多少の増減が見られたものの、昭和50年代初めに多くの国で200海里の排他的経済水域が設定され漁獲規制が厳しくなったこと等から減少傾向へと推移したが、昭和50年代終盤以降は消費者の健康志向の高まりや円高による輸入水産物の増加等の理由から再び増加に転じた。昭和62年にピークを迎えた取扱数量は、国内漁業生産量の減少や消費者嗜好の変化等から減少に転じ、バブル経済崩壊後の景気後退による消費の落ち込み等もあって、減少傾向が続いており、令和７年は前年比で4.2%の減少となった。

魚種別取扱数量を見ると、鮮魚の取扱数量については、昭和31年以降概ね減少又は横ばいで推移し、令和７年は約11万7,000トンとなった。活魚の取扱数量については、1万2,000トンから1万5,000トン台で推移し、令和２年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け１万トンを下回った。その後、令和３年は１万トン台まで回復し、令和５年には1万2,000トン台まで持ち直すとともに、令和７年においても横ばいで推移している。冷凍魚や加工品は、平成に入る頃から減少が続いており、令和７年は冷凍魚で７万トンを下回り、加工品で８万トンを割り込んだ。

取扱金額については、昭和40年以降は物価高騰の影響を受け、その伸びは著しいものであった。昭和48年の石油ショック、昭和51～52年以降は国際的な漁獲規制の影響もあり価格は上がり続け、好景気も手伝って平成２年には過去最高額となった。平成３年以降は、バブル経済崩壊後の長引く不況やリーマンショックの影響及び消費者の魚離れなどにより、取扱金額の減少傾向が続いているが、令和３年以降は単価高等により５年連続で前年を上回り、令和７年は、前年に比べ2.2%の増加となった。

(2) 青　果　物

野菜は昭和28年、果実は昭和24年に戦前の最高取扱数量を突破し、その後も順調に増加していたが、産地における高齢化や後継者不足、生産費の高騰、調理・加工食品のニーズの高まり等の影響から、野菜は昭和62年の197万トン、果実は昭和48年の120万トンをピークに減少に転じた。

野菜の年間取扱数量は、ここ15年程は120万トンから150万トン程度、取扱金額は3,500億円から4,000億円の間で推移している。

だいこんやキャベツ、トマトなどの主な野菜は、栽培技術の進歩による生産地の広域化、輸送・貯蔵技術の発展、道路網の整備促進等を背景に産地リレーが形成され、周年安定供給が可能となっている。

輸入野菜については、加工・業務用需要の増加や消費者の低価格志向の強まり等を受けて生鮮野菜を中心に入荷増傾向であったが、平成25年以降は、国内産野菜の需要の増加により減少傾向となっている。

果実の年間取扱数量は、平成７年は約74万トンだったが、令和７年には約34万トンと30年余りで半減したが、取扱金額は16.2%減の約2,016億円となっている。

品目構成をみると、最も多い「みかん類」「かんきつ類」が全体の36%を占め、「りんご類」が13%、「すいか類」が11%となっている。

果実においても周年化傾向は強まっており、「みかん類」「メロン類」「すいか類」「ぶどう類」等多くの品目で、一年を通じて入荷がある。

最近の入荷状況をみると、栽培技術の進歩やおいしさ、食べやすさ、健康志向など多様な消費者ニーズへの対応等から、例えば、ぶどう類では皮ごと食べられる「シャインマスカット」が長期的に増加している。また、いちご類では、従来主力であった「とちおとめ」に代わり、早生で多収、良食味で輸送性に優れ、病気に強い「とちあいか」の取扱いが拡大している。かんきつ類では、皮のむきやすさや食味等が改良された「不知火」「せとか」等が安定的に入荷している。

輸入果実については、令和６年まではバナナが輸入量の約５割を占めていたが、令和７年は５割を下回った。また、バナナ、グレープフルーツ、アボカド等では、総取扱数量に対する国外産の割合は、ほぼ100％となっている。

野菜・果実ともに、卸売価格は天候の影響を受けやすく、消費動向にも左右されやすいという特徴があり、特に令和７年は猛暑や干ばつ等の影響を受け、野菜果実ともに取扱数量が減少し、価格は上昇した。

(3) 食　　肉

食肉の需要は、昭和30年代から経済の高度成長に伴って顕著な伸びが見られ、豚、乳雄牛といった大衆性食肉を中心に生産が拡大し、昭和のバブル期を契機にその後減少傾向にある。

肉用牛は、昭和35年に全国の飼養農家戸数が約200万戸を数えたが、後継者不足、家畜排せつ物による悪臭や水質汚染といった畜産経営に伴って発生する環境問題、飼養農家の大型化等によって年々減少し、令和８年２月には３万1,800戸となった。また、昭和35年における肉用牛の全国の飼養頭数は、約230万頭、乳用牛は約80万頭と圧倒的に肉用牛が多く飼養されていた。これは、肉用牛が主として農耕用の役牛として飼養されていたためであるが、農業の機械化が進むにつれて昭和40年代当初には約160万頭となり急速に減少した。その後、食肉の需要増に伴い増加傾向で推移し、平成21年には約290万頭となった。平成22年以降は、宮崎県で発生した口蹄疫の影響や後継者問題による肥育農家の廃業等から一時250万頭を下回ったものの、近年は再び増加傾向となり、令和８年２月には247万3,000頭となった。一方、乳用牛の全国の飼養頭数は、酪農振興、牛肉価格の高騰から順調に増加を示し、昭和46年には約190万頭と肉用牛を上回るまでに拡大したが、昭和60年代をピークに減少傾向で推移し、令和８年２月の飼養頭数は128万6,000頭となった。

東京都が食肉市場を開設した昭和41年以降、東京市場の牛の取扱頭数は、昭和42年の約４万頭であったものが年々増加し、令和７年には約13万8,000頭となっている。また、全国と畜頭数に占める東京市場のシェアは、昭和42年に4.6％、昭和55年に9.3％、平成26年には13.2％と緩やかに増加を続け、その後は横ばいで推移し、令和７年は12.6％となっている。

豚については、昭和37年における全国の飼養農家は約100万戸、飼養頭数も400万頭程度であったが、その後、飼養頭数は大幅に増加し、昭和56年には初めて1,000万頭の大台を超え、平成元年には約1,190万頭と過去最高となった。しかし、環境問題による規模拡大の制約、後継者問題、豚肉価格の低迷等により、平成２年以降の飼養頭数は、減少傾向で推移した。更に近年では、平成25年から26年にかけての全国的な豚流行性下痢（PED）の発生、平成30年から継続する豚熱の各地での発生の影響等により減少が進み、令和８年２月の飼養頭数は、875万6,000頭となっている。令和８年２月の飼養戸数は、2,880戸であり、１戸当たりの飼養規模は、昭和40年当時5.7頭だったものが、3,040.3頭と飛躍的に拡大しており、大手養豚業者による規模拡大が進んでいる。

豚の東京市場の取扱頭数は、産地食肉センター等の整備が進み、産地におけると畜解体処理の拡大及び部分肉流通が進展していることもあり、昭和46年の約59万頭をピークに減少傾向であった。平成22年から24年は約18万頭まで減少したが、平成25年以降、国産豚肉の需要の高まりや集荷対策等により20万頭前後で推移し、令和７年は約22万6,000頭であった。

また、令和７年の全国と畜頭数に占める東京市場のシェアは1.4％となっている。

(4) 花　　き

昭和63年から東京都中央卸売市場で取引が開始された花きの取扱数量は、昭和63年から平成13年にかけて、北足立市場、大田市場、板橋市場、葛西市場、世田谷市場に花き部が順次設置されたことで年々増加し、平成14年には切花換算で約20億5,900万本に到達した。しかし、その年をピークに減少を続けており、令和７年の取扱数量は切花換算で約12億2,800万本となっている。取扱金額は、平成19年の約997億6,400万円をピークに大きく減少し、令和７年は約847億6,000万円となった。

花きの輸入は、切花類が大半を占め、関税が廃止された昭和60年以降輸入割合は増加傾向となっており、お彼岸や母の日など需要が一時期に集中する「キク」や「カーネーション」といった品目の輸入割合が高く、輸入の主な相手国は、コロンビア、マレーシア、中国となっている。

切花の取扱数量は、平成14年から平成20年の間では10億本台、平成21年から平成26年の間では９億本台、平成27年から令和元年の間では８億本台、令和２年以降は７億本台と、減少傾向となっている。取扱金額は、平成19年の約648億3,900万円を境に減少し、平成23年には約550億7,900万円まで落ち込んだものの、平成24年は増加に転じた。その後は横ばいで推移していたものの、令和２年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により前年を大きく下回った。令和７年の取扱金額は前年に比べ減少し、約586億9,300万円となった。主な取扱品目の金額をみると、「輪菊」が約61億6,500万円と最も多く、次いで、「スプレー菊」「カーネーション」となっている。主要な切花である「菊類」「カーネーション類」「バラ類」で切花全体の取扱金額の44.1％を占めている。

鉢物の取扱数量は、平成14年の約6,100万鉢をピークに減少し続け、平成29年は3,000万鉢を割り込み、令和７年は約1,900万鉢となった。取扱金額も、平成14年の約249億5,200万円をピークに年々減少しており、令和７年には約136億3,100万円となった。主な取扱品目の金額をみると、「ファレノプシス（胡蝶蘭）」が約33億6,700万円と最も多く、鉢物全体の24.7％を占めており、次いで、「ハイドランジア（あじさい）」「シクラメン」となっている。

花き業界では、需要拡大のため、2月14日の「フラワーバレンタイン」や11月22日の「いい夫婦の日」等、花を贈ることを推奨する取組が継続的に進められている。

2　令和７年東京都中央卸売市場における取扱状況

(1)　水　産　物

令和７年中の水産物の総取扱量は、約30万トン、金額で約4,876億円となっており、前年に比べ、数量では4.2%の減少、金額では2.2%の増加となった。

鮮魚は「さんま」「わらさ」「まぐろ（国内）」等が増加したものの、「かつお」「ぶり」「はまち（養殖）」等が減少した結果、前年比1.6%減の約11万7,200トンとなった。

冷凍魚は「冷あじ」「その他冷輸入えび」「冷からすかれい」等が増加したものの、「冷ぎんさけ」「冷たこ」「冷めばち」等が減少したため、前年比5.6%減の約６万6,600トンとなった。

その他、活魚は前年比1.6%減の約１万2,100トン、貝類は前年比9.1%減の約１万8,800トン、淡水魚は前年比0.7%減の約1,100トン、海そう類は前年比0.7%減の約5,000トン、加工品は前年比6.3%減の約７万9,300トンとなった。

※「第８　参考資料」の「１　令和７年中央卸売市場取扱実績（水産物）」を参照。

(2)　青　果　物

令和７年中の総取扱量は、約161万4,000トン、金額で約6,023億円となっており、前年に比べ、数量では3.9%の減少、金額で0.9%の減少となった。

野菜は、約124万6,000トンで前年比4.5%の減少、主要品目である「だいこん」「にんじん」「きゃべつ」等ほぼすべての品目で取扱量が減少した。年間平均価格は310円で、前年を８円（2.6%）上回った。

果実は、約33万6,000トンで前年比2.2%の減少、高温で作柄が悪かった昨年から回復した「みかん」、栽培が拡大した「とちあいか」等の一部の品目を除き、取扱量はほぼすべての品目で減少した。年間平均価格は599円で、前年を12円（2.0%）上回った。

※「第８　参考資料」の「２　令和７年中央卸売市場取扱実績（青果物）」を参照。

(3)　食　　肉

令和７年中は、取扱数量が約８万5,000トン、取扱金額で約1,528億円となっており、前年に比べ、数量では0.4%の減少、金額では3.7%の増加となった。

このうち、牛肉は、数量が約６万6,000トンで前年比0.9%の減少、金額が約1,410億円で前年比4.1%の増加となった。

豚肉は、数量が約１万9,000トンで前年比1.4%の増加、金額が約116億円で前年比0.7%の減少となった。

※「第８　参考資料」の「３　令和７年中央卸売市場取扱実績（食肉）」を参照。

(4)　花　　き

令和７年中の取扱数量は、切花換算で約12億2,800万本、取扱金額は約847億6,000万円となっており、前年に比べ数量では3.8%の減少、金額では4.4%の減少となった。

切花は、「輪菊」「小菊」等の取扱いが減少し、取扱数量は前年比2.7%減の約７億1,700万本となった。取扱金額は約586億9,300万円と前年比5.0%減少しており、年間平均価格は82円で、前年を２円（2.4%）下回った。

鉢物類の取扱数量は、「ハイドランジア（あじさい）」「シクラメン」等が減少したため、前年比2.8%減の約1,900万鉢（切花換算で約１億5,200万本）となった。取扱金額は約136億3,100万円と前年比1.3%減少しており、年間平均価格は717円で、前年を11円（1.6%）上回った。

※「第８　参考資料」の「４　令和７年中央卸売市場取扱実績（花き）」を参照。

3　令和７年東京都地方卸売市場における取扱状況

東京都知事から認定を受けている地方卸売市場数は、23区内で青果１市場、多摩地区に青果３市場・水産２市場、花きは３市場あり、全体で９の市場がある(令和８年４月１日現在)。

東京都の市場流通全体に占める地方卸売市場の取扱高の割合は、取扱数量で水産物0.2%、青果物15.6%であり、また、取扱金額では、水産物0.3%、青果物14.2%、花き3.7%である。

なお、令和７年中央卸売市場及び地方卸売市場の取扱実績については、下表のとおりである。

(1)　水　産　物

令和７年中の水産物の総取扱高は、数量が約655トン、金額が約13億円で、前年比では数量で2.8%の減少、金額では6.4%の増加となった。

(2)　青　果　物

令和７年中の青果物の総取扱高は、数量が約30万トン、金額が約993億円となっており、前年比では数量で3.2%の減少、金額では0.6%の増加となった。

(3)　花　　き

令和７年中の花きの総取扱金額は、約33億円で、前年に比べ、11.7%の減少となった。

※「第８　参考資料」の「５　令和７年地方卸売市場取扱実績」を参照。

令和７年中央卸売市場及び地方卸売市場取扱実績

（単位：トン、百万円、%）

		総数		中央卸売市場		地方卸売市場	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
水産物	総数	300,305	488,902	299,650	487,558	655	1,344
	１日当たり	1,187	1,932	1,184	1,927	3	5
	構成比	100	100	99.8	99.7	0.2	0.3
青果物	総数	1,911,631	701,581	1,614,020	602,284	297,611	99,297
	１日当たり	7,708	2,829	6,508	2,429	1,200	400
	構成比	100	100	84.4	85.8	15.6	14.2
食肉	総数	85,308	152,811	85,308	152,811	0	0
	１日当たり	347	621	347	621	0	0
	構成比	100	100	100	100	0	0
花き	総数	－	88,015	－	84,760	－	3,255
	１日当たり	－	293	－	293	－	－
	構成比	－	100	－	96.3	－	3.7

（注）１　花きの数量は、種別毎の取扱単位が異なるため掲載しない。
２　数値は単位未満を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。
３　地方卸売市場の花きの１日当たり金額は、開場日数が市場によって異なるため掲載しない。

第７　事務事業の概要

１　東京都中央卸売市場経営計画

(1)　東京都中央卸売市場経営計画の概要等

ア　東京都中央卸売市場経営計画の概要

都の中央卸売市場が、都民に生鮮品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラであり続け、市場を取り巻く環境が変化する中においても、この重要な使命を将来にわたり果たすことができるよう、今後の市場経営のビジョンを示すものとして、企業経営や財務等の専門家で構成する「市場の活性化を考える会」の議論を踏まえ、令和３年３月に東京都中央卸売市場経営指針を策定した。

東京都中央卸売市場経営指針で掲げた「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、今後５年間で都が取り組む施策と財政計画を示す中期経営計画として、令和４年３月に東京都中央卸売市場経営計画を策定した。

令和８年度は経営計画の最終年度であり、次期計画の策定に当たっては、令和７年９月に開催した第86回東京都卸売市場審議会において、知事から審議会へ経営計画の改定について諮問をした。審議会では、令和８年度中の答申に向けて、委員のうち学識経験者５名で構成する計画部会を設置し、機動的かつ専門的な議論を行っている。

イ　計画期間

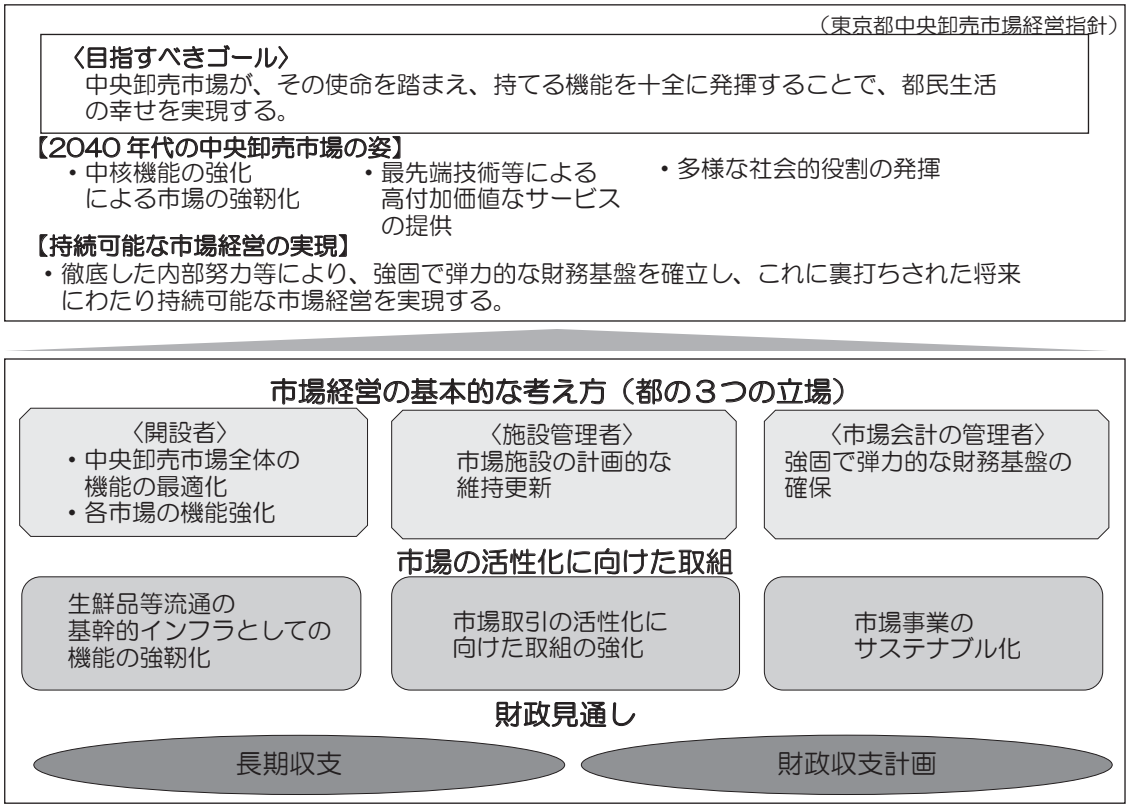
５年間（令和４(2022)年度～令和８(2026)年度）

ウ　今後の市場経営の方向性

市場を経営する都の立場を捉え直し、それぞれの立場に沿った取組を着実に推進

○開　　設　　者：取扱品目ごとに各市場に期待する役割と機能強化の方向性を明示
○施 設 管 理 者：アセットマネジメント手法の展開により、長期的な視点に立った計画的な維持更新を実施
○市場会計の管理者：持続可能な市場経営に必要な資金の確保と経常黒字の水準を目指す

エ　東京都中央卸売市場経営計画の体系



(2)　市場経営の基本的な考え方と今後の進め方

ア　中央卸売市場全体の機能の最適化と各市場の機能強化

○都の中央卸売市場は、それぞれの市場が相互に補完しながらネットワークを形成し、一体として機能を発揮

○各市場が、ネットワークの強みを発揮し、それぞれに取扱数量を伸ばし、相乗効果を得ていくことが重要

○取扱品目（青果、水産、花き、食肉）ごとに、各市場に期待する役割と機能強化の方向性を明示

イ　市場施設の計画的な維持更新

○アセットマネジメント手法の展開により、長期的な視点に立った計画的な維持更新を実施

➢市場施設の類型を踏まえた維持更新

・各市場の機能や立地、施設規模等による類型（全国拠点型、流通業務団地型、供給拠点型）を踏まえ、メリハリある維持更新を実施

・市場ごとに、市場施設の類型を踏まえた維持更新の方向性を明示

➢個別の建物における更新手法の考え方

・各市場の主要な建物を抽出し、劣化度調査等を実施

・大規模改修･長寿命化改修･改築、解体等の方針を定めた後、主要な個別の建物における維持更新計画を策定

・維持更新計画策定後、市場ごとに工事を集中的に実施していくためのマスタープラン（全体計画）を策定

・建物の中で、特に重要な部位や設備等は予防保全を実施

○改築等の考え方

・用途変更など様々な状況変化に対応できる柔軟性（フレキシビリティ）や維持管理性（メンテナビリティ）に配慮

・都による整備は、市場施設の恒久的な基盤となる建物の構造体（スケルトン）を対象とすることを基本とし、内部の仕上げや設備（インフィル）は、流通環境や顧客ニーズの変化を踏まえ、施設の使用者が目的や用途に沿った造作等により柔軟に整備

ウ　強固で弾力的な財務基盤の確保

○持続可能な市場経営に必要な資金の確保と経常黒字の水準を目指す

➢引き続き、市場運営費の縮減や収入確保等の当面の経営改善の取組を着実に実施

➢市場の経営状況等をより精緻に把握・分析した上で、「経営レポート」を作成、その分析に基づき、更なる経営改善策を幅広く検討・実施

➢現行の使用料体系について、受益と負担の観点から検証を行った上で検討を行い、必要に応じて見直し

➢使用料額についても、受益と負担の観点から検証を行い、必要に応じて改定を検討

➢これらの取組に加え、取扱数量等を伸ばす取組を行ってもなお、目指すべき財務基盤の水準を実現できない見通しとなった場合、市場の統廃合も含めて、より効果的・効率的な市場施設への投資のあり方を検討

(3)　市場の活性化に向けた取組

ア　生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靭化

○市場流通に対する信頼性の更なる向上

➢公平・公正な取引環境の確保、品質・衛生管理の強化、事業継続体制の確保、

ＤＸの推進等による市場業務の効率化　等

○サプライチェーンにおける結びつきの強化

➤産地や実需者との結びつきを強化する取組を支援、情報発信を強化　等

○市場業者の経営基盤の強化

➤経営改善等に取り組む市場業者をサポート、輸出拡大に向けた活動等の支援　等

イ　市場取引の活性化に向けた取組の強化

○物流の高度化・効率化

➤自動搬送など先端技術を活用した物流の省力化、パレットの標準化の検討　等

○商流の高度化・効率化

➤ＤＸの推進等による商取引のデジタル化に係る意識啓発、先端技術や取引情報の活用に係る事例調査、導入に向けた試行　等

○多様な消費者ニーズへの対応

➤エシカル消費や地産地消の取組など消費者のニーズを捉えた好事例を共有　等

ウ　市場事業のサステナブル化

○環境問題への取組

➤市場のゼロエミッション化、持続可能な調達等の取組への支援・啓発　等

○地域社会との共生

➤地域住民等との交流促進、食や食材に係る体験の提供、情報発信　等

○働き方改革・ダイバーシティの推進

➤物流の効率化による荷役作業等の負担軽減、施設のユニバーサルデザイン化　等

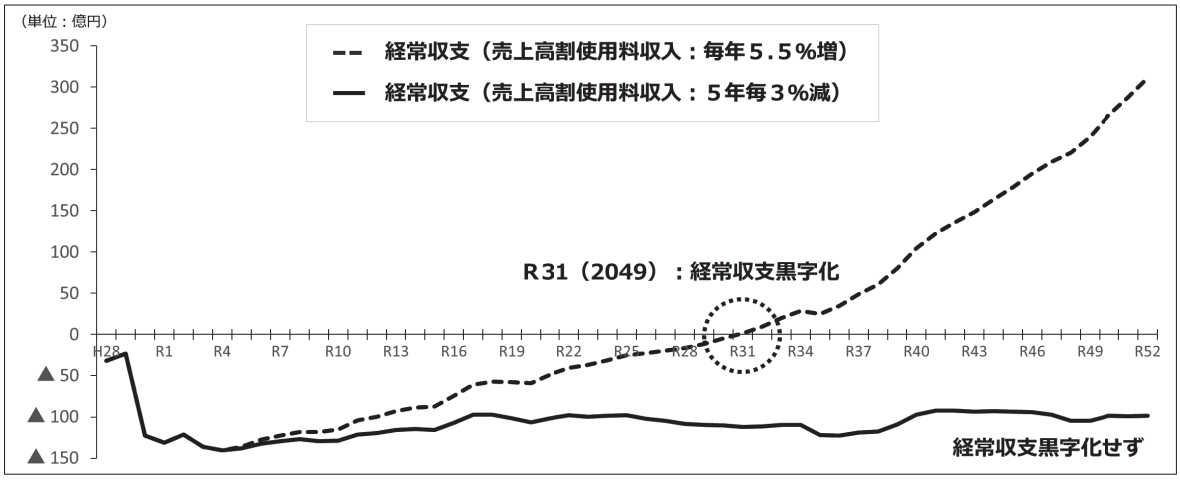
(4)　財政見通し

○持続可能な市場経営のため、遅くとも2040年代の市場会計における経常収支黒字化を目指す

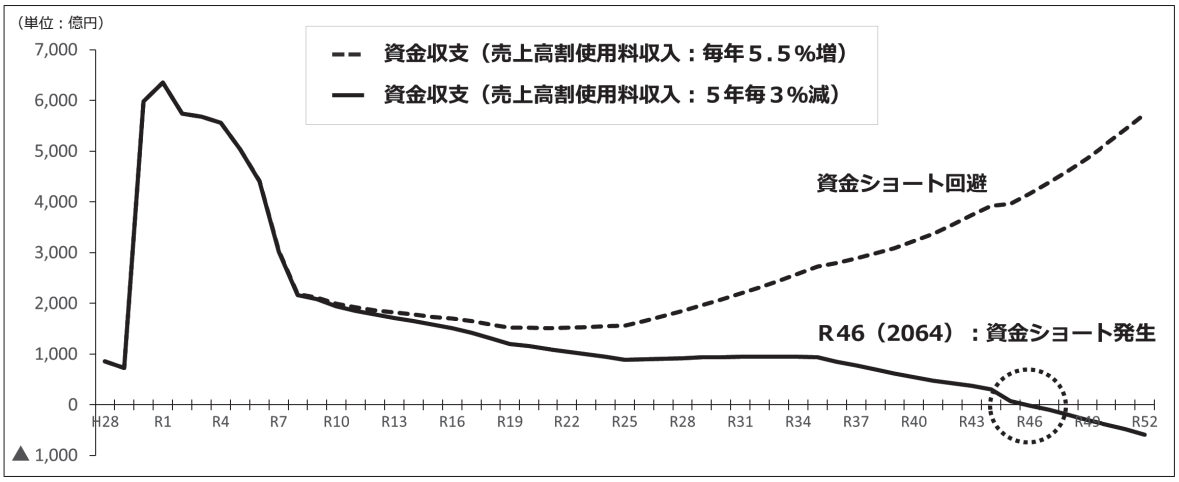
○過去の傾向等に基づき、売上高割使用料収入が５年毎に３％ずつ減少していくことを想定した場合、経常収支は黒字化せず、令和46（2064）年度に資金ショートが発生

○各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年5.5％ずつ増加させていくことができた場合、令和31（2049）年度に経常収支が黒字化し、資金ショートを回避可能

ア　長期収支（経常収支）



イ　長期収支（資金収支）



ウ　財政収支計画

（単位：億円）

科目＼年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
営業収益	162	164	166	168	170
営業外収益	38	37	37	37	37
収益計	200	201	203	205	207
営業費用	315	315	316	317	319
営業外費用	25	22	14	10	6
支出計	340	337	330	327	325
営業収支	△153	△151	△151	△149	△149
経常収支	△140	△136	△127	△122	△118
当年度末累積資金残	5, 555	5, 041	4, 415	3, 034	2, 183

※各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年５．５%ずつ増加させていくことを想定

2　市場業者への経営支援の取組

(1)　東京都中央卸売市場経営強靭化推進事業

ア　概要

エネルギーや原材料価格などの物価高騰等の影響による厳しい経営環境の中、市場を取り巻く環境変化に向き合う市場業者の取組を支援するとともに、経営計画の着実な推進につながる取組を円滑・迅速に実行するため、令和４年度から中央卸売市場経営強靭化推進事業を創設し、取引の担い手である市場業者の経営基盤の強化等に向けた行動変革を後押ししている。

令和８年３月には、猛暑下において熱中症対策に取り組む市場業者を後押しするため、暑さ対策支援枠を新設し、空調服等の暑さ対策備品の購入経費を支援している。

イ　補助事業の内容

（ア）　対象者

中央卸売市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、業界団体、グループ

（イ）　事業区分ごとの補助上限額

Ⅰ	変革推進枠	：2,000万円
Ⅰ－２	変革スタート枠	：　600万円
Ⅰ－３	省エネ対策枠	：　600万円
Ⅰ－４	ＤＸ推進枠	：　600万円
Ⅰ－５	人材確保支援枠	：　600万円
Ⅱ	伴走型経営支援枠	：2,000万円
Ⅲ	市場活性化推進枠	：3,000万円
Ⅳ	物流対策枠	：1,000万円
Ⅴ	暑さ対策支援枠	：　200万円

（ウ）　事業区分ごとの補助率

Ⅰ	変革推進枠	：補助対象経費の２分の１（特例３分の２）
Ⅰ－２	変革スタート枠	：補助対象経費の２分の１（特例３分の２）
Ⅰ－３	省エネ対策枠	：補助対象経費の５分の４
Ⅰ－４	ＤＸ推進枠	：補助対象経費の３分の２（特例５分の４）
Ⅰ－５	人材確保支援枠	：補助対象経費の３分の２（特例５分の４）
Ⅱ	伴走型経営支援枠	：補助対象経費の３分の２（特例５分の４）
		※ＤＸ推進又は人材確保の取組は５分の４
Ⅲ	市場活性化推進枠	
	中小企業者	：補助対象経費の３分の２（特例５分の４）
	業界団体	：補助対象経費の３分の２
	その他	：補助対象経費の２分の１（特例３分の２）
Ⅳ	物流対策枠	：補助対象経費の５分の４
Ⅴ	暑さ対策支援枠	：補助対象経費の３分の２（特例５分の４）

（特例：下記に該当する場合）

令和８年１月以降で連続する任意の３か月の売上高の合計が、平成31年４月以降の同期間の売上高の合計と比べて20％以上減少している場合

(2)　経営支援策

エネルギーコストの上昇等による物価高騰の影響等、市場業者を取り巻く環境は急激かつ大幅に変化しているため、市場業者がその環境の変化に的確に対応できる強靭性を身につけ、強固な経営体制を確保していくことが必要である。

そこで、市場業者の経営基盤強化に向けて、市場業者が自ら気づき、変化を予期した対応ができるよう、個々の状況に応じた支援策を整備し、実施している。

ア　経営相談

市場業者や業界団体の経営課題等に対して、専門家(公認会計士、中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント)による相談対応を行う。

イ　講師派遣

卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者が組織する組合または団体が主催する研修会等に対して、講師を派遣する。

ウ　経営アドバイザリー活用による働きかけ強化等

経営の専門家による定期的な各場訪問等、伴走型の支援体制を整備するとともに、市場業者向けの情報誌の発行や、都が主催する経営セミナー等に専門家の知見等を活用することで、情報発信力を強化し、経営支援策の質的向上を図る。

(3)　持続可能な物流の確保に向けた取組支援事業

令和７年４月に施行された、改正後の「物資の流通の効率化に関する法律」等に対応し、生鮮食料品等物流を支えるトラックドライバーの負担軽減や場内混雑の緩和等の物流改善の取組を加速させるため、都と業界とが連携し物流効率化に向けた取組を推進する必要がある。

そこで、サプライチェーン全体の物流効率化に向けて、法改正の内容や物流課題の背景に関するセミナーを開催し市場業者の課題解決に向けた機運醸成を図るとともに、専門家の知見を活用した個別相談を実施し市場業者への技術的な助言を通じた支援を行っている。

3　豊洲市場関係事業

(1)　千客万来施設事業

ア　整備目的

築地特有の貴重な財産である活気やにぎわいを継承・発展させるとともに、市場本体施設と連携し、豊洲ならではの活気やにぎわいを生み出すことを目的とする。

イ　整備手法

事業用定期借地権方式により、民設民営で実施。

ウ　事業者

万葉倶楽部株式会社

エ　事業期間

約50年間（施設建設及び除却工事の期間を含む。）

オ　経過

平成24年11月　「千客万来施設事業基本方針案」の公表
平成25年８月　「千客万来施設事業募集要項」の公表
平成25年11月　「千客万来施設事業提案書」の受付
平成26年２月　「千客万来施設事業審査委員会」での審査結果を踏まえ、施設を整備・運営する事業予定者（２者が参画するグループ）を決定し、公表
平成27年２月　事業予定者の一部が辞退
平成27年４月　代表企業である事業予定者が辞退
平成27年９月　「千客万来施設事業（６街区）募集要項」の公表
平成28年３月　事業予定者を決定し、公表
平成28年６月　事業者と基本協定書を締結
平成28年８月　豊洲市場への移転延期を表明
平成29年２月　事業者と基本協定書の変更についての合意書を締結
（施設の完成期限等を「都と事業者が別途協議の上合意する日」に変更）
平成29年６月　市場移転に関する「基本方針」を発表
平成29年７月　市場移転に関する関係局長会議を開催
・豊洲市場は継続的に中央卸売市場として運営するとともに、日本の中核市場として育てていく
・築地再開発に当たっては、千客万来施設事業との整合を図りつつ開発コンセプト等を具体化
平成30年５月　事業者から「公募時に提案した施設の工事着工時期を変更し、東京2020大会後速やかに着手する」こととしたい旨の提案
平成30年８月　事業者と「千客万来施設事業（６街区）実施に関する合意書」を締結
平成30年９月　事業者と合意書の締結に伴い、現行の基本協定書を変更
平成31年２月　定期借地権設定契約書締結（５街区の一部）
平成31年３月　５街区土地貸付け開始
令和２年５月　５街区立体駐車場供用開始
令和２年９月　事業用定期借地権設定契約書締結（６街区）
令和３年４月　６街区土地貸付け開始

令和５年９月　食楽棟及び温浴棟完成（６街区）
令和６年２月　「豊洲 千客万来」開業（６街区）

カ　施設概要（６街区）

(ｱ)　名称等

・施設総称：「豊洲 千客万来」
・食楽棟：「豊洲場外市場」〔地上３階、地下１階／延床面積14,690.63㎡〕
・温浴棟：「東京豊洲 万葉倶楽部」〔地上９階、地下１階／延床面積19,095.73㎡〕

(ｲ)　特色

① 食楽棟

・豊洲市場に隣接する強みを活かし、新鮮な食材を販売・提供
・１階には、飲食店舗に加え、日用品の販売店舗などを、食楽棟の中核をなす２階には、新鮮な魚や野菜等をはじめとした市場ならではの物販や飲食店を配置するとともに、築地場外市場のような横丁の雰囲気を体感できる店舗などを、３階には、団体来場客にも対応できる大型飲食エリア等を配置

② 温浴棟

・臨海部の景観を一望できる屋上や８階に足湯庭園等を整備

(2)　賑わい創出事業

平成30年5月31日に、千客万来施設事業者から、千客万来施設事業を「東京2020大会後速やかに着手する」とされたことを受けて、豊洲市場開場以降、千客万来施設が稼働するまでの間、施設工事期間も含めて、都による賑わい創出を行うこととした。

ア　事業目的

① 豊洲市場及び周辺エリアの賑わいづくりと豊洲ブランドの確立
② 多くの来訪者があることに着目し、観光事業など都事業を効果的に展開

イ　各事業内容

(ｱ)　５街区での賑わい創出（平成31年１月～３月）

・平成31年１月12日～３月30日の毎週土曜日８:00～15：00で、「豊洲市場おいしい土曜マルシェ」を全11回開催（２月９日は大雪注意報発令により中止）
・来場実績 入場者数は、約９万人

(ｲ)　６街区での賑わい創出（平成31年４月～令和２年２月）

・㈱東京臨海ホールディングスとの基本協定により、民間事業者や都各局のイベントを開催
・中央卸売市場主催の「豊洲市場おいしい土曜マルシェ」を４月から１月までの間で17回実施し、入場者数は約７万２千人

(ｳ)　５街区仮設施設による場外マルシェ（令和２年１月～令和６年１月）

・公募による三井不動産株式会社への用地貸付により、多様な物販・飲食店舗等を配置した「場外マルシェ」を整備・運営
※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令を受け、令和２年４月９日より全館休業
同年６月１日より、十分な感染拡大防止策を講じ、営業再開
・令和５年２月から、「江戸前場下町」という名称を継続しながら、都が新たに施設の運営を実施

(ｴ) ４街区及び５街区での賑わい創出（令和５年５月～12月）

・イベント「豊洲江戸祭」を開催

・４街区（ミチノテラス豊洲）においては、「豊洲場外マルシェ」（主催：豊洲場外マルシェ運営実行委員会）等と連携して、５月から12月まで原則第３土曜日に開催

・５街区（江戸前場下町）においては、豊洲市場関係者等と連携して、６月から12月まで原則第３土曜日及び日曜日に開催

(3) 豊洲市場移転支援

豊洲市場への移転を円滑に進めるため、都では、市場運営の担い手となる市場業者をサポートする施策の充実を図ってきた。支援策の実施にあたって、業界団体や個々の市場業者との面談を行い、それぞれの経営実態の把握、移転に対する不安や課題を把握するとともに、これらの取組で得た意見や要望を基に、平成22年度に「豊洲新市場整備に伴う市場業者への移転支援の基本的な考え方」を、平成23年度に「豊洲新市場への移転に伴う市場業者支援策」を策定し、移転の準備から移転時、移転後に至るそれぞれの段階に合わせた支援策の考え方を示してきた。

これらの方針を踏まえ、平成24年度、平成25年度に、移転前支援策として利子補給事業（移転前経営安定化資金）を、平成26年10月から平成30年度までは、移転時支援策として利子補給事業（移転時）のほか仲卸・関連事業者融資事業（特別融資特例）などを実施してきた。さらに、平成31年度から移転後支援策として、利子補給事業（移転後）、仲卸・関連事業者融資事業（移転後支援特例）などを実施してきた。

なお、令和３年２月をもって新規受付をすべて終了し、現在、各事業に係る利子補給金、補助金交付事務や財産管理等を行っている。

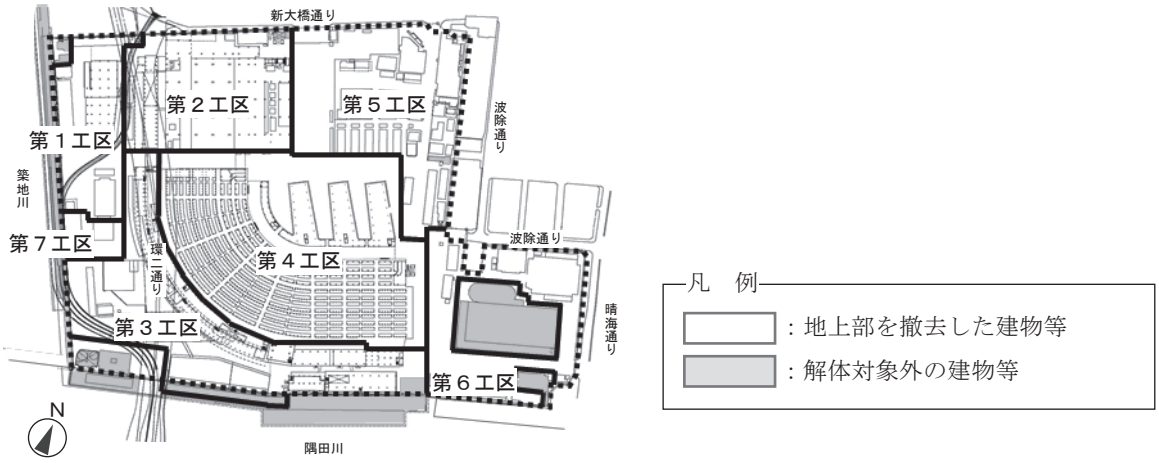
4　旧築地市場解体工事

豊洲市場の開場に伴い、83年間にわたり中央卸売市場としての機能を果たしてきた築地市場は、平成30年10月６日に営業を終了した。

(1)　築地市場閉場（平成30年度）～東京２０２０大会前（令和２年度）までの解体工事の状況

平成30年10月11日、勝どき門駐車場、厚生会館などの一部建物を除く計155棟、延べ面積：約26万㎡の解体工事に着手した。石綿含有建材を丁寧・確実に除去した後、地上部（１ＦＬより上方）を解体し、令和２年２月28日（第７工区は同年７月22日）に工事完了した（全７工区）。

解体工事後、築地市場跡地の大部分は、環状第２号線工事用地（建設局）及び東京２０２０大会用の輸送車両基地（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）として使用された。



【東京２０２０大会前までの解体状況】

(2)　東京２０２０大会（令和３年度）以降の解体工事の状況

東京２０２０大会後、残る旧市場施設の解体に順次着手した。

①　建物解体工事の完了（令和７年３月）

令和４年２月に、「築地まちづくり方針（平成31年３月）」などに基づき、敷地南東エリアに現存する建物（勝どき門駐車場及び厚生会館ほか計15棟等、延べ面積：約5.5万㎡）の解体工事の着手に続き、令和５年３月に隅田川内の仮設構台（約3,800㎡）、令和６年１月に敷地南西角に現存する建物（ろ過室、水産物部第２別館ほか計３棟、延べ面積：約1,850㎡）の解体に着手した。

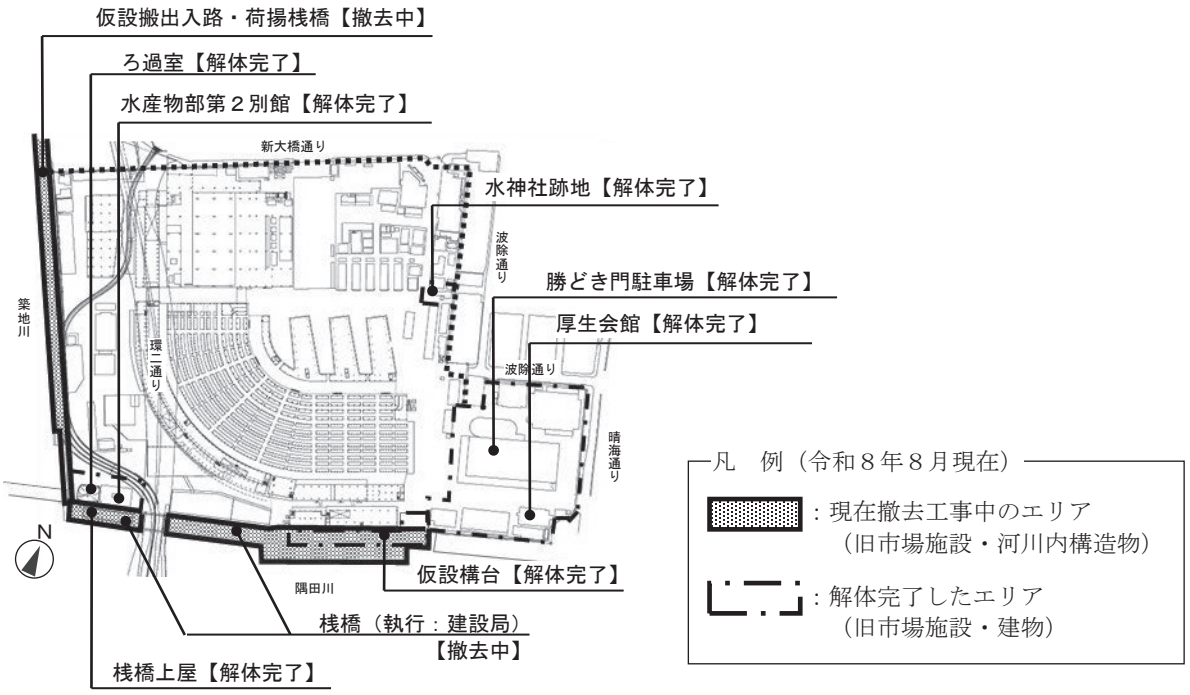
工事では、石綿含有建材を石綿障害予防規則に基づく作業レベルに応じた工法（隔離除去、石綿使用部分以外での切断、湿潤の上手ばらしなど）によって確実に除去している。このうち、飛散性が著しく高いとされる石綿含有吹付け材などは、これまでと同様に、除去作業場を外部と厳重に隔離して除去を行う際の石綿粉じん濃度測定を、除去対象建物周辺や除去作業場近傍において実施するなど、石綿粉じんの飛散防止対策の実効性をより高める取組により安全に除去した。

令和７年３月までにこれらの建物の解体を完了し、関係各局調整による市場局施工の建物解体工事が完了した。

②　河川内構造物の撤去（令和８年８月現在）

築地川においては、令和７年６月に仮設搬出入路及び荷揚桟橋（全長約650m、幅約11m・4.2m）の撤去に着手し、現在順次作業を進めている。隅田川においては、施行・費用負担協定により建設局施行で、桟橋（全長約365m、幅約18m・36m）の撤去を令和６年度から進めている。

築地市場跡地では、築地地区まちづくり事業及び関係各局の工事・調査の実施、又は実施の予定があり、これらと調整を図りながら、安全かつ円滑に撤去工事を行っていく。



【東京２０２０大会後の解体工事の状況】

5　財　産　管　理　事　務

東京都は、市場施設の使用に供する用地の取得及び処分等の管理を行うとともに、東京都中央卸売市場条例に基づき場内業者及びこれらの団体等に対して、市場取引業務等に必要な市場施設の使用許可を行っている。

また、使用許可した施設について使用者が造作などの現状変更を加える場合には、知事の承認を受けることとしており、これらの造作の承認事務など、財産の適正な管理を行っている。

使用許可に伴い徴収する市場使用料は、東京都中央卸売市場条例別表の金額の範囲内において、同条例施行規則でこれを定めている。また、食肉市場にはと場が併設され、と畜解体業務を行っており、東京都立芝浦屠場条例に基づくと畜使用料等を徴収している。

なお、市場別使用許可状況は、次表のとおりである。また、市場使用料等は「第８　参考資料」の「12　中央卸売市場使用料一覧」及び「13　中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧」のとおりである。

市場別使用許可状況　　（令和８年４月１日現在）

区　　分	市場使用者数（者）	使用許可件数（件）	使用許可面積（㎡）	使用許可冷蔵庫（㎥）
豊洲市場	797	3,004	237,170.6	0.0
食肉市場	48	622	35,186.2	12,908.0
大田市場	363	2,562	229,057.1	18,056.6
豊島市場	21	234	17,572.5	662.8
淀橋市場	33	375	28,210.8	0.0
足立市場	71	435	16,883.7	6,112.9
板橋市場	39	346	27,531.9	2,190.9
世田谷市場	36	308	26,276.2	1,439.8
北足立市場	47	374	42,260.3	4,398.3
多摩ニュータウン市場	8	90	10,454.8	182.4
葛西市場	37	395	29,791.1	3,236.2
合　　計	1,500	8,745	700,395.2	49,187.9

(注) 1　使用許可件数には、冷蔵庫許可件数を含む。

2　使用許可の詳細については、「第８ 参考資料」の「11 中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況」を参照。

6　施設維持管理事務

市場施設の建物は、全体で約 320棟、延床面積約 127万㎡（令和８年４月１日現在）であり、一部寄付受領物件を除き、全て東京都が建設し、場内関係者に使用許可するとともに、その営繕補修についても東京都が施工している。令和７年度の工事（設備工事を含む）実施状況は次表のとおりである。

令和７年度　市場・と場施設の建設・改修工事実施状況

《市場会計》

区　　分		件　数	金　　額
拡張	建築工事	2件	60,498千円
	設備工事	10件	32,285千円
	調査・設計・監理等	7件	279,931千円
改良	建築工事	13件	1,870,658千円
	構築物工事	1件	2,530千円
	設備工事	27件	2,066,922千円
	調査・設計・監理等	30件	232,774千円
修繕	建築・構築物工事	209件	459,521千円
	設備工事	260件	640,235千円
合　　計		559件	5,645,354千円

《と場会計》

区　　分	件　数	金　　額
施設整備工事	22件	1,126,468千円
調査・設計・監理等	3件	26,837千円
修繕工事	138件	349,918千円
合　　計	163件	1,503,223千円

7　設備維持管理事務

市場施設の維持管理については、日常の設備維持管理の外、修繕工事、保守委託の設計監督、業者使用分の光熱水費の検針及び料金受け入れ調定事務、造作承認の審査事務等を行っている。

(1)　電　気　設　備

各市場の電気設備は、特別高圧または高圧受電の自家用電気工作物で、市場で定めた保安規程に基づき日常点検、月例点検、事故の対応などを行っている。なお、市場別の契約電力等は次表のとおりである。

市場別契約電力等一覧　　（令和８年４月１日現在）

市　場　名	種　　別	契約電力 (kW)	受電電圧 (kV)	受変電所　数	令和７年度電力使用量 (kWh)	備　　考
豊洲市場	特別高圧	14,760	66	55(13)	63,745,424	
	（地域冷暖房）	7,635	6.6	－	11,431,220	
	低　　圧	20kVA	単三 100/200V	－	42,610	歩行者デッキ用
	低　　圧	16	三相 200V	－	10,106	歩行者デッキ用
食肉市場	特別高圧	7,800	22	11	28,925,120	
大田市場	特別高圧	7,120	22	34(1)	28,444,510	
	高　　圧	1,152	6.6	5(2)	3,551,905	花き
	高　　圧	330	6.6	1	1,536,738	青果冷蔵庫
	高　　圧	269	6.6	1	1,354,071	水産冷蔵庫
豊島市場	高　　圧	499	6.6	2	1,772,687	
淀橋市場	高　　圧	936	6.6	5	3,186,597	
足立市場	高　　圧	710	6.6	4	2,730,426	
	高　　圧	399	6.6	1	1,503,051	冷蔵庫棟
板橋市場	高　　圧	1,046	6.6	5	2,793,146	
世田谷市場	高　　圧	1,128	6.6	2	3,610,505	
北足立市場	高　　圧	1,046	6.6	5	3,745,549	
多摩ニュータウン市場	高　　圧	378	6.6	1	1,268,684	
葛西市場	高　　圧	1,161	6.6	6(2)	3,924,964	
全市場計		－	－	138	163,577,313	

注　受変電所数欄（　）内は、内数であり民間電気室の数である。

(2) 通　信　設　備

通信設備としては、電話設備、自動火災報知設備、放送設備、テレビ共聴設備、駐車場管制設備、コンピュータ制御による入荷量表示装置などの設備が必要に応じて各市場に設置されているが、これら設備の維持管理を行っている。なお、東京都使用の電話設備の概要は次表のとおりである。

電話設備の概要　　（令和８年４月１日現在）

市場名	設備種別	局　線　数	設　備　概　要	
豊　洲 市　場	構内交換設備	NTT光回線：23回線	電子交換機　1 台	内線(東京都)　333 回線
	加入電話設備	NTT 回線：　3回線		FAX　2 台
食　肉 市　場	構内交換設備	NTT光回線：13回線	電子交換機　1 台	内線(東京都)　251 回線
	加入電話設備	NTT 回線：　3回線	単独電話機　2 台	FAX　3 台
大　田 市　場	構内交換設備	NTT 回線：　7回線	電子交換機　1 台 ﾎﾞﾀﾝ電話主装置　1 台	内線(東京都)　234 回線 ボタン電話機　18 台
	加入電話設備	NTT 回線：　4回線	単独電話機　4 台	FAX　4 台
その他	ﾎﾞﾀﾝ電話設備	NTT 回線：　31回線	ﾎﾞﾀﾝ電話主装置　9 台	ボタン電話機　150 台
	加入電話設備	NTT 回線：　11回線		FAX　9 台

※　業界用電話設備は含まない。

(3) 給 排 水 設 備 等

上水については、東京都水道局から直接給水を受けているが、受水タンク以下の給水設備は、市場で維持管理している。

下水については、構内下水道設備全般を維持管理している。また、食肉市場においては、と場施設の一部として、と畜解体作業の際に排出された汚水を活性汚泥法により浄化するための汚水処理設備を設置している。

以上の給排水等設備のほか、水資源を有効利用する設備を設置している。

豊洲市場、食肉市場、大田市場、世田谷市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場では雨水等を、トイレ洗浄水等に利用している。

食肉市場では、東京都下水道局芝浦水再生センターの高度処理水も引き込んでいる。

その他、搬送設備（乗用・荷物用エレベータ等）・ボイラー設備・空調換気設備・消防設備等の維持管理を行っている。

(4) 冷蔵庫設備等

現在、東京都が関与している冷蔵庫、バナナ発酵室、低温卸売場、定（低）温倉庫、低温荷さばき場及び低温作業所は以下の表のとおりである。

冷蔵庫施設　（令和８年４月１日現在）

市場名	冷蔵庫名	規模（使用許可体積又は面積）	保管品目
食肉市場	枝肉冷蔵庫	6,922.6㎡	大動物・小動物枝肉
	冷凍庫	999.4㎥	部分肉、内臓肉
	冷蔵庫	11,908.6㎥	部分肉、内臓肉
大田市場	青果冷蔵庫	7,627.6㎥	野菜、果実
	水産冷蔵庫	7,629.6㎥	塩干物、冷まぐろ類等
足立市場	水産冷蔵庫	6,112.9㎥	鮮魚、冷まぐろ類等
多摩ニュータウン市場	青果冷蔵庫	91.2㎥	葉菜類、果実
	青果冷蔵庫	91.2㎥	葉菜類、果実

バナナ発酵室　（令和８年４月１日現在）

市場名	施設名	規模(㎡)	室数	備考
大田市場	青果冷蔵庫バナナ発酵室	668.0㎡	30	

低 温 卸 売 場　　（令和８年４月１日現在）

市　場　名	施　設　名	規 模 （㎡）	保　管　品　目
豊 洲 市 場	低温卸業者売場	4,986.1㎡	まぐろ類
	低温卸業者売場	4,906.6㎡	鮮魚
	低温卸業者売場	2,278.7㎡	特種物
	低温卸業者売場	556.3㎡	えび
	低温卸業者売場	511.2㎡	うに
	低温卸業者売場	5,722.0㎡	塩干物
	低温卸業者売場	1,813.5㎡	塩干物
	低温卸業者売場	229.7㎡	鮮魚
	低温卸業者売場	675.0㎡	塩干物
大 田 市 場	水産低温卸売場	414.0㎡	かに、うに、貝類、練製品、高級鮮魚
	水産低温卸売場	507.4㎡	まぐろ類、冷まぐろ類
豊 島 市 場	第１低温卸売場	189.0㎡	根菜類、果菜類、葉菜類、果実
	第２低温卸売場	252.9㎡	根菜類、果菜類、葉菜類
淀 橋 市 場	低温卸売場	124.6㎡	果菜類、葉菜類
	低温卸売場	141.8㎡	果菜類、葉菜類
足 立 市 場	低温卸売場	382.3㎡	特種物、練製品
	低温卸売場	305.8㎡	まぐろ類、冷まぐろ類
	低温卸売場	534.2㎡	鮮魚
板 橋 市 場	低温卸売場	168.0㎡	根菜類、果菜類、葉菜類
	低温卸売場	140.0㎡	果実
	低温卸売場	25.0㎡	果実
世 田 谷 市 場	低温卸売場	115.4㎡	果実
	低温卸売場	365.3㎡	果菜類、葉菜類
	低温卸売場	1,280.7㎡	葉菜類、果実
	低温卸売場	1,138.4㎡	果菜類、葉菜類
北 足 立 市 場	低温卸売場	285.0㎡	果菜類、葉菜類、いちご

定（低）温 倉 庫　　（令和８年４月１日現在）

市　場　名	施　設　名	規 模 (使用許可体積又は面積)	保　管　品　目
大 田 市 場	花き定温倉庫	1,997.2㎥	切花･鉢物
	花き定温倉庫	1,997.2㎥	鉢物
豊 島 市 場	低温倉庫	662.76㎥	根菜類、果菜類、葉菜類、果実
板 橋 市 場	低温倉庫	711.0㎥	根菜類、果菜類、葉菜類、果実
	第２低温倉庫	767.3㎥	根菜類、果菜類、葉菜類、果実
	花き定温倉庫	475.2㎥	切花、鉢物
	花き定温倉庫	475.2㎥	切花、鉢物
世 田 谷 市 場	低温倉庫	882.0㎥	果菜類、葉菜類、果実
	低温倉庫	118.4㎥	果菜類、葉菜類
	低温倉庫	118.4㎥	果菜類、葉菜類
	花き定温倉庫	190.1㎥	切花、鉢物
	花き定温倉庫	190.1㎥	切花、鉢物
北 足 立 市 場	低温倉庫	2,983.8㎥	果菜類、葉菜類、いちご
	花き定温倉庫	1,177.9㎥	切花、鉢物
	花き定温倉庫	236.6㎥	切花、鉢物
葛 西 市 場	低温倉庫	942.2㎥	葉菜類、果実
	花き定温倉庫	1,185.8㎥	切花
	花き定温倉庫	1,108.2㎥	切花

低温荷さばき場　　（令和８年４月１日現在）

市　場　名	施　設　名	規 模 （㎡）	備　考
豊洲市場	低温荷さばき場	7,571.6㎡	野菜、果実
	低温荷さばき場	2,016.1㎡	水産物
	低温荷さばき場	3,821.9㎡	水産物
	低温荷さばき場	216.4㎡	水産物
	低温荷さばき場	155.6㎡	水産物
	低温荷さばき場	1,516.4㎡	塩干物
	低温荷さばき場	5,471.4㎡	水産物

低 温 作 業 所　　（令和８年４月１日現在）

市　場　名	施　設　名	規 模 （㎡）	備　考
豊洲市場	低温作業所	183.8㎡	野菜、果実
	低温作業所	141.8㎡	野菜、果実

8　環　境　整　備　事　務

(1)　自動車排気ガス対策

ア　小型特殊自動車対策

小型特殊自動車は、令和８年２月現在、全11市場で6,388台が使用されている。

市場では、大気環境の改善を目的として、小型特殊自動車については、原則として電動車及び低排出ガス車としている。特に電動車の導入については、電動化等推進補助金の交付、充電設備の設置、充電場所の使用料減免などにより導入を促進してきた。

また、市場で働く人々への健康面に配慮した環境づくりや市場の食品の衛生管理・品質管理の高度化を図るため、平成16年10月から冷凍庫、冷蔵庫、低温卸売場等を、各市場が業界と調整のうえクリーンゾーンとして指定し、その中では電動車以外の走行を禁止している。

さらに、平成17年５月からは、「東京都中央卸売市場条例」を改正し、市場内で使用する自動車の登録を義務付け、未登録車に対する使用禁止措置を新たに導入した。小型特殊自動車については、「東京都中央卸売市場条例施行規則」に登録基準を設け、今後導入する車両のうち、ターレット式構内運搬車については電動車のみ、フォークリフト等については電動車又は排出ガス低減のための措置を講じていると知事が認めたもの（低排出ガス車）のみとし、大気環境の一層の改善に努めている。こうした取組により、全市場における低公害化率(注)は令和８年２月現在98.3%（令和７年２月時点で98.2%）となっている。

（注）低公害化率は、総台数に対する電動車及び低排出ガス車の比率である。

イ　ディーゼル車対策

平成15年10月から「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」によるディーゼル車規制が始まり、条例で定める基準を満たさないディーゼル車は、都内の走行が禁止された。

また、平成18年４月から、新基準による規制が開始されているため、引き続き、違反車両に対する改善指導を実施していく。

(2)　廃棄物処理対策

ア　水産、青果、花き

市場から排出される廃棄物のうち、一般廃棄物、発泡廃棄物及び木製パレット廃棄物については、排出者である業界の自己責任が原則のもと、開設者としての負担等も勘案し、都と業界（廃棄物処理団体）との間で市場ごとに協定を締結し、処理をしている。都はこの協定に基づき、処理に要した費用を負担している。この費用負担割合については、平成19年度から15%としている。

産業廃棄物については、事業者責任の徹底を図り、平成12年度から原則として負担金の交付を廃止しているが、発泡廃棄物及び木製パレットについては、リサイクル推進の観点から、再生処理に要する費用の15%を負担している。

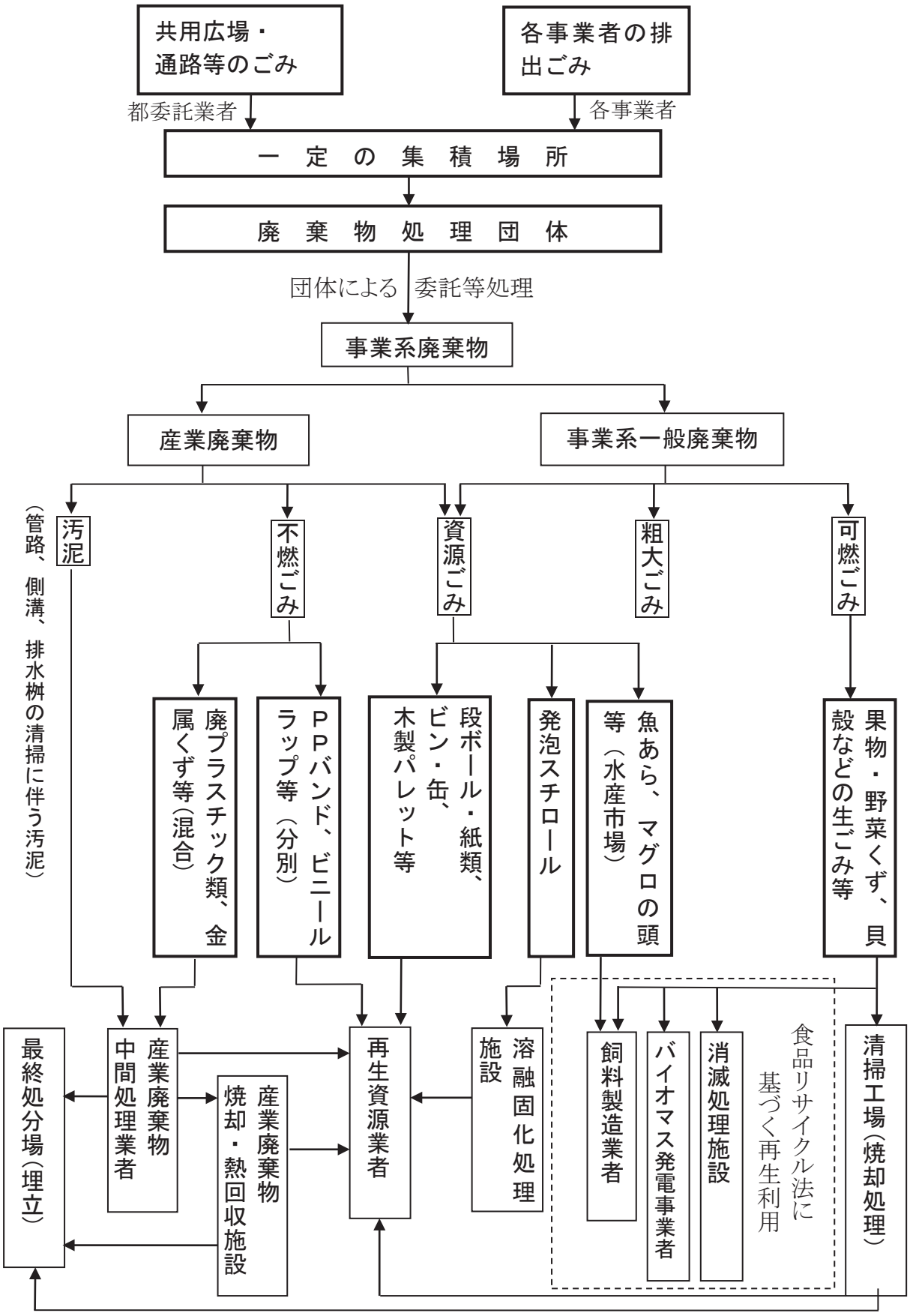
都と市場関係者は、相互に連携して、①廃棄物の発生を抑制する具体的取組の強化、②持込ごみ・不法投棄の監視体制の整備、③管理可能な廃棄物集積所の整備等、総合的な減量化対策を講じている。

また、各団体では「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づき、減量・リサイクルに向けた検討や取組を行っている。各水産市場では、魚のあらや魚腸骨が飼料として再生利用されているほか、大田市場（青果物）では、野菜くず等の生ごみをバイオマス発電及び飼料化への資源として提供している。淀橋市場及び多摩ニュータウン市場においても、飼料化への資源提供を行っている。豊洲市場（青果物）では、生ごみ等を市場

内で消滅型のシステムを用いて処理している。

さらに、平成17年５月に「東京都中央卸売市場条例」を改正して以降は、市場関係者に対して廃棄物の適正処理等、市場の清潔保持を義務付けるとともに、廃棄物を市場に持ち込んだ者に対して、必要な改善措置を命ずることができるように改められた。

※　廃　棄　物　処　理　フ　ロ　ー（水産、青果、花き）

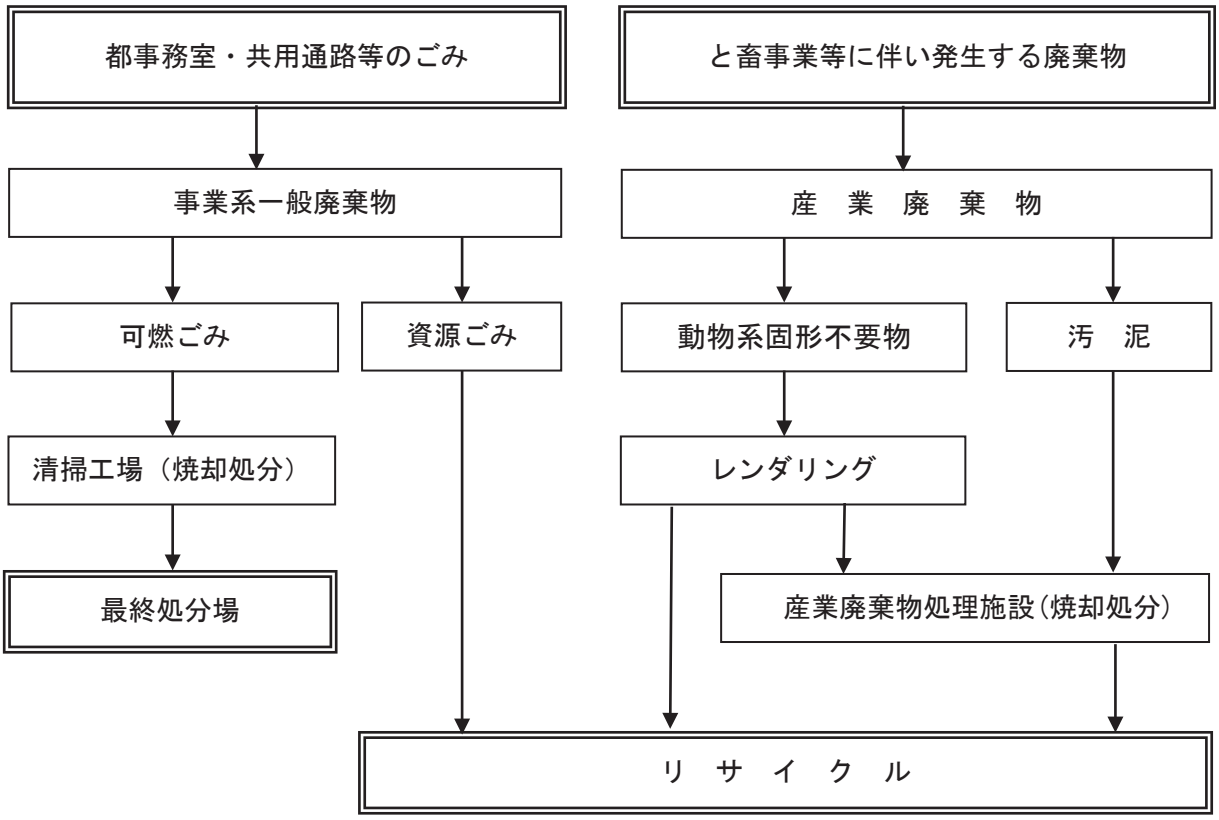


イ　食肉

食肉市場のと畜事業で発生する廃棄物については、廃棄肉等は肥料・飼料の原料に、水処理センターから排出される汚泥は肥料の原料として再生利用されていた。

しかし、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）の発生以降、牛に由来する肉くずなどを原料とする肥飼料の利用が規制されたことや、特定危険部位について焼却が義務づけられたことにより、現在は、一度、焼却処分した後、焼却灰から溶融スラグが作られ、建築･土木資材の原料として再生利用されている。

※　廃棄物処理フロー（食肉）



（注）１　特定危険部位は、動物系固形不要物に含まれる。

２　レンダリングとは、牛・豚等が解体された際に出る残物を加熱処理し、油脂分・肉骨粉などへ加工する工程をいう。

(3) 市場警備

市場内の秩序維持のため、市場出入口における監視取締り、交通整理、車両登録証のチェック、巡回保安業務、ごみ持ち込みの監視取締り、桟橋入出船舶の監視など、各市場とも24時間の警備体制としている。

(4) 衛生管理

生鮮食料品を取り扱う市場においては、衛生の保持は欠くことのできないものであることから、使用許可した場所はその使用者が、また、それ以外の場所については東京都の負担で場内清掃を行っている。

また、ネズミ・昆虫等の駆除、下水桝・側溝等の清掃、水産市場における薬剤散布による消毒等を実施し、良好な衛生環境の維持に努めている。

腸管出血性大腸菌Ｏ１５７等への対応は、保健医療局市場衛生検査所や芝浦食肉衛生検査所の指導のもと、手洗いや施設設備等の洗浄消毒の励行を図っている。また食肉市場では、ＨＡＣＣＰに基づいた衛生的な取扱いを行っており、食肉処理の処理工程の作業に応じて要求される清潔度合等を考慮したゾーン区分ごとの衛生管理を行うなど、衛生管理の高度化を図っている。

(5) 法令等に基づいた環境への対応

電力や燃料等のエネルギー消費により排出される温室効果ガスは、地球温暖化の原因とされ、環境を取り巻く課題となっており、都は、自ら温室効果ガスの削減に全庁的に取り組んでいる。

平成22年度からは「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正により、温室効果ガスを一定以上排出する大規模事業所に対し削減義務が課せられ、都の中央卸売市場では、豊洲市場など３市場が対象となっている。

一方で、卸売市場には、卸売場や仲卸店舗のほか、冷蔵庫や低(定)温倉庫などエネルギーを大量に消費する施設があり、生鮮食料品に対する鮮度保持や安全性を確保するための施設整備が進むにつれて、市場全体のエネルギー需要は増加していく。

そこで、市場施設における再生可能エネルギー調達に資する太陽光発電設備等の導入拡大及びエネルギー利用の最適化を図るため、令和７年９月に再エネ化の推進に実績・ノウハウを有する電気事業者と連携協定を締結し、実証事業に着手するなど、取組を促進している。

また、平成27年４月には、オゾン層を破壊し温室効果が高いフロン類の漏えい防止を目指した「フロン排出抑制法」が施行され、「業務用冷凍・空調機器」などの所有者又は管理者は点検・報告の義務を負うことになった。卸売市場にはフロン類を使用する機器が多数存在することから、都は、市場業者に対して「フロン排出抑制法」についての周知活動や説明会を行った。

さらに、フロン類を冷媒として使用しない機器の導入については、令和４年度から、省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金の交付などにより導入を促進してきた。今後、都が整備した機器については、法に適合したものに計画的に更新していくとともに、業者が設置した機器についても、更新を促していく等、必要な対応を適切に行っていく。

都は、市場業者との連携体制をさらに強化しながら、引き続き法令等に基づいた環境対策に取り組んでいく。

９　業務指導・監督事務

(1)　取引業務の巡回調査

市場における生鮮食料品等の取引の適正化を図るため、各市場に対する取引業務の巡回調査を実施している。

調査は、原則として無通告で行い、販売開始前の状況やせり取引の状況及び販売開始後の取引を確認し、その後、関係帳票類の調査及び関係者からの聞き取り調査を行う。

調査結果については、卸売業者に対して講評を行うとともに、不適正なものについて改善措置を求めている。

令和７年度は、水産物市場を対象に５回、青果物（花きを含む）市場を対象に６回、食肉市場を対象に１回、計12回の巡回調査を実施した。

(2)　市場内業者の経理及び業務検査

ア　目　　的

市場内業者の財務状況及び業務運営の実態を把握して、公正な取引と健全な経営を確保することにより、生鮮食料品等の流通の円滑化に寄与することを目的としている。

イ　検査の対象

検査対象は、卸売業者及び仲卸業者（法人）であり、その対象数及び実施計画は次のとおりである。

（令和８年４月１日現在）

	対　　象	実　施　計　画	備　　考
卸 売 業 者	29社	15社	残余の14社は必要に応じて実施
仲 卸 業 者	868社	45社	

ウ　実 施 方 法

卸売業者については、職員４人と公認会計士（都の会計年度任用職員）１人の５人１組、仲卸業者については、原則として職員２人と公認会計士１人の３人１組、２班体制により実施している。

検査の分担は、卸売業者検査では公認会計士とチーフ職員が財務、損益の状況と会計処理方法等を検査し、その他の職員が経営管理、取引及び諸規定に基づく帳票類の作成と保管状況などを検査する。仲卸業者検査では公認会計士が財務、損益の状況と会計処理方法等を検査し、職員が経営管理、取引及び諸規定に基づく帳票類の作成と保管状況などを検査する。

検査結果について、当該市場及び検査対象者に対し口頭と文書で講評し、改善が必要なものについては、改善措置を求めている。

(3)　事業報告書概要及び経営調査概要等の作成

卸売業者及び仲卸業者の事業報告書に基づき集計分析を行い、卸売業者については「事業報告書概要」及び「総合財務諸表」を、仲卸業者については「仲卸業者の経営状況」をそれぞれ作成している。

(4)　現場取引指導業務

市場における取引の公正かつ円滑な運営と生鮮食料品等の効率的な流通を図るため、取引現

場において次のような業務を行っている。

ア　公正取引巡回指導

相対取引等の日常の市場取引について、深夜から早朝にかけて卸売場・仲卸売場等の取引現場を巡回し、取引秩序の確保を図るための監督・指導を行う。

イ　量目検査

容器等に表示された量目と正味量との過不足を現物検査し、その結果を関係業者に通知し、正味量不足の場合はその改善を指導する。

ウ　入荷量、卸売価格の掲示

市場ごとに主要な品目・産地別の当日卸売予定数量及び前日卸売価格を販売開始時刻前までに集計し、掲示する。

エ　食の安全の確保に向けた指導

食品衛生法及び食品表示法に関する監督・指導を行う。

(5) 業務運営指導事務

各市場では、前記の取引現場における指導業務のほか、市場業者に対し条例に基づく指導等を行っている。

ア　卸売業者

(ｱ)　せり人証及び記章の交付

せり人については、卸売業者による届出制となっているが、市場におけるせり売の業務を適正かつ円滑に行うため、あらかじめ知事が行う市場業務に関する法令等に係る講習（講義及び理解度を確認する効果測定等）を受講し、知事が受講完了とした者に対して、せり人証及び記章を交付している。

(ｲ)　名称変更等（商号変更、役員変更及び業務の休止等）の届出

遅滞なく届け出るよう指導するとともに、内容を確認する。

(ｳ)　卸売業者の事業報告書等の提出

毎事業年度、事業報告書を提出させると共に、毎月10日までに前月分の残高試算表を提出させ、事業・財務内容について調査し、必要に応じ指導を行う。

(ｴ)　卸売の記録の提出

必要に応じて卸売業者から卸売の記録の提出を受け、その取引内容等を検査する。

(ｵ)　売買取引の結果等の報告

日ごとの主要な品目の卸売の数量及び価格、月ごとの卸売の物品の品名・数量及び価格等の売買取引の結果等の報告を卸売業者から提出させる。

(ｶ)　決済等に関する契約の報告

卸売業者が買受人等との取引契約等を締結したとき、その内容に関する届出を受理する。

(ｷ)　取引に係る遵守事項等の指導・監督

公正な取引環境を確保するため、卸売業者に対し取引等の状況について監督し、不公正な事例等があった場合には、調査・指導等を行う。

イ　仲卸業者等

(ｱ)　仲卸業者、関連事業者の名称変更等（商号変更、役員変更及び業務の休止等）の届出
(ｲ)　仲卸業者、関連事業者の事業報告書の提出指導及び審査
(ｳ)　仲卸業者の直荷（直接集荷）に係る販売実績報告の受理及び指導
(ｴ)　売買参加者の承認
(ｵ)　買出人等との調整・指導

(6) 取引改善事務

市場取引の公正かつ効率的な実施及び衛生関係の改善強化を図るため、次の事務を行っている。

ア 市場別取引業務運営協議会及び取扱品目別取引委員会の運営

東京都職員と業界代表委員の構成により、市場別取引業務運営協議会及びその専門委員会である取扱品目別取引委員会を設置し、当該市場の業務運営及び流通の改善並びに取引ルールについて協議する。

取扱品目別取引委員会では、せり売又は入札の方法により売買取引を行う物品の種類及び数量やせり開始時刻に関することを調査審議するほか、必要に応じて、公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること、衛生の保持に関することについて調査審議を行う。

イ せり人の講習会

せり人を中心として卸売業者従業員の資質の向上を図るため、講習会を実施する。

10　食の安全・安心確保への取組

腸管出血性大腸菌Ｏ１５７による食中毒の発生、牛海綿状脳症（ＢＳＥ）問題、輸入食品の残留農薬問題や相次ぐ原産地の偽装表示事件など、食品に関する様々な事件・事故が発生し、食品の流通拠点である中央卸売市場には食の安全と消費者の信頼確保のための取組が強く求められている。

また、平成30年の食品衛生法の改正により、令和３年６月から原則全ての食品等取扱事業者に「ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理」が求められることとなった。

このため、中央卸売市場では、「安全・品質管理者」（ＳＱＭ：セイフティ＆クオリティ・マネージャー）の活用、「食品危害対策マニュアル」による食の安全・安心に係る危機管理及びＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の定着支援を中心とした自主的衛生管理の推進などを行うことにより、市場で取り扱われる食品の安全・安心の確保を図っている。

(1)　安全・品質管理者体制

中央卸売市場では、取り扱われる食品の安全性を確保し、その信頼性を高めるとともに、衛生・環境水準の向上を図るため、ＳＱＭを各市場の東京都職員、卸売業者及び仲卸団体に設置した。これにより、食品に関する事件・事故発生時に、当該食品の流通状況などに関する業界情報を迅速に収集できるとともに、それらに対する措置が迅速に業界全体に周知されるよう、体制を整備した。

(2)　食品に関する危機管理対応

中央卸売市場では食の安全・安心を脅かす事態に対して、発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合にもその被害を最小限に食い止めるため、「食品危害対策マニュアル」を作成し、対応している。

これにより、食品衛生法等の違反食品のほか、その可能性のある食品についても販売自粛等の措置が可能となっている。

(3)　自主的衛生管理の推進

食品の安全性を確保するには、実際に取り扱う者の適正な施設管理や食品の取扱いが最も重要である。このため、ＳＱＭ制度を活用して市場関係者の衛生意識が向上するよう普及啓発活動に取り組むとともに、各卸売業者や仲卸業者が着実に衛生管理を行うため「品質・衛生管理マニュアル」を活用したＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の取組支援を実施している。

(4)　放射性物質への対応

生鮮食料品中の放射性物質の検査は、国が定めたガイドラインに基づき産地において実施している。中央卸売市場では、これらの検査情報等を収集し、ＳＱＭを介して迅速に業界全体に周知することで、基準値を超え、出荷自粛や出荷制限を受けた荷を市場に流通させない体制を整備している。

また、食肉市場では、被災産地からも多くの肉牛を受け入れていることから、安全・安心の確保と円滑な流通の維持を目的として、平成23年12月から放射性物質の全頭検査を実施していたが、令和２年３月の国のガイドライン改定を受けて４月より全頭検査を終了した。被災産地出荷牛の一部については、産地側が実施主体となって検査を継続している。

(5)　新型コロナウイルス感染症への対応

中央卸売市場が都民に生鮮品等を円滑かつ安定的に供給する基幹的なインフラとしての役割を着実に果たしていくため、都内で初めて感染者が確認された令和２年１月下旬以降、都と市

場関係者とが連携して、感染拡大防止に向けた取組を行った。

５類移行後においても、手洗いや換気などの基本的感染防止対策に引き続き取り組むとともに、市場関係者に対して国や都の方針を踏まえた対応や、マスクの着用の判断等に係る留意事項を周知している。

また、同一箇所で同時に多数の感染者が発生するなど、市場運営への影響が懸念される事態が生じた場合、都と市場関係者とで構築している緊急連絡体制により、都へ速やかにその旨を報告することとしている。

11　広報・広聴への取組

生鮮品等流通に関して、中央卸売市場の持つ機能や役割に対する理解と信用向上に努めるとともに、広く都民・消費者の声を把握し、食生活の安定や地域と共存する市場づくりに資することを目的として広報・広聴活動に取り組んでいる。また、都民が「食」に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を実践するために、卸売市場が持つ食に関するノウハウを活かし、関係業界との連携による「食育」の推進に取り組んでいる。

これらの事業として、市場関係業者等とともに、食育講習会の開催や市場まつりを通じた市場に関するＰＲ等を実施している。また、中央卸売市場が行っている事業について、電話やEメール、文書等で要望・意見等を受け付けているほか、インターネットを利用したアンケート等を活用し、都民の声を収集するなどの広聴活動を行っている。

(1)　消費者事業

ア　講習会等

旬の食材の見極め方や調理方法などの知識の伝達、生鮮品等の流通事情及び商品知識に関する情報提供などを目的とし、料理講習会、フラワーアレンジメント教室、市場見学会等を実施している。また、講習会の動画を公開・周知するなど、デジタルコンテンツを活用し、幅広い世代に向けた情報発信を実施している。

令和７年度の主な実績は、次のとおりである。

市　場　名	講習会等名称	開催回数	参加者数（計）
豊 洲 市 場	こどもいちば教室	３回	61 名
	都民いちば教室	２回	51 名
食 肉 市 場	肉料理講習会	４回	52 名
	市場見学会	２回	32 名
	産地見学会	１回	20 名
大 田 市 場	親子フラワーアレンジメント教室	２回	34 名
	フラワーアレンジメント教室	１回	24 名
板 橋 市 場	食育講習会	１回	38 名
北 足 立 市 場	食育講習会	１回	25 名
	計	17 回	337 名

イ　みんなのICHIBAづくり応援事業（補助事業）

中央卸売市場が公益性を一層発揮することを目的に、地域に貢献する取組や社会に貢献する取組など、市場業者が行う公益性の高い取組を支援する補助事業を、令和２年度から実施している。

(2) 情報サービス事業

ア 市場見学

市場の機能や役割等についての普及・啓発を図るため、各市場で見学を実施している。
令和７年における市場見学者数は、下表のとおりである。

市場見学者数（受付を行ったもの）　（令和７年１月～令和７年12月　単位：人）

市場名	一般	小学生	合計	市場名	一般	小学生	合計
豊洲	145,304 (58,648)	19,778	165,082 (58,648)	板橋	21 (0)	207	228 (0)
食肉	6,601 (97)	565	7,166 (97)	世田谷	10 (0)	897	907 (0)
大田	2,728 (266)	7,667	10,395 (266)	北足立	0 (0)	891	891 (0)
豊島	14 (1)	142	156 (1)	多摩ﾆｭｰﾀｳﾝ	0 (0)	1,081	1,081 (0)
淀橋	0 (0)	22	22 (0)	葛西	18 (5)	610	628 (5)
足立	18 (0)	647	665 (0)	合計	154,714 (59,012)	32,507	187,221 (59,012)

※　（ ）内の数字は外国人見学者数で内書きである。
※　豊洲市場の見学者数は、ＰＲコーナーの来館者を含む。

イ パンフレットの案内

市場広報用として、市場のしくみなどを解説した「市場のしおり」等を作成し、市場見学者を中心に配布している。
主な印刷物は、下表のとおりである。

一般向	市場のしおり	日本語　英語　中国語　韓国語　計４か国語版
小学生向	見学のしおり	日本語のみ

ウ 公式ホームページ等による情報発信

平成12年３月から中央卸売市場の公式ホームページを開設し、報道発表資料、市場における食の安心･安全対策、各市場の概要、市場の開場日及び休業日、各種調査・統計資料、審議会等の議事録、小学生の学習向けの情報等を提供している。また、ＳＮＳ（Ｘ（旧Twitter）やＬＩＮＥ）を活用して、イベント等の情報を適宜発信している。
東京都中央卸売市場公式ホームページ　https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/

エ　広報用動画による広報

市場事業の普及・啓発を図るため、広報用動画を作成し、市場見学者に対する上映等を行っている。主な広報用動画は、次のとおりである。

タイトル	時間	概略
「市場のはたらき」	14分	都民等に「市場の役割・仕組み」を理解してもらうことを目的とした動画（英語版あり）
「東京の市場今昔ものがたり」	23分	江戸時代から現在に至るまでの市場の歴史を紹介した動画（英語版あり）
「東京・花ものがたり」	20分	東京都に関わりの深い花の紹介と花の市場流通を解説した動画（英語版あり）
「東京の魚市場2025」	20分	生産の現場から消費者に届くまでの水産物流通を紹介した動画（英語版あり）
「教えてイッチーノ！ 中央卸売市場のしくみ」	12分	小学校高学年を対象とした、生鮮食料品等の流通のしくみや中央卸売市場の機能・役割を紹介した動画

オ　市場まつり

各市場の業界が中心となって行う「市場まつり」に、市場に関するＰＲコーナーを設置している。令和７年度は、以下の日程で実施した。

市場名	開催日	市場名	開催日
食肉市場	10月18・19日	板橋市場	10月26日
豊島市場	11月9日	世田谷市場	10月19日
淀橋市場	10月26日	葛西市場	10月26日

カ　市場取引情報の提供

毎日の生鮮食料品等の入荷量、卸売価格のほか、週間市況、月報、年報などの取引状況を公表している。

キ　啓発事業

食肉市場・芝浦と場の食肉処理業務については、いわれなき差別や偏見が根強く残っていることから、啓発用のパンフレットの発行や、広報東京都（人権特集）への掲載など、その解消を図るために啓発事業を行っている。

食肉市場センタービル６階にある「お肉の情報館」では、食肉市場への理解を促進するため、①と場業務・役割の紹介、②肉の生産・流通の紹介、③食肉市場・と場に対する偏見や差別の解消など、具体的な事例の展示や、来館者に食肉市場・芝浦と場を紹介したビデオ「お肉の生産工場」の上映を行っている。

また、中央卸売市場ホームページ上においても、食肉市場・芝浦と場の歴史や仕組み等を紹介するなど、啓発を図っている。

ク　「豊洲 千客万来」を活用した中央卸売市場ＰＲ事業

令和６年２月１日の「豊洲 千客万来」の開業に合わせ、食楽棟内に、東京都ＰＲコーナー「いちばの広場」を開設した。「いちばの広場」では、中央卸売市場について楽しみながら学べる展示のほか、市場業者や被災地を含む全国の産地と連携した産地プロモーション活動や産地の商材等の紹介などのイベントを定期的に開催している。

12 統 計 事 務

東京都中央卸売市場が取り扱う生鮮食料品等の取扱数量、取扱金額、平均卸売価格等を統計的に整理集録したものについて、生産者、市場関係者、消費者等関係各方面の参考に供し、かつ市場業務の円滑な運営に資するため、次の統計事務を行っている。

(1) インターネットを通じた、東京都中央卸売市場条例に基づく水産物、青果物、食肉及び花きに関する日報及び水産物・青果物の週間市況並びに月報・年報の公表

(2) 生鮮食料品等についての各種統計資料の作成及び分析

13 地方卸売市場事務

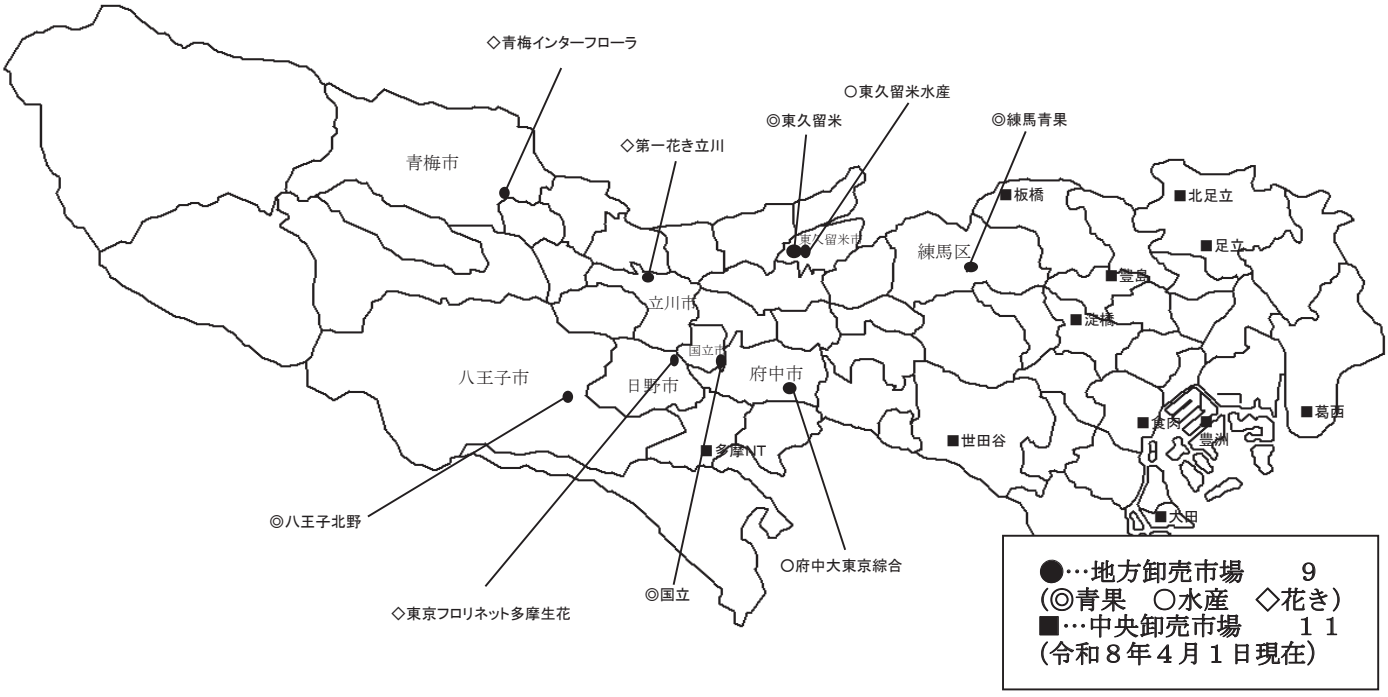
(1) 地方卸売市場の概要

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律が、平成30年６月15日に成立し、同月22日に公布され、同法により改正された卸売市場法は、令和２年６月21日、施行された。

改正された卸売市場法は、卸売市場が食品等の流通において、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることから、その適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資することを目的としている。

この法律の施行により、これまでの知事による開設者及び卸売業者に対する許可制から、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や取引結果の公表等の共通の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、農林水産大臣が定めた卸売市場に関する基本方針等に則して、知事が地方卸売市場として認定する制度へ移行した。

令和８年４月１日現在、知事から地方卸売市場として認定を受けている市場は、９市場で、その内訳は、水産２市場、青果４市場、花き３市場である。



(2) 地方卸売市場の現況

（市場総数 9）

青果物:4市場 水産物:2市場　　令和8年4月1日現在

取扱品目	名称	所在地	開設者	卸売業者	取扱高 トン 千円	用地面積（㎡）
青	東京都練馬青果 地方卸売市場	〒177-0033 練馬区高野台2-1-18	東京新宿青果㈱	東京新宿ベジフル㈱	7,567 2,103,028	8,949
青	東京都八王子北野 地方卸売市場	〒192-0906 八王子市北野町588-1	東京八王子青果㈱	同左	9,162 3,004,629	5,819
青	東京都国立 地方卸売市場	〒186-8680 国立市谷保6-2-1	東京多摩青果㈱	同左	239,494 81,053,128	45,361
青	東京都東久留米 地方卸売市場	〒203-0043 東久留米市下里6-4-1	東京多摩青果㈱	同左	41,388 13,136,602	22,334
水	東京東久留米水産 地方卸売市場	〒203-0043 東久留米市下里5-12-12	東久留米卸売市場協同組合	東京北魚㈱	432 842,803	7,044
水	府中大東京綜合 地方卸売市場	〒183-0025 府中市矢崎町4-1	㈱大東京綜合卸売センター	築地魚市場㈱	222 500,938	16,538

備考 1. 取扱品目欄の「青」は青果物を、「水」は水産物を表す。

2. 取扱高は令和7年1月～令和7年12月のものである。

花き:3市場　　令和8年4月1日現在

取扱品目	名称	所在地	開設者	卸売業者	取扱高 千本 千円	用地面積（㎡）
花	東京フロリネット多摩生花 地方卸売市場	〒191-0021 日野市石田435	ティー・エフ・シー東京フロリネット㈱	同左	12,444 767,074	3,960
花・鉢	青梅インターフローラ 地方卸売市場	〒198-0023 青梅市今井5-2440-32	㈱青梅インターフローラ	同左	31,100 1,301,569	9,528
花・鉢	第一花き立川 地方卸売市場	〒190-0034 立川市西砂町5-8-2	㈱第一花き	同左	16,957 1,185,926	3,245

備考 1. 取扱品目欄の「花」は、主たる取扱物品が「切り花」である市場を、「鉢」は主たる取扱物品が「鉢物」である市場を表す。

2. 取扱高は令和7年1月～令和7年12月のものである。なお、取扱数量は切り花換算本数による。

(3) 地方卸売市場指導・監督事務

ア 業務指導・経理検査事務

地方卸売市場業務の適正かつ健全な運営が確保されるよう、市場を巡回し業務の指導を行っている。

また、開設者又は卸売業者（卸売をする市場の開設者を兼ねている場合に限る。）についてその業務、財務関係の報告を徴するとともに、経理並びに業務検査を実施して経営の実態を把握し、経理指導を行い、経営の健全化、公正取引の指導に努めている。

イ 助成事務

地方卸売市場の適正かつ健全な運営を確保し、生鮮食料品等の流通の円滑化等を図るため、地方卸売市場の開設者に対し、①管理衛生費補助金、②施設整備事業費補助金、③地域貢献事業補助金を交付している。

令和７年度交付金額は、下表のとおりである。

補助金の種類	金額
管理衛生費補助金	8,255千円
施設整備事業費補助金	11,696千円
地域貢献事業補助金	225千円
合計	20,176千円

ウ 統計調査事務

地方卸売市場における生鮮食料品等の流通状況等を把握し、関係機関に情報を提供するため「地方卸売市場年報」（青果物・水産物及び花き）等の統計調査資料を作成、配布している。

14 と　畜　事　業

(1) と畜事業の沿革

東京市は昭和11年12月、食肉を衛生的に処理するために、当時市内区部にあった三ノ輪、寺島、千住の３と場を収容（その後昭和12年３月に大崎、昭和15年３月に野方、玉川の各と場が入場）して現在地に「東京市設芝浦屠場」を開設し、と畜解体作業を行ってきた。

戦後、食生活の洋風化傾向が強まるにつれて食肉の消費需要が増大したが、水産物や青果物に比べ、畜産物の市場化は立ち後れていた。これは、消費地への出荷が生体であり、消費地のと畜場が取引の中心的役割を果たしてきたため、市場取引の慣習が成熟していなかったことに要因があった。

昭和38年当時、食肉市場を開設していたのは大阪、名古屋、福岡、広島、横浜、大宮の６都市であり、最大の消費地である東京都においての市場化は具体化していなかった。このため国は昭和38年７月、「生鮮食料品流通改善対策要綱」を閣議決定し、その中で特に東京都における食肉市場の開設について強く指導することとした。

これを受けて東京都は昭和38年８月、「食肉市場設置方針」（この中でと場は食肉市場の付属施設と位置づけられた）を決定、市場化への具体的な条件整備に着手し、昭和41年12月、中央卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場食肉市場を開設した。これを契機に、「東京都立芝浦屠場」は食肉市場併設のと畜場としての業務を開始することとなり、現在に至っている。

(2) と畜事業の現況

食肉市場の開設以来、生体枝肉を中心とする市場として推移してきており、新鮮かつ高品質な食肉に対する都民の需要にこたえるべく生体枝肉等の生産、確保に努力している。

令和７年のと畜頭数は下表のとおりである。

区　　分	牛	豚
頭　　数	90,396	223,936

※取引されなかったものも含む。

(3) 家畜保健衛生対策

ア　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策

平成13年９月、千葉県内で国内において１頭目のＢＳＥ感染牛が確認され、同年10月からは全国のと畜場で全頭スクリーニング検査が開始された。

平成14年７月には、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づく総合的な対策が講じられることとなり、平成15年12月、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法が施行され、牛の出生から消費者に供給されるまでの情報の把握（トレーサビリティ）が可能となった。

平成23年12月、厚生労働省は、内閣府食品安全委員会に国内におけるＢＳＥ検査対象月齢等の見直しについて諮問した。平成24年10月の一次答申では、①検査対象月齢が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。②頭部（扁桃を除く）、せき髄及びせき柱について、特定危険部位（ＳＲＭ）の範囲が「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるとの答申がされた。平成25年５月の二次答申では、検査対象月齢を「48か月齢超」に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できると答申された。その後、平成28年８月の答申では、「48か月齢超」の健康牛のＢＳＥ検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるとされた。

厚生労働省は、これらの答申を受け、平成25年４月１日から検査対象月齢を従前の「21か月齢以上」から「30か月齢超」に、同年７月１日からは「48か月齢超」に引き上げ、平成29年４

月１日には、健康牛に係るＢＳＥ検査を廃止した（神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものについては引き続きＢＳＥ検査を実施）。

東京都では、ＳＲＭの全頭焼却等を実施するとともに、保健医療局芝浦食肉衛生検査所の検査員がＢＳＥ検査が必要であると判断した牛についてＢＳＥスクリーニング検査を実施している。また、ＢＳＥスクリーニング検査の結果が出るまでは、検査対象牛の内臓、枝肉等、食用部分は全て保管している。なお、検査の結果が陽性の場合には、当該牛に由来するものは全て焼却処分するとともに、「食品危害対策マニュアル」に基づき速やかに局内対策会議を開催し、と室内の消毒措置などの対応策を決定することとしている。

なお、国内においては平成13年９月以降、36例のＢＳＥの発生が確認されているが、東京都での発生例はない。平成21年１月に確認された牛を最後に、国内で生まれた牛でのＢＳＥ発生の報告はない。また、平成25年５月に開催された国際獣疫事務局（ＯＩＥ）総会において、我が国は「無視できるＢＳＥリスク」の国に認定されている。

イ　家畜伝染病の防疫対策

平成30年９月に岐阜県内の養豚場で、国内では26年ぶりに豚熱（ＣＳＦ）の発生が確認された。以降、中部・関西地方から関東・東北地方等に感染の発生範囲が拡大し、現在も感染が確認されている状況にある。

食肉市場では、豚熱等の家畜伝染病の疑いのある症状を呈している生体が発見された場合、「家畜伝染病予防法」や「食品危害対策マニュアル」に基づき、迅速な防疫措置を講じることとしている。

加えて、令和元年10月に「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」の改正により、都道府県による予防的ワクチンの接種が開始されたことに伴い、「豚熱交差汚染防止対策マニュアル」を策定し、ワクチン接種豚の受け入れ体制を整備するとともに、車両等の入退場時や豚生体搬送車受け入れ時の記録及び消毒等を徹底することで、市場内における家畜伝染病の交差汚染の防止に努めている。

(4)　放射性物質対策

平成23年７月に芝浦と場でと畜した牛から、当時の暫定規制値(500Bq/Kg)を大幅に超える放射性セシウムが検出された。そのため、国は、原因となる高濃度の放射性セシウムに汚染された稲わらの使用が確認された16道府県のうち、牛肉のモニタリング検査により規制値を超過した岩手県、宮城県、福島県及び栃木県の４県に出荷制限を指示した。この４県は「出荷・検査方針」を策定、国と協議し、平成23年８月に出荷を再開した。

食肉市場の卸売業者である東京食肉市場株式会社は、風評被害等による購買者等からの要望を受け、出荷者(県)負担による全頭検査を平成23年９月から開始した。

東京都は、４県の出荷に当たって消費者への安全･安心の確保を図るとともに、検査費用の軽減などにより東日本大震災被災地への支援を行うため、業界や出荷制限４県の要望も踏まえ、東京食肉市場株式会社単独の検査に代わり、福祉保健局（現、保健医療局)、中央卸売市場及び東京食肉市場株式会社の三者による全頭検査を平成23年12月より開始した。

また、平成31年３月に国はこの４県の安全管理体制が確立されたことなどを理由に福島県の帰還困難区域を除く４県の牛の出荷制限の解除を通知した。この４県は国のガイドラインに基づき、出荷制限の解除以降、１年間のモニタリング検査を実施した。東京都中央卸売市場食肉市場においても同様に令和元年度においては、放射性物質検査を継続するとともに、購買者に「安全確認証」を発行していたが、令和２年３月の国のガイドライン改定及びこの４県の検査計画見直しを受けて、同年４月に全頭検査を終了した。なお、福島県出荷牛の一部は県側が実施主体となって検査を継続している。

15 附　属　機　関

(1) 附属機関等一覧

ア 附属機関

（令和８年４月１日現在）

名　称	目　的	設置根拠	機関の性格	設置年月日 委員構成 任　期
東京都卸売市場審議会	都の区域内における卸売市場の整備計画に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議する。	東京都卸売市場審議会条例第１条	諮問(調査審議)機関 専門知識の導入	昭和47．１．１ 学識経験者等 15名以内 ２年
東京都中央卸売市場取引業務運営協議会	東京都中央卸売市場における業務の運営に関し、必要な事項を調査審議する。	東京都中央卸売市場条例第65条	同　　上	平成12．７．１ 学識経験者等 28名以内 ２年

イ 連絡調整会議

（令和８年４月１日現在）

名　称	目　的	設置根拠	機関の性格	設置年月日 委員構成 任　期
豊洲市場における地下水等管理に関する協議会	豊洲市場における地下水等管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行う。	豊洲市場における地下水等管理に関する協議会設置要綱	協議・連絡調整機関	平成24．７．１ 学識経験者等 19名以内及び都職員（中央卸売市場長が指名する職） ２年

(2) 東京都卸売市場審議会

東京都の区域内における卸売市場の整備計画に関する事項、その他卸売市場に関する重要事項を調査審議するため、東京都卸売市場審議会条例（昭和46年東京都条例第155号、昭和47年１月１日施行）に基づき知事の附属機関として東京都卸売市場審議会を設置している。

本審議会は15名以内の委員で組織され、その委員は学識経験者、消費者団体関係者、市場業界関係者、都議会議員及び区長・市長から選出されている。

これまでの主な会議内容は次のとおりである。　（令和８年７月１日現在）

開催年月日	内　　容
令和元年11月５日 第 77 回	東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について（報告） 東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について（報告） 経営計画の策定に向けた取組について（報告）
令和３年２月９日 第 78 回	東京都中央卸売市場経営指針（案）について（報告）
令和４年１月31日 第79回	東京都中央卸売市場経営計画（案）について（報告）
令和４年８月30日 第80回	東京都中央卸売市場経営計画の実施について（報告）
令和５年１月30日 第81回	東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告）
令和５年９月１日 第82回	東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告）
令和６年２月６日 第83回	東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告）
令和６年９月13日 第84回	東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告）
令和７年２月６日 第85回	東京都中央卸売市場経営計画の進捗について（報告）
令和７年９月８日 第86回	東京都中央卸売市場経営計画の改定に向けて（報告）
令和８年２月６日 第87回	東京都中央卸売市場経営計画の改定について（報告） 現経営計画の進捗状況及び令和８年度の主な取組（報告）

(3) 東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

この協議会は、東京都中央卸売市場条例第65条に基づき設置しているもので、中央卸売市場の業務の運営に関し必要な事項を調査審議する知事の附属機関である。

平成12年７月、従来の「東京都中央卸売市場運営協議会」の所掌事項に「売買取引に関する事項」を加えて、「東京都中央卸売市場取引業務運営協議会」として発足した。

委員は28名以内で、学識経験者、生産者代表、消費者代表、業界代表、都議会議員で構成されている。

これまでの主な会議内容は、次のとおりである。

（令和８年７月１日現在）

開催年月日	内　　容
平成28年9月9日 第20回	・平成29年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市　水産・青果31日、食肉45日〉
平成29年9月7日 第21回	・平成30年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市　水産・青果37日、食肉45日〉
平成30年9月6日 第22回	・平成31年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市　水産41日、青果45日、食肉47日〉
令和元年7月4日 第23回	・卸売市場法改正を踏まえた条例改正について
令和元年8月29日 第24回	・令和2年における臨時休業日及び臨時開場日（諮問・答申） 〈臨時休市　水産42日、青果45日、食肉46日〉
令和元年10月28日 第25回	・東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について （諮問・答申）
令和2年4月15～28日 第26回（書面開催）	・令和2年における臨時休業日の変更について（水産物部、青果部） （諮問・答申）
令和2年10月7日 第27回（書面開催）	・令和3年における休業日の設定について（諮問・答申）
令和3年9月7～16日 第28回（書面開催）	・令和4年における休業日の設定について（諮問・答申）
令和4年9月8日 第29回	・令和5年における休業日の設定について（諮問・答申）
令和5年9月7日 第30回	・令和6年における休業日の設定について（諮問・答申）
令和6年9月6日 第31回	・令和7年における休業日の設定について（諮問・答申）
令和7年9月5日 第32回	・令和8年における休業日の設定について（諮問・答申） ・卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について

第　8　　参　　考　　資　　料

目　　次

1　令和７年中央卸売市場取扱実績（水産物）　…… 96
2　令和７年中央卸売市場取扱実績（青果物）　…… 97
3　令和７年中央卸売市場取扱実績（食　肉）　…… 99
4　令和７年中央卸売市場取扱実績（花　き）　…… 100
5　令和７年地方卸売市場取扱実績　…… 101
6　中央卸売市場卸売業者別委託手数料率　…… 103
7　中央卸売市場取扱品目別・年次別取扱数量　…… 104
8　中央卸売市場卸売業者受託・買付の数量、金額及び比率　…… 106
9　中央卸売市場取引方法別割合の推移　…… 110
10　中央卸売市場地域別搬出状況　…… 111
11　中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況　…… 112
12　中央卸売市場使用料一覧　…… 114
13　中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧　…… 118
14　令和７年度中央卸売市場業務日誌　…… 119
15　市 場 年 表　…… 120
16　豊洲市場の整備　…… 148
(1) 豊洲市場整備の基本的考え方　…… 148
(2) 計画・施設概要　…… 149
(3) 新市場整備の経緯　…… 150
(4) 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議　…… 155
(5) 豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議　…… 156
(6) 豊洲新市場整備方針の策定（平成 21 年２月）　…… 159
(7) 豊洲市場における地下水等管理に関する協議会　…… 160
(8) 豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議　…… 161
(9) 市場問題プロジェクトチーム　…… 164
(10) 市場のあり方戦略本部　…… 165
(11) 市場移転に関する「基本方針」　…… 165
(12) 市場移転に関する関係局長会議　…… 166
17　市場配置図　…… 170
(1) 豊 洲 市 場　…… 170
(2) 食 肉 市 場　…… 171
(3) 大 田 市 場　…… 172
(4) 豊 島 市 場　…… 173
(5) 淀 橋 市 場　…… 174
(6) 足 立 市 場　…… 175
(7) 板 橋 市 場　…… 176
(8) 世田谷市場　…… 177
(9) 北足立市場　…… 178
(10) 多摩ニュータウン市場　…… 179
(11) 葛 西 市 場　…… 180

1 令和７年中央卸売市場取扱実績（水産物）

(1) 数　量　別　（開市日数 253日）

	数				量			
	総　数	鮮　魚	活　魚	貝　類	冷　凍　魚	淡　水　魚	海　そ　う　類	加　工　品
								(単位:トン)
全　市　場	299,650	117,194	12,066	18,798	66,253	1,061	4,995	79,283
豊　洲　市　場	287,657	114,305	9,939	18,064	64,395	1,038	4,830	75,085
大　田　市　場	3,058	756	978	114	280	6	46	878
足　立　市　場	8,935	2,133	1,149	621	1,577	16	119	3,320
全市場前年対比(%)	95.6	98.4	98.4	90.9	93.9	99.3	99.3	93.7

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2) 金　額　別　（開市日数 253日）

	金				額			
	総　数	鮮　魚	活　魚	貝　類	冷　凍　魚	淡　水　魚	海　そ　う　類	加　工　品
								(単位:千円)
全　市　場	487,557,907	198,219,954	22,993,463	37,746,162	107,228,281	2,698,294	4,561,735	114,110,018
豊　洲　市　場	469,261,237	192,172,228	19,685,489	36,358,752	104,053,630	2,646,752	4,433,942	109,910,444
大　田　市　場	5,742,638	2,428,789	1,555,116	236,646	564,922	14,204	45,099	897,863
足　立　市　場	12,554,031	3,618,937	1,752,859	1,150,764	2,609,728	37,339	82,694	3,301,711
全市場前年対比(%)	102.2	105.2	101.7	97.8	101.0	97.5	105.0	99.9

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

２ 令和７年中央卸売市場取扱実績（青果物）

開市日数 248日

(1) 数　量　別

	数量					（単位:トン）
	総数	野菜	果実	つけ物	その他食料品	鳥卵
全市場	1,614,020	1,246,347	336,305	6,759	14,773	9,836
豊洲市場	207,294	149,957	46,866	4,687	1,806	3,977
大田市場	898,495	690,762	194,986	1,315	8,435	2,998
豊島市場	54,935	48,583	5,662	118	252	320
淀橋市場	171,755	136,907	32,158	303	1,581	807
板橋市場	68,558	57,827	9,966	86	411	268
世田谷市場	31,920	28,874	2,780	24	141	101
北足立市場	90,702	62,540	25,265	199	1,791	908
多摩ニュータウン市場	19,385	17,395	1,962	0	27	0
葛西市場	70,976	53,502	16,661	26	329	458
全市場前年対比(%)	96.1	95.5	97.8	94.4	99.1	102.0

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2) 金　額　別

	金額 (単位:千円)					
	総数	野菜	果実	つけ物	その他食料品	鳥卵
全市場	602,284,450	386,837,664	201,584,525	5,624,406	4,025,418	4,212,438
豊洲市場	94,846,659	58,905,390	29,510,758	4,256,734	375,288	1,798,489
大田市場	338,829,820	209,226,248	124,921,065	926,876	2,507,416	1,248,215
豊島市場	17,148,741	13,973,235	2,934,628	56,830	54,643	129,405
淀橋市場	60,754,269	42,205,966	17,653,679	185,845	390,782	317,996
板橋市場	21,324,924	16,529,351	4,522,853	60,599	64,748	147,373
世田谷市場	9,694,169	8,326,779	1,242,956	15,104	63,872	45,458
北足立市場	32,493,394	19,046,122	12,579,016	103,952	430,991	333,313
多摩ニュータウン市場	6,033,563	4,946,137	1,082,247	334	4,846	0
葛西市場	21,158,912	13,678,436	7,137,323	18,132	132,831	192,190
全市場前年対比(%)	99.1	98.3	99.9	100.2	102.3	136.3

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

3 令和７年中央卸売市場取扱実績（食　肉）

(1) 数量別・金額別 （開市日数 246日）

		取扱高							総取扱金額
		頭数 (頭)	前年対比 (%)	重量 (ﾄﾝ)	前年対比 (%)	金額 A (千円)	前年対比 (%)	副生物計 B (千円)	A+B (千円)
総数		363,724	100.0	85,308	99.6	150,439,026	103.5	2,371,623	152,810,649
牛	牛総数	137,742	98.1	66,069	99.1	138,773,043	103.8	2,235,617	141,008,660
	生体	90,336	101.5	46,499	101.9	107,501,564	104.4	1,990,350	109,491,914
	搬入枝肉	47,406	92.3	19,570	93.0	31,271,479	101.8	245,267	31,516,746
	国内部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
	輸入部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
豚	豚総数	225,887	101.2	19,207	101.4	11,502,790	99.3	136,006	11,638,797
	生体	223,625	101.1	18,972	101.2	11,369,674	99.0	136,006	11,505,681
	搬入枝肉	2,262	113.2	235	121.7	133,116	126.4	0	133,116
	国内部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
	輸入部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
馬	馬総数	0	－	0	－	0	－	0	0
	生体	0	－	0	－	0	－	－	－
	搬入枝肉	0	－	0	－	0	－	－	0
	国内部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
こ牛	こ牛総数	95	76.3	11	107.6	8,679	163.6	0	8,679
	生体	1	－	0	－	71	－	0	71
	搬入枝肉	94	75.5	11	106.4	8,608	162.3	0	8,608
緬羊・山羊	総数	0	－	0	－	0	－	0	－
	生体	0	－	0	－	0	－	0	－
	搬入枝肉	－	－	－	－	－	－	－	－
その他	総数	－	－	21	133.4	154,514	161.7	－	154,514
	輸入部分肉	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	21	133.4	154,514	161.7	－	154,514

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

4 令和７年中央卸売市場取扱実績（花　き）

(1) 数　量　別(開市日数 大田市場305日、板橋市場228日、北足立市場256日、葛西市場255日、世田谷市場305日)

	数	量							
	総　数	切　花（千本）	切　葉（千枚）	切　枝（千束）	鉢　花（千鉢）	らん鉢（千鉢）	観葉植物（千鉢）	観賞樹（千鉢）	苗　物（千箱）	その他花き（千箱）
全　市　場	－	717,241	43,482	23,810	9,998	873	5,440	2,713	1,992	324
大　田　市　場	－	461,831	26,425	9,490	4,573	549	3,154	1,152	1,354	40
板　橋　市　場	－	65,162	3,563	3,338	341	37	56	46	68	3
北足立市場	－	74,430	3,893	3,063	513	56	121	94	93	48
葛　西　市　場	－	41,025	3,131	1,861	1,227	57	485	332	165	230
世田谷市場	－	74,793	6,470	6,057	3,345	174	1,624	1,090	312	3
全市場前年対比(%)	－	97.3	93.5	93.6	100.6	94.9	94.4	91.6	93.8	90.1

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2) 金　額　別(開市日数 大田市場305日、板橋市場228日、北足立市場256日、葛西市場255日、世田谷市場305日)

(単位:千円)

	金	額							
	総　数	切　花	切　葉	切　枝	鉢　花	らん鉢	観葉植物	観賞樹	苗　物	その他花き
全　市　場	84,759,999	58,693,005	1,917,387	6,114,687	3,750,749	3,731,218	4,109,892	2,039,405	4,007,355	396,300
大　田　市　場	53,526,423	37,467,102	1,193,447	4,214,707	2,136,050	2,153,911	2,506,103	1,004,821	2,602,902	247,379
板　橋　市　場	6,447,786	5,363,275	134,493	412,600	152,452	169,833	33,104	30,138	128,175	23,716
北足立市場	6,987,077	5,675,928	157,557	405,196	182,339	228,954	95,420	53,062	178,465	10,155
葛　西　市　場	4,988,705	3,088,569	119,918	232,691	376,675	266,676	324,876	214,578	289,886	74,837
世田谷市場	12,810,008	7,098,130	311,972	849,494	903,232	911,843	1,150,389	736,805	807,928	40,214
全市場前年対比(%)	95.6	95.0	96.3	96.0	96.4	96.9	102.8	98.4	94.1	100.3

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

５　令和７年地方卸売市場取扱実績

(1)　水産物(開場日数 253日)

	数量 (単位:ﾄﾝ)					金額 (単位:千円)				
	総数	生鮮水産物	冷凍水産物	加工水産物	その他	総数	生鮮水産物	冷凍水産物	加工水産物	その他
多摩地区	655	265	238	144	7	1,343,741	532,557	539,903	263,857	7,424
前年対比(%)	97.2	98.5	101.7	86.7	116.7	106.4	107.3	106.4	104.7	106.0

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(2)　青果物(開場日数 248日)

	数量 (単位:ﾄﾝ)						金額 (単位:千円)					
	総数	野菜	果実	つけ物	鳥卵	その他	総数	野菜	果実	つけ物	鳥卵	その他
総数	297,611	239,635	57,426	158	43	350	99,297,387	67,911,709	31,174,897	87,083	12,900	110,778
区部	7,567	6,966	507	3	18	73	2,103,028	1,773,752	278,456	1,656	8,696	40,468
多摩地区	290,044	232,668	56,919	155	25	277	97,194,359	66,137,957	30,896,441	85,427	4,224	70,310
前年対比(%)	96.8	95.5	102.6	89.8	89.6	87.9	100.6	98.7	105.0	91.7	108.8	97.3

(注)数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

(3) 花　き

ア　切花市場

		総数	切花	切枝	切葉	鉢物類	苗木・成木類	苗物類	種苗類	その他
切花市場	数量	－	36,740千本	893千束	1,564千枚	15千鉢	0千本	32千箱	0箱	－
	金額(千円)	2,833,968	2,568,658	125,015	50,391	7,810	0	2,582	0	79,512
前年対比	数量(%)	－	95.8	82.8	96.7	100.0	0.0	110.3	0.0	－
	金額(%)	89.2	89.7	89.0	91.1	103.7	0.0	109.5	0.0	75.6

(注)　数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

イ　鉢物市場

		総数	鉢物類	苗木・成木類	苗物類	種苗類	その他
鉢物市場	数量	－	1,196千鉢	19千本	60千箱	0箱	－
	金額(千円)	420,601	295,864	5,204	118,503	0	1,030
前年対比	数量(%)	－	81.1	79.2	84.5	0.0	－
	金額(%)	82.2	79.6	64.2	90.4	0.0	109.9

(注)　数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

ウ　地区別

(単位:千円)

	取扱金額	切花市場	鉢物市場
多摩地区	3,254,569	2,833,968	420,601
前年対比	88.3	89.2	82.2

(注)　数値は、単位未満（前年対比においては小数点第２位）を四捨五入してあるので、合計数値と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

６　中央卸売市場卸売業者別委託手数料率

令和8年4月1日現在

市　　場	取扱品目	会　社　名	区　分	委託手数料率
豊洲市場	水産物	東都水産㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		大都魚類㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		中央魚類㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		築地魚市場㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		第一水産㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		綜合食品㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の5.5
		丸千千代田水産㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
	青果物	東京シティ青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
食肉市場	食肉	東京食肉市場㈱	肉類(鳥肉を除く。)	100分の3.5
			肉類の加工品	100分の1.5
大田市場	水産物	大都魚類㈱ 大田支社	本社に同じ	
	青果物	東京青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
		東京荏原青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
		東一神田青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱大田花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の8
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の8
		㈱フラワーオークションジャパン	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
豊島市場	青果物	東京豊島青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
淀橋市場	青果物	東京 新宿ベジフル㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
足立市場	水産物	東京北魚㈱	生鮮水産物(海そうを含む。)及びその加工品	100分の6.5
		大都魚類㈱ 千住支社	本社に同じ	
板橋市場	青果物	東京豊島青果㈱ 板橋支社	本社に同じ	
		東京富士青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱東日本板橋花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
世田谷市場	青果物	東京新宿ベジフル世田谷㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱世田谷花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の9.5
		㈱東京砧花き園芸市場	切花その他の切花類及びその加工品	100分の10
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
北足立市場	青果物	東京千住青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
	花き	㈱第一花き	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10
多摩ニュータウン市場	青果物	東京ニュータウン青果㈱	野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物を除く。)	100分の8.5
			果実及びその加工品	100分の7
葛西市場	青果物	東京千住青果㈱ 葛西支社	本社に同じ	
	花き	東京 フラワーポート㈱	切花その他の切花類及びその加工品	100分の9.5
			鉢花その他の鉢物類(苗物を含む。)	100分の10

7　中央卸売市場取扱品目別・年次別取扱数量

年次	水産物						青果物				
	鮮魚(t)	冷凍(t)	加工(t)	その他(t)	合計(t)	指数	野菜(t)	果実(t)	その他(t)	合計(t)	指数
昭和10年	－	－	－	－	－	－	289,073	103,092	12,202	404,367	14
11	145,026	1,773	30,340	6,315	183,454	21	340,130	111,260	7,765	459,155	16
45	299,666	240,055	238,943	47,631	826,295	93	1,586,664	834,432	21,837	2,442,933	83
62	182,210	319,140	308,239	80,242	889,831	100	1,974,240	898,816	59,682	2,932,737	100
63	185,477	305,479	311,370	79,714	882,040	99	1,956,918	873,909	62,381	2,893,209	99
平成元年	188,932	292,752	311,685	74,170	867,539	97	1,945,080	821,740	62,645	2,829,465	96
2	185,970	285,557	302,575	73,217	847,319	95	1,879,517	797,976	63,005	2,740,498	93
3	194,316	268,264	298,465	71,487	832,532	94	1,822,132	771,488	65,178	2,658,798	91
4	205,576	246,266	284,240	71,838	807,920	91	1,905,076	780,515	65,802	2,751,393	94
5	199,852	226,675	285,983	70,272	782,782	88	1,839,333	778,282	66,312	2,683,928	92
6	197,959	214,511	282,461	67,898	762,829	86	1,794,994	768,023	65,356	2,628,373	90
7	206,422	191,581	272,181	68,052	738,236	83	1,813,907	739,882	66,332	2,620,121	89
8	197,133	186,010	272,904	69,577	725,624	82	1,823,697	682,473	68,877	2,575,047	88
9	206,570	176,770	264,595	67,315	715,250	80	1,800,694	689,120	68,706	2,558,520	87
10	188,626	181,681	263,518	81,555	715,380	80	1,732,770	654,813	68,713	2,456,296	84
11	195,106	179,196	262,096	79,775	716,173	80	1,755,020	664,325	66,854	2,486,199	85
12	197,850	186,840	259,170	78,812	722,672	81	1,794,310	677,506	65,101	2,536,918	87
13	190,691	195,627	253,161	78,100	717,580	81	1,744,601	664,633	66,610	2,475,844	84
14	181,105	204,822	255,489	78,329	719,745	81	1,705,633	643,819	66,656	2,416,108	82
15	186,230	182,543	246,072	77,415	692,263	78	1,620,675	582,370	65,423	2,268,469	77
16	182,533	173,942	243,184	76,317	675,976	76	1,569,881	562,375	64,055	2,196,311	75
17	187,180	161,466	233,368	71,371	653,385	73	1,578,340	577,021	62,019	2,217,380	76
18	180,346	158,587	226,350	66,804	632,087	71	1,559,463	520,080	61,916	2,141,458	73
19	184,885	152,692	220,167	64,379	622,123	70	1,562,394	498,413	58,404	2,119,211	72
20	181,342	151,683	220,213	63,969	617,207	69	1,584,549	526,343	56,370	2,167,262	74
21	179,720	137,771	207,628	62,519	587,638	66	1,584,168	533,926	53,016	2,171,110	74
22	171,838	138,474	198,350	60,494	569,155	64	1,508,212	484,552	50,750	2,043,514	70
23	167,491	122,761	184,377	52,913	527,542	59	1,529,997	467,259	47,805	2,045,061	70
24	164,881	127,616	175,131	55,919	523,547	59	1,572,124	472,870	45,495	2,090,489	71
25	163,534	129,573	166,895	54,828	514,829	58	1,571,007	459,911	43,827	2,074,745	71
26	160,043	107,212	158,190	53,979	479,424	54	1,571,449	466,968	38,922	2,077,339	71
27	158,524	97,012	154,148	54,292	463,976	52	1,549,946	447,980	37,777	2,035,703	69
28	148,631	87,810	145,071	52,777	434,290	49	1,521,456	434,623	37,361	1,993,439	68
29	144,099	79,858	133,311	50,385	407,653	46	1,550,922	443,165	35,584	2,029,671	69
30	139,162	73,978	123,088	48,873	385,102	43	1,495,440	411,839	34,747	1,942,026	66
令和元年	132,620	72,570	114,385	45,812	365,388	41	1,503,623	413,053	34,482	1,951,158	67
2	128,085	71,729	111,134	38,799	349,746	39	1,486,183	389,552	27,920	1,903,655	65
3	131,480	68,458	108,582	39,315	347,835	39	1,447,223	402,476	27,181	1,876,879	64
4	123,105	64,276	97,875	38,662	323,918	36	1,399,202	389,165	29,268	1,817,636	62
5	117,998	67,018	85,334	38,826	309,176	35	1,358,531	376,507	30,638	1,765,675	60
6	119,118	70,557	84,585	39,036	313,296	35	1,304,600	343,753	31,709	1,680,063	57
7	117,194	66,253	79,283	36,920	299,650	34	1,246,347	336,305	31,368	1,614,020	55

（注）1　指数は、過去において取扱数量が最も多い年を100とする。
　　2　端数処理の関係により、合計等が一致しない場合がある。

食　肉					花　き					年次
牛(t)	豚(t)	その他(t)	合計(t)	指数	切花（千本）	切葉(千枚)	切枝(千束)	鉢物(千鉢)	苗物他(千箱)	
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	昭和10年
―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	11
23,079	33,130	339	56,548	45	―	―	―	―	―	45
66,962	43,127	99	110,188	89	―	―	―	―	―	62
77,567	39,670	65	117,301	94	86,113	6,045	3,085	2,011	120	63
85,753	38,516	68	124,337	100	135,789	9,323	3,963	3,713	96	平成元年
83,085	36,867	58	120,010	97	210,692	14,682	6,899	7,747	144	2
72,750	35,046	53	107,849	87	394,447	27,759	8,404	18,861	407	3
64,600	32,541	55	97,196	78	431,893	29,856	8,467	21,348	483	4
57,502	31,983	52	89,537	72	598,273	40,758	12,412	24,945	794	5
59,017	31,518	97	90,632	73	663,368	45,144	12,854	26,303	1,049	6
59,166	30,309	40	89,515	72	746,512	53,228	14,964	32,076	1,538	7
60,074	27,821	48	87,943	71	803,715	58,769	14,880	38,961	2,756	8
61,380	29,011	37	90,428	73	822,370	60,487	16,948	42,115	2,684	9
62,119	29,038	40	91,197	73	814,267	61,467	18,929	42,137	3,205	10
62,543	27,470	51	90,064	72	827,719	63,065	19,938	43,598	4,096	11
63,634	34,281	42	97,956	79	853,702	64,200	47,348	45,722	4,396	12
56,863	27,938	311	85,112	68	935,260	75,035	28,341	55,966	4,626	13
68,907	28,031	34	96,972	78	1,014,812	78,788	30,712	61,460	4,742	14
63,670	28,873	34	92,578	74	1,022,441	80,674	30,443	57,252	4,894	15
64,509	28,131	44	92,684	75	1,022,284	83,346	30,918	53,290	4,593	16
62,734	25,496	37	88,267	71	1,010,037	84,055	30,391	50,217	3,747	17
63,541	23,749	56	87,346	70	1,026,931	85,913	29,568	48,491	4,402	18
65,028	20,435	108	85,572	69	1,024,790	89,236	31,024	46,511	4,289	19
64,405	19,317	68	83,789	67	1,020,031	85,751	31,777	43,953	4,421	20
65,159	18,196	56	83,411	67	998,215	83,917	30,611	41,701	5,171	21
64,497	16,011	32	80,541	65	963,418	85,536	29,612	38,486	4,363	22
63,546	15,478	45	79,069	64	933,278	80,201	28,071	35,955	4,256	23
68,279	14,736	22	83,038	67	936,932	81,444	28,175	35,285	4,222	24
66,332	18,083	30	84,446	68	927,713	77,668	28,593	33,358	4,182	25
68,661	18,547	46	87,254	70	907,385	73,814	28,006	32,750	3,971	26
63,722	17,834	42	81,599	66	895,083	71,586	27,713	31,955	3,918	27
60,756	16,979	40	77,775	63	886,201	71,252	28,103	30,894	3,736	28
62,110	16,003	34	78,147	63	874,723	66,528	28,362	29,314	3,709	29
61,831	16,396	32	78,259	63	851,051	64,831	27,845	26,674	3,471	30
60,606	16,178	29	76,814	62	826,185	61,313	27,826	23,947	3,173	令和元年
61,474	16,605	31	78,110	63	757,292	47,855	25,379	22,961	3,002	2
61,745	16,516	30	78,291	63	780,404	48,893	26,457	23,791	3,051	3
63,606	17,030	34	80,670	65	768,910	48,965	26,692	22,674	2,910	4
65,086	17,721	34	82,841	67	759,872	48,787	26,319	20,838	2,735	5
66,658	18,946	26	85,630	69	736,777	46,497	25,427	19,581	2,483	6
66,069	19,207	32	85,308	69	717,241	43,482	23,810	19,025	2,316	7

8　中央卸売市場卸売業者受託・買付の数量、金額及び比率

（１）　水　産　物

（単位：千㌧・百万円・％）

区分	種類＼年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	生鮮水産物	数量	73	66	64	60	57	49	49	49	45	44	44
		金額	83,858	80,174	77,461	74,975	72,414	58,884	65,759	79,163	79,716	79,972	81,985
	冷凍水産物	数量	19	14	13	12	10	9	7	6	7	7	4
		金額	22,179	18,706	17,624	16,160	13,841	10,486	9,909	10,109	10,353	10,326	6,885
	塩干加工品	数量	21	18	17	15	13	10	10	9	8	10	8
		金額	15,991	14,152	13,478	12,374	10,546	8,325	8,010	8,339	8,127	8,558	7,399
買付品	生鮮水産物	数量	126	122	119	114	110	108	109	102	102	102	101
		金額	127,786	128,140	129,541	130,361	126,491	113,842	127,987	148,452	154,270	161,829	170,073
	冷凍水産物	数量	80	77	69	66	67	65	65	63	65	67	66
		金額	95,819	96,883	93,086	88,412	83,763	73,873	87,086	101,478	100,214	107,855	115,182
	塩干加工品	数量	140	129	122	112	109	105	103	90	81	79	76
		金額	120,003	116,122	118,442	110,495	104,820	103,631	103,687	107,998	110,541	110,173	112,093
構成比	受託品	数量	24.5	23.2	23.1	22.8	21.8	19.8	19.3	20.0	19.7	20.0	18.9
		金額	26.2	24.9	24.1	23.9	23.5	21.1	20.8	21.4	21.2	20.7	19.5
	買付品	数量	75.5	76.8	76.9	77.2	78.2	80.2	80.7	80.0	80.3	80.0	81.1
		金額	73.8	75.1	75.9	76.1	76.5	78.9	79.2	78.6	78.8	79.3	80.5
合計		数量	458	427	403	378	365	346	343	319	309	309	299
		金額	465,635	454,178	449,631	432,776	411,875	369,042	402,438	455,538	463,222	478,713	493,616

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

（２）　青　果　物

（単位：千㌧・百万円・％）

区分	種類＼年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	野菜	数量	1,035	1,010	1,011	1,006	991	933	895	866	862	807	807
		金額	276,656	282,629	275,612	259,593	247,914	246,305	229,242	235,842	252,508	278,411	261,219
	果実	数量	222	219	212	198	187	177	171	185	247	228	248
		金額	92,340	93,831	94,957	91,098	86,574	89,683	89,764	98,308	140,675	148,073	147,493
	その他	数量	12	11	11	11	10	12	13	14	15	15	15
		金額	2,868	2,644	2,598	2,388	2,291	2,702	3,106	3,350	3,411	3,404	3,431
買付品	野菜	数量	506	515	516	494	525	534	534	522	487	464	447
		金額	117,826	124,022	119,696	108,123	109,194	120,753	120,600	121,417	115,722	126,195	112,277
	果実	数量	216	222	218	217	223	219	221	204	124	106	95
		金額	80,189	83,748	83,869	87,847	89,927	92,314	97,607	92,838	58,030	54,891	49,530
	その他	数量	26	26	24	24	24	17	18	18	19	20	19
		金額	10,023	10,119	9,729	9,199	8,487	7,593	8,826	9,626	10,185	10,216	11,064
構成比	受託品	数量	62.9	61.9	62.0	62.3	60.6	59.3	58.3	58.9	64.1	64.0	65.6
		金額	64.1	63.5	63.6	63.2	61.9	60.6	58.7	60.1	68.3	69.2	70.5
	買付品	数量	37.1	38.1	38.0	37.7	39.4	40.7	41.7	41.1	35.9	36.0	34.4
		金額	35.9	36.5	36.4	36.8	38.1	39.4	41.3	39.9	31.7	30.8	29.5
合計		数量	2,017	2,002	1,991	1,950	1,961	1,891	1,852	1,810	1,753	1,639	1,631
		金額	579,902	596,994	586,460	558,247	544,386	559,350	549,145	561,380	580,531	621,190	585,014

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

（３）　食　　肉

（単位：千㌧・百万円・％）

区分	種類 ＼ 年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	牛	数量	60	58	59	58	58	59	58	60	61	62	62
		金額	121,972	121,753	113,793	119,989	115,973	112,653	120,314	120,484	120,084	126,548	132,560
	豚	数量	17	16	15	16	16	16	16	16	17	19	18
		金額	8,304	7,926	7,826	7,438	7,439	8,572	7,983	9,001	9,638	11,515	11,035
	その他（馬・こ牛等）	数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		金額	1,807	1,669	1,718	1,657	1,736	1,181	1,055	1,554	1,910	2,076	2,364
買付品	牛	数量	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	3
		金額	5,275	5,787	6,853	6,222	5,606	5,267	6,519	7,379	7,980	7,843	6,766
	豚	数量	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0
		金額	247	300	366	336	169	267	381	647	687	469	274
	その他（馬・こ牛等）	数量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		金額	142	305	316	302	284	259	201	284	296	296	366
構成比	受託品	数量	95.9	95.4	94.4	94.9	95.7	95.6	94.8	93.8	93.4	94.2	95.5
		金額	95.9	95.4	94.2	95.0	95.4	95.5	94.8	94.0	93.6	94.2	95.2
	買付品	数量	4.1	4.6	5.6	5.1	4.3	4.4	5.2	6.2	6.6	5.8	4.5
		金額	4.1	4.6	5.8	5.0	4.6	4.5	5.2	6.0	6.4	5.8	4.8
合計		数量	80	77	78	78	77	79	78	82	83	86	84
		金額	137,746	137,742	130,871	135,944	131,206	128,200	136,452	139,348	140,596	148,747	153,364

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
　　なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

（４）　花　　き

（単位：百万円・％）

区分	種類＼年度別		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受託品	切花	金額	56,695	58,795	54,445	54,268	52,792	48,073	55,272	61,711	59,333	60,745	56,096
	鉢物	金額	15,564	15,094	14,643	13,906	13,386	12,695	15,249	14,469	13,783	13,029	13,014
	その他	金額	10,169	7,979	10,152	10,193	9,180	9,421	10,645	11,116	10,813	10,500	9,826
買付品	切花	金額	4,829	4,402	4,115	4,117	3,911	4,062	3,753	4,097	3,988	3,927	3,449
	鉢物	金額	951	1,208	1,008	947	612	609	773	792	679	618	669
	その他	金額	443	588	687	687	687	607	631	609	551	533	556
構成比	受託品	金額	93.0	93.0	93.2	93.2	93.5	93.0	94.0	94.1	94.1	94.3	94.4
	買付品	金額	7.0	7.0	6.8	6.8	6.5	7.0	6.0	5.9	5.9	5.7	5.6
合計		金額	88,650	88,067	85,049	84,118	80,568	75,467	86,322	92,794	89,146	89,352	83,611

（注）　数値は、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
なお、単位未満を四捨五入してあるので、合計数字と内訳数字の合計とは一致しない場合がある。

９　中央卸売市場取引方法別割合の推移

単　位（%）

区　分	水　産　物		青　果　物		食　肉		花　き	
	せり入札	相対取引	せり	相対取引	せり	相対取引	せり	相対取引
平成７年度	32.3	67.7	40.5	59.5	88.8	11.2	69.7	30.3
平成８年度	29.1	70.9	36.2	63.8	89.3	10.7	62.8	37.2
平成９年度	28.3	71.7	34.2	65.8	89.6	10.4	66.2	33.8
平成10年度	25.3	74.7	33.8	66.2	88.7	11.3	57.5	42.5
平成11年度	24.1	75.9	30.6	69.4	91.8	8.2	58.5	41.5
平成12年度	19.4	80.6	14.9	85.1	92.7	7.3	53.4	46.6
平成13年度	16.3	83.7	6.8	93.2	93.2	6.8	51.5	48.5
平成14年度	17.9	82.1	6.0	94.0	94.4	5.6	47.0	53.0
平成15年度	19.6	80.4	6.6	93.4	94.6	5.4	47.2	52.8
平成16年度	19.2	80.8	6.6	93.4	94.4	5.6	39.3	60.7
平成17年度	18.5	81.5	6.0	94.0	96.4	3.6	37.3	62.7
平成18年度	17.6	82.4	5.6	94.4	95.8	4.2	34.7	65.3
平成19年度	17.3	82.7	5.6	94.4	96.6	3.4	32.0	68.0
平成20年度	16.5	83.5	4.4	95.6	96.9	3.1	31.1	68.9
平成21年度	15.4	84.6	4.6	95.4	96.9	3.1	29.3	70.7
平成22年度	15.1	84.9	4.6	95.4	96.9	3.1	26.6	73.4
平成23年度	14.7	85.3	3.9	96.1	96.4	3.6	25.6	74.4
平成24年度	14.5	85.5	3.1	96.9	95.8	4.2	24.8	75.2
平成25年度	14.0	86.0	2.7	97.3	95.5	4.5	23.1	76.9
平成26年度	14.4	85.6	2.5	97.5	96.1	3.9	21.9	78.1
平成27年度	14.5	85.5	2.4	97.6	95.9	4.1	20.8	79.2
平成28年度	13.9	86.1	2.1	97.9	95.5	4.5	19.8	80.2
平成29年度	14.1	85.9	2.1	97.9	94.2	5.8	18.6	81.4
平成30年度	14.4	85.6	2.0	98.0	95.0	5.0	19.5	80.5
令和元年度	13.8	86.2	1.8	98.2	95.4	4.6	17.9	82.1
令和２年度	12.2	87.8	2.4	97.6	95.5	4.5	16.5	83.5
令和３年度	12.9	87.1	1.5	98.5	94.8	5.2	14.2	85.8
令和４年度	13.9	86.1	1.4	98.6	94.0	6.0	13.3	86.7
令和５年度	13.5	86.5	1.1	98.9	92.3	7.7	13.3	86.7
令和６年度	11.7	88.3	0.9	99.1	92.8	7.2	12.8	87.2
令和７年度	12.0	88.0	0.7	99.3	93.6	6.4	12.4	87.6

（注）１　数値は取扱金額の割合であり、卸売業者の事業報告書を集計したものである。
　　２　相対取引とは、販売価格及び数量について売手と買手が交渉のうえ、販売する方法である。

10　中央卸売市場地域別搬出状況

種別＼搬出先		23区		多摩地区		都外		計	
		搬出量	比率（%）	搬出量	比率（%）	搬出量	比率（%）	搬出量	比率（%）
水産物	平成13年	844 t	32.6	216 t	8.3	1,541 t	59.4	2,592 t	100.0
	平成16年	933 t	43.9	181 t	8.5	901 t	42.4	2,122 t	100.0
	平成21年	887 t	34.6	161 t	6.3	1,485 t	57.9	2,565 t	100.0
	平成26年	827 t	46.0	181 t	10.1	754 t	42.0	1,797 t	100.0
	令和元年	856 t	46.3	128 t	6.9	849 t	45.9	1,850 t	100.0
青果物	平成13年	3,938 t	47.6	423 t	5.1	3,629 t	43.8	8,278 t	100.0
	平成16年	2,806 t	50.1	368 t	6.6	2,155 t	38.5	5,599 t	100.0
	平成21年	4,394 t	45.2	584 t	6.0	4,605 t	47.4	9,713 t	100.0
	平成26年	4,080 t	45.3	657 t	7.3	4,151 t	46.1	9,002 t	100.0
	令和元年	4,111 t	46.5	518 t	5.9	3,884 t	44.0	8,836 t	100.0
食肉	平成13年	162 t	59.3	5 t	1.9	106 t	38.8	272 t	100.0
	平成16年	218 t	56.4	13 t	3.4	154 t	39.8	387 t	100.0
	平成21年	179 t	42.5	2 t	0.5	233 t	55.3	421 t	100.0
	平成26年	135 t	33.1	6 t	1.4	268 t	65.5	410 t	100.0
	令和元年	234 t	57.7	23 t	5.8	142 t	35.0	405 t	100.0
切花	平成13年	1,675千本	34.6	1,850千本	38.2	1,254千本	25.9	4,838千本	100.0
	平成16年	4,377千本	49.8	915千本	10.4	3,046千本	34.6	8,796千本	100.0
	平成21年	2,070千本	31.4	394千本	6.0	4,081千本	61.8	6,602千本	100.0
	平成26年	2,765千本	34.6	450千本	5.6	4,651千本	58.1	7,999千本	100.0
	令和元年	2,160千本	31.6	385千本	5.6	4,206千本	61.5	6,836千本	100.0
鉢物	平成13年	123千鉢	25.2	45千鉢	9.2	321千鉢	65.6	490千鉢	100.0
	平成16年	202千鉢	31.7	69千鉢	10.8	349千鉢	54.8	637千鉢	100.0
	平成21年	166千鉢	21.9	43千鉢	5.7	542千鉢	71.4	759千鉢	100.0
	平成26年	194千鉢	22.6	42千鉢	4.9	618千鉢	72.2	855千鉢	100.0
	令和元年	278千鉢	36.5	48千鉢	6.3	434千鉢	57.0	761千鉢	100.0

（注）　搬出量は、調査当日（特定の１日）の販売結果の数量を基にした推定値であり、実際の搬出量とは必ずしも一致しない。また、搬出量の合計には搬出先不明分が含まれているので、内訳の計とは必ずしも一致しない。

11　中央卸売市場市場別・施設別使用許可状況

施設別 / 市場 使用者数	卸売業者 売場	仲卸業者 売場	関連事業者 営業所	事務室	荷さばき場	作業所	バナナ発酵室
豊洲市場 797者	11 12,512.4 低温 9 21,679.1	625 16,691.2	131 5,530.0	(ア) 437 34,766.1 (イ) 10 943.6	10 6,985.5 低温 7 20,769.4	(ア) 50 7,127.6 低温 2 325.6	
食肉市場 48者	4 1,489.3	25 820.0	3 126.3	(ア) 147 10,277.1 (イ) 12 449.3	2 679.0	(イ) 146 11,719.4	
大田市場 363者	26 45,138.4	406 13,135.3	114 5,326.5	(ア) 573 38,771.3 (イ) 40 4,929.7	101 36,045.1	(ア) 15 3,241.1	3 668.0
豊島市場 21者	16 7,171.9	18 462.1	6 281.6	(ア) 22 2,048.9 (イ) 8 595.6	14 2,253.6		
淀橋市場 33者	7 11,436.1	16 648.5	7 255.3	(ア) 33 2,777.6 (イ) 9 484.3	12 2,501.8	(ア) 1 31.7	
足立市場 71者	8 2,064.2	73 1,277.5	30 718.0	(ア) 40 1,906.9 (イ) 2 88.5	23 2,347.3	(ア) 8 380.1	
板橋市場 39者	8 9,873.8	25 1,398.0	8 618.5	(ア) 43 2,764.9 (イ) 14 871.8	24 6,493.1	(ア) 6 481.0	
世田谷市場 36者	10 9,343.3	19 979.7	6 396.7	(ア) 41 3,753.2 (イ) 3 357.1	12 2,668.4	(ア) 1 77.7	
北足立市場 47者	4 16,802.8	51 2,100.6	9 390.0	(ア) 56 3,053.8 (イ) 15 1,723.7	9 5,729.1	(ア) 2 99.0	
多摩ニュータウン市場 8者	10 2,546.3	4 182.0	1 25.5	(ア) 12 918.0 (イ) 2 76.4	11 5,031.2		
葛西市場 37者	7 12,110.5	40 1,866.4	8 376.2	(ア) 59 3,529.3 (イ) 9 478.7	28 7,500.1		
全市場計 1,500者	111 130,489.0 低温 9 21,679.1	1,302 39,561.3	323 14,044.6	(ア) 1,463 104,567.1 (イ) 124 10,998.7	246 78,234.2 低温 7 20,769.4	(ア)(イ) 229 23,157.6 低温 2 325.6	3 668.0

事務室　(ア)（イ）以外の者が使用するもの
　　(イ) 売買参加者及び買出人の団体等が使用するもの
作業所　(ア) 食肉市場以外の作業所
　　(イ) 食肉市場の作業所
倉　庫　①　市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの
　　②　①以外のもの

上段・・・件数
（令和８年４月１日現在 下段・・・面積（㎡）

買荷保管所	倉　庫	冷蔵庫（㎥）	冷蔵室	車両置場	その他施設			計
					市場用地	厚生会館	その他	
6 3,368.3	①　6 1,857.5 ②　44 2,135.1			(ア)　44 44,905.4 (イ)　43 43,071.0	①　469 4,108.6 ②　10 2,101.3		1,090 8,292.9	3,004 237,170.6
	①　1 75.6 ②　57 1,388.4	53 12,908.0	39 6,922.6	(ア)　2 608.0 (イ)	①　116 486.4 ②　4 74.6		11 70.2	569 35,186.2 (冷)　53 12,908.0
7 600.0	①　40 3,021.7 ②　100 4,032.0	13 18,056.6		(ア)　34 45,028.9 (イ)　8 19,445.5	①　857 6,175.0 ②　129 3,105.4		96 393.2	2,549 229,057.1 (冷)　13 18,056.6
	①　15 514.0 ②　17 442.7	1 662.8		(ア)　8 1,346.5 (イ)　2 1,848.9	①　44 471.9 ②　4 92.9		59 41.9	233 17,572.5 (冷)　1 662.8
	①　2 48.0 ②　10 309.6			(ア)　1 859.5 (イ)　9 8,068.9	①　147 425.4 ②　8 347.0		113 17.1	375 28,210.8
3 376.2	①　32 1,185.9 ②　19 590.9	7 6,112.9		(ア)　22 5,007.8 (イ)　1 91.0	①　145 397.3 ②　9 232.3		13 219.8	428 16,883.7 (冷)　7 6,112.9
	①　34 1,226.3 ②　10 435.1	5 2,190.9		(ア)　4 2,713.3 (イ)　1 161.8	①　129 451.2 ②　1 19.3		34 23.8	341 27,531.9 (冷)　5 2,190.9
	①　6 359.4 ②　14 672.4	5 1,439.8		(ア)　12 3,898.4 (イ)　1 1,798.1	①　89 548.7 ②　5 1,265.5		84 157.6	303 26,276.2 (冷)　5 1,439.8
	①　18 1,097.7 ②　11 510.1	3 4,398.3		(ア)　7 10,368.5 (イ)	①　138 144.5 ②　12 234.0		39 6.5	371 42,260.3 (冷)　3 4,398.3
	①　11 482.7 ②　4 244.1	2 182.4		(ア)　1 393.1 (イ)	①　24 553.6 ②		8 1.9	88 10,454.8 (冷)　2 182.4
	①　6 259.1 ②　9 514.7	3 3,236.2		(ア)　10 1,505.6 (イ)　2 100.0	①　107 866.8 ②　26 672.5		81 11.2	392 29,791.1 (冷)　3 3,236.2
16 4,344.5	①　171 10,127.9 ②　295 11,275.1	92 49,187.9	39 6,922.6	(ア)　145 116,635.0 (イ)　67 74,585.2	①　2,265 14,629.4 ②　208 8,144.8		1,628 9,236.1	8,653 700,395.2 (冷)　92 49,187.9

車両置場　（ア）（イ）以外のもの
　　（イ）売買参加者及び買出人の自動車が主として駐車するもの
市場用地　① 建物又は工作物の敷地として使用するもの
　　② さら地として使用するもの
低温とあるのは、豊洲市場の低温卸売場、低温荷さばき場、低温作業所ア
なお、（冷）は冷蔵庫（単位：㎥）を表す。

12　中央卸売市場使用料一覧（市場条例施行規則第31・33・35条関係）

（令和３年３月31日施行）

<table>
<tr><th>種　　別</th><th colspan="2">使　　用　　料</th></tr>
<tr><td rowspan="4">卸売業者売場使用料</td><td rowspan="2">食肉市場以外の市場</td><td>１　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
　卸売金額（販売価格に数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた額とする。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額
２　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
３　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
　ただし、知事が特に必要と認める特定の分場につき、卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の0.5を限り料率を減ずることができる。</td></tr>
<tr><td>卸売業者低温売場　　１月１㎡につき　　695（　764）円
卸売業者売場　　１月１㎡につき　　505（　555）円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食肉市場</td><td>１　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
２　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
３　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
　卸売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>卸売業者売場　　１月１㎡につき　　505（　555）円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種　　別</th><th colspan="2">使　　用　　料</th></tr>
<tr><td rowspan="3">仲卸業者売場使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>仲卸業者が条例第36条の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品
1　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
販売金額（消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。以下同じ。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額
2　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
3　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>食肉市場</td><td>仲卸業者が条例第36条の規定により物品を買い入れて販売する場合の買入れ物品
1　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2に100分の110を乗じて得た額
2　条例第４条第１項に規定する取扱品目（鳥肉、鳥卵及びこれらの加工品並びにつけ物）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1.25に100分の110を乗じて得た額
3　条例第４条第１項に規定する取扱品目（食肉、鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品並びにつけ物を除く。）
販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の2.5に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>仲卸業者売場</td><td>１月１㎡につき　1,991（2,190）円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">関連事業者営業所使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>販売金額（生鮮食料品等の販売に限る。）から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の1,000分の1に100分の110を乗じて得た額</td></tr>
<tr><td>関連事業者営業所</td><td>１月１㎡につき　2,210（2,431）円</td></tr>
<tr><td>事務室使用料</td><td colspan="2">１月１㎡につき　2,048（2,252）円
ただし、売買参加者若しくは買出人の団体が使用する場合、市場業務従事者の団体が使用する場合、市場内の文化的事業の用に供するために使用する場合又は市場関係者のための食堂（厚生食堂）として使用する場合であって、知事が特に必要と認めたときは、
１月１㎡につき　1,105（1,215）円</td></tr>
</table>

種別	使用料		
集会所使用料	1回（3時間以内）につき 1　収容面積50㎡以上のもの 2　前号以外のもの		4,762（5,238）円 1,905（2,095）円
荷さばき場使用料	1月1㎡につき		505（　555）円
低温荷さばき場使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	695（　764）円
作業所使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	1,305（1,435）円
	食肉市場	1月1㎡につき	662（　728）円
低温作業所使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	1,495（1,644）円
バナナ発酵室使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	1,420（1,562）円
買荷保管所使用料	食肉市場以外の市場	1月1㎡につき	235（　258）円
桟橋使用料	食肉市場以外の市場	総トン数1トンにつき24時間までごとに	15（　16）円
冷蔵室使用料	食肉市場	1月1㎡につき	3,705（4,075）円
内臓取引室使用料	食肉市場	1月1㎡につき	881（　969）円
倉庫使用料	1月1㎡につき 1　市場において取り扱う販売物品を保管するために設置されたもの 2　前号以外のもの		953（1,048）円 596（　655）円
冷蔵庫使用料	1月1㎥につき 1　冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下40度以下に保たれているもの 2　冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下20度以下零下30度未満に保たれているもの 3　冷蔵室の保管温度が常時摂氏零下10度以下零下20度未満に保たれているもの 4　冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下零下2度未満に保たれているもの		1,134（1,247）円 886（　974）円 800（　880）円 567（　623）円

<table>
<tr><th colspan="2">種　　別</th><th colspan="2">使　　用　　料</th></tr>
<tr><td colspan="2">通過物使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>1　生鮮水産物（海そうを含む。）及びその加工品
1トンにつき　1,267（1,393）円
2　野菜及びその加工品
1トンにつき　320（ 352）円
3　果実及びその加工品
1トンにつき　634（ 697）円
4　条例第4条第1項に規定するその他の食料品等(食肉を除く。)
1トンにつき　1,267（1,393）円
5　花き及び条例第4条第1項に規定するその他の農産物等
1トンにつき　253（ 278）円
ただし、知事が特に必要と認める場合は、当該通過物使用料の2分の1を限り減額することができる。</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両置場使用料</td><td colspan="2">1月1㎡につき　629（ 691）円
ただし、売買参加者及び買出人の自動車が主として駐車するもの　339（ 372）円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の施設使用料</td><td>厚生会館使用料</td><td>食肉市場以外の市場</td><td>1月1㎡につき　586（ 644）円</td></tr>
<tr><td>市場用地屋上使用料</td><td colspan="2">1月1㎡につき
1　建物又は工作物の敷地として使用するもの　762（ 838）円
2　更地として使用するもの　420（ 462）円</td></tr>
<tr><td>その他の使用料</td><td colspan="2">1月1㎡につき　181（ 199）円</td></tr>
</table>

（注）1「通過物使用料」中、花きについては、1箱を 100分の1トンとみなす。
2「その他の施設使用料」中、「その他の使用料」とは、中2階、渡り廊下等空間を使用する場合の使用料をいう。
3（ ）内は、各単価に100分の110を乗じた金額である。（1円未満の端数は切り捨てる。）

13　中央卸売市場と畜使用料・手数料一覧（屠場条例施行規則第５・６条関係）

（令和元年10月1日施行）

種　別	内　　容		金　　額
と畜使用料	１　普通と畜		
	牛（生後１年以上）	１頭につき	11,429（12,571）円
	牛（生後１年未満）	〃	2,286（ 2,514）円
	馬（生後１年以上）	〃	11,429（12,571）円
	馬（生後１年未満）	〃	5,486（ 6,034）円
	豚（枝肉重量100キログラム未満）	〃	1,143（ 1,257）円
	豚（枝肉重量100キログラム以上）	〃	1,600（ 1,760）円
	２　特別と畜		
	切迫と畜		普通と畜の1.5倍に相当する額
	臨時と畜		普通と畜の1.5倍に相当する額
	３　消　毒　料		
	と畜の際消毒の必要がある場合		実　費
手数料	投　　薬	１回につき	実　費
	注　　射	〃	1,050円
	手　　術	〃	実　費
	診断書・検案書	１通につき	420円

（注）１（　）内は、各単価に100分の110を乗じた金額である。（１円未満の端数は切り捨てる。）
　　２　手数料は消費税の非課税項目である。

14　令和７年度中央卸売市場業務日誌

年　月　日	事　　項
令和７年６月１日	・東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例の施行(刑法等改正に伴う規定整備)
令和７年９月５日	・第 32 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 （令和８年における休業日の設定について諮問・答申、卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について）
令和７年９月８日	・第 86 回東京都卸売市場審議会
令和７年12月４日	・第１回東京都卸売市場審議会計画部会
令和８年２月６日	・第 87 回東京都卸売市場審議会

15 市　場　年　表

年	月	事　項
大正	12年 3月	・　**中央卸売市場法の公布**
	10月	・　同法施行規則公布６大都市に施行
	12月	・　９月の関東大震災によって日本橋市場及び神田多町を初め多くの青果市場が焼失したため、応急施設として、臨時市設魚市場（築地）及び臨時市設江東青果物市場（本所横網）を設置し、東京市営の下に営業を開始
	13年 3月	・　第１次分場計画に基づく、築地本場・神田分場・江東分場の建設を市議会で議決
昭和	2年 7月	・　第１次分場計画商工大臣より認可（築地本場・神田分場・江東分場）
	11月	・　江東分場完成、東京市市設江東青果市場として開場
	3年12月	・　神田分場完成、東京市市設神田青果市場として開場
	6年 6月	・　築地本場開設商工大臣より認可
	7年 7月	・　第２次分場計画（淀橋・荏原・豊島・足立分場）に基づく分場建設を市議会で議決
	8年12月	・　築地本場完成
	9年10月	・　神田・江東両分場開設商工大臣より認可
	10年 2月	・　**築地本場青果部、鳥卵部、魚類部（淡水魚のみ）は、東京市中央卸売市場として業務開始**
		・　神田・江東青果市場は、東京市中央卸売市場神田・江東分場として業務開始
	3月	・　第２次分場計画商工大臣より認可（淀橋・荏原・豊島・足立分場）
	6月	・　築地本場魚類部塩干魚取扱開始
	11月	・　築地本場魚類部鮮魚取扱開始
	11年 5月	・　荏原分場完成
	6月	・　荏原分場及び蒲田配給所業務開始
	12月	・　**東京市設芝浦屠場業務開始**
	12年 1月	・　荏原分場世田谷配給所業務開始
	2月	・　豊島分場完成
	3月	・　**豊島分場業務開始**
	7月	・　豊島分場王子及び板橋配給所業務開始
		・　物品販売価格取締規則公布
	8月	・　暴利行為等取締規則公布
	13年 9月	・　淀橋分場完成

年	月	事項
昭和	14年 2月	・ **淀橋分場業務開始**
	5月	・ **淀橋分場松原及び杉並配給所業務開始**
	9月	・ 価格停止令公布
	15年 3月	・ 食用うなぎの公定価格実施（最初の公定価格）
	7月	・ 臨時措置法に基づく青果物配給統制規則公布
	8月	・ 商工省は「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」を発表、卸売手数料・市場使用料低減、奨励金廃止
		・ 青果物公定価格の実施（40品目）
	9月	・ 鮮魚介公定価格の実施（77品目）
	12月	・ 荏原分場調布配給所業務開始
	16年 4月	・ 国家総動員法に基づく生活必需物資統制令による鮮魚介配給統制規則の公布
	8月	・ 青果物配給統制規則公布
		・ いも類配給統制規則公布
	10月	・ 仲買人制度の廃止
	11月	・ 江東分場奥戸・小松川・宇喜多配給所業務開始
	12月	・ 太平洋戦争ぼっ発
	17年 1月	・ 水産物配給統制規則公布
	2月	・ 青果物、鮮魚介割当配給制度の実施
	18年 2月	・ 本、分場の青果物関係会社合併し、東京青果配給統制株式会社となる
	7月	・ 都制の施行により東京都中央卸売市場となる
	19年 7月	・ 統制会社令に基づき東京青果配給統制株式会社及び東京水産物統制株式会社設立
	20年 2月	・ 足立分場完成、業務開始
	8月	・ 終戦
	11月	・ 水産物及び青果物の統制撤廃
	12月	・ 進駐軍による築地本場第１次接収（青果仲買店舗 7,843㎡、土地 7,679㎡）
	21年 1月	・ 進駐軍による築地本場第２次接収（駐車場13,158㎡）
	2月	・ 〃 〃 第３次接収（青果部第１卸売場 1,491㎡）
	3月	・ 水産物統制令公布
		・ 鮮魚介類最高販売価格の指定
	4月	・ 進駐軍による築地本場第４次接収（駐車場 3,390㎡）
		・ 青果物統制令公布
	5月	・ 進駐軍による築地本場第５次接収（駐車場15,346㎡）
	6月	・ 淀橋分場練馬配給所業務開始
	7月	・ 青果物の統制販売価格の実施
		・ 東京都水産物販売許可規則制定

年	月	事項
昭和	22年 4月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正 ・　生鮮魚介配給規則公布
	5月	・　青果部複数荷受機関発足、東京青果物配給統制株式会社解散、８社に分立 ・　東京都公認荷受機関登録規程制定
	6月	・　水産物の分荷・指図のため本場に指図課を設置し、末端配給は家庭登録による鮮魚介の配給実施
	7月	・　青果物及びつけ物配給規則公布 ・　加工水産物配給規則公布
	10月	・　果物の配給及び価格の統制撤廃、同時に統制規則を蔬菜及び漬物配給規則と改称
	12月	・　生鮮食料品配給確保施設補助に関する緊急措置の実施（水産物、青果物に対する運賃補給制度の実施）
	23年 4月	・　東京水産物統制株式会社の解散、６社に分立
	8月	・　物価改訂に伴い、蔬菜及び加工水産物の公定価格の大改訂
	9月	・　東京都中央卸売市場蔬菜部及び果実部仲買人選考委員会規則制定
	10月	・　東京都中央卸売市場業務規程及び同施行細則全文改正 ・　果実部仲買人制度の復活
	12月	・　つけ物の統制撤廃
	24年 2月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正
	4月	・　蔬菜配給規則の廃止（蔬菜の統制撤廃）
	7月	・　進駐軍による築地本場第６次接収（魚類部仲買人売場 1,851㎡） ・　蔬菜仲買人制度の復活
	11月	・　淀橋分場練馬配給所移転、業務開始
	25年 1月	・　東京都水産物取引規則制定
	4月	・　生鮮、加工水産物配給規則の廃止（水産物の統制撤廃）
	5月	・　東京都中央卸売市場生鮮・加工水産物部仲買人選考委員会規程制定
	6月	・　東京都中央卸売市場卸売業務許可要綱制定 ・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（使用料）改正 ・　水産物仲買人制度の復活
	7月	・　東京都水産物販売許可規則の廃止 ・　東京都公認荷受機関登録規程の廃止
	26年 2月	・　処務規程の一部（指図課を廃止）改正
	3月	・　荏原分場蒲田配給所移転、業務開始
	7月	・　生鮮及び加工水産物仲買人整備要綱制定
	9月	・　東京都中央卸売市場監察員規則制定
	11月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（使用料）改正
	27年 2月	・　東京都中央卸売市場運営協議会規程の廃止
	3月	・　第１次築地本場接収解除（ 5,039㎡）

年	月	事項
昭和	27年 6月	・　第２次築地本場接収解除（26,176㎡）
	28年 4月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正
	10月	・　卸売人整備統合の結果、水産物部24社（昭26.5.1 現在）は14社となり、青果部30社（昭26.5.1 現在）は25社となる
	29年 3月	・　南太平洋ビキニ環礁で行われた原爆実験（昭29.3.1）の被災船第五福竜丸積荷２トン焼津より入荷、同日埋設処理
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第１回）
	6月	・　荏原分場玉川配給所業務開始
	10月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第２回）
	30年 1月	・　第３次築地本場接収解除（ 1,307㎡）
	2月	・　東京都中央卸売市場開設20周年記念式典開催
	3月	・　第４次築地本場接収解除（10,393㎡）最終的解除
	8月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（蔬菜、果実部仲買人数の改正、仲買人章、売買参加人章の様式削除）改正
	9月	・　東京築地北魚株式会社本場の卸売業務廃止
	11月	・　荏原分場調布配給所移転、業務開始
	31年 1月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（バナナの輸入方式改正「輸入は買付けに含まない」）改正
	2月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（別表通過物使用料）改正
	4月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部(別表生鮮加工水産物売上高使用料)改正
	6月	・　中央卸売市場法の一部（卸売人の許可権限を農林大臣に引上げ、類似市場届出制、独禁法の緩和）改正（施行 昭31.9.20）
	11月	・　水産物流通実態調査実施（第３回）
	32年 3月	・　江東分場小岩配給所業務開始
		・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（取扱品目のうち肉類の削除、卸売人員数の最高限度の規程、保証金の増額等）改正
	4月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（使用料）改正
	6月	・　淀橋分場松原配給所移転、業務開始
	9月	・　東京神田青果株式会社の業務許可取消
	10月	・　地方財政法及び同施行令の一部改正により、市場の経理は特別会計に移行
	12月	・　大極光明株式会社、東京都知事を相手取り、借地権確認、土地引渡し請求の訴訟を提起
	33年 3月	・　東京都中央卸売市場史（上巻）刊行
	4月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（神田分場卸売人売上高割使用料を千分の 2.5から 3.5に引上げ）改正

年	月	事項
昭和	33年 5月	・　中央卸売市場法の一部（中央卸売市場名称使用の規制、純資産額の設定）改正
	8月	・　東京都中央卸売市場施設整備調査研究会設置
	11月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（買受奨励等交付金の支出規制）改正
	11月	・　神田分場卸売人一元青果株式会社、同分場秋葉原青果株式会社の営業譲受
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第４回）
	34年 3月	・　臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法公布
		・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（別表の単位をメートル法に改める）改正
	4月	・　江東分場葛飾（旧奥戸）配給所業務開始
	35年 2月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（通過物使用料）改正
	4月	・　臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会設置法廃止
	7月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（神田分場卸売人売上高割使用料を千分の 3.5から 2.5に戻す）改正
	9月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第５回）
	10月	・　築地本場魚類部仲買人店舗の移動
	12月	・　全国中央卸売市場長連名で農林大臣あて「中央卸売市場施設整備に関する財政措置について要望書」提出
	36年 1月	・　江東分場小松川配給所移転、業務開始
	5月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（日曜週休制）改正
	6月	・　市場日曜週休制実施（全市場）
	11月	・　中央卸売市場法の一部（市場の計画的整備、入札売の追加、卸売人の兼業業務の届出、中央卸売市場審議会設置等）改正　（昭37. 1.15 施行）
	12月	・　東京都、首都圏整備10カ年計画まとめる（築地・神田分場の移転用地として大井埋立地を計画）
	37年 2月	・　東京都の人口 1,000万人に達す（指定区域23区 8,513,855人）
		・　大極光明株式会社は昭和32年12月提起した訴訟の訴の変更を申立て、２億４千万円の損害賠償請求
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会条例制定（委員25名）
	4月	・　江東分場宇喜多配給所廃止
	5月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会に諮問（施設整備及び業務その他の改善について）
	6月	・　６大都市（東京都知事他都市、市長連名で）大蔵、農林、自治各大臣あて、中央卸売市場の整備拡張についての要望書を提出
	7月	・　東京都生鮮食料品標準品小売店制度発足（第１回指定23区内に青果 427店、果実85店、水産物 407店）
	10月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（市場の名称を分場から市場に変更等）改正（施行 昭37.12.1）
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第６回）

年	月	事項
昭和	38年 1月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第１次答申（施設整備計画の策定及び取引における共同ぜり、上場単位引上げについて）
	3月	・　生鮮食料品標準品小売店第２回指定（青果 951店、果実 109店、水産物 511店）
	3月	・　東京都中央卸売市場史（下巻）刊行
	4月	・　生鮮食料品の価格安定対策のため経済閣僚懇談会開かれ、野菜指定産地設置の農相報告行われる
		・　土地収用法第20条の規程に基づく事業の認定告示（足立市場拡張整備工事、建設省告示第1213号）
	5月	・　土地収用法第31条の規定に基づく土地細目公示（足立区千住橋戸町49番地の６）
	6月	・　**地方自治法の一部改正（法律第99号昭39.4.1施行）により地方公営企業法が改正され、中央卸売市場の経理に同法の財務規程の一部適用される（施行 昭39.4.1）**
		・　農林大臣は中央卸売市場審議会に対し中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善対策について諮問（38農経Ａ第4760号）、同会は取引方法の改善、仲買人の適正人数及び適正規模、卸売人の手数料引き下げについて答申
	7月	・　中央卸売市場審議会の答申に基づき「生鮮食料品流通改善対策要綱」を閣議決定
		・　中央卸売市場における生鮮食料品の流通改善対策の実施要領（農林省決定）
		・　足立区千住橋戸町49番地の６の土地所有者株式会社長谷川商店は、建設大臣を相手どり、事業認定処分取消請求の訴訟を提起
		・　東京都中央卸売市場施設整備８カ年計画、首脳部会議で決定後、農林大臣あて提出
	8月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（卸売人の手数料を野菜 8.5%、果実７%、水産物 5.5%に引下げ）改正（施行 昭38.9.1）
		・　卸売人の交付金の支出に関する承認要領制定
	9月	・　生鮮食料品標準品小売店第３回指定（青果 951店、果実 109店、水産物 657店）
		・　中央卸売市場施設整備の財政措置について、要望書を自治、大蔵、農林大臣に６大都市（東京都知事、５大都市市長）連名で提出
		・　東京都中央卸売市場における法人組織による仲買業務許可要綱制定
	10月	・　東京都中央卸売市場生鮮水産物部、加工水産物部並びに青果部における法人組織による仲買業務許可要領制定
		・　水産物の上場単位の引上げ、共同ぜりの実施
	39年 3月	・　生鮮食料品標準品小売店第４回指定（青果 1,102店、果実 105店、水産物 666店）
	4月	・　東京都中央卸売市場会計、地方公営企業会計方式へ移行
	7月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第２次答申（市場施設整備の一環として機械化、合理化の推進）
	9月	・　築地本場青果卸売人東京築地青果株式会社は、日冷青果株式会社を合併
	10月	・　大極光明株式会社の訴に係る借地権確認及び土地引渡請求事件、東京地裁判決（東京都勝訴）
		・　築地本場青果仲買人店舗移動、新店舗使用開始
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第７回）
		・　標準品小売店巡回指導員制度発足
		・　練馬分場移転、業務開始

年	月	事項
昭和	40年 2月	・　東京都中央卸売市場開設30周年記念式典開催
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会中間報告（容器・荷姿の統一）
		・　生鮮食料品標準品小売店第５回指定（青果 1,119店、果実 113店、水産物 751店）
	12月	・　中央卸売市場の財政措置についての要望書を自治、大蔵、農林大臣及び経済企画庁長官に23都市開設者連名で提出
	41年 3月	・　生鮮食料品標準品小売店第６回指定（青果 1,151店、果実 103店、水産物 788店）
	4月	・　東京都中央卸売市場食肉市場開設準備室設置
		・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第２回中間報告
	7月	・　東京都組織規程及び東京都中央卸売市場処務規程の改正により、東京都立芝浦屠場は経済局から中央卸売市場となる
	8月	・　新容器による釧路からの水産物試験輸送実施
	9月	・　６大都市開設者会議（先取り転送、相対取引のルール化等）農林省で開催
	10月	・　東京都中央卸売市場対策協議会設置
		・　関西鮮魚特急（とびうお号）運行開始
		・　民間放送テレビによる生鮮食料品流通サービス事業実施
	11月	・　農林大臣が食肉市場の開設認可及び食肉部卸売人（東京食肉市場株式会社）の業務許可
	12月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（食肉市場新設等）改正
		・　足立市場内の株式会社長谷川商店関係裁判開始
		・　食肉市場開場、業務開始
	42年 2月	・　東京都中央卸売市場施設管理適正化要綱制定（42中管－発第12号）
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第３回中間報告
		・　生鮮食料品標準品小売店第７回指定（青果 1,145店、果実 104店、水産物 793店）
	4月	・　生鮮水産物、加工水産物部及び青果部仲買人の経営の適正化要綱制定
	6月	・　電動式の入荷量表示装置及びせり値表示装置新設
	7月	・　神田市場卸売人東印東京青果株式会社と東京丸一青果株式会社合併し、東京青果株式会社として発足
	11月	・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（休業日変更等）改正
	12月	・　水産物仲買人売場合理化対策協議会発足
	43年 3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第３次答申（食肉市場、芝浦屠場の施設整備、容器荷姿の統一について）
		・　東京都生鮮食料標準品小売店制度を廃止、新たに東京都青果物・水産物標準小売価格普及協議会発足（昭43.4.1）
	4月	・　物価問題に関する知事と消費者の対話集会を築地本場において開催
	10月	・　三陸鮮魚特急（東鱗１号）運行開始
		・　小笠原から築地本場に鮮魚初入荷
	11月	・　「青果物先取転送要領」制定（43中－農開第 285号）
	12月	・　東京築地魚市場仲買共同組合と卸売人の間における完納奨励金等に関する紛争について市場長調停

年	月	事項
昭和	44年 1月	・　市場業務の一部（使用料及び統計）電算処理開始
	2月	・　６大都市市場長会議（於東京）祝祭日の休業について決定（年間３日）
		・　青果物搬出実態調査実施
	3月	・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会第４次答申（新設青果市場の基本設計の方針について）
		・　水産物搬出実態調査実施
		・　東京都中央卸売市場業務規程施行細則の一部（休業日の変更）改正
		・　大極光明株式会社の訴に係る借地権確認及び土地引渡等請求事件、東京高裁判決（東京都敗訴）同社及び東京都とも最高裁に上告
		・　東京都、大井市場建設に関する調査を実施
	4月	・　神田市場にせり機械（３台）設置
	5月	・　水産物部仲買人売場の合理的配置（業種別配列）について決定
	6月	・　「水産物の早出し及び転送許可承認要領」制定（44中水発第93号）
	8月	・　東京都は、大井市場プロジェクトチーム編成
	10月	・　築地本場水産物部仲買人店舗移動（一部業種別配列を実施）
	45年 4月	・　板橋市場開設準備担当を設置
	5月	・　荏原市場大森分場の仲買人（14名）増員（許可昭和45年 5月30日、業務開始昭和45年 6月29日）
	6月	・　「大井市場プロジェクトチーム」の結論出る（大井市場は青果物、水産物の主たる総合市場とすることが望ましい）
	10月	・　都民の日に市場公開
		・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会に諮問（流通与件の変化に伴う取引業務のあり方について）
	12月	・　塩鮭の斡旋販売実施
	46年 3月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第８回）
	4月	・　世田谷市場開設準備担当の設置
		・　卸売市場法公布　施行７月１日（法律第35号）
	5月	・　東京都中央卸売市場業務規程の一部（世田谷市場及び板橋市場のための規程の整備等）改正
	7月	・　卸売市場法施行（ただし、地方卸売市場関係規定は、昭和47.1.1施行）及び中央卸売市場法廃止
		・　東京都中央卸売市場消費者コーナー運営協議会発足
		・　山陰特急（水産物）運行開始
	10月	・　築地・神田・足立・荏原・江東・豊島・淀橋の各市場に消費者コーナー開設
	11月	・　農林大臣が卸売市場整備基本方針（第１次）を公表
	12月	・　東京都中央卸売市場条例・同施行規則公布
		・　東京都地方卸売市場条例・同施行規則公布
		・　東京都卸売市場審議会条例公布
	47年 1月	・　**東京都中央卸売市場条例・同施行規則施行**

年	月	事項
昭和	47年 1月	・　東京都地方卸売市場条例・同施行規則施行 ・　東京都卸売市場審議会条例施行 ・　東京都中央卸売市場業務規程・同施行細則廃止 ・　東京都中央卸売市場流通改善対策審議会条例廃止 ・　板橋市場完成
	2月	・　農林大臣が中央卸売市場整備計画（第１次）を公表 ・　東京都卸売市場審議会条例に基づく委員15名委嘱 ・　東京都卸売市場条例に基づく委員20名委嘱 ・　第１回東京都卸売市場審議会開催（会長の互選等） ・　第１回東京都卸売市場運営協議会開催（予約相対取引承認要綱案及び販売開始時刻以前の卸売許可要綱案について審議） ・　東京都中央卸売市場運営連絡会設置 ・　板橋市場業務開始、豊島市場板橋分場・同王子分場廃止 ・　世田谷市場完成
	3月	・　世田谷市場業務開始、荏原市場世田谷分場・同調布分場・同玉川分場廃止
	5月	・　第３回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「予約相対取引承認要綱案及び販売開始時刻以前の卸売許可要綱案について」諮問・答申） ・　第２回東京都卸売市場審議会開催（中央卸売市場整備計画等）
	7月	・　東京都中央卸売市場開設区域の変更（農林省告示第1054号）
	11月	・　第５回東京都卸売市場審議会開催（東京都卸売市場整備計画（第１次）答申） ・　東京都中央卸売市場整備計画（第１次）策定
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（開設区域を東京都の区域に変更等）改正
	48年 5月	・　食肉市場における取引の一部変更（大動物の取引を温と体から冷と体に変更）
	6月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（国民の祝日に関する法律の一部改正に伴う規定整備）改正
	10月	・　足立市場側線廃止（用途廃止 2,359㎡）
	12月	・　東京都地方卸売市場条例の一部（花き部の設置等）改正（施行 昭49.4.1）
	49年 2月	・　借地権確認及び土地引渡等請求事件（大極光明株式会社）上告審（最高裁）判決都側敗訴部分につき破棄差戻し（都側勝訴） ・　生鮮食料品流通実態調査実施（第９回）
	3月	・　大森市場消費者コーナー開設
	4月	・　株式会社東京食肉供給公社設立
	5月	・　足立市場内の株式会社長谷川商店所有地にかかる土地収用採決申請を取り下げる
	50年 6月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（食肉市場サービス業者の流通補完業務、臓器取扱業の１名増）
	8月	・　財団法人東京芝浦食肉事業公社設立（許可 昭和 50.8.1）
	9月	・　第11回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画の基本方針（第２次）」答申） ・　第12回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場の使用料改定、と場使用料及び手数料の改定について」諮問）

年	月	事項
昭和	50年 9月	・　第13回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場の使用料改定、と場使用料及び手数料の改定について」答申）
	11月	・　株式会社東京食肉供給公社事業開始 ・　農林大臣が卸売市場整備基本方針（第２次）を公表 ・　財団法人東京芝浦食肉事業公社事業開始（公社職員を採用）
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場使用料）改正（施行 昭51.1.1） ・　東京都立芝浦屠場条例の一部（と畜使用料及び手数料）改正（施行 昭51.1.1）
	51年 3月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部（厚生会館使用料の新設等）改正（施行昭51.4.1）
	4月	・　農林大臣が中央卸売市場整備計画（第２次）を公表
	5月	・　築地市場厚生会館事業開始
	52年 3月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第10回） ・　第16回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画(第２次)」答申） ・　東京都卸売市場整備計画（第２次）策定
	4月	・　北足立市場開設準備担当を設置
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（冷凍鯨肉を特定物品から除外）改正
	12月	・　東京都行財政三カ年計画（1977年）により昭和55年度までの卸売市場の整備計画を策定
	53年 4月	・　全国中央卸売市場協会設立
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（農林省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備、農林大臣を農林水産大臣に改める）改正（施行 昭53.10.25）
	54年 1月	・　第19回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場の使用料改定、東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について」諮問・答申）
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（保証金及び使用料額の改定）改正（施行 昭54.4.1 ） ・　東京都立芝浦屠場条例の一部（使用料額の改定）改正（施行 昭54.5.1）
	6月	・　北足立市場完成
	9月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（北足立市場開設に伴う規定整備）改正（施行昭54.9.16） ・　北足立市場業務開始、足立市場青果部廃止 ・　多摩ニュータウン市場開設準備担当を設置
	10月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第11回）
	11月	・　各市場消費者コーナー定例的あっせん販売終了（食肉市場を除く）
	55年 3月	・　第20回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画の基本方針について」諮問）
	8月	・　財団法人東京芝浦食肉事業公社の全職員（ 166名）を東京都に採用し、と畜解体業務委託を停止

年	月	事項
昭和	55年10月	・　都民の日記念行事（１日市場長など） ・　東京都提供テレビ番組「奥様キッチンノート」（東京12チャンネル）昭和55年日本民間放送連盟賞（放送活動部門）受賞
	11月	・　第21回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画の基本方針について」中間答申）
	12月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第３次）を公表
	56年 1月	・　築地市場おさかな普及センター開設
	3月	・　第22回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針（第３次）」最終答申） ・　東京都中央卸売市場事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する規則制定（施行昭56. 3.28） ・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場サービス業者を関連事業者に変更等）改正（施行 昭56. 3.30） ・　東京都と場会計条例(と場事業の公営企業会計から一般会計の特別会計へ移行)制定（施行 昭56. 4. 1）
	4月	・　財団法人東京芝浦食肉事業公社解散 ・　東京都中央卸売市場消費者事業普及委員会設置 ・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第３次）を公表
	10月	・　食肉市場部分肉販売場業務開始
	12月	・　第23回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場使用料等の改定について」諮問） ・　第24回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場使用料等の改定について」答申） ・　第16回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「昭和57年中の市場の臨時休業日、昭和56年末の部分肉販売場の臨時開場及び市場のシンボルマークについて」諮問・答申）
	57年 3月	・　東京都立芝浦屠場条例の一部（と畜使用料及び手数料）改正（施行 昭57. 4. 1） ・　東京都卸売市場整備計画（第３次）策定
	4月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場使用料）改正（施行 昭57. 4. 1）
	6月	・　東京都中央卸売市場のシンボルマークを制定
	58年 1月	・　多摩ニュータウン市場完成
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（多摩ニュータウン市場の設置等）改正（施行 昭58. 5.25） ・　東京都中央卸売市場条例の一部（食肉分場の設置等）改正（施行 昭58. 4. 1）
	4月	・　食肉分場業務開始 ・　大井市場建設推進担当設置
	5月	・　多摩ニュータウン市場業務開始
	7月	・　第26回東京都卸売市場審議会開催〔大井市場（仮称）の建設計画の現況について（報告）〕
	11月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第12回）

年	月	事項
昭和	59年 5月	・　東京都中央卸売市場条例の一部〔江東市場（分場含む）の廃止、葛西市場の設置に伴う規定整備〕改正（施行 昭59. 5. 7）
		・　葛西市場業務開始、江東市場及び葛飾・小松川・小岩の３分場廃止
	8月	・　大井市場（仮称）建設事業環境影響評価書案提出
	9月	・　東京都立芝浦屠場のと畜使用料に係る損害賠償請求事件（日本食品株式会社）、東京地裁判決（東京都敗訴）
	12月	・　大井市場（仮称）建設事業環境影響評価書案の公聴会開催
	60年 2月	・　東京都中央卸売市場開設50周年記念式典開催
	4月	・　第28回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問）
	61年 1月	・　第29回東京都卸売市場審議会開催（「市場使用料・と畜使用料について」諮問・答申）
		・　東京都首脳部会議において築地市場の現在地での再整備を決定
	2月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第４次）を公表
		・　東京都立芝浦屠場のと畜使用料に係る損害賠償請求事件（日本食品株式会社）、東京高裁判決（東京都勝訴）同社最高裁に上告
		・　「築地市場再整備推進委員会（会長：渡辺茂　都立科学技術大学長兼工科短大学長）」を設置
	3月	・　第31回東京都卸売市場審議会開催〔「東京都卸売市場整備基本方針（第４次）について」答申〕
	4月	・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第４次）を公表
	6月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（市場使用料）改正（施行 昭61. 7. 1）
		・　東京都立芝浦屠場条例の一部（と畜使用料の改定）改正（施行 昭61. 7. 1）
	8月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（関連事業者の定義を変更）改正(施行昭61. 9.1)
	9月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部（条例改正に伴い豊島市場２、板橋市場５、世田谷市場２の加工食料品販売業者を設置）改正
	11月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第13回）
	12月	・　東京都卸売市場整備計画（第４次）策定
	62年 1月	・　築地市場国鉄引込線廃止
	3月	・　「築地市場再整備推進委員会」から「築地市場再整備の基本的方針について（答申）」が出される
		・　株式会社東京食肉供給公社事業廃止
	4月	・　「築地市場再整備協議会（会長：市場長）」を設置
	11月	・　第22回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「花き等の委託料の率について」及び「昭和63年中における臨時休開市及び昭和62年末における食肉市場の臨時開場日について」諮問・答申）
	12月	・　第33回東京都卸売市場審議会開催(「東京都中央卸売市場花き部の市場使用料の新設について」諮問・答申)
	63年 3月	・　北足立市場花き部完成

年	月	事項
昭和	63年 4月	・　北足立市場花き部業務開始
		・　第23回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「昭和63年中の花き部の臨時休市について」及び「花き部における予約相対取引の承認方針及び販売開始時刻以前の卸売の許可方針」について諮問・答申）
	10月	・　東京都中央卸売市場監察員規則の廃止
	11月	・　'89 東京都総合実施計画（平成元年度～３年度）策定
		・　第24回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「昭和64年中における臨時休開市等について」諮問・答申及び「市場休業日検討部会の検討結果について」報告）
		・　「築地市場再整備基本計画」を策定
平成	元年 3月	・　大田市場完成
	4月	・　東京荏原青果株式会社と大和青果株式会社が合併し、東京荏原青果株式会社として発足
		・　東京都中央卸売市場条例の一部〔神田市場・荏原市場（分場を含む）・大森市場の廃止及び大田市場の設置に伴う規定整備〕改正
	5月	・　大田市場青果部業務開始、神田市場・荏原市場及び同市場蒲田分場廃止
	8月	・　東京都は旧神田市場の残留者（移転反対業者）に対し施設明け渡し訴訟を東京地裁に提起
	9月	・　大田市場水産物部業務開始、大森市場廃止
	11月	・　第25回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成２年中における臨時休開市等について」諮問・答申）
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第14回）
	12月	・　東京都立芝浦屠場のと畜使用料に係る損害賠償請求事件（日本食品株式会社）最高裁判決（東京都勝訴）
	2年 3月	・　大田市場花き部完成
		・　東京都中央卸売市場条例の一部（大田市場花き部設置）改正
	4月	・　管理部に築地市場再整備室を設置
	5月	・　第35回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問）
	6月	・　「築地市場再整備基本設計」を策定
	9月	・　大田市場花き部業務開始
		・　旧神田市場仲卸業者が施設を明渡し大田市場へ移転したため明渡し訴訟取り下げ
	10月	・　築地市場再整備事業環境影響評価書案を提出
	11月	・　第27回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成３年中における臨時休開市等について」諮問・答申）
	3年 2月	・　第38回東京都卸売市場審議会開催〔「卸売市場整備基本方針(第５次)」の答申〕
		・　「築地市場再整備推進協議会（会長：市場長）」を設置、「築地市場再整備協議会」廃止
	3月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第５次）を公表
	4月	・　「東京都築地市場再整備推進本部（本部長：市場長）」を設置
	5月	・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第５次）を公表

年	月	事項
平成	3年 7月	・　第28回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成４年中における臨時休開市等について」諮問・答申）
	11月	・　築地市場再整備事業環境影響評価書を提出
	11月	・　東京都卸売市場整備計画（第５次）策定
	4年 3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（輸入に係る牛肉卸売市場豚肉の部分肉を特定物品に加える）改正
		・　東京都は旧神田市場の神田バナナ加工㈱及び転借人を相手取り建物収去及び土地明け渡しを求め東京地裁に訴訟提起
	4月	・　大田市場内自動二輪車死亡事故（元 8.7 発生）に対し、両親が東京都他１名を相手取り損害賠償請求訴訟を東京地裁に提起
	10月	・　築地市場おさかな普及センター新装開館
	11月	・　’93 東京都総合実施計画（平成５年度～７年度）策定
		・　生鮮食料品流通実態調査実施（第15回）
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（板橋市場に花き部設置）改正（施行 平5.2.24）
	5年 1月	・　板橋市場花き部完成
	2月	・　板橋市場花き部業務開始
	4月	・　大田市場で予約取引試行実施
	10月	・　神田バナナ加工㈱事件東京地裁判決（都側勝訴）
	11月	・　神田バナナ加工㈱は東京高裁に控訴
	6年 1月	・　第41回東京都卸売市場審議会開催（「使用料等の改定について」答申）
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（施設使用料を15％程度引き上げ）改正（施行 平6.4. 1）
		・　東京都立芝浦と場条例の一部（と畜使用料を10％程度引き上げ）改正（施行 平6.4.1 ）
	4月	・　築地市場で予約取引試行実施
	7月	・　北足立市場で予約取引試行実施
	11月	・　販売開始時刻以前の卸売等取引の指導監督における留意事項に関する農林水産省通達（６食流第4633号）
		・　大田市場損害賠償請求事件東京地裁判決（東京都一部敗訴）同日都側控訴
	7年 3月	・　葛西市場花き部完成、開場記念式典開催
		・　足立市場開設50周年記念式典開催
		・　東京都中央卸売市場条例の一部（葛西市場花き部の開設、せり人登録の有効期間の延長等）改正（施行 平8. 4. 1）
	4月	・　全市場の青果部の取引に前日申込みによる許可方式を導入
		・　葛西市場花き部業務開始
	9月	・　大田市場損害賠償請求控訴事件和解成立
	11月	・　生鮮食料品流通実態調査実施（第16回）
		・　東京都総合３か年計画　とうきょうプラン ’95　策定

年	月	事項
平成	8年 1月	・　築地市場勝どき門駐車場完成
		・　東京都は旧神田市場残留者に対し北口一号館の占有移転禁止の仮処分命令を東京地裁に申立て
	3月	・　立川食肉地方卸売市場の卸売業務に係る営業を立川食肉㈱から㈱西東京ミートセンターへ譲渡
		・　世田谷市場卸売業者の全印世田谷青果㈱業務廃止、同市場の卸売業者は１社に
	4月	・　第46回東京都卸売市場審議会開催（「卸売市場整備基本方針（第６次）について」答申）
	5月	・　大田市場会館完成（開館は７月４日）
		・　第12回使用料のあり方に関する研究会開催（答申）
	7月	・　神田バナナ加工㈱事件和解成立
		・　第34回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成９年中における臨時休業日及び臨時開場日について」諮問・答申）
	8月	・　大田市場水産物部卸売業者㈱大田合水が大都魚類㈱に営業譲渡、大都魚類㈱大田支社営業開始
	10月	・　大田市場共同配送施設建設工事完成
	11月	・　東京都卸売市場整備計画（第６次）策定
	12月	・　「市場施設の使用指定（許可）期間等の取扱要綱」の策定（市場施設の使用指定（許可）の期間を原則として３年間とする等）
	9年 1月	・　食肉市場開設30周年記念式典開催
	2月	・　生活都市東京構想（平成８年度～17年度）策定
	3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（築地市場及び淀橋市場練馬分場の面積の変更、築地市場卸売業者の取扱品目の部類の変更、特定物品の品目追加、消費税率の引き上げ等）施行規則の一部を変更（施行 平9. 4. 1）
	4月	・　東京都中央卸売市場処務細則の一部（関連事業者に関する事務〔サービス業務の許可及び指導監督の総合調整に関すること〕の所管が、経理課管財係から経営指導課指導係に変更等）改正
	6月	・　第35回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成10年における市場の臨時休業日及び開場日の設定について」諮問・答申）
	7月	・　市場長の諮問機関として「市場業者の経営基盤強化に関する研究会」の発足（諮問事項「市場業者の経営体質の強化と経営規模の拡大を図るための、業者の経営改善と統合大型化を進める指導指針について」）
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部（特定物品の品目追加（卸売市場法施行規則第22条第１項第７号の規定により農林水産大臣が指定した物品）等）改正（同日施行）
		・　豊島市場卸売業者東京富士青果㈱豊島支社の卸売業務廃止
	12月	・　東京都中央卸売市場使用料の督促に係る審査請求について棄却採決
	10年 3月	・　東京都中央卸売市場条例の一部を改正する条例案（市場使用料の改定、「役所ことば」の見直し）及び東京都立芝浦屠場条例の一部を改正する条例案（と畜使用料の改定）、平成10年第１回東京都議会定例会で否決（予算案は２会計ともに可決）

年	月	事項
平成	10年 4月	・　東京都田無中央青果地方卸売市場の廃止及び中央青果株式会社の卸売業務の廃止
	7月	・　第36回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成11年中における臨時休業日及び臨時開場日について」諮問・答申）
	8月	・　「市場財政白書」策定
		・　東京練馬西武青果地方卸売市場の廃止及び株式会社練馬青果市場の卸売業務廃止
	10月	・　旧神田市場残留者「秋葉原青果集配センター」が北口卸売場の使用施設を返還
		・　食肉市場水処理センター建設工事完成
	11年 1月	・　食肉市場北側棟（第１期）建設工事着手
	3月	・　「市場業者の経営基盤強化に関する研究会」最終答申（水産物部・青果部の卸売業者及び仲卸業者関係）
	4月	・　旧神田市場北口１号館撤去工事終了に伴い、用地4,774.38㎡を財務局へ引き継ぎ全て終了
	7月	・　第37回東京都中央卸売市場運営協議会開催（「平成11年年末における臨時開場日の設定について（花き部）及び平成12年における臨時休業日及び臨時開場日について」諮問・答申）
	9月	・　「市場財政白書’99」策定
	10月	・　東京墨田青果㈱は東京千住青果㈱に営業権を譲渡
	12月	・　第38回東京都中央卸売市場運営協議会開催（東京都中央卸売市場条例改正について諮問・答申）
		・　第52回東京都卸売市場審議会開催（東京都中央卸売市場使用料等の改定について諮問・答申）
	12年 3月	・東京都中央卸売市場条例の一部（使用料の額の改定）改正（施行 平12. 4. 1）
	4月	・㈱江戸川花きと㈱葛西花きが合併、東京フラワーポート㈱として営業開始
	6月	・　第53回東京都卸売市場審議会開催（第７次東京都卸売市場整備計画の策定について諮問）
	7月	・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降13年３月８日まで全13回開催）
		・　東京都中央卸売市場条例及び同施行規則の改正に伴う業務関係条項の施行
		・　第１回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	8月	・　「市場財政白書」策定
	12月	・　第54回東京都卸売市場審議会開催（第７次東京都卸売市場整備基本方針中間報告）
		・　東京町田中央青果㈱が卸売業務を廃止
		・　不正軽油撲滅作戦の実施（築地市場・大田市場）
	13年 1月	・　㈱東日本花きと㈱板橋花きが合併し、㈱東日本板橋花きとなる
	3月	・　「市場環境白書2001」策定
	4月	・　世田谷市場花き部開場
		・　第55回東京都卸売市場審議会開催（東京都卸売市場整備基本方針の答申）
		・　江東青果㈱は東京千住青果㈱に営業権を譲渡
	6月	・　東京都中央卸売市場条例及び同施行規則の一部改正に伴う業務関係条項の施行
	8月	・　第２回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催

年	月	事項
平成	13年 9月	・　第１回新市場基本コンセプト懇談会開催（以降14年１月17日まで全７回開催）
		・　三局防疫推進会議開催〔牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について〕全16報
	11月	・　淀橋市場練馬分場の廃止、練馬青果地方卸売市場の開場
	12月	・　東京都卸売市場整備計画(第７次)を策定し、築地市場の豊洲移転を正式決定
	14年 1月	・　第56回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場整備計画（第７次）」報告)
	2月	・　本局組織を築地市場から新宿本庁舎へ移転、業務開始
		・　食肉市場センタービル供用開始
	4月	・　東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則施行
	5月	・　「市場財政白書2002」策定
		・　第１回新市場建設協議会において基本構想づくりについて協議開始
	6月	・　「市場環境白書2002」策定
	7月	・　第３回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	9月	・　「豊洲・晴海計画（案）」を発表し、市場が計画の中に位置づけられた
	10月	・　築地市場中央青果㈱と築地青果㈱が分社型共同新設分割により東京シティ青果㈱として営業開始
		・　北足立市場　千住青果㈱と丸生青果㈱が合併、東京千住青果㈱として営業開始
	11月	・　「Ａｄｖａｎｃｅ７～市場システム改革の7つの提言～」策定
	12月	・　国道17号線拡幅に伴う市場用地の売買契約締結（豊島市場・Ａ１地区）
	15年 3月	・　国道17号線拡幅に伴う市場用地の売買契約締結（豊島市場・Ａ２地区）
		・　食肉市場分場廃止
		・　大田市場卸売業者　全国農業協同組合連合会が卸売業務を廃止
	4月	・　淀橋市場杉並分場廃止
	5月	・　「豊洲新市場基本構想－東京から拓く市場の新時代－」策定
		・　「危機管理マニュアル－For the Safe Market－」策定
		・　第57回東京都卸売市場審議会開催（「豊洲新市場基本構想」報告)
	7月	・　築地市場第６低温卸売場改修工事完成
	8月	・　大田市場花き棟南側市場用地貸し付けによる商品保管施設供用開始
	9月	・　第４回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	16年 1月	・　国道17号線拡幅に伴う市場用地の売買契約締結（豊島市場Ｂ地区）
	2月	・　「市場環境白書（平成15年度版）」策定
	3月	・　大田市場花き部北側市場用地貸し付けによる商品保管・駐車場施設供用開始
		・　食肉市場病畜と室完成
	4月	・　第58回東京都卸売市場審議会開催（「豊洲新市場の建設」及び「国における卸売市場制度の改正」報告)
	5月	・　築地市場水産仲卸売場９年ぶりの店舗移動
		・　豊洲新市場建設事業用地の一部取得（東京鉄鋼埠頭㈱所有地)
	6月	・　卸売市場法改正
	7月	・　「豊洲新市場基本計画」策定
		・　第59回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」諮問及び「豊洲新市場基本計画」報告)

年	月	事項
平成	16年 7月	・　第５回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	8月	・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降17年３月まで全８回開催）
	9月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として「環境配慮書」を提出
	10月	・　業界と調整のうえ各市場にクリーンゾーンを指定し、その中での電動車以外の車両の走行を禁止 ・　江東区、市場の移転受け入れ、協議に応じることを表明 ・　第60回東京都卸売市場審議会開催 （「東京都立芝浦屠場と畜使用料の改定について」諮問・答申）
	11月	・　第６回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	17年 1月	・　築地市場加工場完成
	2月	・　第61回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針(案)－計画部会の検討状況について－」審議及び「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正にかかわる事項について」報告）
	3月	・　食肉市場大動物Ｃライン整備工事完成 ・　豊島市場４号館改修工事完成 ・　東京都中央卸売市場条例の一部改正（取引規制の緩和、適正な品質管理の推進及び卸売市場の環境の改善を図るため、規定を整備）及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正　（施行 平17. 5. 1） ・　東京都地方卸売市場条例の一部改正（品質管理の徹底を図るため、業務規程に定めるべき事項を追加）及び東京都地方卸売市場条例施行規則の一部改正　（施行 平17. 4. 1） ・　東京都立芝浦屠場条例の一部改正（使用料の額の改定及び使用料の区分を改正）及び東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部改正　（施行 平17. 6. 1） ・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第８次）を公表（豊洲地区への新市場建設及び築地市場の廃止を明記）
	4月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として対象計画に係る書面提出書を提出 ・　第62回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」答申）
	5月	・　東京豊島青果㈱と大宮中央青果㈱が業務提携
	6月	・　淀橋市場　東京新宿青果㈱と東京淀橋青果㈱が分社型共同新設分割により東京新宿ベジフル㈱として営業開始
	7月	・　大田市場　青果部卸３社、仲卸２団体及び買参14団体が出資し、代払い決済業務にかかる事務処理を一元化した、㈱大田市場情報処理センターが稼動 ・　牛海綿状脳症（ＢＳＥ）全頭検査を引き続き実施（平成17年８月１日以降都内と畜場で20か月齢以下の牛も検査継続）することを発表
	8月	・　小型特殊自動車（フォークリフト）について、車両認定制度を設け、低排出ガス車導入開始
	9月	・　第７回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 「豊洲新市場実施計画のまとめ」策定

年	月	事項
平成	17年11月	・ **東京都卸売市場整備計画（第８次）策定** ・ 第63回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第８次）」報告及び「豊洲新市場実施計画」報告）
	12月	・ 「東京都中央卸売市場震災対策マニュアル」策定
	18年 2月	・ 中央区地元住民等で構成する「築地市場移転に断固反対する会」は、名称を「新しい築地をつくる会」に変更し、活動内容を市場移転後の築地地区の活性化に積極的に取り組むこととした ・ 豊洲新市場建設用地の一部取得（土地区画整理事業施行地区内保留地）
	4月	・ 築地市場水産物部卸売業者７社及び東卸組合が出資し設立した「㈱築地市場決済センター」業務開始
	5月	・ 「市場環境白書2006 -Clean and Eco Market を目指して-」策定
	8月	・ 「危機管理マニュアル」を改訂し、「食品危害対策マニュアル」及び「事件、事故対策マニュアル」策定
	9月	・ 第８回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	10月	・ 第12回新市場建設協議会開催 ・ 「豊洲新市場基本設計相当」取りまとめ ・ 豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書」を提出
	11月	・ 豊洲新市場建設用地の一部取得（土地区画整理事業施行地区内保留地） ・ 第64回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第８次）の一部変更」審議及び「豊洲新市場の整備について」報告）
	12月	・ 豊洲新市場建設事業用地の一部取得（東京鉄鋼埠頭㈱所有地） ・ 「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び同方針に基づく「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書（案）」公表
	19年 1月	・ 豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」を提出
	3月	・ 「品質管理マニュアル作成の手引」策定（卸売業者用） ・ 東京都中央卸売市場財務規則の一部改正の公布 ・ 東京都中央卸売市場事業に係る行政財産使用料及び財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する規則の一部改正の公布
	4月	・ 「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置
	5月	・ 第１回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	6月	・ 第２回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	7月	・ 第９回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	8月	・ 第３回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	10月	・ 第４回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	11月	・ 第５回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	20年 1月	・ 第10回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	3月	・ 東京都中央卸売市場いちば食育応援隊派遣事業開始

年	月	事項
平成	20年 3月	・　「品質管理マニュアル作成の手引」策定（仲卸業者用）
		・　東京都中央卸売市場条例の一部改正（淀橋市場松原分場廃止、施行 平20.7.21）
	4月	・　第11回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	5月	・　第６回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
		・　第７回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
	6月	・　東京都中央卸売市場条例の一部改正(委託手数料弾力化及び中央卸売市場からの暴力団排除を図るため、規定を整備)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 平20. 7. 2 及び 平21. 4. 1）
		・　東京都地方卸売市場条例の一部改正（地方卸売市場からの暴力団排除を図るため、規定を整備）及び東京都地方卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 平20. 7. 2）
		・　「市場環境白書2008 ～環境にやさしい市場づくり～」策定
	7月	・　第８回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
		・　淀橋市場松原分場を廃止し世田谷市場に統合
		・　世田谷市場青果部に新設許可の卸売会社「東京荏原ベジフル株式会社」が営業開始
		・　第９回豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催
		・　「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表
	8月	・　「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」設置
		・　第１回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	9月	・　第12回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
		・　第２回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	10月	・　第３回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第４回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第５回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　卸売業者の委託手数料率の届出に関する事前説明資料提出
	11月	・　第６回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第７回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	12月	・　第８回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第９回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第13回新市場建設協議会開催
	21年 1月	・　国道17号線道路拡幅事業に伴う事業残地の有償所管換（豊島市場）
		・　第10回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　第11回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	2月	・　卸売業者の委託手数料率の届出（施行　平21.4.1）
		・　第12回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
		・　「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書」公表
		・　「豊洲新市場整備方針」策定
	4月	・　と畜場法施行規則の一部（大動物と畜解体作業の見直し、ピッシングを廃止）改正（施行　平21.4.1）
	5月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書」提出
	7月	・　「市場使用料あり方検討委員会」設置
		・　第１回市場使用料あり方検討委員会開催

年	月	事項
平成	21年 9月	・　豊洲新市場予定地における環境確保条例第117条に基づく調査等の結果公表 ・　第13回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催
	10月	・　食肉市場分場を生活文化スポーツ局に有償所管換
	11月	・　第２回市場使用料あり方検討委員会開催
	22年 1月	・　豊洲新市場予定地の汚染物質処理に関する実験の開始
	2月	・　「豊洲新市場整備等事業実施方針」の取消しを公表
	6月	・　第65回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問、「豊洲新市場整備の経緯について」及び「市場使用料あり方検討委員会について」報告
	7月	・　第13回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催 ・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降23年４月まで全10回開催）
	8月	・　第14回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催 ・　「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書（その２）」公表
	9月	・　第 14 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 （「平成 23 年休開市について」諮問・答申）
	10月	・　農林水産大臣が卸売市場整備基本方針（第９次）を公表
	11月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」（再実施）を提出 ・　「豊洲移転サポート相談室」設置
	12月	・　東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部改正の公布 ・　旧松原分場を水道局に有償所管換
	23年 1月	・　第１回市場休業日に関する有識者検討委員会開催 ・　「豊洲新市場整備に伴う市場業者への移転支援の基本的な考え方」公表 ・　第66回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針案（中間報告）」審議）
	3月	・　豊洲新市場建設工事基本設計の受託者をプロポーザル方式により選定し契約を締結 ・　豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の負担及び用地の取得について東京ガス株式会社と合意し、土地売買契約を締結 ・　農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第９次）を公表 （第８次に引き続き豊洲新市場を新設市場として位置づけ）
	4月	・　全ての豊洲新市場建設用地の取得を完了
	5月	・　第67回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」答申） ・　東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針に「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
	6月	・　東京大田魚市場㈱が卸売業務を廃止
	7月	・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」を提出
	8月	・　第３回市場使用料あり方検討委員会開催 ・　都市計画法に基づき、都市計画市場として豊洲新市場の位置等が決定、告示 ・　豊洲新市場建設における東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」が告示、縦覧 ・　豊洲新市場土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結
	9月	・　第 15 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（平成 24 年休開市について）諮問・答申）
	10月	・　豊洲新市場建設工事実施設計の契約を締結

年	月	事項
平成	23年10月	・ 第15回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	11月	・ 第１回市場利用あり方検討会開催
	24年 1月	・ 東京都卸売市場整備計画（第９次）策定 （豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備すると明記）
	2月	・ 第68回東京都卸売市場審議会 （「東京都卸売市場整備計画（第９次）」報告）
	4月	・ 中央魚類㈱千住支社の事業を東京北魚㈱に事業譲渡
	5月	・ 第２回市場利用あり方検討会開催
		・ 第４回市場使用料あり方検討委員会開催 「市場使用料あり方検討委員会報告」公表
	6月	・ 広報基本計画策定（計画期間：豊洲新市場開場まで）
		・ 第３回、第４回市場利用あり方検討会開催
	7月	・ 第１回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
	9月	・ 第16回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催 （「平成25年休開市について」諮問・答申）
	11月	・ 第14回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について市場業界と合意
		・ 「千客万来施設事業基本方針案」の公表
	12月	・ 第５回市場利用あり方検討会開催
	25年 1月	・ 土壌汚染対策工事の工期（最大１年間）及び市場施設の竣工時期（平成26年度中から平成27年度に１年間）の延伸の公表
		・ 第２回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
		・ 第６回市場利用あり方検討会開催
		・ ㈱東京花きが卸売業務を廃止
	4月	・ 築地魚市場㈱が八王子魚市場㈱を吸収合併
	5月	・ 第３回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
		・ 第７回市場利用あり方検討会開催
	7月	・ 厚生労働省令改正を受け、東京都はＢＳＥ検査対象を４８か月齢を超える牛及び生体検査においてと畜検査員が必要とした牛に変更
	8月	・ 「千客万来施設事業募集要項」の公表
	9月	・ 第17回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成26年休開市について」諮問・答申）
	10月	・ 第４回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
	11月	・ 豊洲新市場（仮称）管理施設棟建設外市場衛生検査所整備工事の契約締結
		・ 「千客万来施設事業提案書」の受付
	12月	・ 第69回東京都卸売市場審議会（「使用料への消費税及び地方消費税の転嫁について」諮問）
		・ 第16回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	26年 2月	・ 豊洲新市場（仮称）青果棟ほか建設工事（その２）の契約締結
		・ 豊洲新市場（仮称）水産仲卸売場棟ほか建設工事（その２）の契約締結
		・ 豊洲新市場（仮称）水産卸売場棟ほか建設工事（その２）の契約締結
		・ 千客万来施設事業の施設を整備・運営する事業予定者を決定・公表

年	月	事項
平成	26年 2月	・ 第17回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催 ・ 第５回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催 ・ 豊洲新市場（仮称）建設工事起工式が執り行われ、建設工事に着手 ・ 東京都中央卸売市場財務規則の一部改正の公布（施行 平26. 4. 1）
	3月	・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正(消費税率改定に伴う市場使用料の改定)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 平26. 4. 1） ・ 東京都立芝浦屠場条例の一部改正（消費税率改定に伴うと畜使用料の改定）及び東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部改正（施行 平26. 4. 1）
	7月	・ 東京都中央卸売市場用地の貸付けに関する規則の一部改正（施行 平26. 7. 1）
	9月	・ 第18回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成27年休開市について」諮問・答申）
	10月	・ 丸北水産㈱の事業を東京北魚㈱に事業譲渡。東京北魚㈱東久留米支社とする。
	11月	・ 第18回豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議開催
	12月	・ 第16回新市場建設協議会において、豊洲新市場の開場時期について市場業界と合意
	27年 2月	・ 千客万来施設事業の事業予定者の一部が辞退
	3月	・ 第６回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催 ・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正(JAS法改正に伴う規定整備)（施行 平27.4.1）
	4月	・ 千客万来施設事業の代表企業である事業予定者が辞退
	5月	・ 第70回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場整備基本方針について」諮問、「豊洲新市場の整備について」及び「市場使用料あり方検討委員会報告について」報告) ・ 第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催（以降28年８月まで全20回開催）
	7月	・ 第17回新市場建設協議会において、豊洲新市場の開場日について市場業界と合意 ・ 新市場の名称を公表
	9月	・ 「千客万来施設事業（６街区）募集要項」の公表
	12月	・ 第19回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成28年休開市について」諮問・答申） ・ 第71回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場審議会計画部会の検討状況について」及び「豊洲市場の整備について」報告、「東京都中央卸売市場使用料の改定について」諮問・答申)
	28年 3月	・ 千客万来施設事業（６街区）事業予定者の決定・公表 ・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正（築地市場の廃止、豊洲市場の設置及び低温荷さばき場使用料等の新設等）及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行　東京都規則で定める日（規則改正の一部は平28. 4. 1））
	4月	・ 農林水産大臣が中央卸売市場整備計画（第10次）を公表 （第９次に引き続き豊洲市場を新設市場として位置づけ）
	5月	・ ㈱第一花きが立川支社を開設 ・ 豊洲市場の水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事完了
	6月	・ 千客万来施設事業（６街区）基本協定書の締結 ・ 第72回東京都卸売市場審議会開催(「東京都卸売市場整備基本方針（中間報告）について」審議、「豊洲市場の整備について」報告) ・ 第７回土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会開催
	8月	・ 築地市場の豊洲市場への移転延期を表明

年	月	事項
平成	28年 9月	・ 第18回新市場建設協議会において、豊洲市場への移転延期について築地市場業界へ報告 ・ 第20回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成29年休開市について」諮問・答申） ・ 豊洲市場の建物下に盛土がないことについて、知事会見 ・ 第73回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備基本方針」答申） ・ 「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置 ・ 「市場問題プロジェクトチーム」設置 ・ 第１回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 「自己検証報告書」公表
	10月	・ 第１回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 第２回市場問題プロジェクトチーム開催
	11月	・ 「第二次自己検証報告書」公表 ・ 豊洲市場移転延期に関する築地市場関係者説明会 ・ 第２回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 知事会見にて、豊洲市場への移転に向けたロードマップを公表 ・ 第３回市場問題プロジェクトチーム開催
	12月	・ 第３回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 第４回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 豊洲市場各街区の建築物について検査済証の交付を受ける
	29年 1月	・ 第４回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 東京都中央卸売市場財務規則の一部改正の公布 ・ 食肉市場開設50周年記念式典開催 ・ 第５回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 豊洲市場への移転延期に伴う補償スキーム策定を公表
	2月	・ 東京都卸売市場整備計画（第10次）策定 ・ 第74回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第10次）」報告） ・ 第６回市場問題プロジェクトチーム開催
	3月	・ 第５回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催 ・ 第７回市場問題プロジェクトチーム開催
	4月	・ 厚生労働省令改正を受け、東京都は健康牛に係るＢＳＥ検査を廃止 ・ 「市場のあり方戦略本部」設置 ・ 第１回市場のあり方戦略本部開催 ・ 第19回「新市場建設協議会」において、移転延期後の状況について築地市場業界へ報告 ・ 第８回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 第２回市場のあり方戦略本部開催
	5月	・ 第６回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催（途中で休会） ・ 第９回市場問題プロジェクトチーム開催
	6月	・ 第10回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 第６回豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議開催（再開） （地下ピット等における「今後の対応策」をとりまとめ）

年	月	事項
平成	29年 6月	・ 市場問題プロジェクトチーム第一次報告書を知事に提出 ・ 第３回市場のあり方戦略本部開催 ・ 第４回市場のあり方戦略本部開催 ・ 市場移転に関する「基本方針」を公表 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 知事が築地市場業界団体代表に対し、基本方針について説明
	7月	・ 知事が農林水産大臣に対し、基本方針について説明 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 第20回「新市場建設協議会」において、市場移転に関する取組状況及び今後の進め方について築地市場業界へ報告
	8月	・ 第11回市場問題プロジェクトチーム開催 ・ 環境影響評価書の変更届提出 ・ 市場問題プロジェクトチーム第二次報告書を知事に提出
	9月	・ 第 21 回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成 30 年休開市について」諮問・答申） ・ 追加対策工事等に関する補正予算成立 ・ 第21回「新市場建設協議会」において、環境影響評価手続き及び補正予算について築地市場業界へ報告
	10月	・ 豊洲市場７街区地下ピット換気設備等追加対策工事の契約締結（５街区、６街区は 12 月に契約締結）
	11月	・ 第22回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場時期を平成30年10月中旬とすることで築地市場業界と合意 ・ 「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表 ・ 豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事の契約締結（６街区、７街区は12月に契約締結）
	12月	・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 第23回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場日を平成30年10月11日とすることで築地市場業界と合意 ・ 豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事の契約締結
	30年 2月	・ 第24回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場に向けた取組について築地市場業界へ報告
	3月	・ 東京都中央卸売市場条例の一部改正条例の一部改正（豊洲市場開場日確定に伴う低温施設使用料に係る経過措置期間の変更）及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正規則の一部改正（施行 平30.3. 30）
	4月	・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	5月	・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 「市場移転に関する関係局長会議」を開催 ・ 東京都卸売市場整備計画（第10次）改定
	6月	・ 第75回東京都卸売市場審議会開催（「東京都卸売市場整備計画（第10次 改定版）」報告）

年	月	事項
平成	30年 6月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
		・豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事が竣工（６街区、７街区は７月に竣工）
		・卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正（施行期日は政令で定める日）
	7月	・豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事及び豊洲市場地下ピット換気設備等追加対策工事が竣工
		・専門家会議による、追加対策工事に関する確認調査等の結果について公表
		・「市場移転に関する関係局長会議」を開催（知事が豊洲市場の安全を宣言）
	8月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	9月	・第22回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「平成31年休開市について」諮問・答申）
		・農林水産大臣が豊洲市場を認可
	10月	・豊洲市場業務開始
	11月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
		・「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」設置
	12月	・第１回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
	31年 1月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	2月	・第２回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
		・第８回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
		・第２回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議（その２）」開催
	3月	・「市場移転に関する関係局長会議」を開催
	4月	・東京荏原ベジフル(株)が東京新宿ベジフル世田谷(株)に社名変更
		・第76回東京都卸売市場審議会開催(「消費税率の引上げに伴う使用料の改定について」諮問・答申、「東京都中央卸売市場条例改正準備会議の検討状況について」報告)
令和	元年 5月	・第３回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
	6月	・東京都中央卸売市場条例の一部改正(消費税率改定に伴う市場使用料の改定)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 令元. 10. 1）
		・東京都立芝浦屠場条例の一部改正（消費税率改定に伴うと畜使用料の改定）及び東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部改正（施行 令元. 10. 1）
	7月	・第23回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（卸売市場法改正を踏まえた条例改正について）
		・第４回「東京都中央卸売市場条例改正準備会議」開催
		・第１回「市場の活性化を考える会」開催
	8月	・第24回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和２年休開市について」諮問・答申）
	10月	・第２回「市場の活性化を考える会」開催
		・第25回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」諮問・答申）
	11月	・第77回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」報告、「東京都地方卸売市場条例及び規則の改正に関わる事項について」報告、「経営計画策定に向けた取組について」報告）
		・第９回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催

年　　月		事　　項
令和	元年12月	・　第３回「市場の活性化を考える会」開催 ・　第４回「市場の活性化を考える会」開催 ・　東京都中央卸売市場条例の一部改正(卸売市場法改正を踏まえた条例改正)及び東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 令2．6．21） ・　東京都地方卸売市場条例の一部改正（卸売市場法改正を踏まえた条例改正）及び東京都地方卸売市場条例施行規則の一部改正（施行 令２．6．21）
	2年 2月	・　第５回「市場の活性化を考える会」開催 ・　第６回「市場の活性化を考える会」開催
	4月	・　第26回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（書面開催）（「令和２年における臨時休業日の変更について（水産物部・青果部）」諮問・答申）
	5月	・　第７回「市場の活性化を考える会」開催（書面開催）
	6月	・　東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正(卸売市場法施行規則改正を踏まえた規則改正)（施行 令2．6．19）
	8月	・　第８回「市場の活性化を考える会」開催
	10月	・　第27回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（書面開催）（「令和３年における休業日の設定について」諮問・答申） ・　第９回「市場の活性化を考える会」開催
	11月	・　第10回「市場の活性化を考える会」開催
	12月	・　第11回「市場の活性化を考える会」開催
	3年 1月	・　第 10 回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催（書面開催）
	2月	・　第78回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営指針（案）」報告）
	3月	・　東京都中央卸売市場経営指針を策定・公表
	9月	・　第28回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（書面開催）（「令和４年における休業日の設定について」諮問・答申）
	4年 1月	・　第11回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催 ・　第 79 回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画（案）」報告）
	3月	・　東京都中央卸売市場経営計画を策定・公表 ・　八王子生花地方卸売市場の廃止及び株式会社八王子生花市場の卸売業務の廃止
	8月	・　第80回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の実施について」報告）
	9月	・　第29回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和５年における休業日の設定について」諮問・答申）
	5年 1月	・　第81回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告）
	2月	・　第12回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
	5月	・　青梅青果地方卸売市場の廃止及び青梅青果株式会社の卸売業務の廃止
	9月	・　第82回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第30回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和６年における休業日の設定について」諮問・答申）

年	月	事　　項
令和	6年 2月	・　「豊洲 千客万来」開業 ・　第83回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第13回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
	5月	・　「東京都中央卸売市場会計　経営レポート」公表（以降毎年公表）
	9月	・　第84回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第31回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和７年における休業日の設定について」諮問・答申）
	10月	・　東京都中央卸売市場条例の一部改正(刑法等改正に伴う規定整備)（施行 令 7.6.1 ）
	7年 2月	・　第85回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」報告） ・　第 14 回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催
	9月	・　第32回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会開催（「令和８年における休業日の設定について」諮問・答申、卸売市場法改正に伴う東京都中央卸売市場条例の改正について） ・　第86回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の改定に向けて」報告）
	12月	・　東京都中央卸売市場条例の一部改正（卸売市場法改正を踏まえた条例改正）（施行 令8. 4. 1） ・　第１回東京都卸売市場審議会計画部会開催
	8年 2月	・　第87回東京都卸売市場審議会開催（「東京都中央卸売市場経営計画の改定について」報告、「現経営計画の進捗状況及び令和８年度の主な取組」報告） ・　第15回豊洲市場における地下水等管理に関する協議会開催

16　豊洲市場の整備

(1) 豊洲市場整備の基本的考え方

築地市場は、生鮮食料品流通の基幹市場として、都民の食生活を支える役割を担ってきた。

しかし、施設の老朽化や狭隘化などから、食の安全・安心に対する消費者の意識の高まりや食生活の変化等に伴う産地、顧客、消費者ニーズの多様化・高度化など、市場を取り巻く環境の変化に十分応えられない状況になってきた。

豊洲市場は、こうした環境の変化に対応できる機能を備え、豊富で新鮮な生鮮食料品を安定供給し、首都圏 3,300 万人の食を支える基幹市場として整備を行ったものである。

また、水辺の環境や景観を活かしながら、賑わい機能を導入するなど、地域のまちづくりにも貢献する施設としていく。

ア　食の安全・安心の確保

- 首都圏3,300万人に安全・安心の食材を供給する卸売市場として、高度な品質・衛生管理が可能となる施設整備
- 生鮮食料品を産地から消費者に届くまで途切れることなく低温での温度管理ができ、高温・風雨による品質劣化や、鳥・小動物等からの被害を防ぐため、卸売場や仲卸売場等の施設を「閉鎖型」とし、品質・衛生管理を強化
- ＨＡＣＣＰに準じた衛生管理の考え方を導入し、適正な清潔度を保持するため、施設の使用目的や業務内容に応じて「清潔ゾーン」、「準清潔ゾーン」、「一般ゾーン」に区分し、衛生管理の充実を図る
- 品質・衛生管理マニュアル（ガイドライン）を策定し、商品に関する卸売業者、仲卸業者の自主的な衛生管理を推進

イ　効率的な物流の実現

- 荷や車両がスムーズに流れる市場を実現するため、物流動線を整理するとともに、必要な施設を整備
- 市場内に外周道路を設置し、待機駐車場や積込場を十分確保するとともに、荷捌きスペースを売場近くに一体的に配置することなどにより、円滑な車両交通や、搬入から搬出までの一貫した荷の流れを確保
- 車両入退場管理設備等を整備し、入退場車両の履歴管理、未登録車両の入場制限、対象車両の入口からバースまでの誘導を実施

ウ　多様なニーズへの対応

- 加工・パッケージや商品の仕分け・一時保管など、消費者ニーズの変化に伴う多様な顧客ニーズに的確に対応していくため、加工・パッケージ施設や荷捌場等を設置
- 生鮮食料品の首都圏流通拠点として、他市場への転配送機能・ハブ機能を強化するため、転配送センターを設置

エ　環境への配慮

- 環境負荷が大きい大規模施設としての社会的責務を果たすため、環境への負荷を軽減する様々な対策
- 省エネ機器や外気冷房システムの採用、太陽光発電による自然エネルギーの活用のほか、緑化、リサイクルの推進によるごみ発生量の抑制などの取組

オ　賑わいの創出などまちづくりへの貢献

- 築地市場の歴史と伝統を継承・発展させ、卸売市場の特性を活かした市場ならではの賑わいを創出するため、千客万来施設を整備するほか、魅力ある都市景観を形成するなど、地域のまちづくりに貢献

(2) 計画・施設概要

ア　取扱量・物流量の想定

- 市場取扱量　水産物　2,300トン／日、青果物　1,300トン／日
- 市場内物流量　水産物　2,900トン／日、青果物　1,300トン／日

イ　施設規模等

- 豊洲市場に関する総面積　　約40.7ha（護岸を含む面積約44ha）
  （内訳）豊洲市場用地　　約35.4ha
  千客万来施設用地（６街区、５街区（予定））　約1.7ha
  水際緑地　　約3.6ha
- 延べ面積　約51.7万㎡

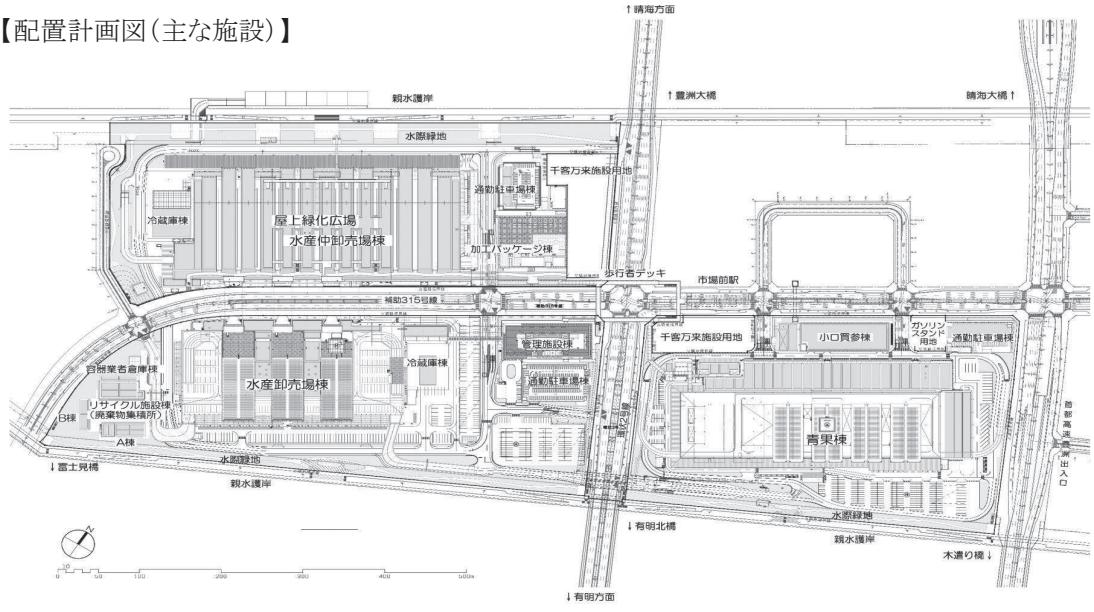
	５街区	６街区	７街区	
主要施設	青果棟 青果卸売場 青果仲卸売場 加工パッケージ施設 小口買参棟 通勤駐車場棟　など	水産仲卸売場棟 水産仲卸売場 物販・飲食店舗 加工パッケージ棟 通勤駐車場棟　など	水産卸売場棟 水産卸売場 加工パッケージ施設 転配送センター リサイクル施設棟 容器業者倉庫 通勤駐車場棟　など	管理施設棟 都・衛検事務所 各業者事務所 飲食店舗　など
階数	３階	５階	５階	６階
市場用地面積	約 11.5ha	約 11.3ha	約 12.6ha	
延べ面積	約 12.8 万㎡	約 21.2 万㎡	約 15.3 万㎡	約 2.4 万㎡

注：民間整備施設（千客万来施設、冷蔵庫棟、ガソリンスタンド等）は延べ面積から除く。

ウ　配置計画

- ５街区に青果棟を、６街区に水産仲卸売場棟を、７街区に水産卸売場棟と管理施設棟を配置
- 水産物と青果物の連携及び買出人の水産・青果の買い回りの利便性を確保するため、敷地南端の環状２号線下のアンダーパスにより車両の連絡を図る
- 水産卸売場と水産仲卸売場は、補助315号線の高架下の屋内連絡通路（４本）により接続
- 公共交通機関である「ゆりかもめ」の市場前駅から、歩行者デッキ及び連絡ブリッジ経由で、各街区の施設に直接アプローチ可能な歩行者の動線を確保

【配置計画図(主な施設)】



豊洲市場　配置図

(3) 新市場整備の経緯

ア　築地市場は、昭和10年の開場以来、施設の老朽化・過密化が著しく、市場機能の低下が顕著となったことから、築地において全面的に再整備することが決定された。

昭和61年１月	東京都首脳部会議において現在地再整備を決定
昭和63年11月	基本計画策定（水産：１階、青果：２階、駐車場：屋上）
平成２年６月	基本設計完了（平成２年度着手、平成15年度完成予定）
平成３年１月	正門仮設駐車場建設工事に着手

イ　一部本格工事に着手したものの、工期の大幅な遅れ、営業活動への影響、建設費の増嵩などの問題に直面したため、整備計画の見直しをすることとなった。

平成８年11月	東京都卸売市場整備計画（第６次）策定、基本計画の見直しを決定（立体的整備から平面整備へ）
平成９年10月	都と業界との協議機関である築地市場再整備推進協議会において、見直し案の検討を開始

ウ　現在地再整備案を様々な角度から検討したが、改めて現在地での再整備の困難性が指摘され、また、流通構造の変化に対応するには、移転整備のほうが望ましいとの結論に至った。

平成11年７月	築地市場再整備推進協議会において、移転も視野に入れた検討を開始
平成11年11月	築地市場再整備推進協議会において、「現在地再整備は困難であり、移転整備へと方向転換すべき」との意見集約
平成13年２月	東京ガス㈱と豊洲地区への移転を前提に具体的な問題について協議に入ることで合意し、覚書を締結
平成13年７月	東京ガス㈱と築地市場の移転を織り込んだ豊洲のまちづくりを、協力して進めていくことで基本合意が成立
平成13年12月	東京都卸売市場整備計画（第７次）において、移転を正式決定

エ　移転決定から移転延期までの経緯

平成14年５月	第１回新市場建設協議会において基本構想づくりについて協議開始
平成14年７月	地権者協議最終合意
平成14年９月	「豊洲・晴海計画(案)」を発表し、市場が計画の中に位置づけられた
平成15年５月	「豊洲新市場基本構想」公表
平成16年７月	「豊洲新市場基本計画」公表
平成16年９月	東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として「環境配慮書」を提出
平成16年10月	江東区が市場の移転を受け入れ、協議に応じることを表明
平成17年３月	農林水産大臣が策定した中央卸売市場整備計画（第８次）に「新市場を豊洲地区に整備し、それに伴い築地市場を廃止する」と明記された
平成17年４月	東京都環境影響評価条例に基づく計画段階環境影響評価手続として対象計画に係る書面を知事に提出
平成17年４月	東京都卸売市場整備基本方針（答申）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」と明記
平成17年９月	「豊洲新市場実施計画のまとめ」策定

平成17年11月	東京都卸売市場整備計画（第８次）において、「築地市場を豊洲地区に移転する」及び「平成24年度開場を目途に整備する」と明記
平成18年２月	中央区地元住民等で構成する「築地市場移転に断固反対する会」は、名称を「新しい築地をつくる会」に変更し、活動内容を市場移転後の築地地区の活性化に積極的に取り組むこととした
平成18年10月	「豊洲新市場基本設計相当」取りまとめ
平成18年10月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として調査計画書を提出
平成18年12月	「豊洲新市場整備等事業実施方針」及び「豊洲新市場整備等事業業務要求水準書（案）」公表（ＰＦＩ）
平成19年１月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として環境影響評価書案を提出
平成19年３月	豊洲新市場整備事業に係るＰＦＩスケジュールの延期を公表
平成19年５月	第１回「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」開催（平成20年７月まで９回開催）
平成20年７月	「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議」から報告書提出
平成20年８月	第１回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」開催（平成26年11月まで18回開催）
平成21年２月	「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」から報告書提出
平成21年２月	豊洲新市場整備方針を策定し、土壌汚染対策・豊洲新市場開場時期(平成26年12月)及び整備スケジュール・豊洲新市場整備総事業費を公表
平成21年５月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「調査計画書（再実施）」を提出
平成22年１月	豊洲新市場予定地の汚染物質処理に関する適用実験の開始
平成22年２月	「豊洲新市場整備等事業実施方針」（ＰＦＩ）の取消しを公表
平成22年８月	「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議報告書（その２）」公表
平成22年11月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書案」（再実施）を提出
平成23年３月	豊洲新市場建設工事基本設計の受託者をプロポーザル方式により選定し、契約を締結
平成23年３月	豊洲新市場予定地における土壌汚染対策費用の負担及び用地取得について東京ガス株式会社と合意し、土地売買契約を締結
平成23年３月	国が、第９次中央卸売市場整備計画を策定し、第８次に引き続き豊洲新市場を新設市場として位置づけ
平成23年４月	全ての用地の取得を完了
平成23年５月	東京都卸売市場審議会により答申された東京都卸売市場整備基本方針に「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
平成23年７月	東京都環境影響評価条例に基づく事業段階環境影響評価手続として「環境影響評価書」を提出
平成23年８月	都市計画法に基づき、都市計画市場として位置等が決定、告示
平成23年８月	東京都環境影響評価条例に基づき、環境影響評価書が告示、縦覧
平成23年８月	土壌汚染対策工事について、一般競争入札により契約を締結

平成23年10月	豊洲新市場建設工事実施設計の契約を締結
平成24年１月	東京都卸売市場整備計画（第９次）において、「豊洲新市場を平成26年度開場を目途に整備する」と明記
平成24年７月	第１回「土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会」開催 （平成28年６月まで７回開催）
平成24年11月	第14回新市場建設協議会において、豊洲新市場の施設計画について、市場業界と合意
平成24年11月	「千客万来施設事業基本方針案」の公表
平成25年１月	土壌汚染対策工事の工期（最大１年間）及び市場施設の竣工時期（平成26年度中から平成27年度へ１年）の延伸の公表
平成25年８月	「千客万来施設事業募集要項」の公表
平成25年11月	豊洲新市場管理施設棟建設工事の契約を締結 「千客万来施設事業提案書」の受付
平成25年12月	第16回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において７街区のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策完了を確認
平成26年２月	豊洲新市場青果棟、水産仲卸売場棟、水産卸売場棟建設工事の契約を締結
平成26年２月	「千客万来施設事業予定者」（２者が参画するグループ）を決定
平成26年２月	第17回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」において、５街区全域及び６街区西側のガス工場操業に由来する土壌及び地下水の汚染対策完了を確認
平成26年２月	豊洲新市場建設工事の起工式が執り行われ、建設工事に着手
平成26年11月	第18回「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」を開催し、全街区の土壌汚染対策工事が完了したことを確認
平成26年12月	第16回「新市場建設協議会」において、豊洲新市場の開場時期を平成28年11月上旬とすることで市場業界と合意
平成27年２月	千客万来施設事業の事業予定者の一部が辞退
平成27年４月	千客万来施設事業の代表企業である事業予定者が辞退
平成27年７月	第17回「新市場建設協議会」において、豊洲新市場の開場日を平成28年11月7日とすることで市場業界と合意し、新市場の名称を「東京都中央卸売市場豊洲市場」と公表
平成27年９月	「千客万来施設事業（６街区）募集要項」の公表
平成28年３月	千客万来施設事業（６街区）事業予定者の決定・公表
平成28年５月	豊洲市場の水産卸売場棟、水産仲卸売場棟、青果棟、管理施設棟の建設工事完了
平成28年６月	千客万来施設事業（６街区）基本協定書の締結
平成28年８月	築地市場の豊洲市場への移転延期を表明

オ　移転延期以降の経緯

平成28年９月	第18回「新市場建設協議会」において、豊洲市場への移転延期について築地市場業界へ報告
平成28年９月	豊洲市場の建物下に盛土がないことについて、知事会見
平成28年９月	「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」設置（平成29年６月まで６回開催）
平成28年９月	「市場問題プロジェクトチーム」設置（平成29年８月まで11回開催）
平成28年９月	「自己検証報告書」公表
平成28年11月	「第二次自己検証報告書」公表
平成28年11月	豊洲市場移転延期に関する築地市場関係者説明会開催
平成28年11月	知事会見にて、豊洲市場への移転に向けたロードマップを公表
平成28年12月	豊洲市場各街区の建築物について検査済証の交付を受ける
平成29年１月	豊洲市場への移転延期に伴う補償スキーム策定を公表
平成29年２月	東京都卸売市場整備計画（第10次）を策定。豊洲市場に係る取扱量見込み等を含まず、必要に応じて、適宜、改定を行う暫定計画とする
平成29年２月	千客万来施設事業者と基本協定書の変更についての合意書を締結 施設の完成期限等を「都と事業者が別途協議の上合意する日」に変更
平成29年４月	「市場のあり方戦略本部」設置（平成29年６月まで４回開催）
平成29年４月	第19回「新市場建設協議会」において、移転延期後の状況について築地市場業界へ報告
平成29年６月	第６回「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議」にて、豊洲市場の地下ピット等における「今後の対応策」をとりまとめ
平成29年６月	「市場問題プロジェクトチーム」第一次報告書を知事に提出
平成29年６月	市場移転に関する「基本方針」を公表
平成29年６月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、基本方針を踏まえて推進すべき事項を整理
平成29年６月	知事が築地市場業界団体代表に対し、基本方針について説明
平成29年７月	知事が農林水産大臣に対し、基本方針について説明
平成29年７月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、関係各局における課題や進捗状況等を報告
平成29年７月	第20回「新市場建設協議会」において、市場移転に関する取組状況及び今後の進め方について築地市場業界へ報告
平成29年８月	環境影響評価書の変更届（土壌汚染対策計画の変更等）提出
平成29年８月	「市場問題プロジェクトチーム」第二次報告書を知事に提出
平成29年９月	追加対策工事等に関する補正予算成立
平成29年９月	第21回「新市場建設協議会」において、環境影響評価手続き及び補正予算について築地市場業界へ報告
平成29年10月	豊洲市場７街区地下ピット換気設備等追加対策工事の契約締結（５街区、６街区は12月に契約締結）
平成29年11月	第22回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場時期を平成30年10月中旬とすることで築地市場業界と合意
平成29年11月	「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議報告書」公表
平成29年11月	豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事の契約締結（６街区、７街区は12月に契約締結）

平成29年12月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、同年７月の関係局長会議で取りまとめた取組の進捗状況等について報告
平成29年12月	第23回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場日を平成30年10月11日とすることで築地市場業界と合意
平成29年12月	豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事の契約締結
平成30年２月	第24回「新市場建設協議会」において、豊洲市場の開場に向けた取組について築地市場業界へ報告
平成30年５月	千客万来施設事業者から「公募時に提案した施設の工事着工時期を変更し、東京2020大会後速やかに着手する」こととしたい旨の提案
平成30年６月	豊洲市場５街区地下ピット床面等追加対策工事が竣工（６街区、７街区は７月に竣工）
平成30年７月	豊洲市場地下水管理システム機能強化対策工事及び豊洲市場地下ピット換気設備等追加対策工事が竣工
平成30年７月	専門家会議による、追加対策工事に関する確認調査等の結果について公表
平成30年７月	「市場移転に関する関係局長会議」を開催し、専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について報告し、検証・対策・確認という一連のステップを経て、「安全・安心な市場」として開場する条件が整ったことから、「豊洲市場は安全であり、安心してご利用いただける」旨を、知事より表明
平成30年８月	知事会見にて、「豊洲市場は安全であり、安心してご利用いただける」旨を表明
平成30年８月	千客万来施設事業者と「千客万来施設事業（６街区）実施に関する合意書」を締結（施設の着工・完成時期、整備する施設内容など）
平成30年９月	千客万来施設事業者と合意書の締結に伴い、現行の基本協定書を変更
平成30年９月	農林水産大臣が豊洲市場を認可
平成30年10月	豊洲市場開場
平成31年２月	千客万来施設事業者と定期借地権設定契約書を締結（５街区の一部）
令和２年５月	千客万来施設事業者が立体駐車場供用開始（５街区の一部）
令和２年９月	千客万来施設事業者と事業用定期借地権設定契約書を締結（６街区）
令和５年９月	食楽棟及び温浴棟完成（６街区）
令和６年２月	「豊洲 千客万来」開業（６街区）

(4) 豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議

ア　設置目的

生鮮食料品を扱う豊洲新市場において、食の安全・安心を確保する観点から、土壌汚染対策等について専門家による検証・提言を行う。

イ　設置期間

平成19年４月から平成28年９月まで

ウ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成19年５月19日	・東京ガスが実施した既往の土壌汚染状況調査・対策の内容について
第２回	平成19年６月30日	・第１回会議の指摘を踏まえた追加調査計画（案）について
第３回	平成19年８月25日	・第２回会議の指摘を踏まえた追加調査計画の修正について
第４回	平成19年10月６日	・追加調査の結果について
第５回	平成19年11月５日	・土壌・地下水の詳細調査計画について
第６回	平成20年５月19日	・土壌・地下水の詳細調査結果について ・土壌中からの汚染空気の摂取による影響の評価について
第７回	平成20年５月31日	・土壌中からの汚染空気の摂取による影響の評価について ・土壌汚染等の対策について
第８回	平成20年７月13日	・報告書（案）について ・報告書（案）に対する意見募集について ・絞込調査結果について（東京都からの報告）
第９回	平成20年７月26日	・募集した意見に対する見解について ・報告書（案）修正版について ・専門家会議報告書の提出について

エ　報告書の内容（土壌汚染対策等の考え方）

(ｱ)　土壌汚染対策等の内容

*Arakawa Peil 荒川の水準線 霊岸島量水標零位のこと

対象		対策の内容
土壌	A.P.*+2.0mより上部	・旧地盤面（A.P.+4.0m）から2.0m下までの土壌を掘削し入替え ・さらに上部に2.5m（A.P.+6.5mまで）の盛土
	A.P.+2.0mより下部	・操業由来により処理基準を超過した土壌を処理基準以下に処理
地下水	全　体	・地下水管理を行い、地下水位の上昇を防止
	建物建設地	・地下水中のベンゼン、シアン化合物の濃度が地下水環境基準に適合することを目指した地下水浄化を建物建設前に実施
	建物建設地以外	・揚水した際に処理を行うことなく下水に放流できる濃度レベル（排水基準に適合する濃度）で地下水管理を実施 ・将来的にベンゼン、シアン化合物の濃度が地下水環境基準を達成することを目指す ・液状化対策として地盤改良工事を行う際には、地下水中のベンゼン、シアン化合物の濃度低下を図る

（注）新市場予定地は、大部分が厚さ25～40cmのコンクリート床又は厚さ30～40cmのアスファルトで覆われる計画

(ｲ)　地下水管理の内容

・　遮水壁の設置

遮水壁を各街区外周及び各街区内の建物建設地の周囲に不透水層の深さまで設置

（汚染物質の移動を防止）

・　砕石層の設置

地下水面より上部に砕石層を設置

（毛細管現象による地下水の上昇を防止）

・　舗装等による被覆

コンクリート床もしくはアスファルト舗装で被覆

（雨水の浸透に伴う地下水位の上昇を防止）

・　観測井の設置

観測井の設置により地下水位・水質を継続的に監視し、雨水の浸透に伴う地下水位の上昇が確認された場合、地下水を揚水し、処理施設での処理後、公共下水道に放流

(5) 豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議

ア　設置目的

外部の学識経験を有する者により、豊洲新市場予定地において行う土壌汚染対策工事を含む土木工事の技術工法等の評価・検証を行う。

イ　設置期間

平成20年８月から

ウ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成20年８月15日	・豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する新技術等公募要領について
第２回	平成20年９月11日	・評価の基準とする一般的な工法について ・新技術・新工法の評価・検証に際しての評価方法について
第３回	平成20年10月７日	・新技術・新工法の公募結果について ・今後の評価手順について
第４回	平成20年10月21日	・概括的な評価の実施状況について ・評価に際しての問題点、課題の検討 ・今後の会議の進め方について
第５回	平成20年10月29日	・土壌汚染対策工事全体の流れについて ・評価・検証に際しての視点について ・各委員が行った概括的評価のまとめについて ・今後の会議の進め方について
第６回	平成20年11月５日	・評価・検証の視点について ・各委員が推奨した新技術・新工法について ・汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策について ・今後の会議の進め方について
第７回	平成20年11月27日	・市場施設供用後の地下水管理システムについて ・汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策について ・土壌汚染対策全体を網羅した提案について

第８回	平成20年12月15日	・提案内容に対するヒアリング ・汚染物質処理、液状化対策などを含む一貫した対策について ・前回会議からの課題整理 ・土壌汚染対策全体を網羅した提案について ・技術会議報告書等について
第９回	平成20年12月25日	・地下水管理システムについて ・これまで検討した全体計画の評価・検証 ・技術会議報告書案の検討
第 10 回	平成21年１月15日	・耐震対策の考え方について ・全体計画の策定 ・報告書案の検討
第 11 回	平成21年１月28日	・ベンゾ(a)ピレンの調査、不透水層の確認及び不透水層の汚染について ・報告書案の検討 ・提案の評価結果通知について ・公表する資料について
第 12 回	平成21年２月３日	・ベンゾ(a)ピレン及び不透水層の対策について ・報告書の決定 ・提案の評価結果について
第 13 回	平成22年７月22日	・実験について ・盛土について
第 14 回	平成22年８月２日	・報告書(その２)の決定
第 15 回	平成23年10月18日	・土壌汚染対策工事内容について ・土壌汚染対策工事中に得られるデータの公表について
第 16 回	平成25年12月24日	・７街区における汚染土壌・汚染地下水対策の完了について
第 17 回	平成26年２月20日	・５街区、６街区西側における汚染土壌・汚染地下水対策の完了について ・７街区における土壌汚染対策工事の完了について
第 18 回	平成26年11月27日	・土壌汚染対策工事における汚染土壌・汚染地下水対策等の完了について ・地下水管理システムの概要について

エ　技術会議報告書（平成21年２月）の内容（対策の具体的内容）

(ｱ)　準備工事

・　道路側には鋼管矢板、護岸側には新構造の遮水壁を設置

・　当該域内に汚染土壌・汚染地下水処理を行う仮設プラントを設置

・　土壌や資材搬出入のための仮設桟橋を設置

・　洗浄処理が容易となるよう前処理として、土壌中の微生物を活性化し、ベンゼン等の濃度を低下

(ｲ)　汚染土壌・汚染地下水対策

（ガス工場操業時地盤面から深さ２ｍまでの部分(A.P.+2.0m)より上部）

・　地下水をポンプにより揚水し、A.P.+2.0mまで水位を低下させ、揚水した地下水は仮設プラントで浄化処理

・　A.P.+4.0mより上部の盛土を掘削し、場外に運搬、仮置き

・　A.P.+2.0～4.0ｍの土壌を全て掘削し、汚染状況に応じて仮設プラントで、掘削微生物処理、洗浄処理、中温加熱処理のいずれか又はこれらを組み合わせて処理
（A.P.+2.0ｍより下部）
・　地下水の移動防止のため、施工期間中、汚染箇所の周囲に鋼矢板を打設
・　地下水をポンプにより揚水し、土壌を掘削する深さまで水位を低下させ、揚水した地下水は仮設プラントで浄化処理
・　地下水のみが汚染されている箇所については、揚水時にベンゼンガスの吸引も行い、浄化を促進
・　底面管理によって汚染物質の存在する深さを確認しながら、必要な深さまで土壌を掘削し、汚染土壌は仮設プラントで処理、非汚染土壌は仮置き場に運搬
・　処理済み土壌も活用しA.P.+2.0ｍまで埋め戻し
・　不透水層まで汚染土壌を掘削した場合及び不透水層が確認されない場合は、セメント固化材等を用いて不透水層を形成したのち、埋め戻し

(ｳ)　液状化対策
・　砂質土層が厚い箇所は、砂杭締固め工法にて液状化対策を実施
・　砂質土層が薄く表層にある箇所は、格子状固化工法にて液状化対策を実施

(ｴ)　埋め戻し・盛土
・　A.P.+2.0ｍの位置に厚さ50㎝の砕石層を設置
・　A.P.+6.5ｍまで埋め戻し・盛土

(ｵ)　地下水管理システムの設置
・　地下水質モニタリング用観測井戸を設置し、地下水の浄化を確認
・　地下水の水位観測井戸、揚水井戸、貯留槽、浄化処理施設を設置し、これらをシステムで連携して地下水位を管理
・　日常的に維持していく地下水位は、A.P.+1.8ｍに設定

オ　技術会議報告書（その２）（平成22年８月）の内容

(ｱ)　実験概要

汚染物質の種類等から、以下の６つの処理方法により実施

<table>
<tr><th colspan="3">汚染物質の種類等</th><th colspan="2">処理方法</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="6">土壌</td><td colspan="2">ベンゼン</td><td rowspan="2">微生物処理</td><td>掘削微生物処理</td><td>汚染土壌を掘削し、予定地内に畝を作り、空気、栄養塩を投与し、微生物により、分解処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">ベンゼン、重金属等、
シアン化合物の複合汚染</td><td>原位置微生物処理
洗浄処理</td><td>現地で、微生物によりベンゼンを環境基準値の 10 倍程度（10～20 倍）にまで低下させ、その後汚染土壌を掘削し、場外の洗浄処理施設で処理</td></tr>
<tr><td colspan="2">低濃度ベンゼン、シアン化合物、重金属等を含む複合汚染</td><td colspan="2">洗浄処理</td><td>汚染土壌を掘削し、場外の洗浄処理施設で処理</td></tr>
<tr><td rowspan="2">油膜が見られる汚染土壌</td><td>ベンゼン</td><td colspan="2">中温加熱処理</td><td>汚染土壌を掘削し、場外の中温加熱処理施設で処理</td></tr>
<tr><td>重金属等、
シアン化合物</td><td colspan="2">中温加熱処理
洗浄処理</td><td>汚染土壌を掘削し、場外の中温加熱処理施設で処理後、場外の洗浄処理施設で処理</td></tr>
<tr><td>地下水</td><td colspan="2">ベンゼン、シアン化合物、
重金属等を含む汚染地下水</td><td colspan="2">地下水浄化処理</td><td>揚水及び復水により、現地の地下水を浄化
揚水した汚染地下水は、現地に設置した地下水浄化施設で処理</td></tr>
</table>

(ｲ)　評価・検証のまとめ

①　実験内容やデータに関し評価・検証を行い、全ての処理技術について有効性を確認

②　豊洲新市場予定地の汚染物質は、除去可能と考えられる。

(ｳ)　技術会議からの提言

①　微生物処理による前処理土壌量の削減

洗浄処理は、洗浄処理が可能なベンゼンの濃度について、最新のデータの把握に努め、洗浄処理前の処理対象土壌量削減を図るものとする。

②　掘削微生物処理の対象汚染土壌の見直し

掘削微生物処理は、ベンゼンのみによる汚染土壌としていたが、シアン化合物との複合汚染であってもベンゼンの浄化が可能であり、効率的と判断されれば、複合汚染土壌の洗浄処理前の処理としての活用を図るものとする。

③　地下水のみ汚染された地点における工法の見直し

地下水浄化処理は、揚水と合わせガス吸引を行うことを提言していたが、地下水汚染の範囲が限られたケースではガス吸引を併用しなくても浄化が可能であることが確認されたため、実施に当たっては、柔軟な対応が求められる。

(ｴ)　盛土について

①　都からの報告

・　土壌汚染調査の概要

土壌または地下水で環境基準を超過した1,475地点のうち、盛土のある1,146地点において、東京ガス株式会社豊洲工場操業時の地盤面から上位50㎝で調査を行い、盛土の土壌汚染の状況を把握（調査期間は、平成20年３月から平成21年８月まで）

・　土壌汚染調査の結果

1,146地点のうち30地点（約３％）の盛土において環境基準超過を確認

・　対策

環境基準超過を確認した30地点の盛土については、汚染物質を処理

・　盛土として搬入された土壌

化学性状試験や土地利用履歴等により、汚染のおそれがないものと判断

②　技術会議における検討・提言

・　盛土の汚染

盛土の汚染原因は、地下水位の上昇などが影響したと考えられるが、完全に原因を特定することは困難

・　盛土の安全対策

汚染物質が検出された30地点については、既定の方針にしたがって汚染物質を除去すること。他の盛土については、市場用地の特殊性を考慮し、念のため、調査を行い、安全性を確認すること。

調査は、全盛土、100m^{3}毎に25物質（土壌汚染対策法で指定された特定有害物質）について行い、汚染が見つかった場合には、汚染土壌は処理し、きれいな土を盛ること。

(6) 豊洲新市場整備方針の策定（平成21年２月）

ア　土壌汚染対策

「豊洲新市場予定地の土壌汚染対策工事に関する技術会議」の提言をもって都の土壌汚染対策とする。

(ｱ)　対策の具体的内容

遮水壁の設置から盛土の掘削、地下水の揚水・浄化、土壌の掘削・運搬、汚染物質処理、

液状化対策、砕石層設置、地下水の管理までの一貫した対策とする。

(ｲ)　経費　586億円、工期　20ヵ月

(ｳ)　盛土部の仮置き場として、新海面処分場を確保

(ｴ)　仮設プラントは、隣接地及び中央防波堤内側を候補地として設置

(ｵ)　埋め立ての基準を満たす土壌については、新海面処分場等で活用

イ　豊洲新市場開場時期及び整備スケジュール

豊洲新市場開場時期　　平成26年12月

ウ　豊洲新市場整備総事業費

4,316億円（総事業費に含まれる用地取得価格は購入時に再評価）

(7) 豊洲市場における地下水等管理に関する協議会
（旧土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会）

ア　設置目的

豊洲市場における地下水等管理について、関係者間で情報を共有し意見交換を行う。

イ　設置期間

平成24年７月から

ウ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成24年７月27日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　仮設土壌処理プラントにおける処理結果
第２回	平成25年１月24日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　土壌汚染・汚染地下水の処理結果 ・　地下水管理システムの概要
第３回	平成25年５月21日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　汚染土壌・汚染地下水の処理結果
第４回	平成25年10月３日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　汚染土壌・汚染地下水の処理結果等
第５回	平成26年２月24日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　汚染土壌・汚染地下水の処理結果等
第６回	平成27年３月９日	・　土壌汚染対策工事の状況 ・　地下水管理システムに関する説明
第７回	平成28年６月28日	・　開場後の地下水管理 ・　地下水のモニタリング及び施設内空気の測定 ・　地下水管理システム工事の整備状況
第８回	平成31年２月16日	・　要綱の改正(会議名・設置目的などの変更) ・　空気・地下水質調査結果 ・　空気・地下水質調査（地下水質測定頻度の変更） ・　地下水管理システムに関する説明
第９回	令和元年11月30日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水管理システムに関する説明 ・　地下ピット内の施設の点検・補修

第 10 回	令和３年１月22日 ～ 令和３年２月４日 （書面開催）	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　地下水位抑制対策 ・　地下ピット内の床面補修（完了報告）
第 11 回	令和４年１月20日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　地下水位上昇抑制対策 ・　地下ピット内の施設の維持管理
第 12 回	令和５年２月９日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況 ・　地下ピット内の施設の維持管理
第 13 回	令和６年２月13日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況 ・　地下ピット内の底面補修（完了報告）
第 14 回	令和７年２月17日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況
第 15 回	令和８年２月20日	・　空気・地下水質調査結果 ・　地下水位の状況 ・　工事の実施状況等

(8) 豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議

ア　設置目的

生鮮食料品等を扱う豊洲市場において、食の安全・安心を確保する観点から、改めて土壌汚染対策について専門家により検討を行う。

イ　検討事項

地下ピットがある状態の確認と評価、リスク管理上必要な対応策の検討、その他必要な事項

ウ　設置期間

平成28年９月から平成30年11月

エ　会議内容

開催年月日		主な検討・報告事項
第１回	平成28年10月15日	・第８回地下水モニタリング結果 ・空気・水質等の測定結果 ・地下水管理システムの稼働状況　など
第２回	平成28年11月12日	・空気・水質等の測定結果 ・地下水管理システムの稼働状況　など
第３回	平成28年12月10日	・空気・水質等の測定結果 ・地下水管理システムの稼働状況　など
第４回	平成29年１月14日	・これまでの評価状況のまとめ ・第９回地下水モニタリング結果【暫定値】 ・専門家会議が指示した調査結果　など

第５回	平成29年３月19日	・第９回地下水モニタリング再調査の結果 ・第１回～第９回の調査実施状況 ・地下ピットのある状態の評価と対応策　など
第６回	平成29年５月18日	・空気、水質等の測定結果など
	平成29年６月11日	・今後の対応策　など

オ　地下ピットがある状態の評価

(ｱ) 地下水経由のリスク

・地下水の飲用その他の利用は予定されていないため、問題は生じない。

(ｲ) 汚染土壌の直接摂取（摂食・皮膚接触）によるリスク

・建物部分は地下ピット部の床面が敷均しコンクリートまたは厚さ50㎝の砕石層となっており、建物以外の場所は厚さ50㎝以上盛土されているため、汚染土壌の直接摂取の可能性はなく、問題は生じない。

(ｳ) 室内空気経由のリスク

・将来について、建物１階部分の床面等にひび割れが生じたりし、地下ピット内の空気が建物１階部分に侵入する状態が発生する可能性を考慮すると、地下ピット内に滞留した水銀等を含む空気が建物１階部分に侵入、又は地下ピット内の空気中の水銀等が建物１階部分の空気中に拡散して来る可能性が考えられる。

・この場合、地下ピット内における空気中の水銀等の濃度が指針値等以下で維持されれば問題は生じることはないと考えられる。

カ　今後の対応策の内容

(ｱ)　地下ピットにおける水銀等ガス濃度上昇防止対策（案）について

・地下ピットにおける水銀等ガス濃度上昇防止対策については、以下の２案が示され、いずれの案も対策として必要とされる効果を得られるものと評価

＜地下ピットにおける水銀等ガス濃度上昇防止対策の概要＞

a　案１

・対策内容：①遮蔽シートにより、ガスの侵入を大幅に低減
②必要に応じた換気により、ガスの濃度上昇を防止

・工期（契約期間含む）：22か月

・留意事項：遮蔽効果の確認（国内実績なし、米国実績あり、遮蔽性能、耐久性等の確認）

b　案２

・対策内容：①コンクリートにより、ガスの侵入を低減
②常時換気を行いガスの濃度上昇を防止

・工期（契約期間含む）：８か月

・留意事項：コンクリートのひび割れ抑制への配慮（調合、目地の設置、チェックと補修）

（案１及び案２の工期は、専門家会議の指示を受けて、都が試算したもの）

(ｲ)　地下水管理システムの機能強化（案）について

・専門家会議では、地下水管理システムにより、汚染地下水を徐々に回収し、地下水汚染を浄化していくことが可能であるが、現時点ではまだ地下水位が高く、早期に日常管理水位（A.P.+1.8m）まで下げて安定した運用を行えるよう、機能強化を検討することが必要と指摘され、これを踏まえて、機能強化策が示された。

＜地下水管理システムの機能強化策の概要＞

・地下水中の付着物による目詰まりのため、揚水機能が低下した井戸の洗浄及びポンプ交換を行い、機能回復を図る。
・地下ピット内に新たに揚水ポンプを設置して、建物下からも地下水の揚水を行えるようにする。
・地下水位を観測している21箇所の井戸に揚水ポンプを設置して、揚水機能を増強する。
・地下水位が高い箇所において、真空ポンプで揚水する設備を新たに設置して、早期の水位低下を図る。

(ｳ) 今後のモニタリング計画（案）について
・201地点の２年間モニタリングについては、第９回モニタリング結果の確定を受けて終了。
・今後のモニタリングについては、敷地全体での濃度推移を把握する観点から、46地点（再調査地点（29箇所）＋全体的な位置バランスを考慮して選定した地点（17地点））で行い、濃度の傾向の安定を確認し、当面の目標地下水位（A.P.+2.0m）が達成されるまで実施する。
・将来的には地下水管理システムを利用したモニタリングを実施する。
※29地点：濃度確認モニタリング（１か月に１回）
17地点：全体確認モニタリング（３か月に１回）

(ｴ) 補助315号線連絡通路部の水銀等ガス対応方法について
・ベントナイト混合土層と観測用人孔との間に隙間が生じている可能性があるため、充填剤等で隙間を埋めるなどの対策を検討する。

キ 追加対策工事

専門家会議からの提言に基づき、地下ピット内での水銀等ガス濃度上昇防止策と地下水管理システムの機能強化等の追加対策を実施。

平成30年７月30日に専門家会議による追加対策工事に関する確認調査等の結果を公表。

(ｱ) 各対策工事にかかる確認調査の結果（評価）

① 地下ピット内での対策（水銀等ガス濃度上昇防止策）
・追加対策工事は適切に実施されており、計画通りに換気されることで、地下ピット内の空気の水銀等ガス濃度は問題のない状態で維持される。
・床面コンクリートおよび換気設備の維持管理が適切に行われていくことにより、将来にわたって盛土と同等の機能を果たすことができると考えられる。

② 地下水管理システムの機能強化
・建物下の揚水ポンプの設置等により、地下水管理システムの揚水機能が強化されたことが、地下水排水量のデータから確認された。
・各街区の建物部分以外、建物下それぞれの平均地下水位が当面の目標地下水位（A.P.+2.0m）以下まで低下した。
・引き続き地下水の揚水を継続し、A.P.+2.0m前後で地下水位が常時維持されるようにA.P.+1.8mを目標管理水位として地下水管理システムを稼働していくことが望ましい。

③ 補助315号線連絡通路部の水銀等ガス濃度上昇防止策
・検出される水銀ガスの濃度は指針値に適合するレベルであり、地上部および連絡通路内の空気に影響を及ぼす可能性はないと考えられるため、これ以上の対策は不要と判断される。

(ｲ) 空気測定および地下水質測定
・建物１階部分、各街区の屋外（地上部）及び補助315号線連絡通路部の空気は、科学的な安全が確保された状態で維持されていると考えられる。
・平成28年10月の地下水管理システムの本格稼働に伴って帯水層下部を中心に地下水流

動に変化が生じ、第９回地下水モニタリング（平成28年11月～12月）以降、地下水汚染状況は大きく変化していないと考えられ、さらに大きく濃度が上昇する可能性は考えにくい。

(ｳ) 今後の管理（案）

・都による今後の管理（案）の内容（設備の維持管理、空気や地下水の測定など）は妥当であり、確実に実施していくことが重要である。

・市場開場後の空気測定等については、当面は毎月実施していくことが望ましいと考えられる。

(ｴ) 全体評価

・都が実施した追加対策により、将来リスクを踏まえた安全性が確保されたことを確認した。

・今後は、都による管理（案）の内容を確実に実施していくことが重要である。

(9) 市場問題プロジェクトチーム

ア　プロジェクトチームの位置づけ

築地市場の豊洲市場への移転及び市場のあり方に関し、土壌汚染、施設及び事業に関する事項等について検討し、その結果を知事に報告する。(総務局が庶務を担当)

イ　検討事項

豊洲市場の土壌汚染、施設及び事業に関する事項、市場の在り方に関する事項、その他関連する事項

ウ　会議内容等

開催年月日		主な内容
第1回	平成 28 年 9月 29 日	・市場問題プロジェクトチーム発足の趣旨 ・築地市場から豊洲市場への移転の経緯 ・検討課題とその検討手順
第2回	平成 28 年 10 月 25 日	・豊洲市場の建物の構造安全性について
―	平成 28 年 11 月 15 日	・築地市場内の事業者に対するヒアリング (水産物部及び関連事業者)
第3回	平成 28 年 11 月 29 日	・豊洲市場の施設の安全性、機能について (物流関係)など
―	平成 28 年 12 月 14 日	・築地市場内の事業者に対するヒアリング (青果部事業者)
第4回	平成 28 年 12 月 21 日	・豊洲市場の施設の安全性、機能について (温度管理・衛生管理)など
第5回	平成 29 年 1月 25 日	・豊洲市場の事業継続性、業者の負担と事業継続性など
第6回	平成 29 年 2月 23 日	・築地市場の補修など
第7回	平成 29 年 3月 29 日	・豊洲市場の液状化対策など
第8回	平成 29 年 4月 26 日	・市場問題プロジェクトチーム第1次報告書素案
第9回	平成 29 年 5月 24 日	・市場問題プロジェクトチーム第1次報告書案
第 10 回	平成 29 年 6月 5日	・市場問題プロジェクトチーム第1次報告書案

—	平成 29 年　6月 13 日	・第1次報告書を知事に手交 (卸売市場のあり方、豊洲市場移転案、築地市場改修案)
第 11 回	平成 29 年　8月　 4日	・豊洲市場の土壌汚染対策など ・市場問題プロジェクトチーム第2次報告書(案)
—	平成 29 年　8月 10 日	・第2次報告書を知事に提出

(10) 市場のあり方戦略本部

ア　あり方戦略本部の位置づけ

専門家会議や市場問題プロジェクトチームによる検証の成果を集約した上で、残された諸課題を総点検し、総合的な判断に繋げるための庁内検討組織として設置

イ　検討事項

以下の３つのテーマで総点検を行う

①都民の理解と納得　②豊洲・築地市場の課題　③市場の将来的なあり方

ウ　会議内容

開催年月日		主な内容
第1回	平成 29 年4月　3日	・今後の進め方(ヒアリング等)
第2回	平成 29 年4月 27 日	・市場移転問題にかかる諸課題の整理(卸売市場の役割と都の現状、移転検討の経緯など) ・課題の検証(豊洲市場の課題への対応、築地改修(現在地再整備)における課題など)
第3回	平成 29 年6月 15 日	・「市場のあり方」について ・11 市場全体で見た市場運営のあり方の検証 ・中央卸売市場会計の持続可能性の検証
第4回	平成 29 年6月 16 日	・豊洲市場の課題への対応(「無害化」の議論の整理、安全・安心確保に向けた取組、事業継続性確保に向けた収支改善策) ・築地改修案(現在地再整備)について ・市場のあり方戦略本部(第3回)補足説明

※　平成29年5月10日 知事ヒアリング、5月16日 本部長ヒアリングを実施
　　平成29年5月11日、15日、17日、18日　本部長インタビューを実施

(11) 市場移転に関する「基本方針」

平成29年６月20日知事会見にて、市場移転に関する「基本方針」を公表

○築地市場は、長年培ったブランド力と地域との調和を生かし、あらためて活用する。

○地下空間の追加対策、地下水管理システム補強策などの安全対策を講じた上で、豊洲市場を活かす。

○豊洲市場は、中央卸売市場として、冷凍冷蔵・加工等機能を強化し、ＩＴを活用した総合物流拠点とする。

○東京都は、事業者の皆さま、都民の皆さまの信頼回復に徹底的に取り組む。

(12) 市場移転に関する関係局長会議

平成29年６月22日　市場移転に関する関係局長会議

○基本方針を踏まえて推進すべき事項を整理

① 築地市場の豊洲市場への早期移転の円滑な実施

② 豊洲地区の賑わい創出

③ 環状２号線の五輪前の開通

④ 築地市場跡地のオリパラ輸送拠点としての整備に向けた調整

⑤ 築地の再開発に向けた検討

⑥ 豊洲市場移転・築地再開発全体の財政収支の観点からの検討

＜市場移転に関する関係局長会議（６月22日）における知事の指示内容＞

○豊洲市場への早期移転に全力で取り組むこと

○オリンピック・パラリンピックに向けた、環状２号線や輸送拠点整備について、関係機関との調整を進めること

○築地のロケーションを最大限に活かした再開発に向けて、夢のある姿を導き出すこと

平成29年７月21日　市場移転に関する関係局長会議

○関係各局における課題や進捗状況等を報告

① 築地市場の豊洲市場への早期移転の円滑な実施

② 東京２０２０大会に向けた準備の推進

③ 築地の再開発に向けた検討

④ 豊洲市場移転・築地再開発全体の財政収支の観点からの検討

＜豊洲市場への移転に関する基本スタンス（７月21日会議）＞

○「基本方針」の主旨は、“豊洲と築地の両方を活かす”

① 豊洲市場について

・豊洲市場への早期移転を円滑に行うことを最優先事項とする。

・豊洲市場は、継続的に中央卸売市場として運営していくとともに、日本の中核市場として育てていく。

・移転後は、千客万来施設も含め、市場業者の方や地元の皆様とともに、豊洲地区の賑わいを創出していく。

② 築地再開発について

・再開発に当たっては、築地エリアが有する食文化、浜離宮、水辺といったポテンシャルを活かして、多様な観点からまちづくりを検討し、経済合理性を確保しつつ民間主導で進めていく。

・今後、幅広く都民や民間からのアイデアを募集するとともに、豊洲へ移転した後の状況も踏まえながら、ステップを踏んで検討する。

＜豊洲市場用地の土壌汚染対策に係る「無害化」に代わる新たな方針（７月21日会議）＞

○環境基準を達成できていない現状を真摯に受け止め、その反省を踏まえたうえで、安全で安心な市場の実現に向け、専門的・科学的で妥当な対策を講じる。

○追加対策工事の着実な実施により、地上の安全に万全を期する。

○地下水管理システムの適切な運用により、地下水位を管理するとともに、同システムの揚水機能を発揮し、中長期的に水質の改善を図る。
○専門家会議の助言に基づき、地上部の大気や地下水の水質を測定し、正確な情報発信を通じて、都民や事業者の理解と安心に繋げていく。

平成29年12月５日　市場移転に関する関係局長会議

○平成29年７月の関係局長会議でとりまとめられた取組の進捗状況等について関係各局より報告
① 豊洲市場への移転及び築地市場跡地のオリンピック・パラリンピックの活用に向けた全体スケジュール
② 築地再開発に関する報告

平成30年４月25日　市場移転に関する関係局長会議

○千客万来施設事業の動向、築地再開発について関係各局より報告
①千客万来施設事業の動向
・千客万来施設事業の概要
・千客万来施設の事業者による提案概要
・千客万来施設事業に関する主な経緯
②築地再開発に関する報告
・築地再開発検討会議「築地まちづくりの大きな視点」〈骨子案〉の概要

平成30年５月１日　市場移転に関する関係局長会議

○同日における千客万来施設事業者と都側との協議状況等について報告

平成30年５月28日　市場移転に関する関係局長会議

○同日における千客万来施設事業者からの回答とこれまでの経緯について報告

平成30年５月31日　市場移転に関する関係局長会議

○同日における千客万来施設事業者からの回答について報告
・以下の内容で千客万来施設事業を進めたい旨の回答（平成30年5月31日）
公募時に提案した施設の工事着工時期を変更し、
「東京2020大会後速やかに着手する」こととしたい。

平成30年６月７日　市場移転に関する関係局長会議

○豊洲市場の開場に向けた取組状況、環状第２号線の整備、築地再開発の検討状況について関係各局より報告
①　豊洲市場の開場に向けた取組状況
②　環状第２号線の整備
③　築地再開発の検討状況

平成30年７月31日　市場移転に関する関係局長会議

○専門家会議による、追加対策工事にかかる確認調査等の結果について報告

・追加対策工事の概要

・専門家会議による確認調査等の結果について（概要）

・豊洲市場の開場に向けた、安全・安心の確保に関する取組

・豊洲市場の「安全・安心な市場」としての開場に向けて

＜豊洲市場の「安全・安心な市場」としての開場に向けて（平成30年７月31日会議）＞

○豊洲市場の土壌汚染等の状況について、専門家会議が様々な検証を行い、法的・科学的な安全性を確認するとともに、その提言に基づき、都は、将来のリスクに備えた追加対策工事を完了

○追加対策工事の有効性が確認されたことにより、豊洲市場の安全性がさらに向上

○この間行ってきた「検証」・「対策」・「確認」という一連のステップが完了し、都民や市場関係者が安心して利用することができる「安全・安心な市場」として開場する条件が整ったと判断

⇩

○「安全・安心な市場」であることについて広く発信

○速やかに農林水産大臣に豊洲市場の開場の認可を申請

平成30年８月31日　市場移転に関する関係局長会議

○千客万来施設事業、賑わい創出について報告

①　千客万来施設事業について

・　千客万来施設の整備にかかる事業者との合意について

②　賑わい創出について

・　千客万来施設事業用地における賑わい創出の展開

平成30年11月28日　市場移転に関する関係局長会議

○豊洲市場の円滑な運営、築地市場跡地の活用、築地再開発の検討状況、中央卸売市場会計の持続可能性の検証について関係各局より報告

①　豊洲市場の円滑な運営

・　豊洲市場の開場について

・　開場後の円滑な市場運営に向けた取組

・　千客万来施設事業用地における賑わい創出の展開

②　築地市場跡地の活用（東京２０２０大会に向けた取組）

・　築地市場跡地のオリンピック・パラリンピックの活用に向けたスケジュール

・　旧築地市場解体工事の概要

・　環状第２号線の状況

・　東京２０２０大会に向けた車両基地（デポ）の整備について

③　築地再開発の検討状況

④　中央卸売市場会計の持続可能性の検証

平成31年１月23日　市場移転に関する関係局長会議

○築地再開発の検討状況、市場会計の持続可能性の検証について関係各局より報告

①　築地再開発の検討状況

・　築地まちづくり方針（素案）概要

②　市場会計の持続可能性の検証

・　パターンⅠ：築地市場跡地を一般会計に有償所管換する場合

・　パターンⅡ：築地市場跡地を中央卸売市場会計が保有し、長期貸付する場合

＜試算結果を踏まえた今後の方向性（平成31年１月23日会議）＞

○卸売市場を取り巻く環境の変化を踏まえた今回の収支試算結果とともに、将来の東京全体としての価値の最大化を目指す今後の築地まちづくりを見据えて、築地市場跡地については、一般会計に有償所管換をする。

※ 有償所管換の土地価格5,623億円から、土地処分に際して一般的に考慮すべき埋蔵文化財発掘調査費用等相当分となる200億円（試算上の数値）を留保した5,423億円を平成30年度最終補正予算案に計上予定。

○これにより、中央卸売市場会計の事業継続性は、今後約50年間は確保できる見通し。

○一方で、経常収支については、前回の試算結果と比べて改善傾向にあるものの、豊洲市場の減価償却費の影響により赤字で推移する見通しであり、長期的な観点に立てば、市場経営のあり方について検討が必要。

○こうした点も踏まえた上で、当面の経営改善策を着実に実行するとともに、卸売市場法の改正なども踏まえつつ、市場会計全体の将来を見据えた戦略的な経営と強固な財務体質確保に向けた経営計画を策定する。

平成31年３月29日　市場移転に関する関係局長会議

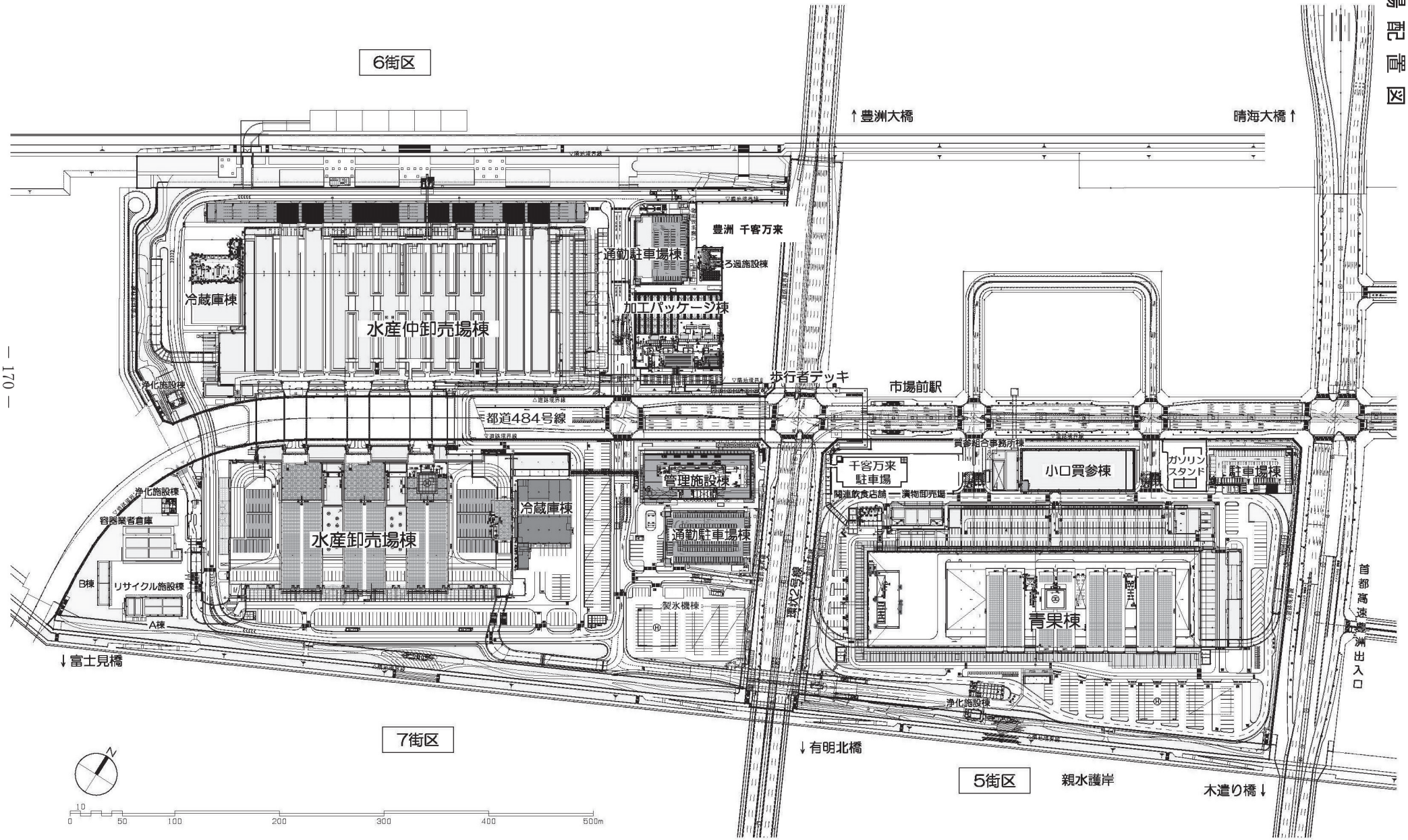
○築地再開発の検討状況について報告

・「築地まちづくり方針」概要

・「築地まちづくり方針（素案）」への御意見＜パブリックコメント　概要＞

・「築地まちづくり方針（素案）」からの主な修正内容

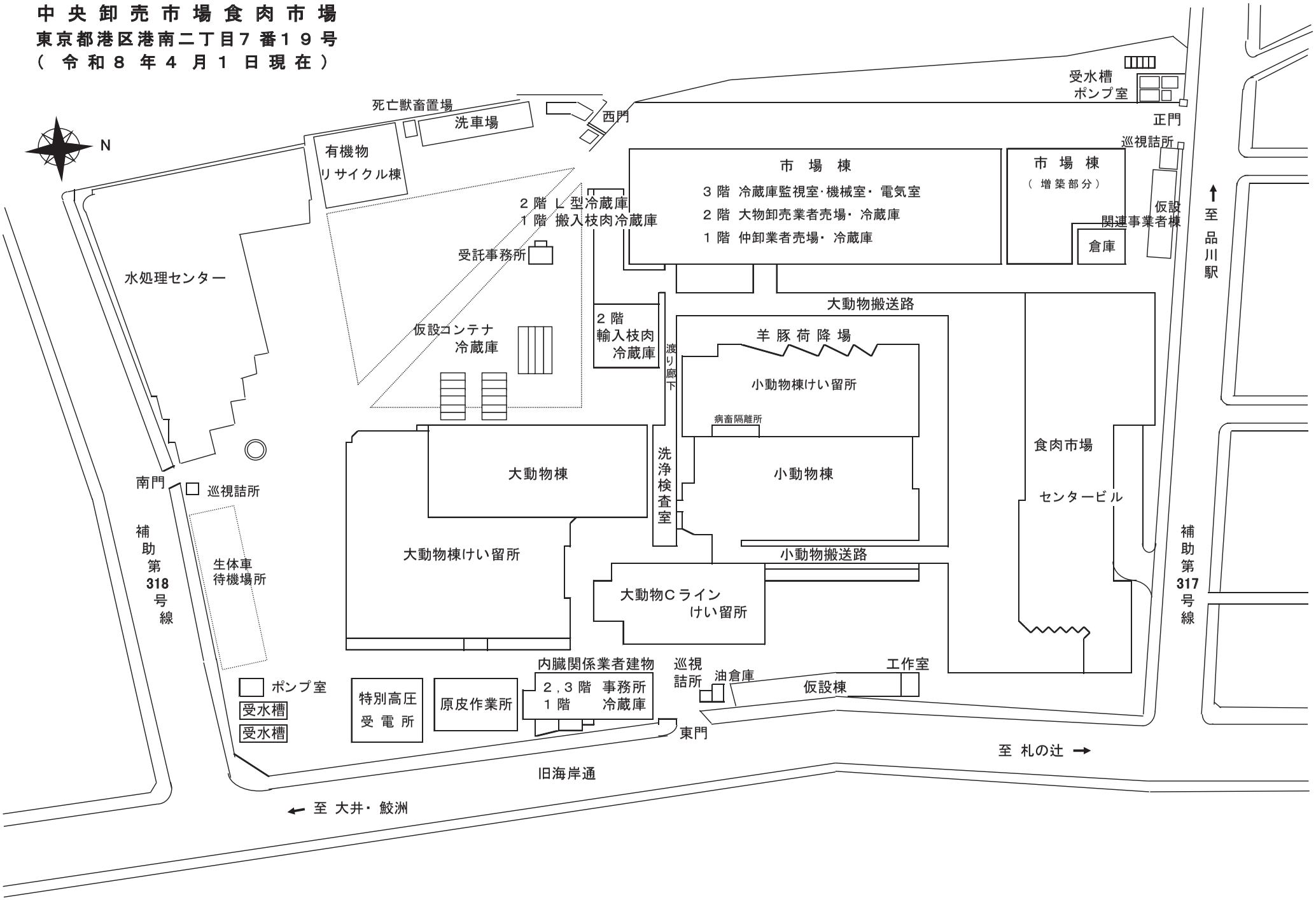
中央卸売市場　豊洲市場
江東区豊洲六丁目６番１号外
（令和８年４月１日現在）



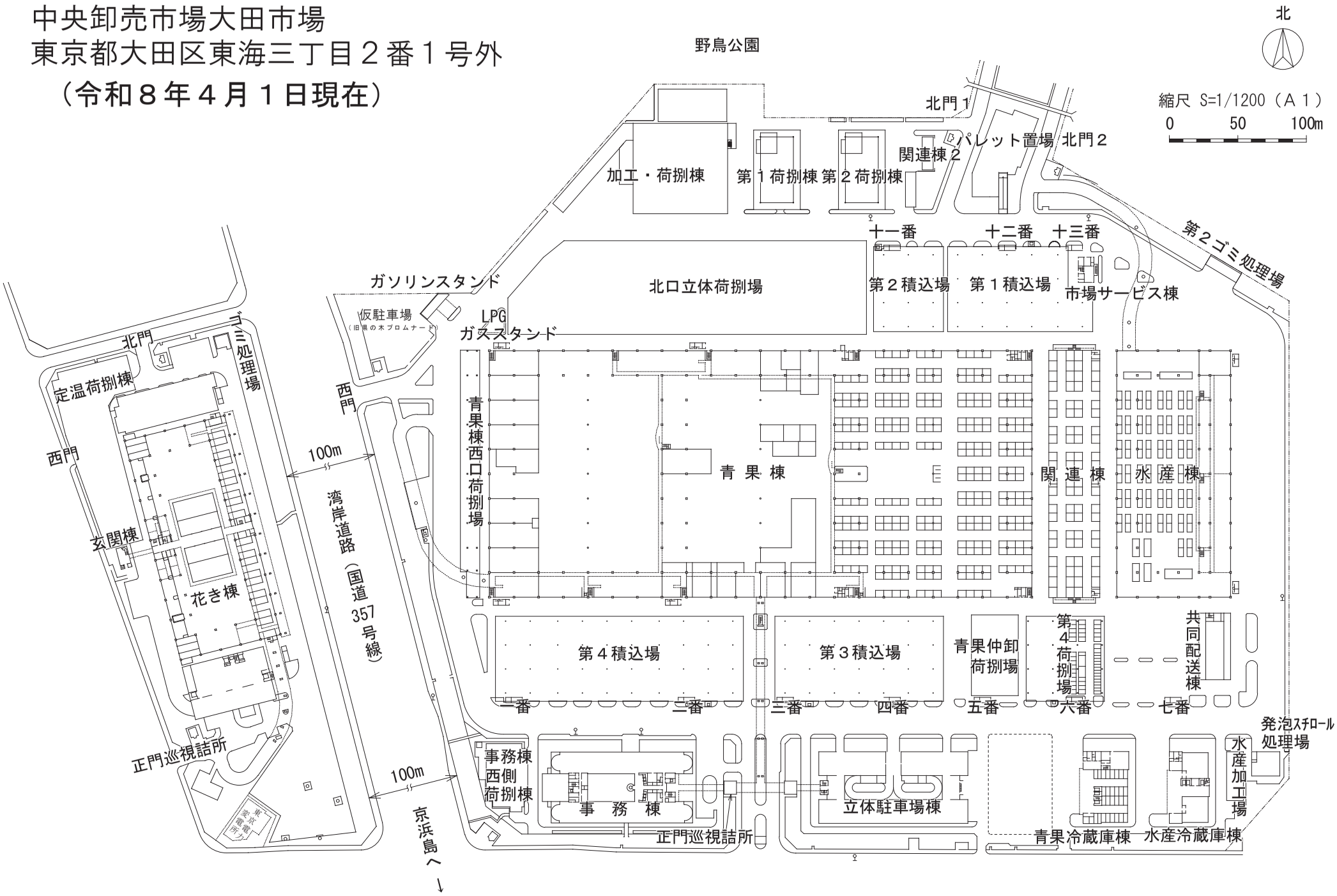
中央卸売市場食肉市場

東京都港区港南二丁目７番１９号

（ 令和８年４月１日現在 ）



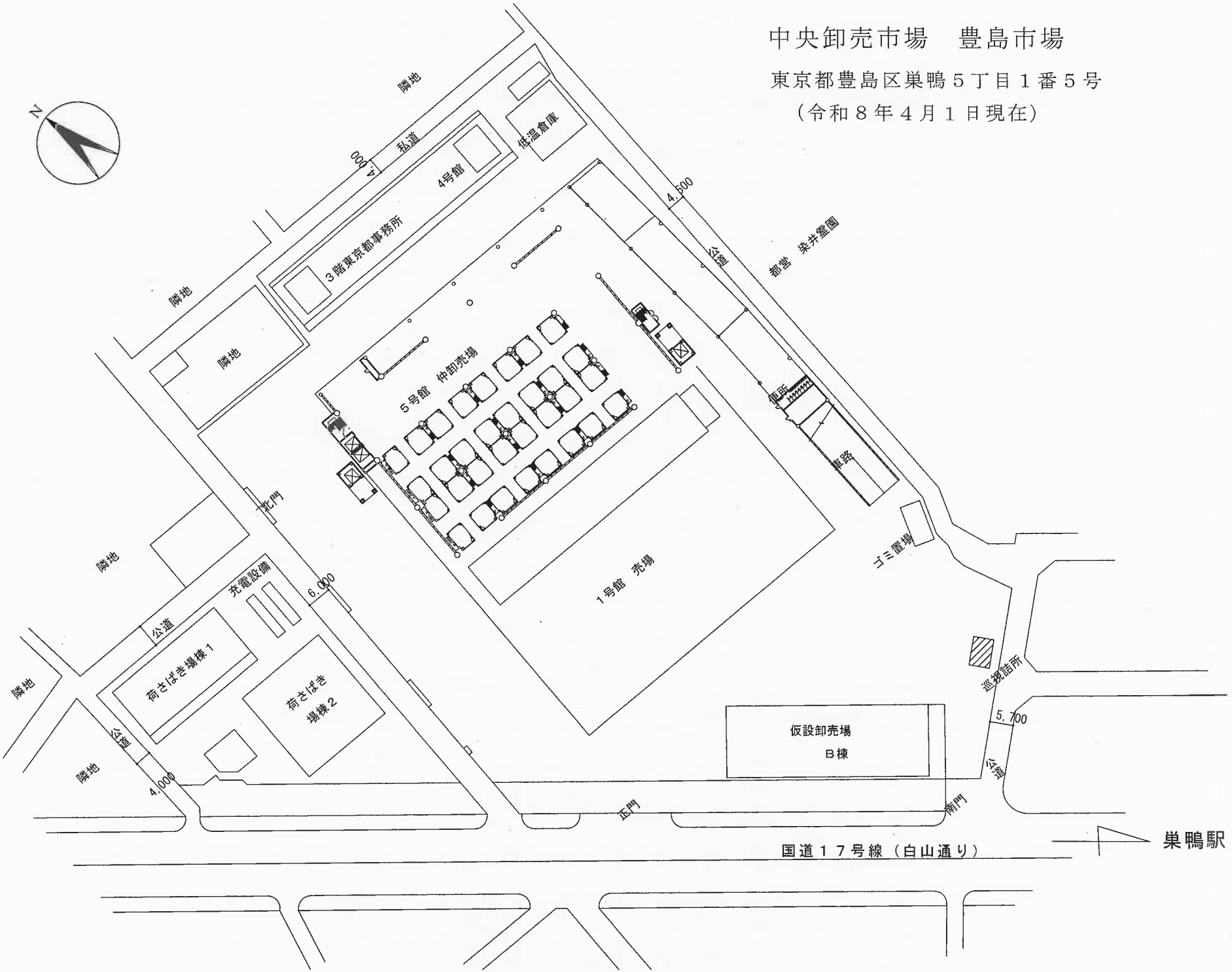
中央卸売市場大田市場
東京都大田区東海三丁目２番１号外
（令和８年４月１日現在）



中央卸売市場　豊島市場

東京都豊島区巣鴨５丁目１番５号

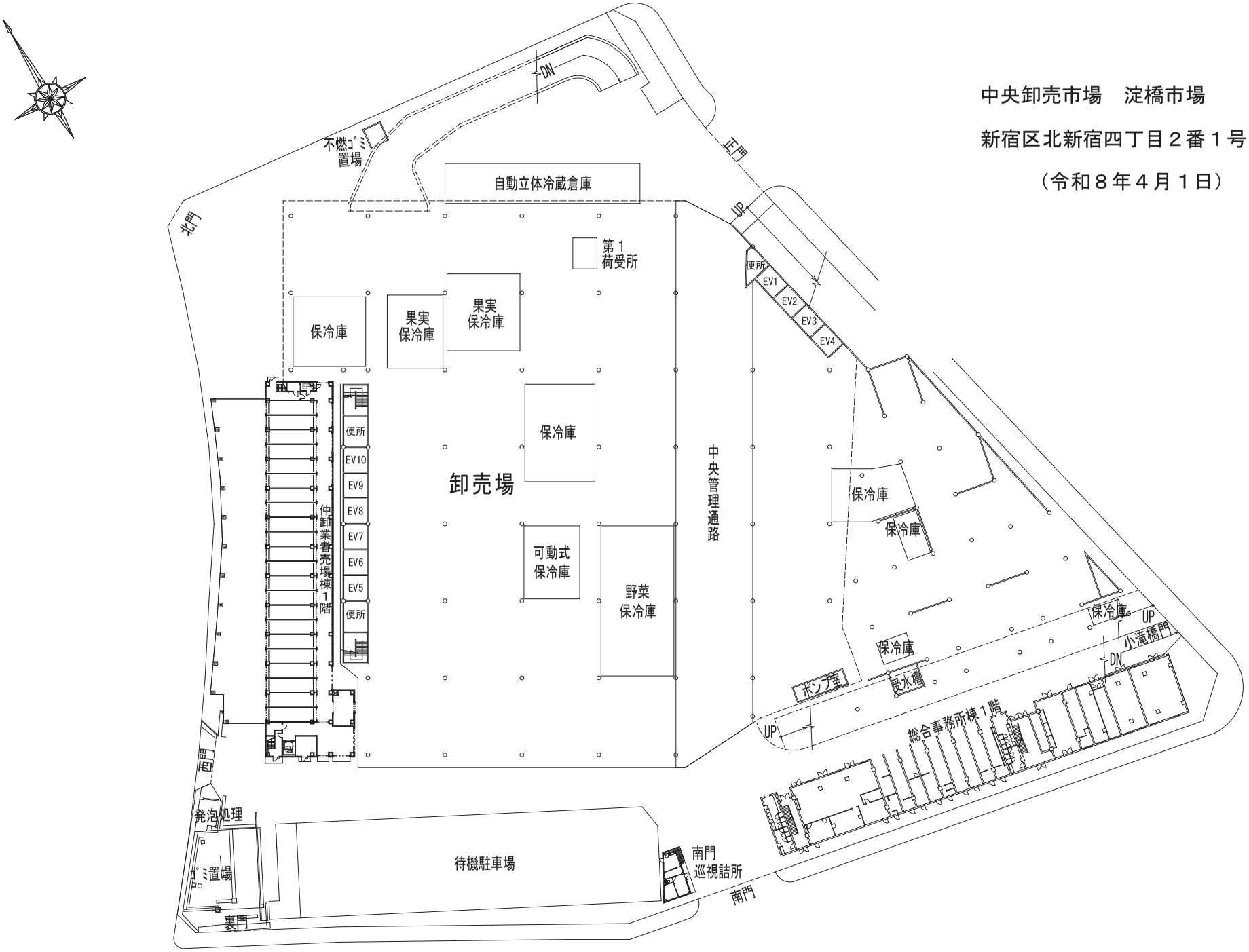
（令和８年４月１日現在）



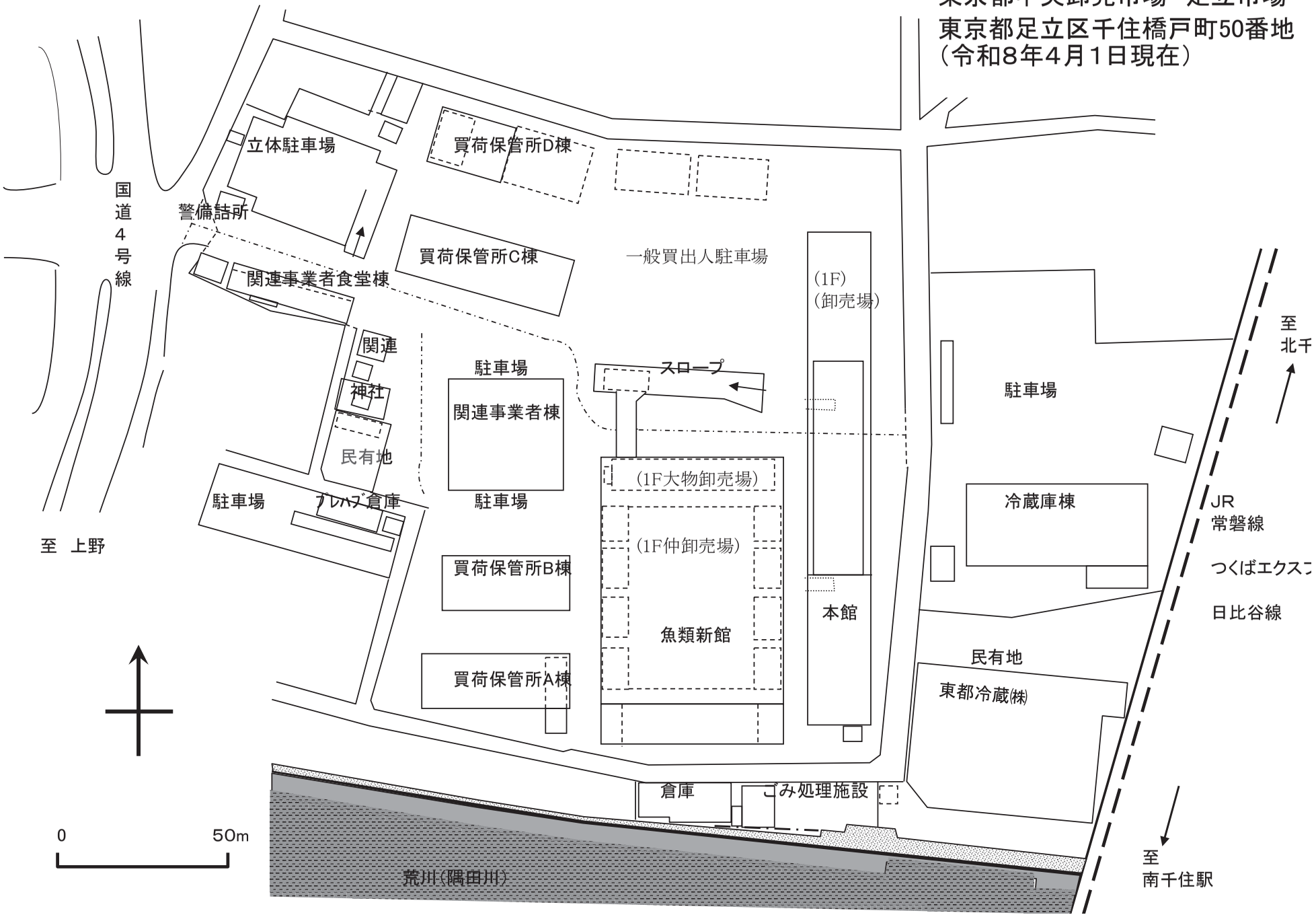
中央卸売市場　淀橋市場

新宿区北新宿四丁目２番１号

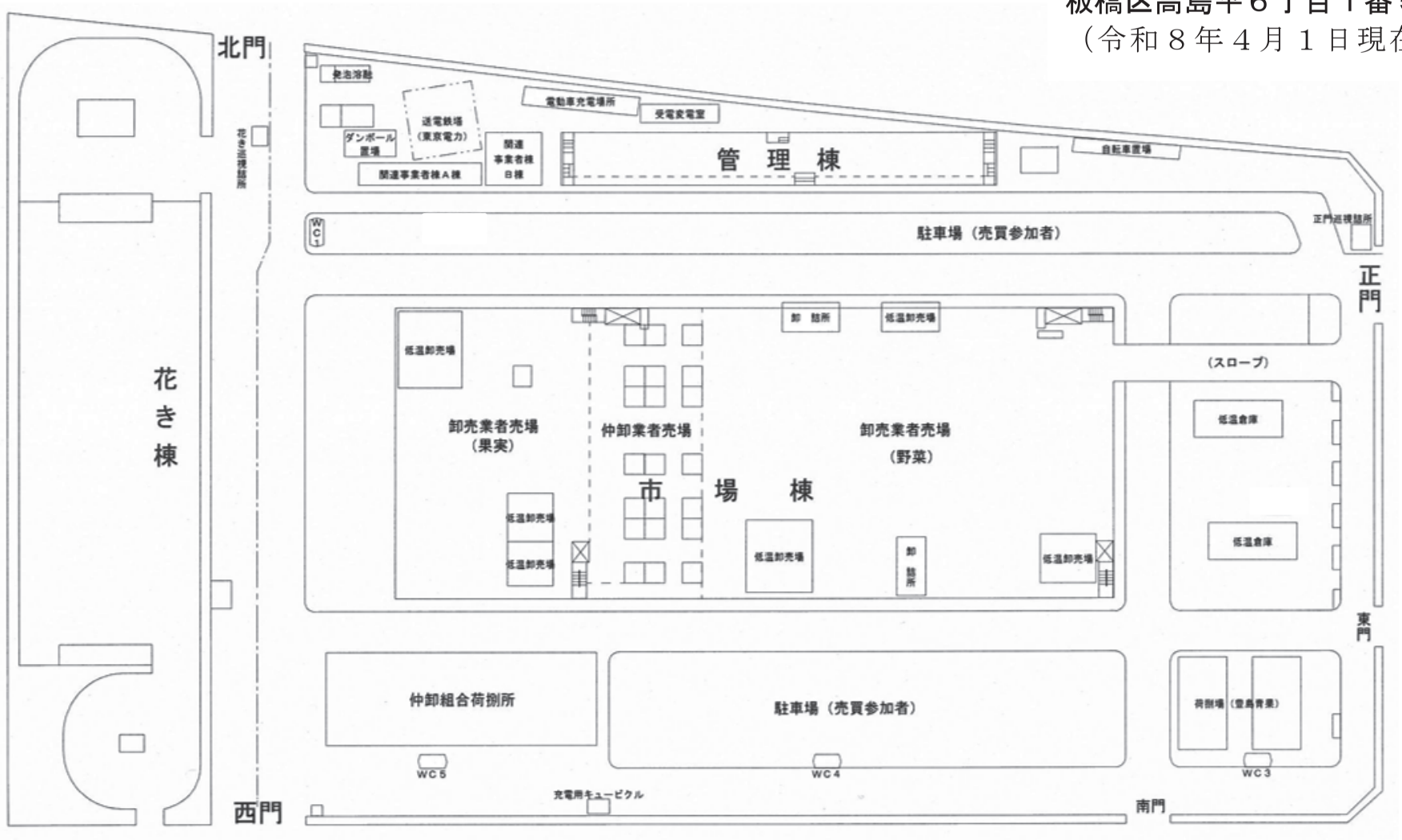
（令和８年４月１日）



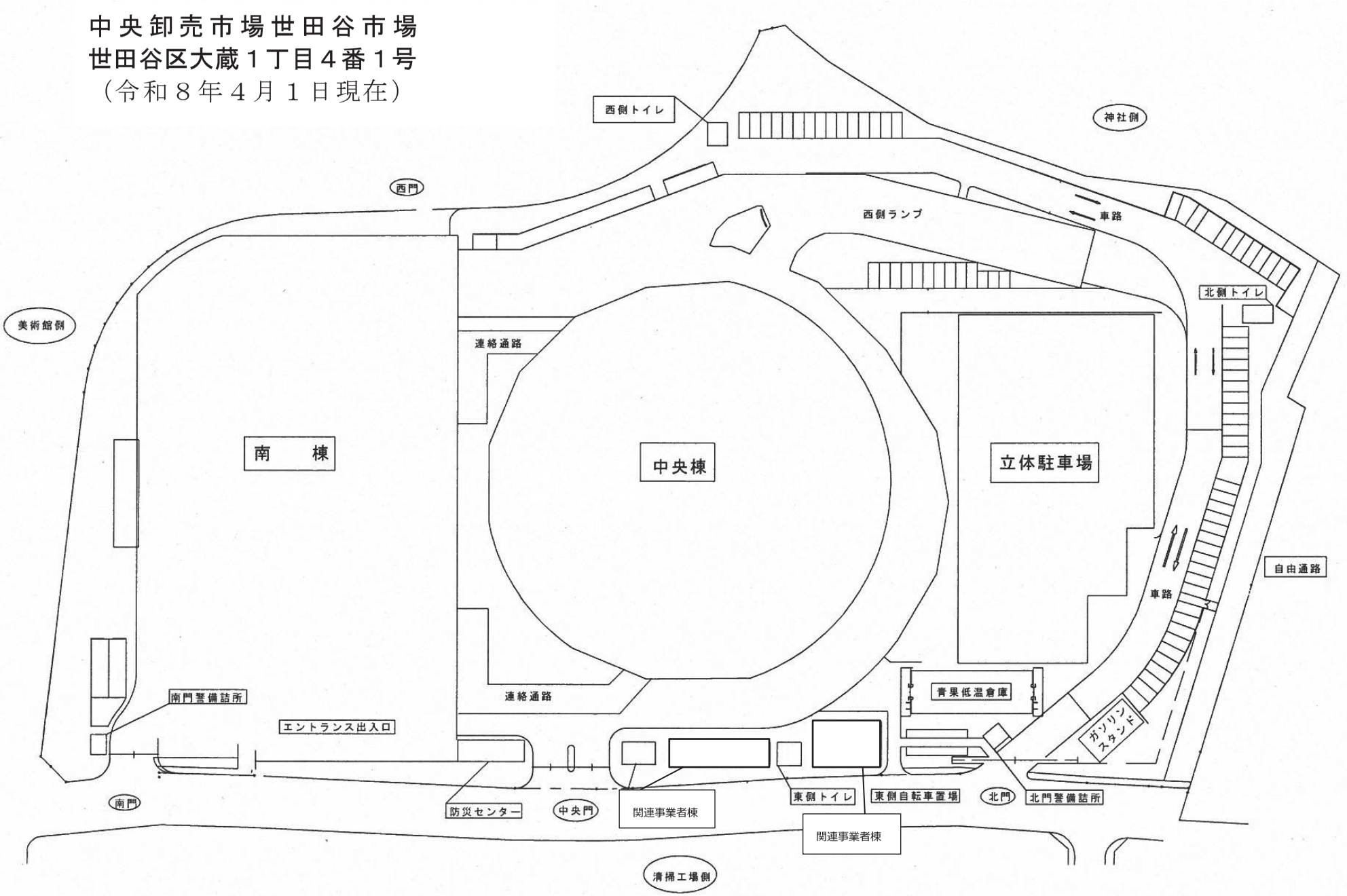
東京都中央卸売市場　足立市場
東京都足立区千住橋戸町50番地
（令和8年4月1日現在）



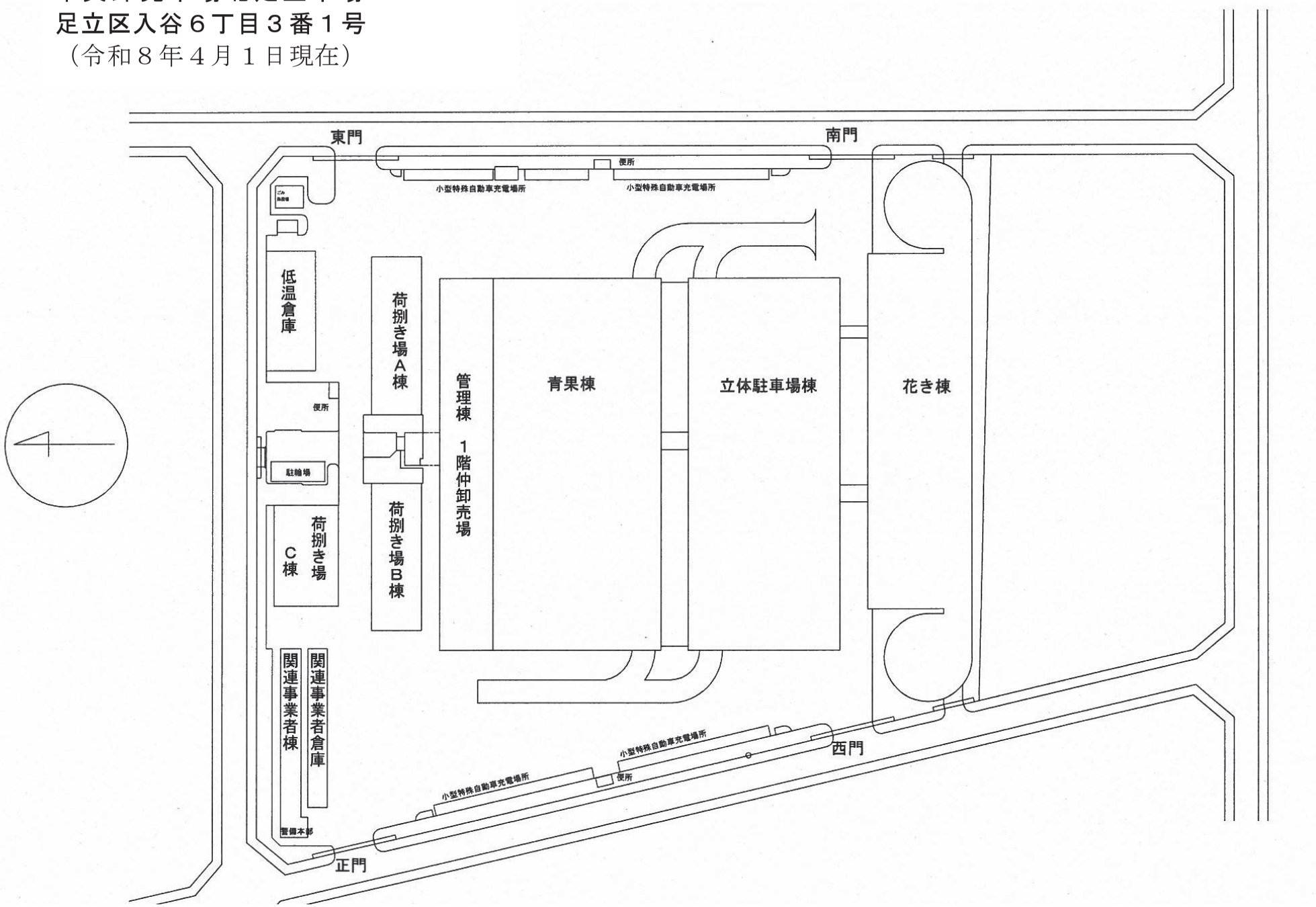
中央卸売市場板橋市場
板橋区高島平６丁目１番５号
（令和８年４月１日現在）



中央卸売市場世田谷市場
世田谷区大蔵１丁目４番１号
（令和８年４月１日現在）



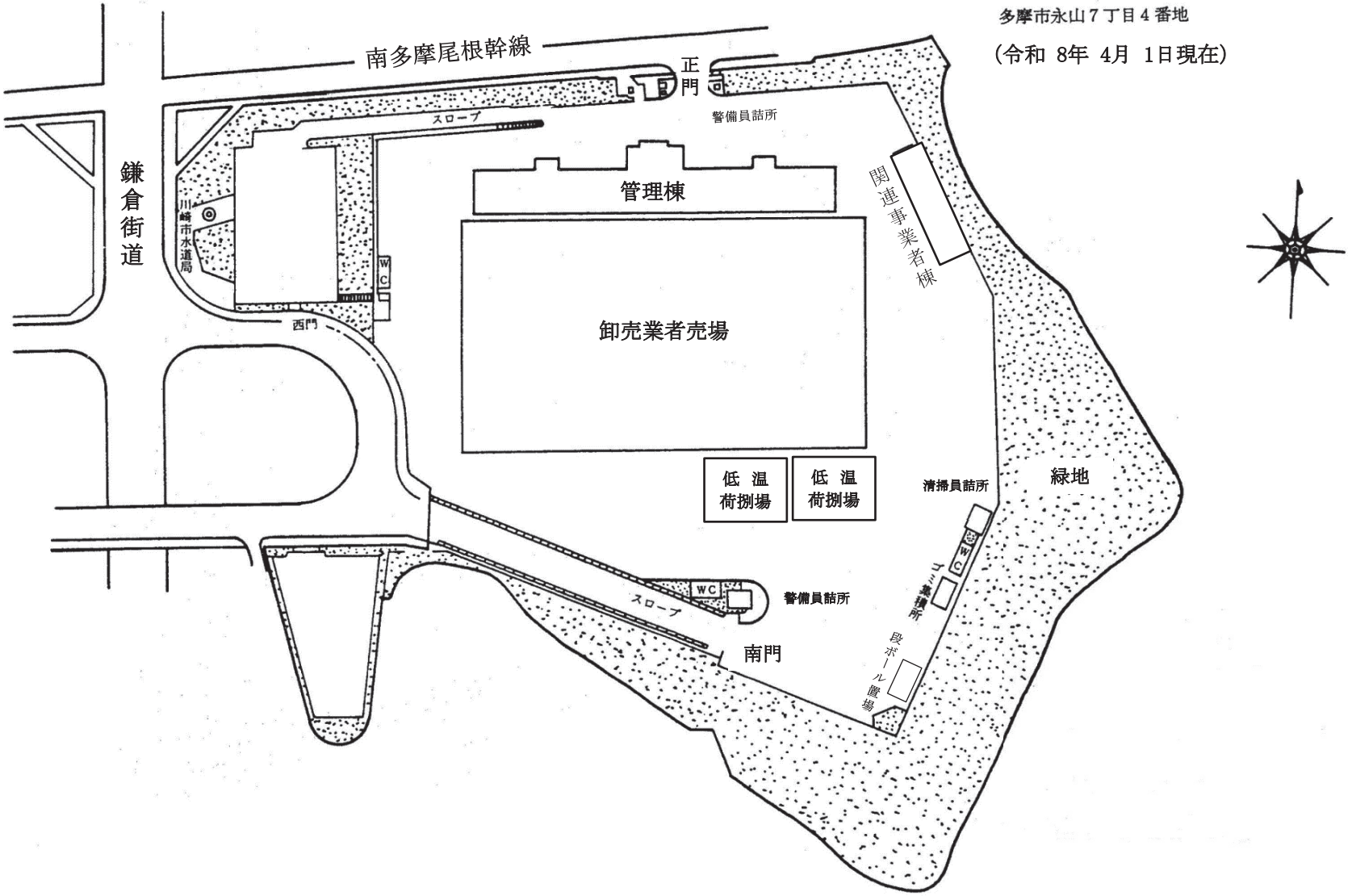
中央卸売市場北足立市場
足立区入谷６丁目３番１号
（令和８年４月１日現在）



中央卸売市場多摩ニュータウン市場

多摩市永山７丁目４番地

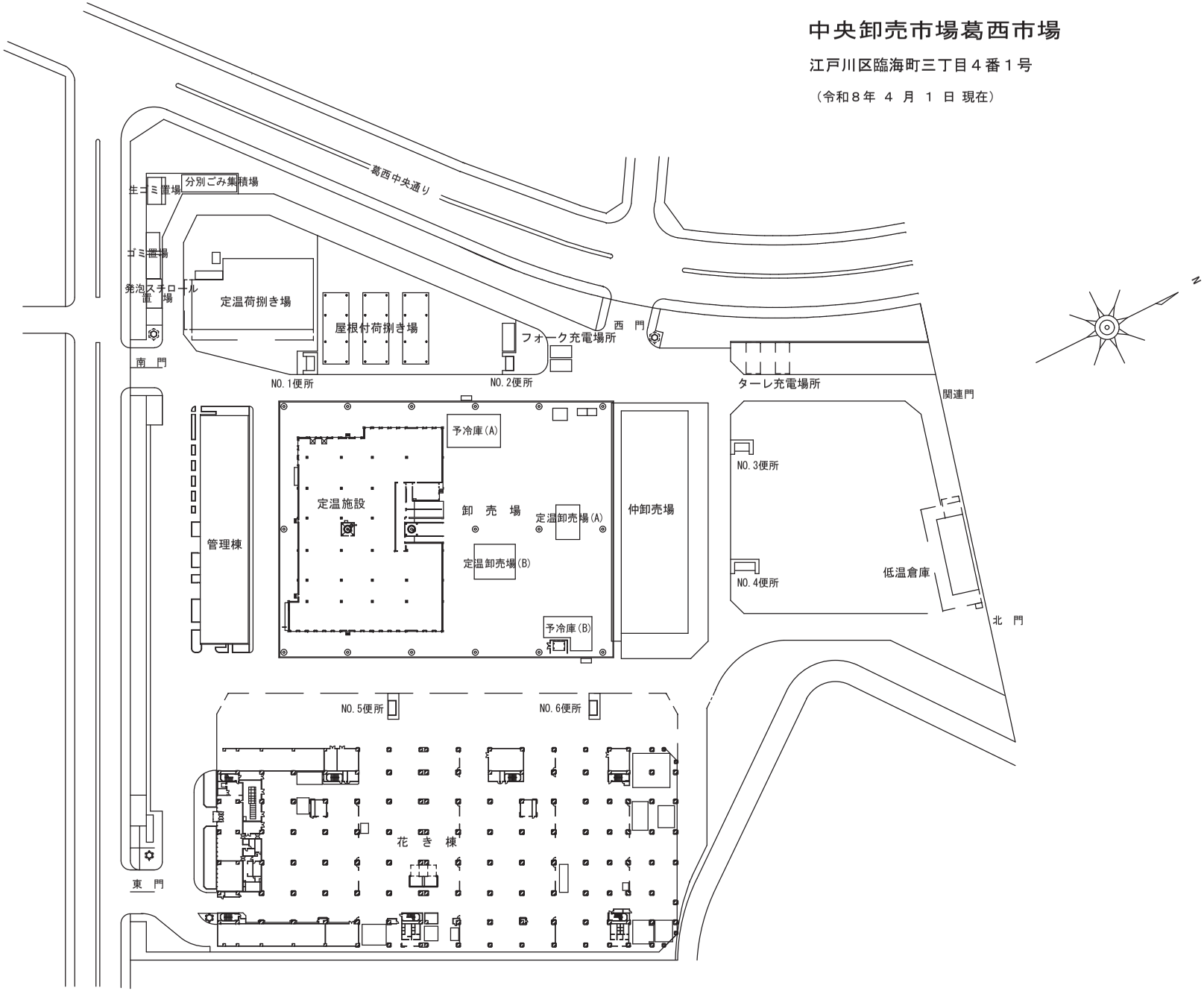
（令和 8年 4月 1日現在）



中央卸売市場葛西市場

江戸川区臨海町三丁目４番１号

（令和８年 ４ 月 １ 日 現在）



事　業　概　要

（令和８年版）

登録番号（8）2

令和８年９月　　発行

編集・発行　　東京都中央卸売市場管理部総務課
東京都新宿区西新宿２－８－１
電話　03（5320）5714

印　刷　所　　サミット印刷㈱
東京都港区芝大門2－10－18
電話　03（5472）3310

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙配合率 70%
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

HTT

電力を
へらす
つくる
ためる

Tokyo Tokyo